令　和　3　年　度

事　業　報　告　書

令和4年6月

一般社団法人日本私立大学連盟

令和３年度事業報告書
目次

Ⅰ．一般報告

１．令和４年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過 …… (1)
１－２　令和４年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容 …… (6)
１－２－１　令和４年度文部科学省概算要求の決定経過 …… (6)
１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容 …… (22)
１－３　令年４年度政府予算等の内容と対策活動 …… (30)
１－３－１　令和４年度政府予算の決定経過と対策活動 …… (30)
１－３－２　令和３年度補正予算の内容 …… (33)
１－３－３　令和４年度政府予算の内容 …… (35)

２．令和４年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

２－１　私立大学側要望等の決定過程…… (40)
２－２　文部科学省税制改正要望の内容…… (41)
２－３　令和４年度私立学校関係税制改正の概要…… (42)

３．審議会等への対応について

３－１　中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」への対応について…… (44)
３－２　文部科学省「大学入学者選抜協議会」等への対応 …… (45)
３－２－１　文部科学省「大学入学者選抜協議会」への意見書提出について…… (45)
３－２－２　「大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について」意見書の提出…… (45)
３－３　内閣官房「教育未来創造会議ワーキング・グループ」への対応について…… (46)
３－４　規制改革推進会議「子育て・教育・働き方ワーキング・グループ」へのヒアリング対応について…… (47)

４．学校法人ガバナンス改革への対応について

４－１　学校法人ガバナンス改革への対応について…… (49)

５．就職問題等について

５－１　就職問題等について…… (52)

６．その他

６－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について…… (62)
６－１－１　産学連携推進分科会…… (65)
６－１－２　採用・インターンシップ分科会…… (66)
６－２　新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応について …… (67)

Ⅱ．事業報告

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化
１－１－１　総合政策センター　企画会議…… (70)
１－１－１－１　事業の企画立案・調整
１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議…… (71)
１－１－２－１　ポストコロナ時代の大学のあり方にかかる検討
１－１－２－２　政策課題への取り組み
１－１－３　総合政策センター　プロジェクト…… (74)
１－１－３－１　シンクタンク機能の強化
１－２　情報収集・発信の強化
１－２－１　広報・情報委員会 …… (75)
１－２－１－１　広報・情報に対する課題への対応
１－２－１－２　社会に向けた情報発信の強化
１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会…… (77)
１－２－２－１　『大学時報』の発行
１－２－３　広報・情報委員会　コンシェルジュ分科会 …… (79)
１－２－３－１　コンシェルジュ事業の強化
１－２－４　広報・情報委員会　情報分科会…… (81)
１－２－４－１　調査の実施、情報収集
１－２－５　その他…… (82)
１－２－５－１　インターネットを活用した情報発信

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動
２－１－１　公財政政策委員会 …… (83)
２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応
２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上
３－１－１　教育研究委員会…… (86)
３－１－１－１　高大接続改革及び教学マネジメントの確立等への対応
３－１－１－２　関係機関等への対応
３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会…… (88)
３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施
３－２　学生・就職支援の充実
３－２－１　学生委員会…… (89)
３－２－１－１　学生支援研究会議の開催
３－２－１－２　新型コロナウイルスの影響に関する学生調査の検討・実施
３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会…… (92)
３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議
３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会…… (94)
３－２－３－１　就職にかかる諸問題への対応
３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会…… (95)
３－２－４－１　第16回学生生活実態調査の実施
３－３　グローバル教育の推進

３－３－１　国際連携委員会…… (97)
３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供
３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

４．大学マネジメントに関する事業
４－１　自律的大学経営の確立
４－１－１　経営倫理委員会…… (101)
４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応
４－１－２　経営委員会…… (101)
４－１－２－１　私立大学経営の充実・強化に向けた検討
４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会…… (103)
４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討
４－１－４　経営委員会　情報公開検討分科会…… (104)
４－１－４－１　情報公開の充実に向けた検討
４－１－５　経営委員会　人事労務検討分科会…… (106)
４－１－５－１　私立大学における人事労務政策にかかる検討
４－２　教学・経営マネジメントの確立
４－２－１　理事長会議　幹事会…… (108)
４－２－１－１　理事長会議の企画・実施
４－２－２　学長会議　幹事会…… (110)
４－２－２－１　学長会議の企画・実施
４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会…… (112)
４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施
４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会…… (114)
４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施
４－２－５　監事会議　幹事会…… (116)
４－２－５－１　監事会議の企画・実施
４－３　大学経営人材の養成
４－３－１　研修委員会…… (117)
４－３－１－１　創発思考プログラムの企画・実施
４－３－１－２　大学職員短期集中研修の企画・実施
４－３－１－３　新任管理職研修の企画・実施
４－３－１－４　オンデマンド研修（大学職員基礎コース）の配信、
コンテンツ開発（中級コース、中途採用者向けコンテンツ）
４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会…… (127)
４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施
４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会…… (129)
４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施
４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会…… (132)
４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施
４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会…… (135)
４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

５．その他目的達成に必要な事業
５－１　緊急・共通課題への対応
５－１－１　理工系分野の教育研究推進プロジェクト…… (137)
５－１－１－１　私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応
５－２　その他

５－２－１　「入会規則」等に関する検討小委員会 (139)
５－２－１－１　「入会規則」等の見直しに向けた検討

Ⅲ．処務の概要

１．顧問及び役員等について

１－１　年度当初の顧問及び役員等 (142)
１－２　その後の異動 (143)

２．会員の入会について

２－１　入会 (145)
２－２　休会 (145)
２－３　退会 (145)

３．人事関係について

３－１　事業担当理事等 (146)
３－１－１　年度当初の事業担当理事等 (146)
３－１－２　その後の異動 (147)
３－２　対外派遣等人事 (147)
３－２－１　日本私立大学団体連合会 (147)
３－２－２　文部科学省 (151)
３－２－３　日本私立学校振興・共済事業団 (152)
３－２－４　独立行政法人日本学生支援機構 (152)
３－２－５　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 (152)
３－２－６　独立行政法人大学入試センター (153)
３－２－７　内閣府 (153)
３－２－８　東京都 (153)
３－２－９　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム (154)
３－３　私大連事務局への職員派遣協力 (154)
３－４　私大連事務局職員 (154)

４．令和３年度役員会・総会

４－１　常務理事会 (156)
４－２　理事会 (161)
４－３　総会 (166)

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿 (169)

６．令和３年度各種委員会委員一覧 (170)

７．令和３年度事業計画 (179)

Ⅳ．社員の異動状況

＜資料編＞　この資料編は、本文中、「資料編　資料（番号)」と記載してあるものです。

１．令和４年度私立大学関係政府予算要求関係
２．令和４年度私立学校関係税制改正等要望関係
３．審議会等関係
４．学校法人ガバナンス改革等関係
５．就職問題等関係
６．その他

＜令和３年度事業報告の附属明細書＞

Ⅰ．一　般　報　告

１．令和４年度私立大学関係政府予算に関する私立大学側要望及び政府予算案の決定経過等について

私大連では、これまで常務理事会、理事会並びに総会において、私立大学関係政府予算に対する私立大学側要求について種々の検討を重ねるとともに、当法人と日本私立大学協会とで構成する日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）をはじめ、日本私立短期大学協会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会で構成する全私学連合、文部科学省及び関係諸機関とも連携・協力し、要求に当たっての基本方針並びに要求内容のとりまとめをはじめ、文部科学省概算要求に向けた私立大学側の要求、さらに政府予算獲得の実現に向けて積極的な対策活動を展開してきた。

令和４年度に向けた私立大学関係政府予算要求に関する私立大学側の基本的考え方、それに基づく具体的要求方針等のとりまとめ及びその実現・実行活動については、令和３年度事業計画における「Ⅱ．公財政活動に関する事業」の「税財政改革にかかる活動」の事業の一環として、公財政政策委員会を設置し、その任務に当たった。

１－１　私立大学側の要求方針等の決定経過

令和元年12月頃から中国湖北省武漢市を中心として発生したとされる新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）が引き起こす新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せ、令和２年１月30日には世界保健機関（ＷＨＯ）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されるに至った。令和２年２月下旬には世界７大陸のうち南極大陸を除く全ての大陸で感染者が確認され、３月11日には世界保健機関が「新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックと形容される」と評価した。新型コロナウイルス感染症の流行は、その中心地を、中国から米国・欧州、中南米・アフリカへと移しながら世界規模に拡大し、感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治経済秩序、さらには人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及した。

日本では、令和２年１月15日に感染症の最初の感染者が確認された後、３月下旬以降、感染が急速に拡大し、４月６日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認され、４月４日現在の４月１日までの状況として、感染経路が特定できていない感染者が40.6％を占める事態となり、４月10日には新規感染者数が708人にまで達した。

この間、政府では、政府としての新型コロナウイルス感染症に係る対策を総合的かつ強力に推進するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣を本部長として「新型コロナウイルス感染症対策本部」を１月30日に設置し、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定、滞在歴による外国人等の上陸拒否などの措置を講じた。２月25日には、『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において、今後の感染拡大防止策として、「学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等

に要請する」ことを決定し、２月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、文部科学省では、翌28日に文部事務次官名による「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に、３月２日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条（同法第32条において専修学校に準用する場合を含む）に基づく臨時休業を行うことを要請した。

４月７日には、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）から、緊急事態措置を実施すべき期間として４月７日から５月６日までの29日間、緊急事態措置を実施すべき区域として埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、４月16日には、全都道府県が緊急事態措置の対象とされた。その後、一日の新規感染者数は減少し、５月25日には宣言を解除するに至った。

しかし、10月末以降に再び増加傾向に転じた新規感染者報告数は、11月以降にその傾向が強まり、12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられるようになった。これを受け、政府は令和３年１月７日に、令和３年１月８日から令和３年２月７日までの31日間について、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言が発出され、同４都県における緊急事態措置は３月21日まで継続された。

新型コロナウイルス感染症対策本部が令和３年１月７日にその内容を変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「学校等の取扱い」について、１）文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する、２）大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する、３）部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する、４）大学入学共通テスト、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する、などとされた。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、２月３日に成立、２月13日に施行された。

令和３年度に入ってからは、令和３年４月１日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に係る分析・評価の結果を踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示が、４月23日には、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の４都府県とする公示がなされて以降、９月30日の緊急事態措置並びにまん延防止等重点措置の終了までの間に、緊急事態措置の対象は21都道府県、まん延防止等重点措置の対象は32都道府県に上った。

こうした状況を踏まえ、私大連では、令和４年度政府予算に関する私立大学関係の要望のとりまと

めに当たって、公財政政策委員会、常務理事会及び理事会において、私立大学関係政府予算要求に関する基本方針並びに要望内容等について検討するとともに、連合会、全私学連合並びに文部科学省等との連携を図りつつ、文部科学省高等教育局（私学部等担当部局）等との情報交換やその後の政府等の動向を注視しながら、積極的な要望活動を展開した。

私大連の公財政政策委員会では、令和３年３月18日に開催した公財政政策委員会における協議内容に基づき、オンライン授業の充実に対する継続的な支援、対面授業の実施や学生の諸活動の実施に際しての感染症対策に対する継続的な支援、ハイブリッド型教育の実施、充実に対する支援、ＤＸ化をはじめとする諸政策への対応に対する支援や、補正予算を含めた令和２年度政府予算並びに令和３年度政府予算、高等教育修学支援新制度の予算執行状況等を踏まえた学生への経済的支援に係る要望等に力を入れることとし、その方向性について５月11日開催の常務理事会に報告した。

第１回公財政政策委員会（５月18日開催）では、令和４年度政府予算に係る要望書（案）のとりまとめに向け協議した。その結果、要望書（案）は、１）昨年度の要望書同様、「基本的考え方」「最重点要望項目」及び「重点要望項目」によって構成する、２）「基本的考え方」では、ポストコロナの新たな大学教育の実現を目的として、基盤的経費である経常費補助について、学生一人当たり13.5倍に上る国私間格差の是正とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生に対する継続的支援と、デジタルを活用したグローバル化やリカレント教育などの私立大学に必要な国の支援を最重点課題として要望する、３）「最重点要望項目」では、「私立大学学生への経済支援」「学生の感染予防対策、私立大学病院に対する支援」と「ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」の三つの柱を掲げ、特に「ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」では、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会における検討の動向や、大学関係団体と経団連関係者による採用と大学教育の未来に関する産学協議会がこの４月にとりまとめた報告書の内容等を踏まえ、デジタル化を推進するための体制整備等に向けた支援、リカレント教育に関する支援、数理・データサイエンス・ＡＩ教育に関する支援と、グローバル化に関する支援を要望することとし、その内容は第636回理事会（６月８日開催）に報告され、その内容について協議し、了承された。

第２回公財政政策委員会（６月18日開催）では、文部科学省の私学助成課並びに専門教育課の担当者との懇談の機会を設け、文部科学省からの経済財政諮問会議で検討が進められている『骨太の方針2021（原案）』に係る検討の動向、６月３日に教育再生実行会議がとりまとめた『ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）』や教育ＤＸの方向性に係る説明を受けての懇談内容も踏まえ、要望書の最終とりまとめに向け協議した。

その結果、要望書の第一の柱である「基本的考え方」では、その主旨の中心に「ポストコロナの新たな大学教育の実現」を据え、「人々の行動様式の変容とともに大学教育のデジタル化を進めるなど、新たな学びの方法論を獲得するために、さらなる大学改革を実行していかなくてはならない」との基本認識のもと、「国は、未来創造を担う人材の多くを育成する私立大学を基幹とした教育政策を打ち出し、その教育研究に投資すべきである」としたうえで、１）基盤的経費に係る私立大学等経常費補助においては、私立学校振興助成法の目的（教育条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担軽減、経営の健全性向上）に配意した「２分の１補助の実現」を通じた学生一人当たり13.5倍に上る国私間格差の是正、２）新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生が学びを諦めてしまうことがないための継続的支援、３）ポストコロナの新たな大学教育を実現するため、デジタルを活用したグローバル化やリカレント教育などの私立大学に必要な国の支援、を最重点課題として要望することとした。

第二の柱である「最重点要望項目」は、「要望１．私立大学学生への経済支援」、「要望２．学生の感染予防対策、私立大学病院に対する支援」並びに「要望３．ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」の三本の柱からなる。

「要望１．私立大学学生への経済支援」では、「１．『学生支援緊急給付金』並びに『緊急特別無利子貸与型奨学金』の継続的な措置と国私間の学生支援格差の是正」、「２．“所得中間層”の学部学生等に対する支援」、「３．設置形態に依拠しないきめ細かな学生修学支援（授業料減免制度）」並びに「４．『高等教育の修学支援新制度』の業務負担軽減に向けた支援」の４点を掲げ、新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援にかかわって、令和２年度政府予算において、当初予算に加え学生の学修機会の確保のための経済支援、オンライン授業の環境構築等の観点から三度にわたる補正予算が編成されたが、それら補正予算における支援は、いずれも今後の教育研究活動の維持・発展に必要不可欠なものであることから、令和２年度限りの一時的な緊急措置とすべきではなく、政策目的の浸透や充実にとどまることなく、継続性をもってなされることを強く要望している。そのうえで、「２．」では、私立大学等経常費補助金によって世帯の給与所得841万円までの学生を支援する措置が令和元年度までは講じられていたが、令和２年度から導入された「高等教育の修学支援新制度」の創設に伴って同措置が廃止されたことから、経済的に困窮する中間所得層の家庭の学生への学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべきであること、「３．」では、風水害をはじめとする大規模災害に対する私立大学学生への経済的な修学支援制度は、機関補助である私立大学等経常費補助金によって措置されることにより、２分の１補助を上限とされ、学ぶ大学の設置形態によって、国による支援内容に格差が生じてしまっていることから、経済的な修学支援は個人補助として明確に位置付けたうえで、設置形態の違いによる差が生じることのない、きめ細かな支援制度の構築が必要であることを要望している。

「要望２．学生の感染予防対策、私立大学病院に対する支援」では、「１．学生の感染防止対策に対する支援」並びに「２．医療・福祉系人材育成のための私立大学病院に対する支援」の２点を掲げ、「１．」では、対面授業を通じた学生の学びの保障のためには、大学の施設等における感染予防のための対策や衛生環境の改善を講じなくてはならないことから、学内感染者の早期発見・二次感染の防止及び実習等の目的のためにＰＣＲ検査や抗原検査の受検を要する場合の検査費負担軽減に係る支援を要望している。

「要望３．ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」では、「１．デジタル化推進に向けた支援」、「２．リカレント教育に関する支援」、「３．数理・データサイエンス・ＡＩ教育に関する支援」並びに「４．グローバル化に関する支援」の４点を掲げている。「１．」では、ポストコロナを見据えれば“データやデジタル技術の活用を通じた学生視点の新たな価値の創出”というデジタル化を通じた教育のイノベーションを図っていくことが求められていること、世界の主要大学は、コロナ禍を乗り越え、交換留学や共同研究などをこれまで以上に推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでおり、わが国の私立大学も教育のＩＣＴ化の流れに乗り遅れることのないよう取り組まなければならないことなどから、質の高いオンライン授業のプログラムに対する継続的、かつ、戦略的な支援と、令和２年度第３次補正予算において措置された「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の継続による世界基準の質の高いＩＣＴ教育を推進する予算としての拡充を要望している。「２．」では、教育研究のＩＣＴ化と相俟って、社会人の学びの選択肢を広げることとなるデジタルを活用したリカレント教育を政府が推進すること、職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援の拡充・強化の一環として、大学における実践的な教育の推進に加え、現役のＩＴ技

術者等を対象としたリカレント教育などに対する重点的な支援を講じることや学び直しに係る経済的負担を軽減し教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図ることを要望している。「３．」では、わが国の大学生の約74％の教育を担う私立大学のボリュームゾーンに対する数理・データサイエンス・ＡＩ教育を積極的に進めなければ、統合イノベーション戦略推進会議が令和元年６月に決定した『ＡＩ戦略2019』が目指す「文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒／年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・ＡＩを習得する」や「多くの社会人（約100万人／年）が、基本的情報知識と、データサイエンス・ＡＩ等の実践的活用スキルを習得できる機会をあらゆる手段を用いて提供する」といった2025（令和７）年までの育成目標を達成することはできないことから、私立大学における取り組みへの積極的な支援を要望している。

第三の柱である「重点要望項目」では、「要望１．私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化」、「要望２．安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化」、「要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化」、「要望４．教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化」、「要望５．地方創生のための支援の拡充・強化」、「要望６．科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化」、「要望７．スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化」並びに「要望８．安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等」からなる。

特に「要望３．学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化」では、「（４）新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援」において、「Society5.0人材の育成に資する産学協働による共同研究、ＰＢＬ型教育やリカレント教育の推進や、産学協働によるインターンシップの実施、推進に取り組む私立大学に対してのより積極的な支援が必要である」旨を新たに記載した。

また、政府関係者、国会関係者への今後の要望活動をはじめとするさまざまな場面での活用、さらには、社会一般からの理解の深化、私立大学に対する公財政支出の必要性に係る世論の喚起を目指し、「要望（案）」に記した内容を中心に、私立大学としての“思い”や国私間格差の実態が明確となる論拠と事例について図表を中心に視覚的に訴える「データ編」については、最新のデータへの更新を適宜、図っていくこととした。

上記の経過を経てとりまとめられた「基本的考え方」「最重点要望項目」「重点要望項目」からなる『令和４年度私立大学関係政府予算に関する要望（案）』は、私大連の６月29日開催の第221回総会において報告された。

一方、連合会では、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めた。その過程では、連合会の公財政改革委員会委員、文部科学省高等教育局の私学助成課、高等教育企画課、学生・留学生課、総合教育政策局の地域学習推進課、研究振興局の学術企画室等との調整を行った。

その後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私学連合では、連合会をはじめとする各構成団体の要望内容を受け、私立大学関係の要望をはじめ私立高等専門学校、私立高等学校等、私立小学校及び私立幼稚園関係の政府予算に関する要望、並びに日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」という。）及び私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望を含む『令和４年度私立学校関係政府予算に関する要望』としてとりまとめ、各団体の会長への報告、了承を経て、要望の趣旨や項目を踏まえた『データ編』とともに文部科学大臣及び文部科学省政務三役をはじめ政府・与党関係

者に提出（８月３日）された（資料編　資料１－１、１－２）。

私大連並びに連合会では、上記『要望』のとりまとめと相まって、政府予算に関連する要望活動を展開した。

４月27日には、連合会として一般社団法人国立大学協会並びに一般社団法人公立大学協会とともに『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望』をとりまとめ、令和３年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間の延長の特例について（令和２年10月22日付通知　学振助－647号）」と同様の内容の令和４年度までの適用を日本学術振興会並びに文部科学省研究振興局に要望した（資料編　資料１－３）。また、５月６日には、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施にかかわって、地方自治体が大学に対し「授業は、原則オンライン」を要請する一方で、文部科学省からは同省からの通知によって、「様々な工夫の上で実施する」として、従来からの対面授業を重視するという考えが示されるなど、地方自治体と政府の見解の違いによる混乱が大学現場に生じていることから、連合会として『新型コロナウイルス感染症に伴う授業及び感染防止対策に関する要望』をとりまとめ、１）行政機関が大学への「要請」等を行う場合は、国や地方自治体との密接な連携に基づく統一的な内容であるとともに、各大学が、迅速かつ柔軟に非常時における教育研究体制の対応に当たれるような支援、２）学生が安心して対面授業に臨めるよう、大学キャンパスや学生寮に対し、ＰＣＲ検査をはじめとする感染防止対策のさらなる公的支援を要望した（資料編　資料１－４）。

また、８月25日開催の自由民主党文部科学部会では、文部科学省による令和４年度概算要求や税制改正要望の決定に向けた協議等が行われるとともに、私大連、日本私立大学協会、日本私立大学短期大学協会、日本私立中学高等学校連合会、日本私立小学校連合会並びに全日本私立幼稚園連合会からの資料に基づき、日本私立大学短期大学協会を除く５団体からの意見開陳が行われ、私大連からは田中会長が資料に基づき意見開陳した（資料編　資料１－５）。

８月30日の文部科学省概算要求の財務省への提出後も、『要望』の内容が令和４年度政府予算（案）に反映されるよう、その実現活動を展開した。

９月には自由民主党 学校耐震化・施設整備等促進議員連盟からのヒアリングに対応し、その内容は同議員連盟がとりまとめた『令和４年度予算等における学校施設整備のための予算確保に関する緊急要望』に反映された（資料編 資料１－６）。

１－２　令和４年度文部科学省概算要求の決定経過及び概算要求・要望の内容

１－２－１　令和４年度文部科学省概算要求の決定経過

経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である経済財政諮問会議では、「マクロ経済運営」と「活力ある地方の実現、大学改革」を議事とした３月22日開催の同会議において、有識者議員４名の連名により提出された資料『東京一極集中是正と活力ある地方の実現・大学改革に向けて』について協議した。同資料では「コロナを契機として、地方生活への関心の高まりと東京都からの転出超過といった動きに加え、世界的なデジタル化・グリーン化の進展の中でわが国経済・産業構造が大きく変化し始めている。こうした変化をゲー

ムチェンジャーとして、地方を活性化し、東京一極集中の動きを是正すべき」としたうえで、「そのカギは、デジタル環境整備の下でのやり甲斐のある雇用創出と生活環境の両面での充実、それによる人の流れの拡大、コロナ下で課題が顕在化した大都市圏行政の広域化、さらには地方大学も含めた大学改革であり」とした。そのうえで強力に推進すべき施策の「４．大学改革」では、「オンライン授業の進展やリカレント教育の必要性の高まりがみられ、10兆円規模の大学ファンドが創設されたこの機を捉えて、これまでも何度も問題提起され、制度改正等も行われながらも、進捗が遅い大学改革について、文部科学省が責任をもって国家的な戦略を作り、ＫＰＩを掲げて進めるべき。その際、大学間での取組が比較できる客観的なＫＰＩ等を示し、その実現に向け、更なる制度改革、交付金・助成金のメリハリ付け等を実行すべき」とし、具体的な施策として、１）イノベーションを担う大学の体制強化、設置基準見直し等の経営柔軟化、民間外部資金の拡大・外部経営人材の登用、国公私を越えた連携統合の促進等の大学ガバナンス強化、２）若手・女性外国人研究者、女性ＳＴＥＡＭ人材輩出、社会人学生、留学生の増加など大学における多様性の強化、３）リカレント教育、大学発ベンチャー創出、産学連携の構築、地方創生、公立大学の機能強化に向けた財政措置等による地方大学の活性化など、大学の社会とのつながり強化、の３点を掲げ、「３）」にかかわっては、「経営費補助のメリハリ付け等による私立大学の経営力強化や、私大の公立化の際の財政負担等の見える化の徹底を含む」とされた。一方、臨時議員である文部科学大臣からは、世界と伍する研究大学を目指すための大学改革を目指し、国立大学法人における１）学長選考会議による学長の業務執行状況のチェック機能の強化や監事の常勤化による監査体制の強化による大学ガバナンスの改善、２）国立大学法人の出資対象事業の拡大による財務基盤の強化、大学の研究成果等の社会への還元の一層の促進を目的とする国立大学法人法の改正と、世界と伍する研究大学への成長の支援や博士課程学生を含む若手研究者支援を目的とする10兆円規模の大学ファンドの創設に関わっての大学ファンドを受けるに相応しいガバナンスの構築や世界トップレベルの大学になるための特例的な規制緩和等を行う旨の方向性が報告された。また、魅力ある地方大学づくりに向けて、１）他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であることや地域の特性やニーズを踏まえたイノベーションの創出や社会実装に本気で取り組み、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること等を要件とする限定的かつ特例的な地方国立大学の定員増の要件の策定、２）地方大学活性化のための地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度を通じた地域における大学等の連携・統合の推進、３）中央審議会における魅力ある地方大学の在り方、支援策の策定、４）大学キャンパスを地元自治体や産業界の活動との共創拠点(イノベーション・コモンズ）としての整備の推進を通じた地方国立大学キャンパスの魅力向上、５）地方大学における研究力強化の推進方策の策定、に係る説明があった。

４月13日開催の経済財政諮問会議では、「人材への投資（ヒューマン・ニューディール）」、「デジタル化の加速」並びに「共助の促進」の３点を議事として開催され、有識者議員４名の連名により提出された資料『ヒューマン・ニューディールの実現に向けて』では、「デジタル化、グリーン化などの経済産業構造の大きな変化に対応しつつ、経済を活性化していくためには、今こそ、人材への投資と労働移動を大胆に進めることが必要である。これまでのように人材育成を企業に依存するのではなく、財源を確保しつつ、国が呼び水となる人材投資と関連制度の見直しを行い、社会全体の動きを牽引する必要がある」、「ヒューマン・ニューディールを推進し、人材育成・強化により利益と賃金を共に高める経済成長を促し、また、経済成長が多様な雇用機会と新たな活躍を生み出す、『成長と雇用の好循環』を実現すべきである」としたうえで、「１．成長性の高い分野への人材の円滑な移動の促進」において、１）リカレント教育の強化に向けて国は大胆に投資すべき。財源の在り方を検討

した上で、雇用保険二事業による企業を通じた支援から個人への直接給付にシフトしていくべきであり、厚生労働省は、既存の直接給付（教育訓練給付等）が十分に活用されない理由を早急に解明した上で、そのあり方を抜本的に見直し、直接給付が格段に推進されるようにすべき、２）従業員の学び直しへの支援を強化するため、選択的週休３日制を導入するなど働きながら学べる環境を整備すべき、３）諸外国に比べて低い水準にとどまる博士号・修士号取得者やこれらを有する経営人材の増加、デジタル人材の強化が必要であり、経済界主導の下、産学官で連携し、時代や企業のニーズに合った、学び直しのプログラムが大学等教育機関で提供されるようにするとともに、それらを個人への直接給付で重点的に支援すべき、とした。

一方、わが国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議するため、財務大臣の諮問機関として設置されている財政制度等審議会は、４月21日開催の財政制度分科会において、地方財政並びに文教・科学技術について審議した。同分科会では、文教・科学技術にかかわって、財務省から公財政教育支出、義務教育（指導体制等、教育のＩＣＴ化、学校施設）、高等教育（国立大学法人運営費交付金）並びに科学技術の観点からの説明があり、「公財政教育支出」について、１）日本の公財政教育支出の対ＧＤＰ比は、ＯＥＣＤ諸国の中で低いとの指摘があるが、日本の子供の割合もＯＥＣＤ諸国の中で低い、２）教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、一人当たりで見れば、ＯＥＣＤ諸国と比べて、私費負担を含めた教育支出全体は高い水準にあり、公財政教育支出に限っても遜色ない水準である、３）教育に係る私費負担の多寡を議論するのであれば、国民負担率の水準も併せて考慮する必要があり、国民負担率は、ＯＥＣＤ諸国の中で低い水準にある、との説明があった。また、「高等教育（国立大学法人運営費交付金）」については、１）国立大学については、平成16年度の法人化以降、現在、３期目（18年目）の中期目標期間が継続中であるが、当初描かれていた「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」が実現しているとは言い難い、２）令和４年度から開始される第４期中期目標期間においては、その実現に向けて、原則前年同額で配分される運営費交付金の配分をメリハリあるものとし、アウトカム志向の自律した経営を確立する必要がある、３）国立大学の教育・研究に関して、運営費交付金の「総額」だけが論点にされがちであるが、運営費交付金は、全国86の国立大学に配分され、各大学内部において、本部→学部等→研究室等へと配分されることから、運営費交付金が国立大学の教育・研究の質の向上につながる「配分（使い方）」となっているのかが重要な論点である、４）国立大学法人化以降、国立大学の運営費交付金等が約1,400億円減少したとの指摘があるが、このうち、附属病院が黒字化したことによる「病院赤字補てん金」の解消、退職者の減に伴う「退職手当」の減は、教育研究とは直接関係のないものの減少しており、これらの特殊要因を除くと、実質的には▲420億円（▲3.9％）の減にとどまっている一方で、補助金等は約860億円増加しており、国立大学に対する教育研究向けの公的支援は実質的には約440億円増加している、５）国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、「共通の成果指標に基づく相対評価」を令和元年度に導入し、令和２・３年度と順次メリハリを強化してきたところであるが、令和３年度における実際の配分結果を見ると、約７割の大学において、基幹経費に対する影響が▲0.5％～＋0.5％に留まっている、最大でも＋0.9％、最小でも▲1.5％の影響しかないなど、運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然として小さく、引き続きメリハリを強化する必要がある、６）評価指標について、「アウトカム指標」、「客観的・定量的指標」、「厳選された指標」となるよう徹底して見直し、毎年度メリハリある相対評価を実施する必要があり、第３期当初に導入された「重点支援評価」は、必ずしもアウトカム指標でない、相対評価ではない、大学独自の指標となっているなど、資源配分の仕組として十分に機能しているとは

言い難い、との説明があった。また、「科学技術」については、１）日本の質の高い論文（被引用数Top10％論文）数の世界ランクは低下するなど、研究力の低迷が指摘される一方で、科学技術関係予算（対ＧＤＰ）は、主要先進国で上位の水準（ドイツを上回りＧＤＰ比１％超を達成）であり、問題は研究生産性の低さにある。生産性の向上に向けて、解決すべき喫緊の課題は、研究の硬直性、研究の閉鎖性、若手研究者の活躍機会の不足、産学連携の弱さである、２）世界のトップ大学は、同窓生による寄附金等を原資として巨額のファンドを運用しており、わが国のトップ大学も寄附金を含め外部資金を大幅に増加させる必要があることから、巨額のファンドの運用益により研究環境を整える世界のトップ大学と早期に競争できるよう、時限的に国の資金を活用し「大学ファンド」を創設することとしているが、ファンドに参画する大学については、数校程度に絞り、人材（優秀な若手人材の活躍等）、ガバナンス（経営体として相応しい仕組等）、資金（外部資金の獲得増等）の面での抜本改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求める（次期通常国会に関連法案を提出予定）、３）e-CSTIのビッグデータによると、30代前半などの若手研究者が、質・量とも、高い研究生産性を示しており、若手が挑戦的な研究を主体的に、安定的に行う機会・環境を確保することが重要であり、欧州では、博士号取得後間もない優秀な域内外の若手研究者に対し、競争環境を確保しつつ、研究費を重点的に配分し、若い段階から独立して研究活動を行うことができるよう支援している、４）科学研究費助成事業の配分において、早期に成果を創出する若手が、規模の大きな研究や、国際共同研究、挑戦的研究等を行う機会を十分に得られていない可能性があるとともに、研究種目の支援期間等が固定的であると、研究成果を飛躍させる上でボトルネックとなる可能性があることから、データ分析に基づく実態把握・検証を進めつつ、重複応募緩和による応募機会拡大や支援期間の柔軟化等により、事業全体の効果を高めるとともに、優秀な研究者が切れ目なくステップアップしていける仕組を構築していくべき、５）日本の研究生産性を高め、世界に伍していく上では、国内の研究における国際性・閉鎖性を抜本的に改善する必要があり、大学等の海外研究機関とのネットワーク強化等を通じ、国際共同研究を促進すべきである、６）科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金等は、審査プロセス等において海外の知見を十分に活用しているとは言い難い状況にあり、国際的な研究動向の取り入れ、国内の研究の新陳代謝を資金配分側から促進できるよう、研究インテグリティの確保等に留意しつつ、海外研究者の参画など、研究資金運営の国際化を進めていくべきである、７）日本の大学は、研究室内部からの人材登用の慣行（アカデミック・インブリーディング）が継続していると見られ、縦割り意識の醸成、狭い視野による研究生産性の低下、成果よりも年功序列を重んじる教員登用による若手研究者の活力の低下、海外研究者等の優秀な人材の集積への阻害につながることが考えられることから、国際競争力ある大学群を形成する上では、内部登用ではなく公募による登用（含むテニュアトラック制）を徹底するなどにより、アカデミック・インブリーディングを抑止し、縦割り意識（講座制マインド）を打破すべきである、８）国立大学の学長は、現行制度上、学長選考会議により選考されることになっているが、内部教員の意向投票が実質的な選考に影響を与えている実態が見られ、結果として、日本の国立大学の学長は内部昇進がほとんどであることから、大学経営者としてふさわしい有為な人材を内外から獲得するための実効的な仕組を構築すべきである、９）運営費交付金が小さくとも、多様な財源を組み合わせて教育研究の質を確保している大学があり、運営費交付金の大きさが教育研究の質を規定するわけではない、10）わが国の大学における寄附金等の受入額は、欧米（特に米国）と比べて極めて小さいことから、わが国の大学においても、欧米大学のように、ファンドレイジング業務と同窓生業務を連携させた寄附金を集めるための体制を抜本強化すべき、11）大学等による民間企業との共同研究は、件数・金額とも継続して増加し、１件当たりの受入額も増加し

ており、共同研究の間接経費については、国立大学を中心に対直接経費比率の引上げを行っているが、多くの大学は、30%または20%等までとしており、海外の主要大学と同様にエビデンスに基づく比率を設定し、更なる獲得増を推進する大学は一部にとどまっていることから、国の事業を活用して体制強化等を行う大学等を中心に、エビデンスに基づく比率のさらなる引き上げを横展開し、各大学等の財務基盤の充実につなげていくことが重要である、と指摘した。

その後、財政制度等審議会では、５月11日並びに５月21日における財政制度分科会における審議結果に基づき、これまでの新型コロナへの対応を振り返りつつ、今後の対応に当たっての留意点を共有したうえで、『経済財政運営と改革の基本方針2018』に定められた政府の「新経済・財政再生計画」における「基盤強化期間」が令和３年度予算編成をもって終了することを踏まえ、改めて財政健全化の必要性を確認するとともに、令和４年度以降の歳出改革のあり方について提言する『財政健全化に向けた建議』を５月21日にとりまとめ、公表した。

『財政健全化に向けた建議』では、「Ⅰ．総論」において、１）新型コロナウイルス感染症への対応の過程で顕在化した、医療提供体制の脆弱さや行政の非効率性等は、国民生活に著しい支障をもたらした。当審議会は、これまで、医療機関の役割分担の徹底等、質の高い医療提供体制の整備に向けて、繰り返し提言を行ってきたが、足もとで生じている医療提供体制を巡る現状を見ると、こうした提言を踏まえた改革が十分に進まなかったことにも一因があるものと指摘せざるを得ない、２）医療提供体制に限らず、社会保障、地方財政、文教、社会資本整備等の各分野における個別の改革を、行政のデジタル化・ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を含め確実に実行し問題を解消しなければ、国民生活に深刻な影響を与えるだけでなく、今後の危機にも対応できなくなる可能性があることをしっかりと認識しておく必要がある、とした。そのうえで、「Ⅱ．主要分野において取り組むべき事項」の「３．文教・科学技術」では、「我が国の競争力の源泉は『人的資本』である。少子化が進展する中、我が国の生産性や潜在成長力の向上に向けて、教育や科学技術の質を高めていくことはとりわけ重要である」、「特に、教育は将来を担う子供たちにとって極めて大切なものであればこそ、巨額の財政負担は現在及び将来の子供たちに先送りとなっていることを忘れてはならない」とし、審議会として共有した１）これまで教員数や公的支出額など教育や研究のために使われる「量」の多寡を目的として議論されることが多かったが、「量」は教育政策や科学技術政策の目的を達成するための手段であることから、むしろ教育や研究が目指す成果、すなわち「質」に焦点を当てて、予算のより効率的で効果的な使い方を議論することが重要である、２）ランダム化比較試験等の実証研究の手法を活用しながら、政策効果を客観的に把握し、エビデンスに基づく政策立案を行わなければならず、そのためには、学術的な知見も踏まえてデータを整備し、研究者が活用可能な形でデータ提供を進めることも必要である、３）教育・研究の質を向上させる観点から、義務教育段階から高等教育段階に至るまで、同質性が高く閉鎖的な教育・研究組織を開放し、ダイバーシティを意識し、人材の流動性・多様性を高めるべきである、との３点の問題意識を前提にすべきであるとし、そのうえで、４月21日開催の財政制度分科会における協議内容に基づく提言がなされた。また、財政制度分科会において協議された国立大学法人に係る「評価指標について、『アウトカム指標』、『客観的・定量的指標』、『厳選された指標』となるよう徹底して見直し、毎年度メリハリある相対評価を実施する必要がある」、「第３期当初に導入された『重点支援評価』は、必ずしもアウトカム指標でない、相対評価ではない、大学独自の指標となっているなど、資源配分の仕組として十分に機能しているとは言い難い」といった点を踏まえ、「共通の成果指標による相対評価」の指標については、「カリキュラム編成上の工夫の状況等の取組指標が含まれており、よりアウトカム志向となるよう厳選を進めていく

必要がある」、「指標の質を高める観点から、必要なデータを整備していくことも重要である」、「例えば、教育に関する指標としては、現在、単純な就職率・進学率（「卒業・修了者の就職・進学等の状況」）が用いられているが、高等教育の『出口における質保証』という観点からは、卒業生の進路・所得について継続的な追跡調査を行う必要がある」とした。

「少子化対策・子育て支援」と「経済・財政一体改革（総論、社会保障）」を議事とした４月26日開催の経済財政諮問会議では、臨時議員である一億総活躍担当、まち・ひと・しごと創生担当、内閣府特命担当大臣（少子化対策　地方創生）から、令和２年５月29日に閣議決定された少子化社会対策大綱の説明があり、同大綱では、理想の子供数（３人）を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」をあげた人の割合が69.8%に上る現状を踏まえ、１）児童手当にかかわって、財源確保の具体的な方策とあわせての子供の数や所得水準に応じた効果的な給付のあり方の検討、２）高等教育の修学支援にかかわって、多子世帯にさらに配慮した制度の充実の検討、３）幼児教育・保育の無償化にかかわって、令和元年10月からの無償化の着実な実施、を掲げている旨の報告があった。

５月14日開催の経済財政諮問会議では、「金融政策、物価等に関する集中審議」、「経済・財政一体改革（総論、日本経済底上げ）」並びに「経済・財政一体改革（文教・科学技術）」を議事として開催され、有識者議員４名の連名により提出された資料『経済・財政一体改革の当面の重点課題～文教・科学技術～』では、「少子化が進行する下で、新しい付加価値を創造できる経済社会を構築するには、教育の質を高めることが喫緊の課題である。あわせて、世界レベルのイノベーション創出に向け、研究力を向上させることも不可欠である」としたうえで、「１．オンライン教育・デジタル人材育成等」では、「デジタル人材を全国的に育成するため、教育機関における育成カリキュラムや教育コンテンツを抜本的に強化すべきであるとともに、専門機関におけるトップレベルの高度デジタル人材の育成、スーパーシティ・スマートシティや企業・地域との連携強化を通じた人材育成が必要であり、この分野に対する大学・高専・専門学校の教育課程を拡充すべき」とされ、「２．研究開発・大学改革の強化」では、１）世界レベルのイノベーション創出に向け、10兆円規模の大学ファンドを着実に実現するとともに、同ファンドに参画する大学には、経営と教育研究の長を分離しプロによる経営を徹底するとともに、外部資金を拡大するなど、イノベーション創出につながる大学改革を求めるべき、２）キャリアの多様化を通じて研究の多様化を実現するためにも、博士号取得者については、基礎研究に加え社会実装の素養も育成するなど、イノベーション創出を目指す企業との円滑なマッチングが促される教育プログラムも提供するとともに、企業における採用状況を見える化するなど、博士人材を巡る採用環境を改善すべき、とされた。また、「経済・財政一体改革の主要な取組事項（文教・科学技術）」として、高等教育にかかわって、１）国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の配分に当たっては、大学間で取組が比較できる客観的な指標により評価を行い、成果・実績等に基づき配分される部分で効果的なメリハリ付けを行うべき、２）若手研究者の活躍を促すため、競争的研究費における若手研究者枠の設定や手続の簡素化・効率化、若手研究者の処遇改善等に取り組む大学への運営費交付金の重点配分について検討すべき、３）大学のリカレント教育への資源配分を制度的に位置付け、産学官連携の下で真のニーズに合った取組を、インセンティブ付けや見える化を通じて強化すべき、とされた。

６月９日開催の経済財政諮問会議では、同会議議員の内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣から、平成26年１月に経済財政諮問会議の下に専門調査会として設置され、同年11月に『報告「未来への選択」』をとりまとめた「選択する未来」委員会が、６月４日にとりまとめた『選

択する未来2.0　報告』と、若者の活躍や将来不安の解消等に向けて、若者が抱える課題とその解決のための環境整備について、未来を担う若者と意見を交わし、具体化を図るため、有識者、各分野で活動する若者から構成する懇談会を開催してきた若者円卓会議が６月８日にとりまとめた『若者円卓会議とりまとめ』並びに成長戦略会議の下で、日本の組織を開放し、個人が組織に縛られすぎず、自由に個性を発揮しながら、付加価値の高い仕事ができるよう、日本の組織の変革に関する課題を検討するため、有識者からなる研究会を開催してきた企業組織の変革に関する研究会がとりまとめた『企業組織の変革に関する研究会提言の論点整理～生え抜き主義からダイバーシティ登用主義へ～』について報告があるとともに、『経済財政運営と改革の基本方針 2021（仮称）（原案）』について協議した。

『選択する未来2.0　報告』では、「はじめに－10年かかる変革を一気に進めるために」において、「多様性こそがイノベーションを生み、変化への対応力を高める。その多様性の源は「人」にある。我が国の最大の資源である人材の力を引き出し、大きな変化に戦略的に対応していくことが今こそ必要である」、「今、求められる未来への選択こそが人材への大胆な投資である」としたうえで、「２．なぜ、いま人材への投資なのか～成長と雇用の好循環に向けた『ヒューマン・ニューディール』～」では、「いまの日本の豊かさを未来へとつないでいくためには、将来をしっかりと見通して、危機感とスピード感を持って変革を行うことが何よりも求められる。キーワードは、中間報告で指摘したとおり、『多様性』と『変化への対応』であり、カギは人材、特に、若者と女性の飛躍的な活躍にある。その際、スピードが重要である」、「国が呼び水となる人材投資と制度改革を大胆に行い、民間の創意工夫・投資意欲を引き出しながら、社会全体で人材を育成する大きなうねりを起こしていく」とした。「３．人材への投資により目指すべき姿」では、「若者の活躍と少子化の反転に向けて、就業、賃金、教育などで若い世代に資金が回る仕組みを構築していく。こうした仕組みを通じてイノベーションを促進し、経済成長と経済社会のダイナミズムを確保するとともに、若い段階から学び直しややり直しが可能となることで格差の是正にもつながることが期待される」とし、「個人の挑戦と成長を生涯にわたって社会全体で支える観点から、労働市場、教育システム、さらには社会保障制度を含めた一体的な再構築を図っていく」、「大学卒業までが学びの中心となっている教育システムを生涯にわたって個人の学び直しを支えるものに変えていく」とし、「目指すべき姿の実現に向けたベンチマーク」として、理系人材・博士人材数（人口当たり）やリカレント教育受講者数等を掲げた。また、

「４．具体的な提案」では、１）課題設定・解決力や創造性を重視した学びと画一的な人材活用システムの見直し等による付加価値創造、２）自由に安心して多様な人生の選択を試みることができる仕組みの構築並びに３）多層的で個別最適化されたセーフティネットの拡充と安心の確保、の３点を掲げ、「１）」では高等教育にかかわって、「中間報告で提案した博士号取得者の育成強化、意欲ある地方国公立大学等における理工系女子をはじめＳＴＥＡＭ人材の育成強化、大学や高等専門学校といった地域資源を最大限活用したＡＩとものづくりの組合せ等を着実に推進する」とするとともに、「文系・理系の区別のない入試の導入や文系・理系の学部区分の柔軟化、デジタルも活用した入学後の大学内選抜、大学間・学部間での単位互換による入学後の学力や関心に応じた大学間の移動といった取組を広げていく」とした。「２）」では、「財源を確保しつつ、国が呼び水となる人材投資と関連制度の見直しを行うとともに、多様な形で民間資金を活かし、社会全体の動きを牽引する。能力開発支援は企業を通じた支援から個人への直接支援にシフトしつつ抜本的に拡充する。同時に、教育や雇用政策といった関係省庁等の縦割りを排し、就労支援やリカレント教育を年代や目的に応じて再構築・強化する」、「市場ニーズを的確に捉え出口を見据えた民間事業者によるサービスの提供を拡大

し、さらに成果連動型とすることにより、一層の促進を図る」とした。また、「先端分野の高度人材や博士号を有する経営人材の育成において、大学におけるリカレント教育が果たす役割は重要」としたうえで、「政府は定員等の組織面を見直し、ニーズにあったリカレント教育を提供する大学への運営費交付金の重点配分等を通じたインセンティブ付与、教育内容の比較可能な形での見える化等に取り組む」とするとともに、経済界に対し「人材ニーズの提示、教える側の人材の派遣、学ぶ側の社員の参加、ＩＴインフラや機材の供与、教育プログラムの開発への関与」や「世界をリードするものづくりを支えてきた理工系人材にとって親和性が高いと考えられるＡＩの学び直しへの強力な支援」により、「ものづくりとＡＩの組合せを担う人材を育成していくべきである」とした。

６月18日には、経済財政諮問会議と成長戦略会議が合同会議として開催され、内閣総理大臣から経済財政諮問会議議長（内閣総理大臣）に対し、「当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。」とする諮問がなされるとともに、経済財政諮問会議がとりまとめた『経済財政運営と改革の基本方針2021　日本の未来を拓く４つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～』、成長戦略会議が『経済財政運営と改革の基本方針2021』の大きな方向性の下、有識者の意見や与党の提言等を踏まえ、主な施策項目についてとりまとめる『成長戦略実行計画案』並びに『成長戦略実行計画』の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取り組みについて記載した『成長戦略フォローアップ案』について協議した。

『経済財政運営と改革の基本方針2021　日本の未来を拓く４つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～』では、「第１章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン」において、「成長を生み出す４つの原動力（グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援）を実現する投資を重点的に促進し、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現して世界をリードしていく。これにより、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換を実現する」とするとともに、「新たな時代に向けた人材育成、働く人がやりがいと生産性を共に高められる働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など成長を支える基盤づくりを進める」とした。「３．ポストコロナの経済社会のビジョン」では、「我が国の最大の資源である人材の力を引き出していくことが重要となる」としたうえで、政府が呼び水となる人材への投資と制度改革を大胆に行う「ヒューマン・ニューディール」を通じ、民間の創意工夫や投資を促し、社会全体で人材を育成する大きなうねりを起こしていくとし、１）意欲と能力のある若者が活躍でき、多様な経験を積みながらキャリアアップを行えるようにする、２）女性のキャリアアップ支援の強化等を通じ男女の賃金格差を解消するとともに、理系分野を始め多様な分野での女性の活躍を促す、３）誰もがいつでも学び直しを行えるようリカレント教育の抜本的な拡充を図り、キャリアアップをしながら、転職や起業などを通じて、年功序列や生え抜き主義といった慣行にとらわれずさまざまな場での活躍を選択できるようにし、国際的に通用する人材を育成していく、ことが重要であるとした。

「第２章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉～４つの原動力と基盤づくり～」では、「２．官民挙げたデジタル化の加速」の「（１）デジタル・ガバメントの確立」において、１）政府のデータ戦略に基づき、政策課題に対応するデータを特定・発掘し、その活用・共有を前提としたデータ設計・整備を行い、整備されたデータの最大限の利活用を図る、２）デジタル庁は、個人情報保護と両立する形での地方自治体保有データも含む行政データ提供のワンストップ化の仕組みを構築する、３）医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータ・プラットフォームを早期に整備する、とし、「（３）デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策」では、１）全

国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する、２）デジタル人材の裾野拡大のため、職業訓練と教育訓練給付のデジタル人材育成への重点化を図ることとし、デジタル関連プログラムの拡充等の強化を行う、などとした。

「３．日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～」では、「（８）分散型国づくりと個性を活かした地域づくり」において、１）地域の知と人材が集積する地方大学の力を強化する政策パッケージを本年度中に策定し、ＳＴＥAM教育を中心とした人材育成や研究開発により地方の産業創出を推進する、２）東京圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進する、とした。

「５．４つの原動力を支える基盤づくり」では、「（１）デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進」において、１）デジタル時代で求められる教師の役割や質の変化等に対応するため、外部人材の登用を含む教員免許制度等に関する抜本改革を検討し、結論が出たものは本年度内から見直す、２）高度人材教育や起業家教育を強化するため、企業等と連携・協働した教育プログラムの実施、高等専門学校の高度化・国際化、大学の学部段階における文理融合教育、キャンパスの共創拠点化等を推進する、３）感染症による影響を含め、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等の在り方について検討を促進する、４）世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる、５）研究の生産性を高めるため、研究ＤＸを推進するとともに、研究を支える専門職人材の配置を促進する、６）基礎研究を始めとする研究力の強化に向け、優れた研究者や留学生が世界中から集まる多様性に富んだ国際研究拠点の形成や国際共同研究等の充実により、感染症で停滞した国際頭脳循環を推進する、７）社会課題の解決に向け、研究成果を社会実装につなげるために、スタートアップの創出や産学官の共創によるイノベーション・エコシステムの全国的な形成を促進する、などとした。また、「（２）女性の活躍」では、１）ＩＴ分野を始めとした理工系分野において、特に女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取り組みを進める、２）学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けのＳＴＥAM教育拠点の整備、理系分野で優れた業績を残している女性研究者の話を聞くことができる機会の充実等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す、とした。「（５）多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実」では、１）年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する、２）企業を通じた支援のみならず、個人への直接給付も十分に活用されるよう、教育訓練給付の効果検証により、その内容が労働市場のニーズによりマッチするよう不断の見直しを行うなど、その活用を推進する、３）博士号・修士号の取得を促すとともに、これらを有する企業人材やデジタル人材等の高度人材の育成を図るため、産学官連携の下、時代や企業のニーズに合ったリカレント・プログラムを大学・大学院・専門学校等において積極的に提供する、４）企業、受講者、大学等に対する具体的なインセンティブ措置を検討し、必要な施策を講じてリカレント教育を推進する、５）博士号取得者の採用拡大に向け、企業との効果的なマッチング機会を支援する、などとした。

「第３章　感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革」では、「４．デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革」において、「教育・研究環境のデジタル化の遅れや関連する社会課題への対応を加速するため、教育内容・制度の転換を迅速に図りつつ、科学技術・イノベーション政策を戦略的に推進する」としたうえで、１）デジタル化に伴う学生の多様な学びのニーズに対応するため、施設等の基準、定員管理、授業方法等に関する大学設置基準等の見直しについて本年度内に結論を得て、順次改訂する、２）国は、真に独立した、個性的、戦略的自律経営を行う、世界に伍する国立大学を実現するため、国立大学との新たな自律的契約関係の法的枠組みにつき、年内に結論を得て、ガバナンス抜本改革等と合わせ、法制化を行う、３）手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う、４）国立大学法人運営費交付金について、客観・共通指標による成果に基づく配分の見直しを更に進めながら、新たな配分ルールを本年度内に策定し、私学助成等を含めた大学への財政支援の配分のメリハリを強化する、５）国公私立の枠を超えた大学の連携・統合を促進する、６）Society5.0 の実現や社会課題の解決に向け、民間資金を拡大しつつ、「第６期科学技術・イノベーション基本計画」をエビデンスに基づき着実に実行する、７）世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設の戦略的推進や官民共同の仕組みで大型研究施設の整備・活用を進める、８）競争的研究費の一体的改革や情報インフラの活用促進、施設・設備の共用化等による基盤構築を図り、生産性向上を目指す、とした。

上記内容を踏まえ、「第４章　当面の経済財政運営と令和４年度予算編成に向けた考え方」では、「１．当面の経済財政運営について」において、「令和２年度第３次補正予算を含む『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』及び令和３年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく」としたうえで、「２．令和４年度予算編成に向けた考え方 」として、１）感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る、２）団塊の世代の75歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第３章で定める目安に沿った予算編成を行う、３）グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う、４）歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく、とした。また、『成長戦略実行計画案』では、「第11章　イノベーションへの投資の強化」において、「２．文理融合の推進」として、「学部改革等により、理系、文系をはじめとする分野の垣根を乗り越え、研究開発の成果により、社会を変革させるとともに、研究人材育成のための投資を大幅に充実させる」とし、「４．大学ファンドの創設などを通じた大学改革」では、１）優秀な人材と豊富な資金が集まる世界トップクラスの研究大学を目指し、10兆円規模の大学ファンドへの拡充について、本年度内に目途を立て、大学改革に向けた新たな法的枠組みを早急に検討し、次期通常国会への提出を目指す、２）博士後期課程学生支援を着実に実施するとともに、地方大学を振興するための支援策を強化する、とした。

『成長戦略フォローアップ』では、「４．『人』への投資の強化」の「（４）女性・外国人・中途

採用者の登用などの多様性の推進」において、「高度外国人材の受入促進」にかかわって、「大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を促進し、2021年度中に両者による取組の好事例・ノウハウ等の横展開を通じて、全国の大学・関係機関等とハローワークの留学生支援を強化する」とするとともに、「中途採用・経験者採用の促進」にかかわって、「学生の学修環境の確保を前提に、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の提言及びその進捗等を踏まえ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、『インターンシップの推進に当たっての基本的考え方』の見直しも含め、対応の方向性について、着実に検討を進める」とした。また、「（６）労働移動の円滑化」では、「リカレント教育の推進」にかかわって、１）社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取り組みを実施することで、産学連携による社会のニーズに即したＩＣＴスキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する、２）価値創造人材の育成の取り組みを行うとともに、ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージを踏まえ、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレント・プログラムの発掘・開発を進める、３）大企業に勤務している20代から30代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供するため、2021年度より「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発するとともに、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う、とした。さらに、「（７）ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実」では、「大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成」にかかわって、１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムにおいて、教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学修管理システム（ＬＭＳ）や遠隔・オンライン教育の活用等教育のデジタル化を進めるとともにデータ駆動型の教育への転換を図り、個別最適な学修を実現していくなどwell-beingを踏まえた新たな大学教育の構築に向けた必要な検討と環境整備を進める、２）大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、教育再生実行会議の議論も踏まえ、国際的な動向を見据えながら、「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略の再構築に向けた検討を行い、2021年度中を目途に一定の結論を得る、３）デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・ＡＩのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。さらに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備し、着実に実施していく。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・ＡＩ教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う、４）大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・ＡＩの優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて2021年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・ＡＩ分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める、５）Society5.0時代を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するための教育プログラム

の構築や、世界をけん引する博士人材を育成するための最高水準の教育力・研究力を結集した学位プログラムの構築について、2021年度から実施する中間評価の評価結果等も踏まえ、産業界等からのニーズを踏まえた人材育成の取り組みを一層加速する、６）Society5.0時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を2024年度から出題することについて検討を行い、2021年度中に結論を得るとともに、将来的なＣＢＴ活用の在り方について検討を進める、とした。

一方、政府では、総合科学技術・イノベーション会議（ＣＳＴＩ）が司令塔となって毎年策定する『科学技術イノベーション総合戦略』に基づき、施策の重点化等を着実に実行してきた。令和元年度からは、平成28年１月に閣議決定された第５期科学技術基本計画の策定以降、１）世界で想像を超えたイノベーションが進展し、ゲーム構造が一変し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないとの問題意識のもと、第５期科学技術基本計画（Plan）・科学技術イノベーション総合戦略2017（Do）の取組の評価（Check）、今後とるべき取組（Action）の提示、２）硬直的な経済社会構造から脱却、我が国の強みを活かしつつ、Society5.0の実現に向けて「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会の創造、３）「世界水準の目標」「論理的道筋」「時間軸」を示し、基礎研究から社会実装・国際展開までを「一気通貫」で実行するための「政策の統合」、４）イノベーション関連の司令塔機能強化を図る観点から「統合イノベーション戦略推進会議」の設置による横断的かつ実質的な調整・推進機能の構築が必要であるとの認識のもと、政策の統合により、知・制度・財政の基盤三本柱を改革・強化しつつ、わが国の制度・慣習を柔軟に「全体最適化」すること、「世界で最もイノベーションに適した国」を実現し、各国が直面する課題の解決モデルをわが国が世界に先駆けて提示することを基本的な考え方とする『統合イノベーション戦略』を策定してきた。

その一方で、科学技術基本法が制定された平成７年以降、ＡＩやＩｏＴ、生命科学など、近年の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分なものとなっており、人間や社会への深い洞察に基づく科学技術・イノベーションの総合的な振興が必要となっているとの情勢変化に鑑み、第201回国会（常会：令和２年１月20日～令和２年６月17日）にて、科学技術基本法を25年ぶりに本格的に改正するための法律が成立、公布され、改正科学技術基本法（科学技術・イノベーション基本法）では、現代の複雑化する諸課題に対峙していくためには、人文・社会科学（科学技術・イノベーション基本法では「人文科学」とされているが同じ意味である）が積極的に役割を果たすことが重要になってくること等から、人文・社会科学のみに係る科学技術を振興対象に追加するとともに、「イノベーションの創出」について、イノベーション創出に至る具体的な手段として、従来の新商品または新役務の開発などの企業活動を念頭に置いたものに加え、科学的な発見または発明といった創造的活動についても規定し、「イノベーションの創出」が多様な主体が関与し得る幅広い概念であることを明確化するなど、これまで「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に規定されていた定義を見直したうえで、科学技術・イノベーション基本法に新たな概念として導入するなどとされた。

その後、政府は1995年に議員立法により制定された「科学技術基本法」に基づき策定する５ヵ年計画である科学技術基本計画について、2021（令和３）年度から2025（令和７）年度を計画期間とする第６期の基本計画を25年ぶりに実質的に改正し、「科学技術・イノベーション基本法」へと名称を変更した改正基本法の下で策定される初の計画となる「科学技術・イノベーション計画」を３月26日に閣議決定した。

「科学技術・イノベーション計画」では、「我が国が目指すべきSociety5.0の未来社会」を「持続

可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた「『総合知による社会変革』と『知・人への投資』の好循環」という科学技術・イノベーション政策の方向性を示すとともに、その達成のため、次の５年間で約30兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約120兆円の研究開発投資を行っていくことを明記した。

さらに、第６期科学技術・イノベーション基本計画の実行計画と位置づけられる最初の年次戦略として、第６期基本計画策定後、各国間の技術覇権争い、気候変動問題への対策について国内外で大きく変化したことを踏まえ、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会」と「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を目指し、今後１年間で取り組む科学技術・イノベーション政策を具体化した『統合イノベーション戦略2021』が６月18日に閣議決定された。

『統合イノベーション戦略2021』では、「第２章　Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」の「１．国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革」において、「（４）価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成」に係る今後の取組方針として、１）成長性のある大学等発ベンチャーの創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化の一体的な実施、２）スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築に向けた支援、等を掲げた。

「２．知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」では、「（１）多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築」に係る今後の取組方針として、１）博士後期課程学生の経済状況や各大学における奨学金制度の状況について、引き続き定期的に調査を実施し状況を把握し、必要に応じて関連施策の充実を図るとともに大学における取組の充実の促進、２）2020（令和２）年度に強化した博士課程学生支援の着実な推進、３）「ジョブ型研究インターンシップ推進事業」を通じた博士後期課程における長期有給インターンシップの2021（令和３）年度からの実施、４）2021（令和３）年度から大学・国立研究開発法人等において競争的研究費や企業の共同研究費から、研究に携わる者の人件費の支出を行うとともに、それによって、確保された財源から、組織のマネジメントにより若手研究者の安定的なポストの創出を行うことの促進、５）優秀な研究者に世界水準の待遇を実現するべく、2021（令和３）年度から、外部資金の活用により標準を上回る高額給与の支給を可能にする給与制度（混合給与）の実施の促進、６）ＵＲＡの能力に応じた認定制度の創設による質の向上及び能力の可視化、ＵＲＡ等のマネジメント人材の役割や処遇の好事例の収集・周知等を通じた大学等におけるＵＲＡの戦略的配置の有効性などの理解増進と処遇改善の促進、７）大学、公的研究機関における各分野の博士後期課程在籍者数に占める女性割合や機関の特性等に応じ、採用割合や指導的立場への登用割合などについて、戦略的な数値目標設定や公表等を行うことの要請、８）私立大学等経常費補助金における女性研究者を始め子育て世代の研究者のための環境整備を促進するための保育支援体制の整備やライフサイクルに対応した研究環境の整備を進める大学への支援の実施、９）学術研究による多様な知の創出・拡大に向け、基盤的経費を始めとした機関の裁量で使用できる財源の確保、10）未来社会が直面するであろう諸問題に関する人文・社会科学系研究者が中心となって研究課題に取り組むプログラムの推進、11）データ駆動型研究の振興を図るための人文・社会科学のデータ・プラットフォームのさらなる強化策に係る2021（令和３）年中の結論の導出と必要な取組の推進、12）競争的研究費に係る各種事務手続きに関する関係府省申し合わせを踏まえたルールの一本化、簡素

化・デジタル化・迅速化に係る取組の推進、等を掲げた。また、「（３）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張」に係る今後の取組方針として、１）私学助成等に係るメリハリのある配分の実施、２）2021（令和３）年から見直し・強化される文部科学省の組織・体制における大学研究力強化室（仮称）の新たな設置など、国公私立大学の研究人材、資金、環境等に係る施策の戦略的かつ総合的な検討、３）地域の活性化や我が国全体の研究力強化に資するための大学の強化に向けた地方大学の振興パッケージを策定と、共創拠点としての地方大学の整備、地域が求める人材育成や地域の課題解決に繋がる研究開発、強みを生かした多様な研究活動の推進、等を掲げた。

「３．一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」では、１）「日本版O-NET」と、大学等における社会人向けプログラムを紹介するサイト（「マナパス」）との機能面での連携の2021（令和３）年度内の着手、２）関係省庁による検討の場における教育訓練休暇制度の活用促進や、企業における従業員のリカレント教育の導入を促進するための取組に係る検討の実施、３）対面とオンラインのハイブリッド化など、多様な学修者が学び合うことができる、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築等に係る大学設置基準の弾力化も含めた検討と2021（令和３）年度末を目途にした一定の結論の導出、等を掲げた。

「４．官民連携による分野別戦略の推進」では、「（１）ＡＩ技術」に係る今後の取組方針として、「ＡＩ戦略　2021」に基づき、１）「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度」へ賛同・協力する企業等を掲載するＨＰの開設等、２）大学等における優れた教育プログラムを認定する「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」の制度構築と運用の開始、３）デジタル人材の育成のための数理・データサイエンス・ＡＩのモデルカリキュラムを踏まえた教材等の全国の大学及び高等専門学校への展開、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得の推進や教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人社系大学院教育におけるダブルメジャーの促進、４）政府職員に対するＡＩ等に関する教育の試行的実施、５）「包括的データ戦略」に基づく、ベース・レジストリ、分野ごとのデータ交換基盤、包括的なトラスト基盤の整備等の促進や、分野間データ連携基盤の連携拡大など、データ利活用環境の構築や整備されたデータを活用したＡＩサービスの社会実装の推進、等を掲げた。

上記の『経済財政運営と改革の基本方針2021』『成長戦略実行計画』『成長戦略フォローアップ』並びに『統合イノベーション戦略2021』は、新型コロナウイルス感染症が地域経済や住民生活になお大きな影響を及ぼしている一方で、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動が変化してきていることを踏まえ、訪れたい・住み続けたいと思えるような魅力的な地域を実現していくために、感染症が拡大しない地域づくりを含めた総合戦略に掲げた政策体系（四つの基本目標及び二つの横断的目標）に基づいた取り組みを進めるに当たり、新たに三つの視点（ヒューマン、デジタル、グリーン）を重点に据え、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、政策指標をしっかり立て、全省庁と連携を取りながら政府一丸となって総合的に推進する旨をまとめた『まち・ひと・しごと創生基本方針2021』や、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む）の推進を目的として、『規制改革推進に関する答申（令和３年６月１日）』等により示された規制改革事項を当面の改革事項として、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図るべく、「デジタル・ガバメントの推進」、「デジタル時代に向けた規制の見直し」、「成長の加

速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革」、「グリーン（再生可能エネルギー等）」、「雇用・教育等」並びに「その他横断的課題」を改革の重点としてとりまとめられた『規制改革実施計画』とともに６月18日に閣議決定された。

『規制改革実施計画』では、「デジタル時代を踏まえた大学設置基準等の見直し」に関連して、１）「遠隔授業の方法により修得する単位数の上限（60単位）」については、一部のみオンラインで実施する場合はこの上限の範囲内には入らないことが明確化されたが、通学制と通信制の設置基準の見直しに当たっては、通学制と通信制の差異が相対化していることを踏まえ、それぞれの長所を生かした形で大学が独自性を活かすことができるよう、さらなる見直しが必要であり、関係者の意見を聞きながら検討を行う、２）授業の主たる実施場所は大学の校舎等であることが求められ、学外の施設の利用は授業の一部のみを認めている大学設置基準について、オンライン授業の普及・利用状況を踏まえ、また大学に今後期待されるリカレント教育の実施に向けた社会人の利便性等の観点から、校地・校舎面積の物理的空間としての規制、例えば「校舎等施設」（「大学設置基準」第36条）、「校地の面積」（同第37条）、「校舎の面積」（同第37条の２）並びに「運動場」（同第35条）等の基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟に対応できるよう見直しを実施するとともに、デジタル書籍の利用やオンライン授業が今後さらに広がると想定される中で、大学設置基準における体育館を始めとした施設の設置義務等の妥当性について検討し、見直すとともに、必ずしも「紙の本」の図書館や教員の個室は必要ないという点と併せて、周知する、３）国際的活躍を目指す学生のキャリア形成の過程において、海外大学院への進学は珍しくない中、「大学に４年以上在学し、124単位以上を修得する」ことを卒業要件として定めている大学設置基準について、大学卒業要件は、大学に何年在学したかではなく、何を修得したかで認められるべきであり、「単位」（「大学設置基準」第21条）を取得した場合には、４年未満であっても卒業できるように見直すとともに、入学時期や卒業時期についても、海外への大学留学・大学院進学における利便性も踏まえ、柔軟な設定を可能とする、４）時間的、地理的な制約が緩和されるデジタル時代においては、対面教育のみを前提とした現行の厳格な定員管理は、より柔軟かつ合理的な定員管理に見直される必要があることから、定員管理について、個別の事情（例えば医学部における実習可能数の上限等）がある場合を除いて、「学部単位の入学定員」をより柔軟化するとともに、単年度での管理についても、複数年度の平均値での管理など、より現実的な方法に変更を行うとともに、社会人学生や留学生に関する定員についても、より柔軟な設定をすることを可能とする、５）専任教員数について、「『当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数』と『大学全体の収容定員に応じ定められる教授等の数』の合計した数以上」と定めている大学設置基準について、学部の種類や各大学の実態に即した形で見直す、６）魅力的な大学・専門職大学の設立に当たっては、優れた実務家教員の採用による民間ビジネスの実態に合わせた環境の整備等は必須であるが、その基準は必ずしも明示化されていないことから、「実務家教員」の定義（実務家教員の研究・教育実績の明確化）や学校名（どのような学校名なら認可されるか、不認可となるか、またその基準について）等について、大学等の設置認可の申請に当たり、誰もが分かりやすい形で明示化する、７）大学設置基準における単位互換が認められるのは60単位とする上限について、海外からの留学生の取り込み、国内の日本人の海外留学の促進、大学間の単位互換の促進などの観点から、単位互換制度の活用状況や将来的なニーズ、また、自ら定める学位授与方針等との整合性や質保証の観点等も踏まえ、単位互換制度のあり方について議論を行う、ことについて、文部科学省に令和３年度に検討・結論を得、結論を得次第速やかに措置する、こととされた。

７月７日の閣議では、７月６日開催の経済財政諮問会議における協議内容に基づきとりまとめられ

た『令和４年度予算の概算要求の具体的な方針について』について、内閣総理大臣から、１）先般閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2021』で示された方向性に沿って、まずは新型コロナ対策に最優先で取り組みながら、グリーン、デジタル、活力ある地方づくり、少子化対策という四つの課題に重点的な投資を行うため、予算を大胆に重点化する、２）これまでの歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進める、３）各大臣は既存の予算、制度をゼロベースで見直し、こうした方針に沿った概算要求とする、ことの３点が示された。その後、財務大臣から、１）令和４年度予算においては、『経済財政運営と改革の基本方針2021』及び『同2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、総理から指示のあった４分野に重点化を図りつつ、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組んでいく必要がある、２）閣僚各位は、既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味するとともに、「新たな成長推進枠」の仕組みを活用していただきたい、３）新型コロナ感染症対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、この仕組みや事項のみの要求も含め、適切に要求していただきたい、４）予算編成過程を通じて、「新経済・財政再生計画」に盛り込まれた制度改革をしっかりと具体化していただきたい、５）概算要求提出期限は８月末日とする、６）財政投融資については、ポストコロナの持続的な成長につながる投資など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただきたく、その際、民業補完性、償還確実性等を確保するとともに、生産性向上等の観点から対象事業の重点化・効率化を図っていただきたい、７）税制改正要望についても、８月末日までに提出をいただきたい、８）厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置については、例年同様、必要性等を見極めたうえでゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただきたいとの発言があった。また、総務大臣からは、１）独立行政法人等の新設や業務追加などの要求に当たっては、行政の肥大化を来さないよう、既存組織との重複排除や役割分担を踏まえた効率的な組織・業務運営を行っていただいたうえで、各法人の既存業務の見直しによるリソースの有効活用や、地方公共団体・民間企業等の関係機関との連携を進めるなど、法人の専門性やノウハウを最大限発揮させる観点から、内容を検討いただきたい、２）政策評価については、国会における行政監視機能の強化の取組も踏まえ、その質の向上を図るとともに、政策の立案や改善に一層活用していくことが求められていることから、各大臣においては、ＥＢＰＭの考え方も取り入れながら、政策評価を的確に行うとともに、概算要求に当たり、その結果を十分に活用していただきたい、３）各大臣においては、『経済財政運営と改革の基本方針2021」等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務づけられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないようご留意願いたい、４）関係の大臣に対し、概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項（「防災・減災対策、国土強靱化及び東日本大震災等からの復旧・復興に係る必要な措置」「新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組の推進に係る必要な措置」「デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進に係る必要な措置」）について、文書により要請することとしているが、各大臣においては、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の協力をお願いしたい、５）地方税に関する令和４年度税制改正要望についても、令和３年８月末日までの提出をお願いし、各大臣は，地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただきたい、との発言があった。さらに、行政改革担当、国家公務員制度担当、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、規制改革）から、

１）機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなど、適切に対応いただきたい、２）要求に当たり、各大臣は国民に対し必要な行政サービスを確実に提供でき、また、効果的かつ効率的な業務遂行体制となるよう、既存の体制、業務及びそのやり方をしっかり見直していただきたい、３）各府省においては、行政事業レビューの取組による事業の点検結果について、令和４年度概算要求に的確に反映していただきたい、４）今回の結果を含めたこれまでの行政事業レビューにおける指摘事項については、今後の予算編成において、看板の掛け替えなどの誤解を招くことのないよう、しっかりと対応をお願いしたい、５）引き続き、エビデンスに基づく政策立案、ＥＢＰＭを推進することが大変重要であり、こうした観点も踏まえて概算要求を検討いただきたい、６）各府省が行った概算要求の内容については、行政改革推進会議において、効率性や有効性などの観点から検証することとしている、との発言があった。

以上の内容を経て、１）一般歳出のうち、年金・医療等に係る経費、義務的経費並びに東日本大震災からの復興対策に係る経費を除く経費（以下、「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下、「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する、２）令和４年度予算においては、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、『経済財政運営と改革の基本方針2021』及び『成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ』（令和３年６月18日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を措置することとし、年金・医療等に係る経費ないしその他の経費とは別途、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が規定する額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる、３）「新たな成長推進枠」においては、各府省庁は、歳出改革の反映に取り組み、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする、４）予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その際、民間需要や科学技術イノベーションなどの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する、５）プライマリーバランスの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める、６）『経済財政運営と改革の基本方針2018』で示された「新経済・財政再生計画」における「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する、７）消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実及び『新しい経済政策パッケージ』（平成29年12月８日閣議決定）で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」をいう。）については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討する、ことなどを内容とする『令和４年度予算の概算要求の具体的な方針について』は閣議了解された。

１－２－２　文部科学省概算要求・要望の内容

前項「１－２－１」による経過等を踏まえ、文部科学省概算要求については、自由民主党の文部科学部会等を経て決定され、８月30日に財務省に提出された。

文部科学省の要求・要望額は、総額５兆9,161億円（対前年度予算比6,181億円、11.7％増）となっている。このうち文教関係予算は４兆3,859億円（同3,643億円、9.1％増）＋事項要求（個別政策の予算要求額を明示せず、項目だけ記載）、スポーツ関係予算は430億円（同76億円、21.5％増）＋事項要求、文化芸術関係予算は1,311億円（同521億円、48.8％増）＋事項要求、科学技術予算は１兆1,774億円（同2,006億円、20.5％増）となっている。

文部科学省が公表した『令和４年度概算要求のポイント』によると、令和４年度文部科学省概算要求は、文部科学書７月７日の閣議で内閣総理大臣が言及した日本の未来を拓く四つの原動力にかかわって、「１．新しい時代の質の高い教育・子供を産み育てやすい社会の実現」、「２．グリーン社会・カーボンニュートラルの実現」、「３．官民挙げたデジタル化の加速」並びに「４．日本全体を元気にする活力ある地方創り」を目指して、文教、スポーツ、文化芸術並びに科学技術の関係予算ごとに要求がなされている。また、コロナ対応関係では、「ウィズコロナ下の学習・スポーツ・文化・研究活動の継続支援」と「ポストコロナの『新たな日常』の実現」が目指されたものとなっている。

文教関係予算は「１．『令和の日本型学校教育』の推進」、「２．新しい時代の学びを支える学校施設整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」の四つの柱からなる。

「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」の一環として位置づけられた私学助成関係予算の要求総額（私立大学等の改革の推進等～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～）は、対前年度予算比303億円増の4,388億円＋事項要求であり、そのうち「私立大学等経常費補助」は対前年度予算比40億円増の2,786億円が要求された（資料編　資料１－７、１－８）。

このうち「一般補助」は2,786億円（対前年度予算比30億円増）、「特別補助」は229億円（同10億円増）が要求され、一般補助において、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することが目指されている。特別補助においては、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援することが目指され、特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援するための「私立大学等改革総合支援事業」が、114億円（同４億円増）、基礎研究を中心とする研究力強化等、大学院等の機能高度化を支援する「大学院等の機能高度化への支援」が121億円（同３億円増）、ＡＩ戦略等を踏まえ、文理を問わずすべての学生が一定の数理・データサイエンス・ＡＩを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取り組みの普及展開を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実」が８億円（同１億円増）要求された。

私学助成関係予算のうちの私立大学等経常費補助以外では、「２．新しい時代の学びを支える学校施設整備」の一環として位置づけられた「私立学校施設・設備の整備の推進」について、『防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策』の２年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援する「耐震化等の促進」が167億円（同118億円増）要求され、そのほか国土強靭化関係予算は事項要求とされた。また、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援する「私立大学等の施設環境改善整備費」が53億円（同45億円

増）、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備をする「私立大学等の装置・設備費」が85億円（同54億円増）要求され、「私立高等学校等ＩＣＴ教育設備整備費」の16億円（同４億円増）とあわせた「教育・研究装置等の整備」は154億円（同103億円増）要求された。なお、少人数によるきめ細かな指導体制への支援は事項要求とされた。また、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額）は600億円（うち財政融資資金291億円）要求された。

また、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」では、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進の一環として、Society5.0の実現及びポストコロナ時代における高度専門人材の育成等の推進を目指して、学部・研究科間の枠を超えた体制整備、個別の大学の枠を超えた高度な連携、産学官金連携による地域発イノベーションの創出やイノベーションを起こし続ける人材育成システムを目指す「大学における地域活性化人材の育成（地域活性化人材育成事業：ＳＰＡＲＣ）」が28億円（皆増）、「数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進（デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業）」が９億円、最新のＤＸ教育設備を活用した新たな教育手法を開発し、産業界とも連携した実験・実習の高度化を展開するとともに、ＤＸ実習設備の整備に必要な経費を補助するとともに、専門領域において最先端の教育設備を活用した実践的な実験・実習カリキュラムを実施し、デジタル化が進む産業界を牽引する高度専門人材を育成する「スマートＤＸ設備を活用した高度専門人材の育成（スマートＤＸ設備を活用した高度専門人材育成事業）」が75億円（皆増）、地域医療や遠隔医療に関する教育プログラムを構築・実施する「ポストコロナ時代に必要とされる医療人材の養成（ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業）」が16億円（皆増）要求されたほか、「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の高大接続改革の推進」の一環として、大学入試のあり方に関する検討会議の提言等を踏まえ、大学入学者選抜におけるＣＢＴによる効果的な試験の実施方法や、学力の３要素の多面的・総合的な評価を推進するための観点別学習状況の活用方法についての調査研究を行うことで、大学入学者選抜改革を推進する「大学入学者選抜改革推進委託事業」が1.2億円（皆増）要求された。「数理・データサイエンス・ＡＩ教育の推進」にかかわっては、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進の一環としての「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」に加えて、「数理・データサイエンス・ＡＩ教育の全国展開の推進」が15億円（国立大学法人運営費交付金の内数）、「私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実」が８億円（私立大学等経常費補助金の内数）、「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の高大接続改革の推進」にかかわっては、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進の一環としての「大学入学者選抜改革推進委託事業」に加えて、大学入学共通テストについて、新学習指導要領に対応した試験問題の調査研究等を実施するとともに、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる試験問題の作成を行うための「大学入学者選抜における共通テスト改革推進事業」が６億円要求された。

「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「就学前から高等教育段階、卒業後も含めた生涯を通じた障害者の学びの推進」の一環としての「大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進」が２億円（同同額）、「人生100年時代等を見据えたリカレント教育等社会人が学び直す機会や職業教育の拡充」の一環として、非正規雇用労働者・失業者等に対し、デジタル分野を中心に大学・専門学校において即効性があり質の高いプログラムを提供することを通じて円滑な就職・転職を支援する「就職・転職支援に向けたリカレント・プログラムの実施（就職・転職の支援のためのリカレント教育推進事業）」が５億円（皆増）要求されるとともに、「各教育段階の負担軽減による学び

のセーフティネットの構築」の一環として、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し 活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）するとともに、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施と修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取り組む「高等教育の修学支援の確実な実施」は、内閣府計上分も含めて事項要求（前年度予算5,840億円）とされた。

なお、「人生100年時代等を見据えたリカレント教育等社会人が学び直す機会や職業教育の拡充」にかかわっては、「就職・転職支援に向けたリカレント・プログラムの実施（就職・転職の支援のためのリカレント教育推進事業）」に加えて、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「価値創造人材の育成（大学等における価値創造人材育成拠点の形成）」が0.9億円（同0.1億円減）、女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等を総合的に支援する「女性のキャリアアップ等（女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業）」が0.3億円（同0.1億円減）、講座情報、各種支援制度等へ効果的にアクセスできる情報発信ポータルサイトの充実・実践研究を行う「社会人向け情報アクセスの改善（社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究）」が0.1億円（同0.03億円減）、大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルにおける実証研究を行う「リカレント講座の運営モデルの構築（大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築）」が0.2億円（同0.02億円減）要求された。

また、文教関係予算における「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」では、上記内容以外に「革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」を目指して、各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の 外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した５年一貫の博士課程学位プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」が50億円（同10億円減）、Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応し得る能力を有する幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するため、全学的な教学マネジメントの確立を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、質と密度の高い主体的な学修を実現する「知識集約型社会を支える人材育成事業」が５億円（同同額）、産学官連携による実践的な教育ネットワークの形成、実課題によるＰＢＬやインターンシップ等からなる教育プログラムの開発・実践のための「産学官による高度技術人材等の育成（超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業）」が0.9億円（同0.9億円減）、実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な実務家教員の質・量の充実を図るため、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う「持続的な産学共同人材育成システム構築事業～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～」が２億円（同１億円減）、産学官が連携し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施する「産学官連携による地元定着のための教育プログラムの実施（大学による地方創生人材教育プログラム構築事業）」が２億円（同0.1億円減）、今後の大学改革課題に機動的に対応するため、先導的な大学教育課題や政策内容に関する調査研究を大学等に委託し、調査結果等の公表により各大学の取り組みを支援・促進することで、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換を図る「先導的大学改革推進委託事業」が0.6億円（同同額）要求された。また、「大学教育のグローバル展開

力の強化」を目指して、わが国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、世界トップレベルの大学との交流・連携の実現、加速するための新たな取り組みや人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル化対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援する「スーパーグローバル大学創成支援事業」が33億円（同同額）、地域ごとの高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援し、これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進する「大学の世界展開力強化事業」が13億円（同３億円増）要求された。さらに、「先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」を目指して、わが国の医療・健康水準の向上のため、高度な教育・研究・診療機能を有する大学・大学病院を通じて、新たな医療ニーズに対応した先進的な医療人材養成拠点を形成する「先進的医療イノベーション人材育成事業（保健医療分野におけるＡＩ研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト、医療データ人材育成拠点形成事業）」が３億円（同５億円減）、医療の高度化等に対応するため、優れた高度専門医療人（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）を養成するための教育体制の充実を図る「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業（課題解決型高度医療人材養成プログラム、基礎研究医養成活性化プログラム）」が１億円（同２億円減）、わが国の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野におけるニーズの変化に対応できる医療人養成のあり方について検討するための調査・研究を実施し、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に貢献できる医療人や医療の進歩に貢献できる研究者、高度専門医療人材の養成を図る「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.6億円（同0.3億円減）要求された。

また、日本人学生等が海外留学を継続できるよう必要な支援等を行うとともに、「留学生30万人計画」の検証結果を踏まえ、学生等の派遣・受入れの両面で質の高い国際流動性の確保に取り組む「大学等の留学生交流の充実」にかかわっては、「大学等の留学生交流の支援等」が76億円（同３億円増）、「優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ（日本留学への誘い、入試・入学・入国の入り口の改善、大学等のグローバル化の推進、受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れの推進）」が264億円（同２億円増）要求された。

科学技術予算は、「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の戦略的推進と感染症対策等のための研究開発の推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の四つの柱からなる。

「１．我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」では、学術研究・基礎研究に取り組む優れた研究者が自らの研究に打ち込めるよう、研究者のキャリアや研究成果に応じた切れ目のない研究費の支援を充実させるとともに、優れた研究チームによる国際共同研究や、社会経済の変革を先導する非連続なイノベーションを積極的に生み出す研究開発を強力かつ継続的に推進し、さらに世界水準の優れた研究拠点や基盤の創出を支援する「基礎研究力強化を中心とした研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」が3,392億円（同278億円増）要求された。その内訳は、10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、わが国のイノベーション・エコシステムを構築する「世界と伍する研究大学の実現に向けた10兆円規模の大学ファンドの創設」が内閣府とともに10億円要求され、4.9兆円を要求する令和４年度財政融資資金の活用等も含め予算の編成過程において検討することとされたほか、人文学・社会科学から自然科学まで

すべての分野にわたり、多様で独創的な「学術研究」を幅広く支援し、令和４年度は「国際先導研究（仮称）」の創設により、高い研究実績と国際ネットワークを有するトップレベル研究者が率いる優れた研究チームの国際共同研究を強力に推進するとともに、優れた若手研究者への切れ目ない支援の充実、新興・複合領域の強化等を図る「科学研究費助成事業（科研費）」が2,510億円（同134億円増）、国が定めた戦略目標の下、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築し、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進し、令和４年度は科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、基礎研究の強化に向けた拡充や研究成果の切れ目ない支援の充実等を進めるとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の研究者の結集と融合により、ポストコロナ時代を見据えた基礎研究に取り組む「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が456億円（同28億円増）、若手を中心とした多様な研究者による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を、研究に専念できる研究環境を確保しつつ、最長10年間にわたり長期的に支援し、基金の利点を活かした機動的な支出に加え、所属機関からの支援を促す仕組み等により、不測の事態やライフイベント等で生じる研究時間の減少等に柔軟に対応する「創発的研究支援事業」が27億円（同26億円増）、脱炭素やデジタル社会の実現等の経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定したうえで、民間投資を誘発しつつ、戦略的創造研究推進事業や科学研究費助成事業等から創出された多様な研究成果を活用するため、今まで以上に斬新なアイデアを絶え間なく取り入れ、実用化が可能かどうか を見極められる段階（ＰＯＣ）を目指した研究開発を推進する「未来社会創造事業」が124億円（同37億円増）、大学等への集中的な支援を通じてシステム改革等の自主的な取り組みを促すことにより、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る「目に見える国際頭脳循環拠点」の充実・強化を進めるとともに、新型コロナウイルスで停滞した国際頭脳循環を活性化させるべく、新規４拠点を形成する「世界トップレベル研究拠点プログラム（ＷＰＩ）」が73億円（同12億円増）、大学等における研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材（ＵＲＡを含む）群の確保・活用や、集中的な研究環境改革を組み合わせた研究力強化の取り組みを支援し、世界水準の優れた研究活動を行う大学群の増強を目指す「研究大学強化促進事業」が35億円（同２億円減）、人文学分野において、多様な研究資源からＡＩ等による分析が可能な機械可読性の高い構造化データを作成するとともに、それらを用いたデータ駆動型研究を推進することで、デジタルヒューマニティーズ（人文情報学）の促進と、「総合知」の創出・活用を図る「データ駆動型人文学研究先導事業」が５億円（皆増）要求された。

科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るためのさまざまな取組を重点的に推進する「科学技術・イノベーション人材の育成・確保」は339億円（同80億円増）が要求された。その内訳は、「若手研究者等の育成・活躍促進」にかかわっての「我が国を牽引する若手研究者等の育成・活躍促進」に関連して、優れた若手研究者と産学官の研究機関のポストをマッチングし、安定かつ自立した研究環境を得られるよう研究者・研究機関を支援する「卓越研究員事業」が７億円（同３億円減）、若手研究者に対し、産学官を通じて研究者として必要となる能力を育成するシステムを組織的に構築する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が３億円（同同額）、「研究人材キャリア情報活用支援事業」が２億円（同１億円増）、「優秀な若手研究者に対する主体的な研究機会の提供」に関連して、優れた若手研究者に研究奨励金を給付して研究に専念する機会を提供し、支援する「特別研究員事業」が163億円（同４億円増）、博士後期課程学生に対し、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」が38億円（同15億円増）、「イノベーションの担い手と

なる多様な人材の育成・確保」に関連して、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、ベンチャー創出力を強化する「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」が１億円（皆増）要求された。「次代の科学技術イノベーションを担う人材の育成」に関連しては、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をＳＳＨに指定し、支援する「スーパーサイエンスハイスクール（ＳＳＨ）支援事業」が23億円（同0.4億円増）、理数分野で卓越した才能を持つ児童生徒を対象とした大学等の育成活動を支援する「グローバルサイエンスキャンパス（高校生対象）」が４億円（同同額）、「ジュニアドクター育成塾（小中学生対象）」が３億円（同0.4億円増）、「次代の科学技術人材の切磋琢磨の場」に関連して、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が科学技術に係る能力を競い、相互に研鑽する場の構築を支援する「国際科学技術コンテスト」が７億円（同１億円減）、「女性研究者の活躍促進」に関連して、研究と出産・育児等の両立や女性研究者のリーダーの育成を一体的に推進する大学等の取り組みを支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」が11億円（同１億円増）、出産・育児による研究中断後に、円滑に研究環境に復帰できるよう、研究奨励金を給付し、支援する「特別研究員（ＰＲＤ）事業」が９億円（同同額）、女子中高生が適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取り組みを推進する「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」が0.4億円（同同額）要求された。

「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」では、新型コロナウイルス感染症を契機とし、新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、コロナショック後の未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠であり、特に「グローバル課題への対応」と「国内の社会構造の改革」を進めていくためには、地域の中核となる大学が強みや特色を最大限に活かし、発展できるような大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営の実現の推進が必要であるとしたうえで、社会や経済の変革をけん引する大学等発ベンチャー創出やアントレプレナーシップを備える人材の育成を推進し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを強化するとともに、「組織」対「組織」の本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションの推進により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出を実現するための「科学技術イノベーション・システムの構築」が335億円（同44億円増）要求された。その内訳は、「知と人材の集積拠点」である多様な大学の力を最大限活用して社会変革を推進していくため、地域の中核となる大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営に向けて、強み・特色を活かした地域発の人材育成や研究、イノベーションの創出に取り組む大学を後押しする「地域の中核となる大学の振興（社会実装関係）」の一環として、「共創の場形成支援」が175億円（同37億円増）、「大学発新産業創出プログラム（ＳＴＡＲＴ）のうち大学・エコシステム推進型」が24億円（同17億円増）要求された。また、強い大学発ベンチャー創出の加速のため、起業に挑戦しイノベーション起をこす人材を育成するとともに、創業前段階からの経営人材と連携するなど、大学、事業会社、ベンチャーキャピタルとベンチャー企業との間での人材、知、資金の好循環を起こし、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの形成を推進する一環として、「大学発新産業創出プログラム（ＳＴＡＲＴ）」が41億円（同21億円増）、「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」が１億円（皆増）、企業の事業戦略に深くかかわる大型共同研究の集中的マネジメント体制の構築、政策的重要性が高い領域や地方大学等の独自性や新規性のある産学官共創拠点の形成、全国の優れた技術シーズの発展段階に合わせた支援などにより、本格的産学官連携によるオープンイノベーションを推進する「産学官による新たな価値共創の推進」の一環として、「オープンイノベーション機構の整備」が14億円（同４億円減）、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」が14億円（同17億円減）、「研究成果最適展開支援プ

ログラム（Ａ－ＳＴＥＰ）」が69億円（同８億円増）要求された。

また、「研究のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進」に関連して、他分野に先駆けた研究ＤＸのユースケースとして、量子技術・ＡＩ・バイオ・半導体などの先端技術強化やカーボンニュートラル実現等の社会課題解決に重要な役割を果たすマテリアル分野において、研究を加速する全国の大学等の先端共用設備の高度化に加え、創出データの機関の枠組みを越えた共有とＡＩ解析を可能とする仕組みを実現し、データ駆動型研究手法を戦略的に取り入れた新たな研究方法論の確立と革新的マテリアルの創出により社会課題解決を目指す研究開発プロジェクトを実施する「マテリアルＤＸプラットフォーム実現のための取組」が138億円（同100億円増）、重要分野において構築が進むデータ・プラットフォームとも連携し、さまざまな分野・機関を越えた研究データの管理・利活用を進めるための全国的な研究データ基盤の構築・高度化・実装を推進し、オープンサイエンスとデータ駆動型研究を拡大・促進する「研究データ利活用のエコシステム構築事」が17億円（皆増）要求された。

さらに、内閣府における「地方創生の推進」関連概算要求において、地方大学・産業創生法に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、産業・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を各地で進め、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金事業」が、新たな成長推進枠の４億円を含めて24億円（同２億円減）、地方大学・地域産業創生交付金における地域の取組について、専門性を有する外部の有識者や調査機関による調査・評価・伴走支援体制等を整備し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取り組みを支援する「地方大学・産業創生のための調査・支援事業」が１億円（同0.01億円減）、マッチングサイトの運用等により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する地方公共団体へのコンサルティングの実施や研究会の開催により、東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進する「地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業」が新たな成長推進枠の0.05億円を含めて0.2億円（同同額）、地方公共団体が高等学校等と連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化を進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取り組みを支援する「高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業」が新たな成長推進枠の0.2億円を含めて1.6億円（同0.04億円減）、地方公共団体と連携した情報発信や関係者向けの研修会等の開催を通じて地方でのインターンシップを推進する「地方創生インターンシップ推進事業」が0.2億円（同同額）要求されたほか、令和２年12月21日に閣議決定された第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」に基づき、過度な東京一極集中を是正し、地方移住の推進、関係人口の創出・拡大を図るため、東京圏居住者（特に、東京圏への転入超過の大部分を占める若年層）に向け、地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な広報事業を実施する「総合戦略に基づく重点施策広報事業」が新たな成長推進枠の0.4億円を含めて0.5億円（同0.3億円増）要求された。

また、地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度にわたり取り組む東京圏からのＵＩＪターンの促進や地方の担い手不足対策等の先導的な事業を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する「地方創生の充実・強化を図るための地方創生推進交付金」が新たな成長推進枠の300億円を含めて1,200億円（同200億円増）要求された。

１－３　令年４年度政府予算等の内容と対策活動

１－３－１　令和４年度政府予算の決定経過と対策活動

令和３年10月４日の菅義偉内閣の総辞職を受け、同日に第205回国会（臨時会）が召集され、内閣総理大臣指名選挙が行われた。その結果、自由民主党の岸田文雄総裁が第100代内閣総理大臣に選出され、岸田内閣が発足した。第205回国会（臨時会）の会期末を迎えた10月14日には、10月21日の任期満了を前に衆議院が解散され、10月19日公示、10月31日投開票による第49回衆議院議員総選挙が行われた。11月10日には、第206回国会（特別会）が召集され、午後の衆参両院の本会議で内閣総理大臣指名選挙が行われ、自由民主党の岸田文雄総裁が第101代内閣総理大臣に選出され、その後、第２次岸田内閣が発足した。

連合会では、10月14日に、新たに就任した鈴木俊一財務大臣を田中会長、曄道副会長等が表敬訪問するとともに、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって開催を見合わせた私立大学の振興に関する協議会を11月16日に開催した。同協議会は、私立大学が抱える諸課題と今後の私立大学振興方策等について文教関係国会議員との協議・懇談の場として開催され、私立大学関係政府概算要求の満額実現並びに税制改正要望の実現や、私立学校施設の耐震化機能強化及び安全・安心な教育環境の構築に対する支援の拡充を目指した要望活動が展開された。また、11月25日には自由民主党の予算・税制等に関する政策懇談会において、私学助成関係概算要求の満額実現を要望するとともに、政府予算要望並びに税制改正要望の実現を目指した国会議員への要望活動を展開するなど、11月から12月中旬にかけて精力的な要望活動を展開した。

政府では、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済が依然として厳しい状況にある一方で、新規感染者数が令和２年の夏以降の最低水準となり、行動制限も段階的に緩和されていることなどを踏まえ、１）感染拡大の防止や水際対策の強化など、危機管理に万全を期しつつ、ウィズコロナの下で、早期に社会経済活動の再開を図っていく必要があること、２）デジタル化などの社会変化の兆しをとらえ、産業や社会の構造変革などをもたらす投資により、「成長と分配の好循環」を実現することが不可欠であること、３）成長に向けた機運を途切れさせないよう、感染再拡大や景気下振れのリスクにも、十分に注意する必要がある、との認識のもと、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底」、「未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」並びに「国民の安全・安心の確保」の４点を柱とする総合的な経済対策を策定するとともに、その裏付けとなる令和３年度補正予算を編成するとすることを主な内容とする『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』を11月19日に閣議決定した。同『経済対策』では、１）四つの柱に基づく本経済対策の裏付けとなる令和３年度補正予算については、いわゆる「16か月予算」の考え方により、令和４年度当初予算と一体的に編成し、切れ目なく万全の財政政策を実行する、２）足元のコロナ禍で傷ついたわが国経済を立て直し、自律的な経済成長を実現するために十分な効果を発揮できる規模を確保し、その可能な限り迅速な執行を図る、３）感染再拡大時にも、必要な対策を躊躇なく機動的に講じることが可能になるよう十分な備えを整える、４）現下の低金利状況を活かし、財政投融資の手法を積極的に活用するとともに、規制・制度改革、税制改正といったあらゆる政策手段を活用した総合的な対策とする、５）財政の単年度主義の弊害是正にも配意する、とした。

12月３日の財務省財政制度等審議会では、『令和４年度予算の編成等に関する建議』がとりまとめられた。同建議では、新たな変異株を含め再度の感染拡大への備えをしっかり行いつつ、経済を「正常化」し、ポストコロナの世界においてわが国の経済社会が持続的に成長できるよう、コロナ禍に炙

り出された多くの課題に目を逸らすことなく、改革に取り組むとともに、昨年来の対応を前例とすることなく、経済、財政の「正常化」に取り組み、「例外」から脱却しなければならないとの基本認識のもと、「令和４年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針2021』における「目安」に沿った予算編成を行うとともに、新経済・財政再生計画の「改革工程表」に沿った歳出改革の取り組みを継続し、着実に財政健全化を進めるというわが国の意思を改めて内外に示すものでなければならない」とした。そしてそのためには、１）重点分野への選択と集中、既存予算のスクラップを含めたメリハリ付けを徹底し、歳出全般を聖域なく見直すべきである、２）それぞれの予算項目について、過去の取組の効果を検証し、費用に対し最大の効果を発揮する効率的な仕組みを追求しなければならない、３）新たな財政措置を検討する場合にはペイアズユーゴー原則を徹底し、同時に、応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していくべきであるとした。そのうえで「文教・科学技術関係」については、１）高度な知識基盤社会の中で、最先端の知を理解する博士人材が社会で活躍し、イノベーションの創出に貢献していくことの重要性は増しており、大学教員以外のキャリアパスも見据えた博士課程の見直しが求められる、２）「予算額を増加すれば研究の質が上がるわけではない」との認識の下、研究の質の向上を図っていく必要がある、３）限られた財政資金を有効に活用すべく、国立大学運営費交付金の配分のメリハリ付けの強化や科学技術予算の質の向上等を進めていく必要がある、４）大学自らが民間資金を獲得できるよう経営力を高めていくための大学ファンドの活用、文化・スポーツの分野で民間資金獲得のインセンティブにつながる補助金の見直しなど、民間資金を最大限活用する仕組みを設ける必要がある、などとした。さらに「高等教育」にかかわっては、「１．博士課程の見直し」、「２．運営費交付金の配分の見直し」、「３．定員割れ私立大学への一般補助のさらなる見直し」並びに「４．教育費の負担軽減」を掲げ、「３．」については、「今後、少子化がさらに進む中で、定員割れ私立大学が将来を見通した適切な事業規模を目指し経営改善を図るインセンティブとなるよう、定員充足率が低い状態が複数年にわたって継続する場合は、一般補助をさらに減額する見直しを行っていくことが適当と考える」とし、「４．」については、「今後、教育費支援のあり方を検討する際には、これまでの施策の効果を検証しつつ、新たな財源が必要となるのであれば制度を持続的に維持するための恒久的な財源確保策も併せて考えていく必要がある」とした。

また、同日に開催された経済財政諮問会議では、財政制度等審議会による『令和４年度予算の編成等に関する建議』を受ける形で『令和４年度予算編成の基本方針』について協議するとともに、「経済・財政一体改革における重点課題～イノベーション、デジタル化を梃子に～（文教・科学技術、社会資本整備、地方行財政）」について協議し、末松臨時議員（文部科学大臣）から提出された『科学技術立国の実現と人材の育成について』に基づき、「科学技術立国の実現」、「高等教育における人材育成機能の強化」並びに「ＧＩＧＡスクール構想の推進と教育の質向上のための体制整備」の３点について説明があった。また小林鷹之臨時議員（経済安全保障担当、内閣府特命担当大臣〔科学技術政策、宇宙政策〕）からは『成長戦略の柱　科学技術立国の実現に向けて』により、「知の基盤強化と人材育成強化（科学技術・イノベーションの源泉創出）」、「先端科学技術の戦略的な推進（「勝ち筋」となる技術を育てる）」並びに「イノベーション・エコシステムの形成（科学技術・イノベーションの恩恵を国民や地域に届ける」の３点について説明があった。

その後、政府は『令和４年度予算編成の基本方針』をとりまとめ、12月３日に閣議決定した。『令和４年度予算編成の基本方針』では、「１．基本的考え方」において、１）新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、２）11月19日に閣

議決定された新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』（11月19日閣議決定）を速やかに実行に移していく、３）経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げる、４）科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を三つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る、５）賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する、６）東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する、７）年代・目的に応じた、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る、８）2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む、９）これまでにない速度で厳しさを増す国際情勢の中で、国民を守り抜き、地球規模の課題解決に向けて国際社会を主導するため、外交力や防衛力を強化する等、安全保障の強化に取り組む、10）これまでの政府・与党の決定を踏まえた取組を着実に進めるとともに、財政の単年度主義の弊害を是正し、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む、などとした。そのうえで「２．予算編成についての考え方」として、１）令和４年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、上記「１．基本的考え方」を踏まえる、２）具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する、３）『経済財政運営と改革の基本方針2021』における「令和４年度予算編成に向けた考え方」に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とする、４）いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和３年度補正予算と、令和４年度当初予算を一体として編成する、などとした。

一方、政府与党である自由民主党並びに公明党では12月10日に、「１．力強い経済政策で日本経済と国民の活力を取り戻す」、「２．国民の命と暮らしの安全・安心を実現する」、「３．災害からの復興と防災・減災、国土強靱化を進める」、「４．元気みなぎる地方を創造する」、「５．農林水産業の成長産業化を推進する」、「６．人材力の強化と文化芸術・スポーツの振興を図る」並びに「７．力強い外交・安全保障で国民を守る」の七つの柱によって構成される『令和４年度予算編成大綱』をとりまとめた。その「はじめに」では、令和４年度予算を単に令和３年度補正予算をなぞったものではなく、より反転攻勢のメッセージ、新たな成長に向けた決意を強く打ち出したものでなくてはならないとの視点に立ち、「新しい資本主義」の理念のもと、「成長と分配の好循環」、「コロナ後の新しい社会の実現」による誰も取り残さない、ぬくもりのある新しい社会づくりを強力に推進していくとし、「１．」では、「グリーンエコノミーの実現」、「グリーン成長とエネルギー政策の両立」、「循環経済、分散型社会への移行と環境政策の推進」、「デジタル社会の実現に向けた施策の推進」、「『デジタル田園都市国家構想』の推進」等とともに、その第一に「科学技術立国の実現」を掲げ、「第６期科学技術・イノベーション基本計画期間中に政府研究開発投資30兆円を目標に投資拡大する」とした。「６．」では、「学力と人間力、創造力を備えた人材の育成」として、「国立大学の改

革・機能強化及び改革に取り組む私立大学支援、高等専門学校の高度化・国際化、専修学校の質向上、大学研究環境のデジタル化等とともに、デジタル人材や医療人材の養成、リカレント教育を推進する」とした。

その後、政府では、12月24日に「令和４年度一般会計歳入歳出概算について」を「令和４年度税制改正の大綱について」とともに閣議決定した。

上記の経緯を経てとりまとめられた令和４年度政府予算は令和３年３月22日に政府案通り成立した。

１－３－２　令和３年度補正予算の内容

令和３年度補正予算は、11月19日に閣議決定された『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』を実施するために必要な経費の追加等を行う一方で、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容として編成された。

一般会計における歳出の追加事項は、「１．新型コロナウイルス感染症の拡大防止」として18兆6,059億円、「２．『ウィズコロナ』下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」として１兆7,687億円、「３．未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」として８兆2,532億円、「４．防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保」として２兆9,349億円、計31兆5,627億円が計上された。このほか、その他の経費を2,135億円、国債整理基金特別会計への繰入を２兆2,682億円、地方交付税交付金を３兆5,117億円それぞれ増額する一方で、既定経費の減額として１兆5,665億円の修正減少を行い、今回の補正による一般会計の歳出総額の増加は35兆9,895億円となった。

文部科学省関係では、「１．新型コロナウイルス感染症の拡大防止」において、幼・小・中・高・特別支援学校等における消毒液・CO_2モニター等の保健衛生用品の購入や消毒業務の委託等、地域の実情に応じた感染症対策等の実施及び特別支援学校スクールバスにおける感染リスクの低減を図る取組等に必要な支援を行う「学校等の感染症対策等支援」として331億円、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金を支給する「学生等の学びを継続するための緊急給付金」として675億円、「２．『ウィズコロナ』下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」において、国産ワクチンの実現に向け、世界トップレベルの研究開発拠点を形成するための「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成」として515億円が計上されるなどした。

「３．未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」では、世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを創設し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、わが国の研究大学における研究力の抜本的強化を実現する「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設」として6,111億円、博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援及び産業界等を含め広く活躍するためのキャリアパス整備を継続的・安定的に行い、優秀な若者が博士を志す環境を実現する「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境の確保」として400億円、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した研究交流が欧米で再開する中、わが国においても速やかに世界最先端の研究現場に合流し、トップレベル研究チームによる国際共同研究と若手の長期海外派遣を強力に推進する「科研費『国際先導研究』創設による国際共同研究の抜本的強化」として110億円、激化する国際競争に打ち勝つため、人工知能、量子など既存の研究開発プロジェクトを抜本的に強化する「ムーンショット型研究開発制度」として680億円、マテリアル分野をユースケースとして世界に誇る研

究インフラや計算基盤、最先端ＡＩ解析手法等をかけあわせた研究ＤＸプラットフォームの構築を加速する「研究ＤＸプラットフォームの構築」として91億円、大学等発の新たなビジネス・産業の創出に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における大学等のスタートアップ創出に向けた総合的な環境整備や、大学等発の研究成果の実用化を目指すスタートアップ支援を加速する「新産業創出に向けたスタートアップ・エコシステムの機能強化」として50億円、大学等におけるSociety5.0時代を担う人材の育成、イノベーション創出につながる研究、感染症対策や防災・減災、国土強靱化等を進めていくために必要な教育研究基盤設備等や世界の学術研究を先導する最先端研究設備の整備を支援する「大学における教育研究基盤の強化等」として291億円（国立大学等200億円、国立高専81億円、私立学校10億円）、経済安全保障の強化推進の観点から先端的な重要技術を迅速かつ機動的に育てるため、国がニーズを踏まえて研究開発のビジョンを設定し、その実現に必要な研究開発を複数年度にわたって支援する枠組みを設ける「経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）」として1,250億円、ＧＩＧＡスクール構想を更に進めるために、ネットワークの全国一斉点検を含む運営支援センターの整備や指導者用端末・オンライン教育推進機器の整備による授業環境の高度化、デジタル教科書の活用や配信基盤の整備、幼稚園のＩＣＴ環境整備の推進を図る「個別最適な学びを実現するためのＧＩＧＡスクール構想の推進等」として215億円、教育ＤＸを強力に推進する観点から、文部科学省ＣＢＴシステム（ＭＥＸＣＢＴ）のさらなる機能改善・拡充、全国学力・学習状況調査のＣＢＴ化に向けた研究開発等、「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」の構築を図る「教育の質向上に向けたＤＸの推進」として12億円、公的給付支給等口座の利用や早生まれの者に対する認定基準緩和への対応、奨学金手続き等のデジタル化を進めるためのシステム改修等を実施する「奨学金業務システムの刷新等」として25億円、実習の高度化や遠隔医療に関する教育内容の充実を検討する大学に対し、早期に教育・実習体制を構築するためのシミュレーターやＤＸ設備、感染対策関連機器等の整備を支援する「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成」として39億円、大学・高等専門学校においてデジタルと専門分野の教育を掛け合わせた実験・実習カリキュラムを実施するに当たり、その取り組みの基盤となる教育設備等の支援を行うことで、デジタル化が進む産業分野をけん引する高度専門人材を育成する「デジタルと専門分野の掛け合わせによる高度専門人材育成」として46億円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、ＤＸ等成長分野を中心に大学・専門学校を拠点とした就職・転職支援に繋がるプログラムを提供しキャリアアップを図る「ＤＸ等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進」として16億円、児童生徒学生等の安全・安心の確保、新しい学びに対応した教育環境の向上とイノベーション創出等に向けた教育研究活動の支援を図るため、学校施設等における老朽化対策、耐震対策、ＺＥＢ化等を推進する「学校施設等の整備」として2,249億円（公立学校・社会体育施設1,312億円、国立大学・高専等646億円、独立行政法人等（教育関係）68億円、私立学校82億円、認定こども園140億円）が計上されるなどした。

また、「４．防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」では、令和３年福島県沖地震等の災害により被害を受けた学校施設等の災害復旧を迅速に進める「学校施設等の災害復旧」として70億円（公立学校28億円、国立大学34億円、文化財等７億円）が計上されるなどした。

文部科学省関連の１兆5,484億円を含めた令和３年度補正予算は、12月20日に政府案通り成立した（資料編　資料１－９）。

１－３－３　令和４年度政府予算の内容

令和３年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算として編成された令和４年度政府予算は、１）令和３年度補正予算による感染拡大防止策等を着実に進める、２）令和４年度予算においても、引き続き５兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、予期せぬ状況変化に備える、３）「新しい資本主義」の実現のため、成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費を確保し、イノベーションを促進する、４）「デジタル田園都市国家構想」の観点から、地方創生推進交付金等による支援を行うほか、「経済安全保障」の観点から、研究開発等を推進する、５）分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く人々の処遇改善や、人への投資を推進する施策等に取り組むべく編成された。

文教・科学技術予算のポイントとしては、その「基本的な考え方」として、「義務教育」に関連しては「１．小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進等とともに、外部人材の活用等による教員が授業等に注力できる環境の整備」、「２．スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー等の外部人材の効果的・効率的な配置の促進」、「３．令和６年度からのデジタル教科書の本格的な導入に向けて、令和３年度補正予算と合わせて全ての小・中学校等でデジタル教科書の活用と、課題や効果・影響等に関する実証等の実施」並びに「４．文部科学省ＣＢＴシステム（ＭＥＸＣＢＴ）を、希望する全国の児童生徒等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なＣＢＴプラットフォームとしての提供と、ＭＥＸＣＢＴの解答結果等を活用した教育データの標準化や分析等の実施による政策・実践を改善する仕組みの構築の推進」の４点が、「高等教育」に関連しては「１．令和２年度からの「高等教育の無償化」の引き続いての着実な実施」、「２．国立大学法人運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、改革のインセンティブとなるようなメリハリの強化」並びに「３．将来的な学部等の再編も視野に、複数大学で自然科学の連携開設科目を設けるなど、前向きに改革に取り組む大学の支援」の３点が、「研究力の向上と研究開発の戦略的推進」に関連しては「１．わが国の研究力向上に向けた博士課程学生など人材の育成、研究費に対する支援の実施や、先端研究施設整備の推進」並びに「２．量子・ＡＩ・次世代半導体など重点分野の研究の戦略的推進」の２点が、そして「宇宙・航空分野の研究開発の推進」に関連しては「１．アルテミス計画に向けた研究開発等」並びに「２．Ｈ３ロケットや宇宙科学・探査衛星の開発」の２点が据えられている。

令和４年度一般会計予算の規模は、令和３年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して9,867億円（0.9％）増の107兆5,964億円となっている。うち一般会計歳出から国債費並びに地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は、令和３年度当初予算額（臨時・特別の措置を除く）に対して4,723億円（0.7％）増の67兆3,746億円となっている（資料編　資料１－10）。

文部科学関係予算については、一般会計においては、５兆2,818億円（対前年度予算比162億円〔0.3％〕減）が計上された。東日本大震災復興特別会計においては、104億円（同18億円〔14.6％〕減）が、エネルギー対策特別会計については1,086億円（同２億円〔0.2％〕減）が計上された。また、財政投融資計画においては、日本学生支援機構関連において対前年度予算比360億円減の5,849億円（ほか財投機関債1,200億円）、日本私立学校振興・共済事業団関連において対前年度予算比70億円減の221億円、大学改革支援・学位授与機構関連において対前年度予算比30億円減の511億円（ほか財投機関債50億円）、科学技術振興機構関連において対前年度予算比8,889億円減増の４兆8,889億円（ほか財投機関債200億円）が計上された。

５兆2,818億円が計上された文部科学省予算（一般会計）の構成は、義務教育費国庫負担金が１兆5,015億円（構成比28.4％）と最も大きく、次いで国立大学法人運営費交付金が１兆786億円（同20.4％）、科学技術予算が9,775億円（同18.5％）、高校生等への修学支援が4,300億円（同8.1％）、次いで私学助成関係予算が4,094億円（同7.7％）となった。

文部科学関係予算は、文教関係予算（４兆64億円〔対前年度予算比143億円減〕）、スポーツ関係予算（355億円〔同１億円減〕）、文化芸術関係予算（1,076億円〔同１億円増、国際観光旅客税財源を充当する事業を別途計上〔22億円〕）並びに科学技術予算（9,777億円〔同９億円増、エネルギー対策特別会計への繰入額1,080億円を含む〕）によって構成される。

文教関係予算は、「１．『令和の日本型学校教育』の推進」、「２．新しい時代の学びを支える学校施設整備」、「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」並びに「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」の４点によって、科学技術予算は、「１．わが国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」、「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」、「３．重点分野の研究開発の戦略的推進」並びに「４．国民の安全・安心やフロンティアの開拓に資する課題解決型研究開発の推進」の４点によって構成されている（資料編　資料１－11）。

そのうち、文教関係予算の「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」では、「大学からの社会変革を目指した、基盤的経費の充実や客観的指標に基づくメリハリある配分による改革の徹底、高専の高度化・国際化の推進」の一環として位置づけられた「私立大学等の改革の推進」として、私立大学等経常費補助が2,975億円（同同額）、私立高等学校等経常費助成費等補助が1,026億円（同15億円増）の計4,001億円（同16億円増）、「２．新しい時代の学びを支える学校施設整備」では、「新しい時代の学びに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備、キャンパスの共創拠点化、脱炭素化など計画的・効率的な学校施設等の整備の推進」の一環として位置づけられた「私立学校施設等整備」として99億円（同１億円減）が計上された。

「４．誰もが学ぶことができる機会の保障」では、「各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築」の一環としての「高等教育の修学支援の確実な実施」は、１）「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施　（内閣府計上）するための予算として5,196億円、２）左記事業と一体的な無利子奨学金事業について、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施するとともに、修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取り組むための予算として1,015億円の計6,211億円（同371億円増）が計上された。

なお、日本人学生等が海外留学を継続できるよう必要な支援等を行うとともに、「留学生30万人計画」の検証結果を踏まえ、学生等の派遣・受入れの両面で質の高い国際流動性の確保に取り組むための「大学等の留学生交流の充実」は333億円（同同額）計上された（資料編　資料１－12）。

私立大学等経常費補助（2,975億円）は、１）私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援する観点から、一般補助を充実する、２）「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実等、わが国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援する、との方針のもと、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の

質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分による教育の質の向上を促進するための一般補助が2,766億円（同10億円増）、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、わが国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するための特別補助が209億円（同10億円減）となり、一般補助の割合は93.0％（同0.4％増）となった。一般補助と特別補助の内数として、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」は、112億円（同２億円増）が計上された。また、特別補助では、基礎研究を中心とする研究力強化、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化等を支援する「大学院等の機能高度化への支援」として119億円（同１億円増）が計上されるとともに、デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・ＡＩのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援する「私立大学等における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の充実」として７億円（同同額）が計上された。また、新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組支援が２億円（同９億円減）となった一方で、複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共用と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会への更なる貢献に取り組む大学等のグループを支援すべく１億円（皆増）計上された。

「私立学校施設・設備の整備の推進」にかかわっては、全体で99億円（同１億円減）が計上された。そのうち、学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援すべく、令和３年度予算において耐震改築への補助制度を２年延長した「耐震化等の促進」については、45億円（同３億円減）が計上された。また、安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の整備する「教育・研究装置等の整備」については、１）新型コロナウイルス感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援する「私立学校施設環境改善整備」として８億円（同同額）、２）私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる装置・設備の整備を目的として、私立大学等の教育・研究用の装置の整備、ＩＣＴ施設（構内ＬＡＮを含む）の改造工事等（補助率：１／２以内）や私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備（補助率：教育基盤設備１／２以内、研究設備２／３以内）を支援する「私立大学等教育研究装置・設備」として33億円（同２億円増）、３）個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるＩＣＴ環境の整備を支援する私立高等学校等ＩＣＴ教育設備として13億円（同同額）の計54億円（同２億円増）が計上された（資料編　資料１－13）。

「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」にかかわっては、文教関係予算の「３．高等教育機関の多様なミッションの実現」において、「Society5.0の実現及びポストコロナ時代における高度専門人材の育成等の推進」の一環として、１）大学間連携による文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制の整備と教育内容の充実（学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成の促進）、２）地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出、３）大学の学びの地域社会のフィールドへの展開の３点を目的とする「地域活性化人材育成事業～ＳＰＡＲＣ～」が15億円（皆増）、データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラム等を設定し、人文社会系分野において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った

人材を育成する「デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業」が５億円（皆増）計上された。また、「革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等」の一環としての「卓越大学院プログラム」が50億円（同10億円減）、「知識集約型社会を支える人材育成事業」が４億円（同１億円減）、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」が１億円（同１億円減）、「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」が２億円（同１億円減）、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（ＣＯＣ＋Ｒ）」が２億円（同同額）計上されたほか、「先導的大学改革推進委託事業」が0.6億円（同同額）、「大学入学者選抜改革推進委託事業」が0.5億円（皆増）計上された。

「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」では上記内容以外に、「大学教育のグローバル展開力の強化」の一環として、「スーパーグローバル大学創成支援事業」が30億円（同３億円減）、「大学の世界展開力強化事業」が、日本と、オーストラリア、インド、英国との間で、２国間以上（左記の３か国に加え、米国、カナダ、ニュージーランド等との３か国以上の交流も可）の質保証を伴った大学間・学生交流プログラムの構築や、多様な留学生を戦略的に取り込むバランスの取れた双方向型の学生交流の実施を目的とする「インド太平洋地域等との大学間交流形成支援」の３億円（皆増）を含めた11億円（同１億円増）が計上された。また、「先進的で高度な医療を支える人材養成の推進」の一環として、コロナ禍で、特に地域で必要とされた総合診療や救急医療、感染症対応等について、地域医療機関での実践等を通じて履修できるプログラムを開発することにより、ポストコロナ時代に必要とされる医療人材を養成する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」が８億円（皆増）、「先進的医療イノベーション人材養成事業」は、「保健医療分野におけるＡＩ研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト」が２億円（同同額）、「医療データ人材育成拠点形成事業」が１億円（同１億円減）の計３億円（同５億円減）、「大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業」が、「課題解決型高度医療人材養成プログラム」が１億円（同２億円減）、「基礎研究医養成活性化プログラム」が0.4億円（同0.3億円減）の計１億円（同２億円減）、「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究」が0.5億円（同0.2億円増）計上された（資料編　資料１－14）。

文部科学関係予算の第四の柱である「科学技術予算」は、「１．わが国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成」に関連して、「基礎研究力強化を中心とした研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」として3,127億円（同13億円増）が計上された。その内訳は、「科学研究費助成事業（科研費）」が2,377億円（同同額）、「戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）」が428億円（同同額）、「創発的研究支援事業」が0.6億円（同同額）、「ムーンショット型研究開発制度」が30億円（同14億円増）、「世界トップレベル研究拠点プログラム（ＷＰＩ）」が61億円（同同額）、「研究大学強化促進事業」が30億円（同７億円減）、「未来社会創造事業」が91億円（同４億円増）計上されたほか、「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設」が財政投融資当初計画額として４兆8,889億円計上された。

「１．」に関連しては、上記のほかに、「科学技術イノベーション人材の育成・確保」として262億円（同３億円増）が計上された。その内訳は、「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」が34億円（同11億円増）、「特別研究員制度」が161億円（同同額）、「研究人材キャリア情報活用支援事業」が２億円（同１億円増）、「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」が３億円（同同額）、「卓越研究員事業」が７億円（同４億円減）、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」が10億円（同同額）、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」が0.4億円（同同額）、「スーパー

サイエンスハイスクール（ＳＳＨ）支援事業」が23億円（同同額）、「グローバルサイエンスキャンパス（高校生対象）」が４億円（同同額）、「ジュニアドクター育成塾（小中学生対象）」が３億円（同同額）、「国際科学技術コンテスト」が７億円（同１億円減）計上された。

科学技術予算の「２．Society5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化」に関連しては、「科学技術イノベーション・システムの構築」として261億円（同30億円減）が計上された。その内訳は、「共創の場形成支援（138億円）」と「大学発新産業創出プログラム（ＳＴＡＲＴ）のうち大学・エコシステム推進型（10億円）」を内容とする「地域の中核となる大学の振興（社会実装関係）」が148億円（同４億円増）、「大学発新産業創出プログラム（ＳＴＡＲＴ）（21億円）」と新たに創設された「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業（0.9億円）」を内容とする「大学を中心としたスタートアップ・エコシステム形成の推進」が21億円（同３億円減）、「オープンイノベーション機構の整備（14億円）」、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（12億円）」や「研究成果最適展開支援プログラム（Ａ－ＳＴＥＰ）（55億円）」を内容とする「産学官連携による新たな価値共創の推進」が240億円（同28億円減）計上された（資料編　資料１－15）。

さらに、内閣府における地方創生関連予算については、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」の一環としての「『デジタル田園都市国家構想』を通じた地方創生の推進」を目的として、1,063億円（同１億円減）が計上された。その主な内訳は、デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、複数年度にわたり取り組む東京圏からのＵＩＪターンの促進や地方の担い手不足対策等の地方公共団体の先導的な事業を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進することを目的とする「地方創生推進交付金」が1,000億円（同同額）、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ地方大学づくりを各地で進め、地域における若者の修学・就業を促進する「地方大学・地域産業創生交付金」が22億円（同0.5億円減）計上され、地方創生推進交付金活用分（50.0億円）、文部科学省計上分（25.0億円）と合わせ、合計97億円が計上された。また、科学技術・イノベーション政策等の推進の一環として、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能強化、成長の駆動力への転換、わが国の産業力強化やグローバル課題解決にも貢献し得る大学の実現を目指して策定された地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの実現をはじめとする「科学技術・イノベーション政策の戦略的推進」として、574億円（同１億円増）が計上された。「科学技術・イノベーション政策の戦略的推進」では、第６期科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略2021等に基づく政策の展開を図るため、総合科学技術・イノベーション会議が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）」及び「官民研究開発投資拡大プログラム（ＰＲＩＳＭ）」を継続・発展させるとともに、

引き続き総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮するための調査・審議の充実、適切かつ十分なエビデンスの収集・分析などによる産学官一体となった科学技術・イノベーション達成に向けた推進体制の強化等を図ることとされている。

２．令和４年度私立学校関係税制改正等に関する私立大学側要望及び文部科学省税制改正要望の決定経過等について

私大連では、これまでの税制改正要望内容や政府・与党の税制に関する審議過程において、税務当局から出された意見等を踏まえ、この数年にわたり実現に至っていない要望項目を中心に、その内容、現状及び問題点などを整理するとともに、既存の仕組みを有効に活用しながら新規要望内容を組み立て、連合会並びに全私学連合等の関係団体と連携を図りつつ、その要望実現に向け活動を展開した。

令和４年度に向けた私立学校関係税制改正要望に関する基本方針並びに要望内容等のとりまとめに当たっては、公財政政策委員会のもとで協議のうえ、常務理事会及び理事会において協議を重ね、その任務に当たった。

２－１　私立大学側要望等の決定過程

令和２年12月21日に閣議決定された「令和３度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した９項目のうち、１）教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】、２）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】、３）東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】、４）技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等との共同要望）【法人税】、５）美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】、６）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】の６項目について認められた。特に全私学連合からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長」については、祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算の上、２割加算を適用する（在学中の場合を除く）とする措置が講じられたうえで、適用期限が２年延長（令和５年３月31日まで）された。また、「東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、適用期限を５年延長（令和８年３月31日まで）するとされた。

私大連では、２回の公財政政策委員会（５月18日、６月16日開催）、第２回常務理事会及び第636回理事会（令和３年６月８日開催）並びに第221回総会（６月29日開催）における協議を経て、「要望の趣旨」では、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望するとの基本方針のもと、昨年度の要望書の柱として据えていた「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」「学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充」と「大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充」の４点を踏襲しつつ、経済財政諮問会議等における大学におけるリカレント教育への期待の高まりを踏まえ、「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」を第一の柱に据え、その最初の項目に「社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設」を掲げることとした。

具体的には、要望の第一の柱に据えた「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」では、「“新たな日常”の確立が求められるなか、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社

会人も増えている。“新たな日常”を確立するための必須条件は、ＳＤＧｓの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立であり、その一翼を担うのが大学におけるリカレント教育や生涯教育の推進である。国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会を持てる「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である」としたうえで、１）学校法人が行う奨学金事業の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置の延長、２）リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設、３）教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充、４）教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化、の４点を要望することとした。特に「２）」では、「私立大学は、17～22歳を除く大学入学者数の82％（男子81％、女子91％）、社会人の大学院入学者数の51％（男子51％、女子53％）を占めており、さまざまな年齢層、多くの社会人学生が在籍する。サイバー空間とフィジカル空間が融合したさまざまなシステムの下での複雑、かつ、急速な変化がもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる」としたうえで、社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望することとした。

また、要望の第二の柱の「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」では、昨年度に要望した「③法人からの寄附に係る大幅な税額控除、個人からの寄附に係る寄附金全額を税額控除する大学納税制度（仮称）の創設」と「寄附金所得控除に係る繰越し控除制度の創設」とを合わせ、「個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設」を要望することとした。

一方、連合会においては、私大連がとりまとめた要望書をベースに、私大協からの意見を盛り込む形で連合会としての要望書のとりまとめを進めるとともに、文部科学省との協議内容をもとに協議し、その方向性を確認し、令和４年度私立学校関係税制改正要望の方向性を確認した。

上記の経過を経てとりまとめられた「要望の趣旨」「要望項目」からなる「令和４年度私立大学関係税制改正に関する要望（案）」は、連合会としての要望（案）としてとりまとめられた。

その後、幼稚園から大学までの私学団体で構成される全私学連合では、連合会でとりまとめた内容に基づき「令和４度私立学校関係税制改正に関する要望」としてとりまとめ、各団体の会長への報告、了承を経て、私立大学関係政府予算に関する要望とともに文部科学大臣及び文部科学省の政務三役をはじめ政府・与党関係者に提出（８月３日）された（資料編　資料２－１）。

２－２　文部科学省税制改正要望の内容

文部科学省では、関係団体等による要望を受け、同省の所管事項に関する税制改正要望について、「令和４年度文部科学省税制改正要望事項」としてとりまとめ、８月30日に財務省に提出した。

要望事項は「１．教育、科学技術イノベーション関係」、「２．スポーツ関係」、「３．文化関係」並びに「４．その他」の４分野、７項目で構成されている。このうち、私立大学関連では、「１．教育、科学技術イノベーション関係」において、公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、令和４年３月31日まで借用証書等に係る印紙税を非課税とする措置を延長する「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】」を内閣府との共同要望として掲げ

た。

文部科学省では、令和３年度税制改正において、「税制改正要望に先んじて国税庁との調整を開始し、寄附金控除の対象となる要件の明確化を検討していく」としていた「新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大」にかかわって、平成10年４月の私学部長名により発出した「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」について、その具体的な取り扱いの考え方をＱ＆Ａとして整理した「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するＱ＆Ａについて（通知）」を６月25日に私学行課長名により各学校法人理事長等宛に発出した（資料編　資料２－２）。

２－３　令和４年度私立学校関係税制改正の概要

政府与党である自由民主党並びに公明党では、１）賃上げを積極的に行うとともに、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対し、税制上の措置を抜本的に強化する、２）スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための税制措置を講ずることで、新たなビジネス、産業の創出を進めるとともに、既存企業の事業革新を促し、付加価値の向上につなげる、３）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、５Ｇ導入促進税制を見直す、４）過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する、といった基本認識の下、「１．成長と分配の好循環の実現」、「２．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」、「３．国際課税制度の見直し」、「４．円滑・適正な納税のための環境整備」、「５．その他」の５点を基本的な考え方に据えた『令和４年度税制改正大綱』を12月10日にとりまとめた。「１．成長と分配の好循環の実現」では、「（１）積極的な賃上げ等を促すための措置」として、「『成長と分配の好循環』の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する」としたうえで、１）継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大 30%を控除する措置を設ける、２）中小企業については、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大40%を控除する措置を設ける、とした。

政府では、政府与党における『令和４年度税制改正大綱』のとりまとめを受け、１）成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する、２）スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる、３）カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す、４）景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる、ことを主な内容とする「令和４年度税制改正の大綱」をとりまとめ、12月24日に閣議決定した。

「令和４年度税制改正の大綱」では、文部科学省が要望した７項目のうち、１）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】、２）博物館の機能強化を図る法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】、３）障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】、４）2020年東京オリンピ

ック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止【所得税等】の４項目について認められた。

特に全私学連合からの要望も踏まえ、文部科学省税制改正要望事項として掲げられていた「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業の借用証書等に係る印紙税の非課税措置について、適用期限を３年延長する（令和７年３月31日まで）とされた（「東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長」については、令和３年度改正において、適用期限を５年延長（令和８年３月31日まで）するとされている）（資料編　資料２－３）。

３．審議会等への対応について

３－１　中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」への対応について

前期に引き続き、第11期中央教育審議会大学分科会において、設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて、専門的な調査審議を行うことを目的に質保証システム部会（以下、「同部会」という。）が設置された。同部会では、審議を進めるに当たり、回ごとに個別の論点を挙げ、論点に対する委員からの意見提出をもとに議論を進めた。

第10回同部会（８月４日）では、「オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り方」を論点に審議されることになった。そのため、同部会委員の畔道副会長を通じて、総合政策センター政策研究部門会議が中心となってとりまとめた『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』（令和３年７月）を提出し、私大連の提言内容について説明することとした。

畔道同部会委員からは、私大連の提言の目的は「ポストコロナ時代に向けた新たな大学教育の方向性を示すものであり、単位の実質化をはじめとする大学設置基準や質保証のあり方はどのように見直されるべきか、広く議論するためのものである」旨の説明があった。そのうえで、オンラインを活用した新たな大学教育の実現のために必要な国の規制の緩和、大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かない方策等について、合わせて報告があった。

この報告を受け、同部会委員からは、私大連が提言した遠隔授業による修得単位数（60単位）の上限撤廃に対して、「オンライン授業の意義は大きいものの、全ての授業をオンラインで履修し卒業を可能とすれば、学生がキャンパスに通う前提がなくなる」と懸念する声や、「オンライン授業を推進するとしてもハイブリッド型を前提として議論を進めるべきだ」という意見が出された。

それに対して、畔道同部会委員からは、私大連の提言は、ポストコロナ時代の新たな学びを考えるうえで、対面授業とオンライン授業の比率等も含め、私立大学が考える新たな大学教育に対して自由度を与えてもらいたいという主旨であり、全ての授業をオンラインにすべきという主張をしているわけではないこと、また、遠隔授業による修得単位数の上限撤廃が実現すれば、海外に留学中の学生が、自大学の授業を海外から履修し４年間で卒業できるなど新しい学びの可能性を見出すことができるのではないか、との説明があった。

その後、同部会の下に同部会委員７名で構成する「作業チーム」が設置され、質保証システムの制度面の専門的・技術的な事項について調査審議を行い、具体的な質保証システムの改善・充実案をとりまとめていくこととなった。

第１回作業チーム（11月26日）では、質保証システム部会長による論点メモが示され、見直しの方向性について各委員によるフリーディスカッションを行った。その後、第２回作業チーム（12月10日）、第３回作業チーム（令和４年２月３日）において、委員の意見を論点メモに反映させる形で、大学のオンライン授業の上限60単位の規制を緩和する「特例」を設けるなどとした「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（案）」をとりまとめた。

同とりまとめでは、「特例」の対象となる事項として、遠隔授業による修得上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準などが考えられるとされた。また、特例認定の条件としては、①「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表し

ている、②特例を申請する目的や特例の対象となる学位プログラムにおいて目指す教育効果が明確であり先導性がある、③特例による教育活動において一定の質担保の方策が講じられている、などが挙げられ、有識者会議が確認するとされた。そのほか、現行の「専任教員」の在り方についてその定義を見直し、「基幹教員」（仮称）として新たな制度設計を進め、複数の大学や学部で勤務することができるよう大学設置基準の改正も求めている。

このとりまとめ案については、第13回同部会（令和４年２月16日）での審議、第14回同部会（令和４年３月18日）での了承を経て公表された。

３－２　文部科学省「大学入学者選抜協議会」等への対応

３－２－１　文部科学省「大学入学者選抜協議会」への意見書提出について

文部科学省は、高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について検討を行うことを目的として、「大学入学者選抜協議会」（以下、「協議会」という。）を、令和３年５月に設置している。私大連では、かねてより課題と捉えていた「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見書を第５回協議会（令和３年７月26日開催）に提示し、今後の検討課題とすることを要望した。（資料編　資料３－１）

意見書は、私立大学の個別学力検査（一般選抜）は２月１日から開始されるため、現行の「大学入学共通テスト」の実施時期（１月中旬）及び成績提供時期（２月上旬）では、一般選抜、学校推薦型選抜ともに多くの私立大学が判断材料として成績結果を活用しづらい状況にあることから、「大学入学共通テスト」の成績結果を多面的・総合的評価の一部として使えるように、実施時期を１か月前倒し（12月目途）するよう見直しを要望する内容となっている。

３－２－２　「大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について」意見書の提出

高等学校学習指導要領の改訂に伴い、令和７年大学入学共通テストでは出題科目に『情報Ⅰ』が追加となった。しかし、現行の大学入学共通テストでは対応する出題科目が存在しないため、旧教育課程（平成21年３月告示高等学校学習指導要領）履修者が、令和７年度共通テストを受験して希望する大学に出願する上で不利益を受けることがないよう、何らかの対応を行う必要がある。また、新教育課程（平成30年３月告示高等学校学習指導要領）履修者も含めた受験者にとっての公平性、大学入学者選抜としての妥当性等に照らし対応する必要があり、その対応方法に関し、大学入試センターより、私大連の考えをまとめた意見書の提出要請があった。

同センターからは、想定される対応として以下２案（Ａ・Ｂ）が示された。旧教育課程の教科「情報」（「社会と情報」及び「情報の科学」）の内容に対応した経過措置問題を作成し、『情報Ⅰ』を課す大学を志望する旧教育課程履修者に受験させる（Ａ案）、旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題を作成せず、令和７年度の共通テスト科目『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮する（Ｂ案）。

私大連では、Ａ案・Ｂ案ともに一長一短あるものの、Ａ案とした場合には、旧教育課程の「情報」は、新教育課程の『情報Ⅰ』とは目標や内容が異なり、『情報Ⅰ』と経過措置問題とでは試験内容が

異なるので、当該大学が求める学力を測定することを目的とする選抜方法としての教育的な公正性が維持できないこと。また、経過措置問題の作問の負担及び受験会場における配布・回収作業の煩雑化など、現場の混乱を誘発するリスクなどが考えられることを挙げ、「旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮」の適切かつ具体的なガイドライン等が可及的すみやかに公表されることを条件として、「Ｂ案が適当」であるとの意見書を、令和３年８月18日付で提出した。（資料編　資料３－２）

意見書は、第６回協議会（令和３年９月７日開催）においても、各教育関係団体の考えと併せて共有され、具体的な対応についての検討を経て、第８回協議会（令和３年９月27日開催）において、Ａ案を採用することが決定した。

３－３　内閣官房「教育未来創造会議ワーキング・グループ」への対応について

教育未来創造会議は、教育再生実行会議を廃止して、新たに首相官邸に設置された会議で、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚と有識者委員により構成されている。同会議の設置要綱では、「我が国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある」と設置目的が掲げられ、この目的のもとに会議が開催され、諸課題の審議が進められている。当面は、大学の機能強化や学びの支援、学び直しの環境整備などについて議論を重ねている。

同会議は、我が国の未来を担う人材の育成に向けて、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、教育未来創造会議ワーキング・グループを設置し、議論をすすめていくこととしている。

同会議の第１回会合（12月27日）で示された論点は、３点あり、我が国の未来を担う人材の育成にあたり、①未来を支える人材を育む大学等の機能強化、②新たな時代に対応する学びの支援、③学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備、を検討すべきとしている。

２月17日には、ワーキング・グループの第２回会合が開催され、私大連、国立大学協会、公立大学協会、日本経済団体連合会から、同会議の論点について、ヒアリングを行い、議論した。

私大連からは、村田治副会長がオンラインで出席し、意見書の内容に沿って発表した。意見書では、はじめに、大学が「学修者本位の教育」に転換すべきとし、その実現に向けて、画一化された教育ではなく私立大学の特徴や多様性を支援し、大学間や産学官の連携を推進するような高等教育政策の方向付けがなされるよう同会議に求めた。そのうえで、同会議から示された３点の論点に沿って、具体的な意見を提示した。（資料編　資料３－３）

①未来を支える人材を育む大学等の機能強化の論点では、大学が「学修者本位の学び」に転換していくために、足枷となっている大学設置基準等の規制は見直すべきであり、「学修者本位の学び」に転換するためには、外形的な基準で質を図るのではなく、学生個人の学修成果や学びの成長度を重視することが重要である、とした。また、大学教育においては、特定の分野に重点を置くのではなく、「分野横断」「文理融合」や大学の持つ「総合知」を活かしていくべきであることを示した。

②新たな時代に対応する学びの支援の論点では、家庭の経済状況に関わらず、誰もが質の高い大学教育を享受できる環境を整備することが重要であるとし、公財政支出の国私間格差の是正を求めるとともに、平成29年12月に日本私立大学団体連合会でとりまとめた修学支援の新たなスキ

ーム「高等教育機会均等拠出金制度」について紹介した。

③学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備の論点では、Society5.0時代に活躍する高度専門人材の育成プログラムの喫緊の課題は「大学院教育におけるリカレント教育」であることを述べ、学び直しの社会を形成するために、国の支援はもとより、産業界との連携が不可欠であることを訴えた。

同ワーキング・グループでは、その後も関係団体等からのヒアリングを行い、ワーキング・グループの論点整理案をとりまとめた。今後、ワーキング・グループの論点整理案に基づき、議論を重ね、同会議において初夏までに第１次提言を公表することとしている。

３－４　規制改革推進会議「子育て・教育・働き方ワーキング・グループ」へのヒアリング対応について

規制改革推進会議は、内閣府設置法第37条第２項に基づき設置された審議会で、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議することを主要な任務としている。令和３年８月23日に開催された同会議の第11回会合では、１）令和４年６月までをサイクルとし、規制改革の審議を進める、２）「デジタル」「経済活性化」「子育て・教育・働き方」「医療・介護」「農林水産」の五つのワーキング・グループを設置する、３）規制改革の当面の課題について調査審議し、令和４年６月を目途に答申をとりまとめることを決定した。

「規制改革の当面の主な課題」には、１）デジタル、２）グリーン、３）地域経済活性化、４）子育て・教育・働き方の４項目が掲げられ、４）子育て・教育・働き方の課題を担当する「子育て・教育・働き方」ワーキング・グループでは、「安心な子育ての実現に向けた環境整備」「個々の児童・生徒等に最適な学びを提供する環境整備」「多様で柔軟な働き方・自律的なキャリア形成に向けた環境整備」等の課題について審議されることとなった。

９月15日に開催された子育て・教育・働き方ワーキング・グループの第１回会合において「規制改革の当面の課題」に掲げられた項目の審議が始まった。

その後、11月17日には同ワーキング・グループの第５回会合が開催され、文部科学省、私大連、東京都市大学から、当日の議題「デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し」について、ヒアリングがあり、大学設置基準の見直しの具体的方向性について議論した。

私大連からは、村田治副会長がオンラインで出席し、私大連が令和３年７月に公表した政策提言『ポストコロナ時代の大学のあり方』に基づき、コロナ禍で普及したデジタルを活用することで、大学という学びの場を再定義し、学修者本位の学びを実現するためには、１）遠隔授業の単位数の上限の撤廃、２）単位数の実質化、３）校舎等施設、校地面積、校舎の面積等の基準の撤廃、４）定員管理の見直し、５）専任教員・職員の定義や役割の見直しの５点にわたる大学設置基準の見直しが必要であることを説明した。

また、規制緩和が大学教育全体の水準の低下につながらないよう、新設大学には現行基準を適用し、既存大学には「教育の質」「経営状況」「情報公表」の観点により一定の質が担保されているかを点検したうえで規制緩和を適用することを提案していることも合わせて説明した。

12月22日に開催された規制改革推進会議の第12回会合において、これまでのワーキング・グループを改組し、「スタートアップ・イノベーション」「人への投資」「医療・介護・感染症対策」「地域

産業活性化」「デジタル基盤」の五つのワーキング・グループを設置することを決定した。子育て・教育・働き方ワーキング・グループの議論は、「人への投資ワーキング・グループ」に引き継がれることとなり、具体的には、「ア　特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大」「イ　大学設置基準等の見直し」「ウ　初等・中等教育におけるオンライン授業の実施」「エ　労働時間制度（特に裁量労働制）の見直し」「オ　雇用仲介制度の見直し」「カ　育児休業の取得促進」「キ　保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）」「ク　養育費の確保に向けた取組」について議論し、できるものから順次速やかに成案を得られるよう、意見をとりまとめることとしている。

４．学校法人ガバナンス改革への対応について

４－１　学校法人ガバナンス改革への対応について

学校法人のガバナンスについては、近年の私立大学の不祥事等を踏まえ、私立学校法の改正に向け「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定）においてガバナンス改革を検討することが提示された。それを受け、令和２年１月に文部科学省において「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）が設けられ、令和３年３月に『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について』がとりまとめられた。その後、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）により、私学の学校法人においては、社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、それらと同等のガバナンス機能が確実に発揮できる制度改革とすることを目的に、新たに外部有識者で構成される「学校法人ガバナンス改革会議」（以下、「改革会議」という。）が文部科学大臣直轄の会議体として設置された。改革会議は、制度改正に向けた抜本改革案の全体像を年内にとりまとめて、文部科学大臣に報告することとされた。

改革会議は「１．新法人制度の改革案」「２．規模等に応じた取扱い」「３．『ガバナンス・コード』の抜本改革」を検討事項に掲げており、「１．新法人制度の改革案」では、「社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方」として「評議員会のチェック・監督機能」や「理事会のモニタリング機能」等が示されるとともに「その他社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するための見直し」として、「理事・監事・評議員の任期・資格要件」、「評議員会議決事項の理事会への委任の無効」「理事に委任できない理事会決定事項」等の論点が示された。「２．規模等に応じた取扱い」では、「会計監査人、内部統制システム等の義務付けや代替措置の在り方」として「事業規模（負債、収益、基本金、学生生徒数、従業員数など）」「事業区域（学校・サテライト施設・事務所など」「公費（私学助成、修学支援新制度、子ども・子育て支援新制度など）・税制優遇」が示され、また「簡素化する事項の整理」「財務書類の一般閲覧・公表（都道府県所轄法人）」「個人立幼稚園に対する規律」が掲げられた。さらに「３．『ガバナンス・コード』の抜本改革」では、年内に「１」「２」の結論を得た後に検討を開始する事項として、「コンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行」「コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた対応」「事業報告書を通じたガバナンス情報の開示」「団体の取組・法人の好事例のフォローアップ」の論点が掲げられた。

９月９日開催の第５回改革会議において、直接、私学関係者の意見を聴取するため、私学関係団体からのヒアリングが行われた。私大連は村田治副会長より意見開陳を行い、有識者会議がとりまとめた『学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について』に基づいて課題等を示した（資料編　資料４－１）。

本意見では、まず改革会議の議論においては、学校法人のガバナンスの何が問題で、問題を解決するために取り組むべき課題は何かを明確化し、学校法人関係者の共通認識の深化によって実質的なガバナンス改革を推進していくことが重要であるとした。また、改革内容に関する課題」として、学校法人と社会福祉法人のガバナンス上の問題点を同一に論じ、ガバナンスに係る制度を揃えるという観点のみからガバナンス改革が進むことがないよう慎重な議論を求めた上で、「評議員会の基本的な職務」に関する課題」及び「役員の選解任のあり方」について課題等を提示した。さらにソフトロー

（ガバナンス・コード）の意義として、私立大学法人の質的向上と持続的発展を実現する画一的な方策を導き出すことは困難であり、各法人が、各々に最も適した方策の決定と自律的な取り組みによってガバナンス体制を構築していくことが重要であるとし、ガバナンス機能を発揮できる制度は、本来的には法律などの縛りによるのではなく、ガイドラインやガバナンス・コード等によるソフトローによって実現されるべきであるとした。

その後、私大連では、９月14日開催の第638回理事会において協議した結果、改革会議で進められている議論、すなわち学校法人のガバナンスの基本構造を変更し、外部のみの少人数で構成する評議員会を最高議決・監督機関とする方向性は、私立大学の教育研究と大学経営に大きな影響を及ぼすものであり、私立大学の建学の精神を瓦解しかねない重大な課題を有しているため、改めて、改革会議に対し意見書を提出することとした（資料編　資料４－２）。意見書では、「学外者のみで構成される評議員会が、学校法人の重要事項の議決と理事及び監事の選解任をできる」という権限の集中は、法人をめぐる新たな主導権争いを誘発しかねないとし、意思決定のスピードの鈍化に対する課題の提示とともに、「学外者のみで構成される評議員会」では、長期的視野を持って教育研究の支援・運営に関する経営判断の是非を議論することは困難であることを申し述べた。併せて、多様なステークホルダーで構成する諮問機関としての評議員会のあり方の提示と理事会と評議員会の相互牽制機能の強化策を提案した。この意見書を改革会議に提出（10月５日）した後、10月18日には田中愛治会長が文部科学省の義本博司事務次官に面会し、意見書の趣旨を説明し、法改正に向けては、私立大学の真に健全なガバナンス体制の構築が図られるよう強く要望した。

12月３日、改革会議は方向性を変えることなく、「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」と題する報告書をとりまとめたものの、私大連をはじめとする私学側が猛反対の主張を展開した。

私立大学セクターである日本私立大学団体連合会並びに日本私立大学短期大学協会は、直ちに「学校法人のガバナンス改革に関する声明」を公表（12月６日）した。声明では、学校法人のガバナンスの基本構造を変更するという極めて重要な議論が教育現場関係者の声を反映させることなく拙速に進められたことに対する遺憾の意を表明するとともに、評議員会を株主総会と同視し、コーポレートガバナンスの考え方をそのまま私立大学の経営に導入しようとする改革会議の提案は、学生を最大のステークホルダーとする学校法人においては理論上合理性を欠くものであると考えを示した。日々の教育研究に関する意思決定に関しては、外部の評議員会によるものではなく、理事会のリーダーシップを尊重すべきであるとし、それに併せ、ガバナス機能を高めることは論を俟たないことであり、理事会が暴走した場合には、それを止める仕組みとして、学外の監事が、理事会と評議員会の双方にアドバイスし、監事の意見に沿って、評議員会と理事会が相互にモニターすることで、互いに暴走を止める機能を備えた仕組みを構築することが重要であることを表明した（資料編　資料４－３）。

その後、私大連では田中愛治会長が精力的に、主要国会議員への要望活動やマスコミ等への対応を行った。

一方、11月29日、自民党の文部科学部会において、本件に関し私学関係団体の会長らがヒアリングを受け、私大連では田中会長から、上記声明と同様の意見を開陳しガバナンス改革の代替案を申し述べた。年を明けて文部科学省では、改革会議の提案に対する私学側の反対の声に対し、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会のもとに、新たに「学校法人制度改革特別委員会」（以下、「特別委員会」という。）を設置し、再協議を開始した。特別委員会は、各私学団体の代表者と外部有識者から成る委員により構成され、私大連では田中会長を委員として派遣した。その後、特別委員会の議論の参考とするため、文部科学省からガバナンスの論点に関する意見提出依頼が各私学団体にあり、私大

連においては、２月１日開催の第10回常務理事会の議を経て、２月３日、文部科学省に意見提出した（資料編　資料４－４）。この論点は、特に理事会、評議員会、監事に関する権限や選解任、任期等を聴くもので、私大連では、理事会は「意思決定・執行監督機関」であり、評議員会は「諮問・審議機関」であることを基本原則として、理事会と評議員会が相互に牽制・監督し合う仕組みづくりとして、理事と評議員の兼職の禁止や重要事項の一部（寄附行為の変更、解散・合併）は評議員の合意事項とすること、監事の選解任は評議員会で決定することなどについて賛成の意見を提示した。

文部科学省の特別委員会の設置に合わせ、自民党においては、学校法人のガバナンス改革にするインナー会議が設置され、２月17日、インナー会議において各私学団がヒアリングを受けた。インナー会議の議員らも、学校法人の特性から見て、改革会議が提案する「外部者のみで構成する評議員会」を意思決定機関にすることは現実的ではないという意見であったが、全私学連合共通のガバナンス改革の考えを提示するよう求められた。これに対応するため、全私学連合では、３月４日、代表者会議を開催し、幼稚園から大学までの私学共通のガバナンス改革の施策をとりまとめ（資料編　資料４－５）、改めて自民党インナー会議へ説明（３月７日）及び特別委員会に提出（３月９日）し、全私学連合の田中愛治代表がこれに対応した。

このような経緯を経て、特別委員会においては、３月29日、私立学校法の改正による学校法人ガバナンス改革の最終報告をとりまとめた。本報告書では、議論の核となっている理事会と評議員会との関係性について、「ガバナンス構造の現代化を図る上で、他法人との平仄や理論的統一を重視する向きからは、学校法人の基礎的変更等や各法人の寄附行為で定める評議員会の議決事項について、評議員会を最終の意思決定機関とすべきとの意見もあったが、機関設計の大幅な変更により実務に混乱を招きかねず、必ずしも直ちに不可欠な措置とは言えない」とした上で、学校法人の沿革や多様性に配慮しつつも社会の要請に答えうるガバナンス機能として、理事会及び評議員会、監事それぞれの権限を明確に整理し、協働しながらも相互牽制機能を持たせる次の主な施策が提示された。学校法人の基礎的変更事項（解散・合併、寄付行為の変更）については評議員会の承認を必要とし、理事の選任は評議員会やその他の選任機関として寄付行為において明確化する。理事の任期は４年を上限（再任は可）とし、監事・評議員の任期を超えない範囲で寄附行為において定める。また、理事と評議員の兼職の禁止し評議員会の下限を引き下げること、及び評議員の選任機関を明確化し、役員近親者、教職員、卒業生等の上限割合を寄付行為において設定、任期は６年を上限（再任は可）とし寄付行為で定めるなどである。なお、これらの施策は、大臣所轄学校法人と知事所轄学校法人との区分や法人の規模に応じた区分を設けた規制を施すことも併せて提案された。

今後、文部科学省では、本報告書の内容をもとに私立学校法の改正案を作成、調整を経て、今国会の提出を目指す予定である。

５．就職問題等について

５－１　就職問題等について

2021年度（令和３年度）
就職・採用活動をめぐる動き

2021年

【政府（文部科学省等）における動き】

・３月17日　就問懇　「申合せ」発出

2022年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮、オンライン面接等を行う際に通信環境が整わない学生への配慮、海外留学経験者や外国人留学生を念頭においた多様な選考機会の提供、インターンシップの適切な実施、卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いへの配慮などを求めた。

・３月30日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」を発出。「就職・採用活動日程の遵守」、「卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い」、「学事日程等への配慮」等を要請した。

・６月７日　文部科学省　就問懇(第1回)開催

・10月14日　文部科学省　就問懇(第2回)開催

令和３年度の就職・採用活動の実態把握のために実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査結果」、「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）」、「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）」の速報版が共有された。

【経団連と大学における動き】

・４月19日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第５回）開催

2020年度報告書案『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』を審議。同日、これを公表した。

・７月21日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会(第３回)幹事会開催

・７月29日　採用・インターンシップ分科会（第１回）開催

・９月22日　「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第１回）開催

文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップについて、企業側のニーズや期待、本インターンシップに参加する学生の能力について検討した。

・９月27日　採用・インターンシップ分科会（第２回）開催

学生のキャリア形成支援に関する４類型のタイプ３（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）に関連し、「質の高いインターンシップ」とは何か、「採用選考に直結しないこと」との関係性について検討した。

・10月21日　「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第２回）開催

【政府（文部科学省等）における動き】

・12月16日　文部科学省　就問懇(第3回)開催

公益社団法人全国求人情報協会との意見交換を行った。主に、「就活ルール等遵守への協力について」、「求人情報提供会社における学生個人情報（ユーザー情報）の取扱いについて」、「いわゆるオファー型やスカウト型といった求職者情報の提供事業者について」意見交換を行った。

2022年

・２月10日　文部科学省　就問懇(第4回)開催

・３月28日　就問懇　「申合せ」発出

2023年度卒業者に係る申合せを全国の大学・短大・高専に発出。同時に、企業等に対して、３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮として、採用選考活動の土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯の活用、インターンシップを実施する場合、広報活動や採用選考活動と異なるものであることの明確化、就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信しない、卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い、オンラインを活用する場合、学生に対し、通信手段等の事前明示、通信が乱れた際の対応、日本人海外留学者・外国人留学生などへの多様な採用選考機会の積極的な周知・提供、学生の個人情報の取扱いにおける法令遵守、セクシュアルハラスメント等の防止の徹底、採用選考に当たり、成績証明等の一層の活用と学修成果や学業への取組状況の適切な評価などを求めた。

・３月28日　４府省連名で経済団体・業界団体に「要請」を発出

【経団連と大学における動き】

・11月19日　「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第３回）開催

・11月25日　採用・インターンシップ分科会（第３回）開催

・12月16日　「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第４回）開催

・１月27日　採用・インターンシップ分科会（第４回）開催

・２月８日　「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第５回）開催

当該インターンシップをパイロット的に実施する場合の要領案（対象学生、対象職種、実施期間、実施時期、マッチング方法等）について検討した。

・２月10日　採用・インターンシップ分科会（第５回）開催

産学協議会が定めるインターンシップ（タイプ３）の基準の設定と、基準を満たした場合の募集要項等への「産学協議会基準準拠マーク」の記載について検討した。

・２月15日　採用と大学教育の未来に関する産学協議会(第４回)幹事会開催

・３月16日　採用・インターンシップ分科会（第６回）開催

令和４年４月に刊行予定の経団連の「産学協議会2021年度報告書」に掲載予定の採用・インターンシップ分科会及び「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WGにおける検討経過の内容について検討した。

（１）2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する動向

大学等卒業予定者の就職活動のあり方については、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される就職問題懇談会（以下、「就問懇」という。）にて検討・協議を行い、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省で組織される就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議やその他経済団体（経団連、商工会議所、経済同友会等）と連携を図りながら検討を進めている。

2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動については、令和３年３月17日付で就問懇から大学、短期大学、高等専門学校に向けて「申合せ」が発出された。あわせて、企業に対して３月広報活動解禁、６月採用選考活動解禁の現行スケジュールの遵守を求めるとともに、学業への配慮、オンライン面接等を行う際に通信環境が整わない学生への配慮、海外留学経験者や外国人留学生を念頭においた多様な選考機会の提供、インターンシップの適切な実施、卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱いへの配慮などを求めた。また、同年３月30日には４府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で経済団体等に対して「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された。主な要請事項としては、「就職・採用活動日程の遵守」として、広報活動開始は卒業・修了年度に入る直前の３月1日以降、採用選考活動開始は卒業・修了年度の６月１日以降、正式な内定日は卒業・修了年度の10月１日以降とすることを遵守すること、「卒業・修了後３年以内の既卒者の取扱い」として、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること、「学事日程等への配慮」として、採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること等を要請した。

（２）令和３年度就職・採用活動の動向

６月７日に開催された令和３年度第１回就問懇において、令和３年度の就職・採用活動の実態を把握するために、文部科学省が主体となり、大学等向けと企業向けにそれぞれ「令和３年度就職・採用活動に関する調査」を実施することを決定した。その結果は、10月14日に開催された第２回就問懇において、「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）【速報版】」及び「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）【速報版】」として共有された。

「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（企業等）【速報版】」では、「採用活動状況」の設問については、採用活動を実施した企業の割合は、企業全体で90.9％、大企業で97.4％、中小企業で86.7％となり、採用予定者数の増減については、企業全体で「増やした」が24％、「変わらない」が62％、「減らした」が14％だった。「採用選考活動開始時期」の設問については、大企業では３月、中小企業では６月に採用選考活動を開始とする企業が最も多く、６月以降に開始した企業は34.2％（昨年度比▲0.9ポイント）だった。また、採用選考活動を６月より前にした理由としては、他社より早く学生に接触したいという理由が最も高かった。「内々定を出し始めた時期」の設問については、大企業では６月、中小企業では７月以降に内々定を出し始める企業が最も多く、６月以降に内々定を出し始めた企業は49.2％（昨年度比▲3.8ポイント）だった。「コロナ禍における採用活動」の設問については、「採用説明会」については「昨年度も本年度も、主にオンラインの説明会を実施」の割合が最も高く、「採用面接」については「昨年度も本年度も、対面により実施」の割合が最も高かった。

「令和３年度就職・採用活動に関する調査結果（大学等）【速報版】」では、就問懇の「申合せ」の内容の周知状況については、45.1％の大学等が「申合せ」の周知を実施（昨年度比▲6.3ポイント）し、周知方法としては、「大学等のホームページに掲載する」が最も多かった。周知しなかった

理由としては、就問懇や政府から企業へ周知を行っていることで十分と考えている大学等の割合が高かった。「企業が採用選考活動を開始した時期（大学等の認識）」としては、「卒業前年度の３月」とする回答の割合が高かった。「学生が内々定を得た時期（大学等の認識）」としては、「卒業年度の６月」とする回答の割合が高かった。

また、同懇談会において、内閣府が学生を対象に実施した「学生の就職・採用活動開始時期等に関する調査」の調査結果が【速報版】として報告された。「就職・採用活動時期に関する認識」として、令和３年度の就職活動時期が、昨年度と同じ時期（広報活動３月、採用選考活動６月）に設定されたことについては、約５割の学生が「昨年の就職活動の情報を参考にすることができた」、「予定をたてやすく準備・行動ができた」、「夏の暑い時期に就職活動を行わなくて済んだ」という点に特にメリットを感じていた。一方で、約６割の学生からは「選考活動を早期に開始する企業があり混乱した」との回答も存在した。就活ルール（広報活動３月、採用選考活動６月）については、「ルールは必要」とする人は約７割で、特に、「ルールは必要であり、現在の開始時期がよい」との回答の割合が最も高かった。「採用面接の実施時期」としては、最初に採用面接を受けた時期は、概ね昨年度と同様の傾向で、累計で見ると４月までに約９割の学生が面接を行っていることがわかった。採用面接のピーク時期は、４月の割合が最も高く、一方で、３月の回答割合がやや上昇し、ピークが若干早まる傾向も見られた。「内々定を受けた時期」としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の2019年度調査と同様、４月がピークになり、累計では６月までに約９割が最初に内々定を受けている。「インターンシップへの参加状況」としては、インターンシップに参加した学生が約７割で、約５割の学生が「複数回参加」と回答した。参加したインターンシップのうち最長の日数として、「１日」又は「半日」と回答した割合は約５割だった。「新型コロナウイルス感染症の影響」としては、対面で実施されることを理由に、企業説明会等を自ら取りやめたとする回答は約３割と微減する一方、採用面接の中止は約３％であり昨年よりも大きく減少した。想定していたよりも就職活動においてプラスになった・メリットになったことは、「オンラインの活用が増えたので、交通費などの負担が軽減した」が最も高く９割だった。一方、課題としては、「移動や対面での接点がなくなり、企業や仕事などの情報収集が十分にできなかった」、「企業説明会や面接の途中で音声・映像が途切れるなどしたことがあった」との回答が約５割となった。

12月16日に開催された第３回就問懇では、公益社団法人全国求人情報協会（以下、「全求協」という。）との懇談会を行った。全求協から、協会の概要の説明と2023年卒の採用選考における各社（マイナビ、ディスコ、リクルート）の学生への採用情報提供のスケジュールや学生の個人情報の取得・廃棄に関する取扱い等の説明があった後、就問懇の委員との意見交換を行い、就問懇の委員からは、企業へのエントリーの受付開始日については後期のテスト期間を考慮して、２月中旬以降にしてほしいという要請や求人情報会社の多様化を受けて、「早期選考」、「早期内定」と表記したいわゆる「オファー型」、「スカウト型」といった求職者情報の提供事業者について確認があった。全求協から、「オファー型」、「スカウト型」といった求職者情報については、このような情報提供を各大学の就職部が後押ししている現状があること、現在、職安法改正に関連して、求人広告の提供なのか、紹介業なのかはっきりしない形態の情報提供企業が増えている中で、何を遵守させるかについて議論が始まっているとの説明があった。

令和４年２月10日に開催された第４回就問懇では、「2023（令和５）年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」の内容について協議を行った。「学習成果等に関する情報の公表等の実施」については、学生の卒業・修了前年度までの学業への取組状況を

公表することや、「オファー型」、「スカウト型」といった求職者情報の提供事業者を念頭に置き、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用した就職活動を行う際には、それらが本申合せを遵守したサービスであることを確認すること、学生がそれぞれのサービスの特徴を十分に理解した上で利用するように指導し、学生が学業と就職活動を両立できる環境の確保に努めること、就職・採用選考活動の早期化を助長させないよう、学内での案内にも十分に留意することを要請することとした。「申合せ」については、最終的な調整・確認を経て令和４年３月28日付で、大学、短期大学、高等専門学校に向けて発出された。また、同日付で経済団体等に対し、４府省連名で「2023（令和５）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」が発出された（資料編　資料５－１）。

（３）経団連における検討経過

経団連における令和３年度の就職・採用活動に関わる活動については、令和３年４月19日に採用と大学教育の未来に関する産学協議会でとりまとめた2020年度報告書『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』で示された「2021年度アクションプラン」に基づき、検討が進められている。

７月29日に開催された採用・インターンシップ分科会（第１回）では、上記の2020年度報告書で示された学生のキャリア形成支援における４類型のタイプ別の課題と境界の整理を行い、タイプ１（オープン・カンパニー）は、「就業体験を伴わないこと」と「学年を問わず学部生・大学院生向けに実施すること」、タイプ２（キャリア教育）は「主に低学年の学部生を対象に実施すること」を確認した。また、タイプ３（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）については、「メンバーシップ型」、タイプ４（高度専門型インターンシップ）については「ジョブ型」のインターンシップと位置づけ、メンバーシップ型とジョブ型の違いは、主に学部生と大学院生の対象の違いとなることを確認した。なお、タイプ１への参加を通じて取得した学生の個人情報を将来のインターンシップにつなげることは認められるが、採用選考につなげることは認めないという点について、今後、あらためて産学の合意が必要であることを確認した。

また、同分科会において、令和３年１月に日本私立大学団体連合会名でとりまとめた『大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方』で示された文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップの具体化について、採用・インターンシップ分科会委員の中から産学それぞれ４名ずつの編成による少人数のワーキング・グループを設置し、実現に向けた課題等の洗い出しと対応策を検討することが提案され、了承された。

９月27日に開催された採用・インターンシップ分科会（第２回）では、学生のキャリア形成支援における４類型のタイプ３に関連し、当分科会が目指す「質の高いインターンシップ」とは何かについて協議し、インターンシップの目的となる「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極める」ためには、実施規模（参加学生数）については少人数、実施期間については長期（数週間）、これに伴い学生と企業の負担については大きくなるものを「質の高いインターンシップ」と位置付けることとした。また、これまでは、主にメンバーシップ型採用を志向する企業を中心に、職場（現場）受入れ型ではなく、模擬的な作業のみで構成されるプログラムがインターンシップとして広く実施されてきたが、上記のインターンシップの目的を踏まえると、職場等で実際の業務に従事するプログラムを実施し、あわせて参加に応じた対価として有給とすることについても検討していくこととした。

他方で、学生の間では「インターンシップに参加しないとその会社に就職できない」といった誤解が根強く残っていることについては、インターンシップと採用活動は別であることを前提として、タイプ３については、「採用選考活動そのものではなく、採用選考に直結しないこと」を企業側が認識することと学生に対しても広く周知する取り組みを検討することとした。

上記の採用・インターンシップ分科会（第１回）において承認された、文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップの具体化について検討するための「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WGの第１回会合が９月22日に開催された。冒頭で、当分科会では文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップに関するニーズや先行的・試行的実施に向けた課題の特定、その対応策等を検討することが確認された。第１回の会合では、文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップに対するニーズ、求める能力・評価基準、ボリュームや業務条件について協議した。企業側のニーズとして、これまで文系修士の採用活動については、学部学生と同様に数回の面接で採用を決定してきた企業が多かったが、今後は、インターンシップを通して採用につなげていくことへのニーズは一定程度あることを確認するとともに、スタートとしては、財務・経理、法務・知的財産、人事など、専門的なスキルが示しやすく、また、ジョブ・スクリプションを比較的提示しやすい分野（社会科学系分野の学部）に限定し、試行的に小さく始めるのも一つの方法であるといった意見があった。また、企業としてジョブ型採用インターンシップにおいてその企業で何ができて、何ができないかを示すきっかけにもなり、企業の魅力を発信することにもつながり、学生にとっても企業選択の参考となることを確認した。なお、大学側としては、これまで修士課程の学生に対して、さまざまなキャリアパスがあることを示せていないという反省から、今後は、研究者を育成することとあわせて、今回検討しているジョブ型採用インターンシップの活用も含め、専門性を生かして企業で活躍する道の両方のトラックを考えていく必要があることが確認された。文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップの実施規模としては、修士の学生全員を対象とするものではなく、就職に対して意識が高く、企業が修士の学生に求める必要な能力を身につけている限られた学生を対象とすることとした。

10月21日に開催された「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第２回）では、「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」の対象範囲について検討した。学部資格の有無等で評価しやすい職種（法務・知的財産、財務・経理等）以外で、現在、コンピテンシーで評価する企業等もあり、文理の別なく採用している実態があることから、文系修士課程学生に加えて、同程度の能力を有する理系院生等も応募できた方が対象範囲も広がり、企業・学生・大学にとって活用されやすいインターンシップとなることを確認した。これにより、検討WGでは、文系修士課程学生に限定せず、「文系修士課程学生が能力を発揮しやすいジョブ等」を検討対象とすることとした。また、文系修士学生が有する能力・強みとしては、自ら研究テーマを見据えて（問題を発見し）、仮説を立てて分析し、結論を導き出すという訓練を繰り返し行っていることで問題発見・解決能力や論理的思考を身に付けていること、特定の専門分野における枠組みを把握し、この枠組みを踏まえて社会を捉えることができることなどが挙げられた。企業側からは、文系のジョブ型採用につながるインターンシップが実施されることで、企業側にとっても選択肢が増えることは歓迎だが、実際に事務系のジョブ型のコンピテンシーを定めることは難しいといった声や特定の専門性に基づく採用とした場合、現在行っている中途採用との差別化もあわせて考えていく必要があるとの意見があった。今後は、「文系修士課程学生が能力を発揮しやすいジョブ」を定め、そのジョブに必要な能力や評価基準、インターンシップのボリュームや業務条件などを具体化したうえで、マッチングの方法や先行

的・試行的実施に向けた検討を進めることとした。

11月19日に開催された「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第３回）では、「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」の対象職種、実施に適していると思われる期間・時期及び実施に適していると思われるマッチング方法について検討した。対象職種について、企業側からは、「職種限定型」の前提の一つであるジョブ型の「雇用」は、中途採用には馴染みやすいものの、新卒採用に適用するのは難しいのではないかという意見があり、大学側からは、「職種限定型」の可否は、今後、企業がジョブ型の「雇用」を導入していく考えがあるかどうかによって変わってくるので、「ファーストキャリア確約型」をメインとして、「職種限定型」はそのサブセットとしてはどうかいう意見があった。これを踏まえ、検討WGにおいては、「職種限定型」、「ファーストキャリア確約型」と区分することなく、「ジョブ型・ファーストキャリア確約型」を主な検討対象とし、今後、更なる具体化に向けて議論を進めることとした。実施に適していると思われる実施期間については、企業側からは、学部学生を対象としたものについては、一般的な職場受入型インターンシップの期間は、長くて２週間程度が多く、特に文系の学生は、就職前に様々な企業を見たがるので、１か月以上の長期間実施では参加する学生は少ないと思われるという意見があった。実施時期については、企業側からは、職場受入型の場合、例えば財務であれば年度末の決算期は厳しい等、受入先の職場ごとに事情は異なることや、修士１年の２月に実施するのがよいが、職場の負担が大きいため、受入規模は小規模にせざるを得ないという意見があった。大学側からは、修士１年の夏は、研究計画も不十分で、学部学生と大きくは変わらないということや、修士２年になると採用が始まるため、修士１年の冬・春休みを利用して２月頃から実施してはどうかという意見があった。実施に適していると思われるマッチング方法については、大学側から、企業側から文系大学院で修得できる能力が分からないという指摘があることから、次回WGの開催までに、大学側から、文系の大学において修得できる能力をリストアップし、それに対して企業側からどのように職種が対応するかを提示してもらったうえで、マッチング方法を検討してはどうかという提案があり、了承された。

11月25日に開催された採用・インターンシップ分科会（第３回）では、タイプ３の実施時期・学生情報の活用及びタイプ１とタイプ３の境界について協議を行った。タイプ３の実施時期の検討に当たっては、学部３年生までの教育は大変重要であり、今後、その部分の教育が疎かになると、日本の国際競争力が落ちるという危機感を持っていることから、学部３年生までにしっかりと教育を行うためには、学業に専念していく中で、就業体験を通じて働くということをしっかりと理解できるプログラムを構築する必要があるという意見があった。企業側からは、現在行っているインターンシップは、学部３年生と修士１年生は、最終学年の前ということで、学生にとっても一つの節目の時期となり、その段階であれば、自身の専攻、研究テーマ等もある程度決まっていて、自身の専攻、研究テーマ等が実社会でどのように役立つのかなどを感じ取ってもらったうえで、大学に戻ってそれを踏まえて再び学業等に励んでもらうという循環を考えて実施しているとの意見があった。また、タイプ３の期間を長期とした場合、実施時期は長期休暇の期間だけしか実施できないという意見や、長期休暇以外の可能性としては、現在、ベンチャー企業やスタートアップなどで行われているように、例えば週１回、授業がない曜日を決めて、半年間かけて実施するといった形も想定してはどうかという意見があった。学生情報の活用については、ジョブ型であるかメンバーシップ型のインターンシップであるかということにより、学生情報の活用方法は変わるということと学部４年生の６月以降と修士２年生の６月以降に実施する、実質的で長期にわたるインターンシップが、まさにマッチングの精度を高めるものであり、それについては学生情報を活用しても構わないという点を確認した。

タイプ１とタイプ３の境界については、タイプ１については、あらためて「ワンデー・インターンシップ」という名称は使用しないことを確認し、タイプ３においては、これまで多くの企業で行っている汎用的能力重視型の疑似インターンシップの設定を行うこととした。なお、その際は、５日間以上という期間や職場における就業体験の日数等の条件を設定することとした。また、これとは別に専門性を重視した２週間以上のインターンシップの枠組みも設定することとした。

12月16日に開催された「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第４回）では、始めに、大学側から、「文系修士課程学生の新たなインターンシップに向けた提案－文系修士課程学生の能力・強みの一例と職種のマッチングについてー」と題して、文系修士課程学生が優れていると思われる能力に関する具体例の提示があった。具体的には、①研究力（研究を進める中で、ロジカルに考える力）、②勉強力（決まったものを覚え、体系立てて適用できるようにする力）、③人間力（コミュニケーション能力、情報を発信する能力、話を聞く能力、相手の立場に立って物事を考え情報を正しく理解する力）の三つが示された。また、メンバーシップ型採用が中心の現状では、学生は、志望を本来の希望よりも就職しやすい職種に合わせにいってしまうことがあり、それをブレイクスルーして、本来の希望とマッチングさせるのがジョブ型採用であるからこそ、検討WGでは、ジョブ型採用につながるインターンシップの枠組みを構築していきたいという意見があった。その後、「ジョブ型・ファーストキャリア確約型」として考えられる対象職種について協議を行い、企業側からは、今回の大学側からの説明を伺って、修士課程学生の専門分野に左右されない能力は分かり易くなった一方で、専門性という観点では院卒と学部卒の違いが分かりづらく、その区別が明確にならない限り、今回検討しているインターンシップの受入れ先を定義しづらいという意見や、専門分野に左右されない全般的な能力が高ければ、全ての部署で活用度が高いが、ジョブ型採用と紐付けたインターンシップの実施については難しいという意見があった。また、本WGで検討するインターンシップを実施する場合には、「○○の能力を持っている人（大学院生）」、「○○を勉強してきた人（大学院生）」という形で募集をかければ、応募する学生側もエントリーしやすくなるのではないかという意見があった。大学側から、「文系と理系、学部生と大学院生の能力の違いが分かりづらい」という企業側の意見はもっともであるので、まずは一度、専門性を絞り込んだ大学院生向けのインターンシップを行ってはどうかという意見や、企業から特定の分野（統計、マーケティング、データ分析、会計、心理学、ＣＳＲ等）をご提案いただき実施してはどうかという意見があった。インターンシップの実施時期については、キャリア教育の要素を考えると修士１年の夏、ジョブ型採用につなげるということであれば修士１年の冬が良いのではないかという意見がある一方で、あまり早い時期（１年の夏）に実施しても、学部生との違いが分かりにくいという事態になりかねないため、遅い時期（１年の冬）の実施がよいのではないかという意見があった。

令和４年１月27日に開催された採用・インターンシップ分科会（第４回）では、経団連でとりまとめた提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進－主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けてー」について説明があった。提言の趣旨としては、①新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機に、わが国がサステイナブルな資本主義の確立に向けてＤＸやＧＸを加速する中、教育も大きく変わる必要があること。②少子化が著しいわが国において、改めて人材の重要性に注目し、人への投資を加速すること。初等中等から高等教育、さらには社会人を対象としたリカレント教育も含め、産学官が連携して教育改革を進める必要があること。③とりわけ大学は、社会の中核で活躍する人材を輩出する教育機関として、Society5.0 for SDGsに対応し、地域や日本、世界に貢献するため、教育改革を急ぐ必要があるとの説明があった。

続けて、経団連で行った「採用と大学改革への期待に関するアンケート」の結果について説明があり、採用の観点から、大卒者に特に期待する資質については、「主体性（84.0%）」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性（76.9%）」が高い割合を占める中、「学び続ける力」が36.2%ある点に注目したいこと、特に期待する能力については、「課題設定・解決能力（80.1%）」、「論理的思考力（72.1%）」が高い割合を占めていること、特に期待する知識については、「文系・理系の枠を超えた知識・教養（84.7%）」、「専攻分野における基礎知識（75.8%）」、「専攻分野における専門知識（61.8%）」が高い割合を占めているとの説明があった。また、新卒者の採用方法については、「通年採用」実施企業が33%から５年程度先には55%へと22%ポイント（79社）増加し、「新卒一括採用」の実施割合は、91%から５年程度先には79%へと12%ポイント（50社）減少していること、「職種別・コース別採用」、「ジョブ型採用」の実施割合が、５年程度先には新卒・既卒者ともに増加し、多様化が進む見込みであること、「ジョブ型採用」実施企業は、新卒者では４%から５年程度先には19%（68社）へと15%ポイント（54社）増加し、既卒者では27%から44%（153社）へと17%ポイント（58社）増加する見込みで、従業員規模が大きいほど、ジョブ型採用の実施を予定する企業の数が多いことが分かったという説明があった。

その後、「学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み」の各タイプにおける代表的なケースの整理・課題について協議を行い、委員から、タイプ１をボリュームゾーンとして捉え、タイプ３については定義を明確にしたうえで、絞り込んで整理してはどうかという意見や、大学において正課教育だからタイプ２や３にするという分類ではなく、インターンシップの内容（要件）により整理してはどうかという意見があった。また、タイプ１～４（特にタイプ３）に対する理解促進・実効的な実践に向けた産学協議会としての取組みについて協議を行い、タイプ３については、現在、本分科会で検討している要件を満たしたインターンシップについては、産学協議会や政府等による認証を行うことについて提案があり、次回の分科会で引き続き、検討することとした。

令和４年２月８日に開催された「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG（第５回）では、「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」のパイロット版の実施要領について協議を行い、対象職種については、文系修士課程学生が能力を発揮しやすいと考えられる職種として、①学生が外部資格等によって自らの能力・スキルの水準を客観的に提示可能な職種（財務・経理、法務・知的財産、人事等）を中心に、②事業系職種（マーケティング、商品・サービス開発、営業）の一部とすることとし、実施時期については、①修士１年の冬～春季休業期間（12月～翌年３月）を中心に、②修士２年の夏季休業期間（７～９月）に実施する可能性も探ることとした。また、正課とするかについては、大学院の判断に委ねることとし、マッチングの実施方法については、「一般応募方式」に加え、「スカウト方式」について協議を行ったが、最初は「一般応募方式」で始めることとし、その後、「スカウト方式」の実施について模索することとした。

令和４年２月10日に開催された採用・インターンシップ分科会（第５回）では、「学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み」の各タイプにおける代表的なケースの再整理を行い、タイプ３に位置付けられるインターンシップについては、これまでのように学生が10～20社も参加するものではなく、業界の理解に関するものについては、タイプ１もしくは２で対応することとして、参加期間について、短期のものでも５日以上とすることとした。また、経団連事務局から、「産学協議会基準に準拠したインターンシップの普及を図る仕組みとして、「産学協議会が定めるインターンシップ（タイプ３）の基準（案）」を満たした場合、①当該プログラムを通じて取得した学生情報について、採用活動開始後に活用すること、②募集要項等に「インターンシップ」と称して「産学協議会基準準

拠マーク」を記載することを可能とする仕組みについて提案があり、あわせて、①については、産学協議会で合意を得られた場合は、３省合意の改正について、政府に働きかける予定である旨の説明があり、概ね了承した。また、経団連事務局から、「４類型の実践に向けたロードマップ（案）」が提示され、第０期（2022年度（22年５月～23年３月））を「準備・周知・啓発」のフェーズとし、第１期（2023年度（23年４月～24年３月））を「実施・周知・啓発」のフェーズとし、第２期（2024年度（24年４月）～）を「実施・検証＋改善」のフェーズとすることについて説明があった。これを受けて委員からは、情報サイトのシステム整備に１年から１年半程かかることが想定されるため、第１期についてはサンプル的にプレ実施とすることが現実的であるとの意見があった。

令和４年３月16日に開催された採用・インターンシップ分科会（第６回）では、令和４年４月に刊行予定の経団連の「産学協議会2021年度報告書」に掲載予定の採用・インターンシップ分科会及び「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WGにおける検討経過の内容について協議を行い、「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WGにおける検討経過については、検討WGでとりまとめた当該インターンシップをパイロット的に実施する場合の要領案に基づき、令和４年度に具体化していくことを前提に「産学協議会2021年度報告書」に盛り込むことを了承した。採用・インターンシップ分科会における検討経過については、委員から、令和３年11月29日に開催された「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、内閣府から、タイプ３のプレ実施の時期については、できるだけ早く開始してほしいという要請があったが、学生や大学、企業の間で共通理解が進んでいない中でプレ実施を行うと混乱することが予想されるため、タイプ３については、2022年度は「準備・周知・啓発」とすること、タイプ１と２については2022年度から実施してはどうかいう意見があった。また、今回検討している４類型については、今後、３省合意の変更等の対応をしたうえで、全大学、全企業を対象とすることを確認し、その後、制度・枠組みの周知については、内閣府等しかるべき機関から丁寧に行うことを確認した。

今後、「産学協議会2021年度報告書」骨子（案）の「Ⅲ．採用・インターンシップ」の内容について、意見や提案があれば、経団連事務局に連絡し、その内容を踏まえ、経団連事務局で再度整理をしたものをメールにて審議を行い、最終的な内容の決定については、２名の分科会長に一任することとした。

６．その他

６－１　日本経済団体連合会「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」への対応について

経団連では、平成30（2018）年12月に公表した「今後の採用と大学教育に関する提案」において、2021年度以降入社対象の「採用選考の指針」を策定しないことを決定する一方で、経済社会の課題や技術革新の状況、求める人材像やインターンシップの今後のあるべき姿などについて、大学側に継続的に発信し、大学と対話の仕組みを構築することが必要であるとして、経団連と国公私立大学のトップで構成する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）の設置を提起し、平成31（2019）年１月31日開催の第１回産学協議会では、「Society5.0人材育成分科会」「今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会」並びに「地域活性化人材育成分科会」の三つの分科会を立ち上げた。

その後、産学協議会では、各分科会における３回の協議、延べ９回にわたる協議を重ね、Society5.0時代の人材に求められる能力やそれらの人材を育成するために必要な大学教育、企業の採用や処遇のあり方などについて、現状の課題、今後の改革の方向性、産学が協働して取り組むアクションについて多くの認識を共有し、平成31（2019）年４月22日に『中間とりまとめと共同宣言』をとりまとめ、公表するとともに、その内容を令和元（2019）年５月15日開催の政府における第27回未来投資会議において、同会議議員の中西宏明経団連会長並びに日本私立大学団体連合会代議員・就職問題員会委員長として産学協議会に参画している土屋恵一郎私大連常務理事・学生委員会担当理事（明治大学、大学長）から報告・説明した。

『中間とりまとめと共同宣言』では、「今後の具体的アクション」として、「Society5.0に求められる人材を育成するための教育プログラムのメニューの検討、共同開発」「社会人リカレント教育を活性化させる方策の共同での検討・実施」「産学連携による課題解決型（ＰＢＬ型）教育を促進する仕組みづくり」「採用形態の変化への対策検討」「『キャリア教育プログラム』及び『インターンシップ・プログラム』の共同開発・実施と採用・選考への学生情報の取り扱いに関する検討」「地域に存する大学間の連携プラットフォームに関する検討」並びに「地域の視点から産業発展・新産業創出を担う人材育成のための『地域課題解決型（ＰＢＬ型）教育』の実施」の７点を提示し、１）アクションプランのとりまとめにあたる大学側、企業側代表を１名置く、２）タスクフォース（ＴＦ）でアクションプランの内容が具体化した段階で、関連する分科会で検討し、産学協議会に報告したうえで、実施する大学・企業を広く募り実行する、こととされ、令和元年度に入って、Society5.0人材育成分科会には、Society5.0時代のＰＢＬ型教育促進ＴＦと社会人リカレント教育活性化ＴＦが、今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会には、採用形態の変化への対応検討ＴＦとキャリア教育／インターンシップ・プログラム開発ＴＦが設置された。

その後、産学協議会では、採用日程のあり方だけではなく、学生・大学・企業の多様性を前提に、Society5.0において新たな領域に挑戦し社会に付加価値をもたらすことのできる人材を、産学がいかに協働して育成し、それをどう実現していくかについて、約１年をかけた四つのＴＦ、三つの分科会における協議成果を踏まえ、未来志向で議論した成果を、令和２年３月31日に『Society5.0に向けた大学教育と採用に関する考え方』としてとりまとめ、公表し、同日に内閣府特命担当大臣（一億総活躍担当）に、４月23日に文部科学大臣に手交するとともに、経団連の中西会長が経済財政諮問会議、未来投資会議において報告書の内容に言及するなどした。

同報告書では、大学教育と産学連携、採用とインターンシップのあり方並びに地域活性化人材の育成に向けた産学連携の三つの課題について、政府への要望事項を提言するとともに、産学協議会で合意した具体的なアクションを、大学、企業は実践し、次世代に相応しい 大学教育と採用の実現に結びつけていくこととしていたことを受け、産学協議会では、「産学協議会の10のアクションプラン」の産学による実践をフォローアップするため、１）実務家による分科会の活動が、産学トップが構成する協議会の問題意識から乖離しないよう、協議会委員による少人数の幹事会を新たに設置し、フォローアップ活動の内容を定期的に報告するとともに、必要に応じて、産学協議会で新たに取り上げる事項を決定する、２）「10のアクションプラン」実施に向けて、産学協議会の下に設置されている三つの分科会（Society5.0人材育成分科会、今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会、地方活性化人材育成分科会）を、二つの分科会（産学連携推進分科会、採用・インターンシップ分科会に再編し、地域活性化人材育成分科会で検討していた課題を新たな二つの分科会に組み込むとともに、分科会委員も適宜、見直すこととし、組織を再編して活動を継続することとし、「アクションプラン９」で明記した「産学協議会」の設置による各地域の将来ビジョンの実現に向けた産学連携の具体策やマッチング・コーディネーター育成のための協力のあり方等に係る協議については、経団連、地方別経済団体、及び大学団体事務局で、「地域別産学協議会」の設置状況や、地域の産業振興を目的とした産学連携の好事例の横展開をフォローアップすることとした。

令和２年度の産学協議会では、「10のアクションプラン」のフォローアップ事項として、大学と企業が共同で取り組むべき項目について、引き続き検討するとともに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が大学教育や企業の採用選考活動、インターンシップに与えた大きな影響を踏まえ、「ウィズ・コロナ」への短期的な対応として、2021（令和３）年度入社対象者の採用選考活動やインターンシップ、大学教育の変容についての議論を重ねることとし、Society5.0人材の育成に資する産学協働の取り組みに関連して、新型コロナウイルスの感染拡大により新たに生じた１）対面とリモートによるハイブリッド型教育、２）共同研究・ＰＢＬ型教育（「組織対組織」連携）、３）リカレント教コロナウイルス織」連携）並びに４）新たなインターンシップの四つの課題と改善策について重点的に議論し、その検討の状況と今後の方向性を令和３年４月19日に『ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進』とする2020年度報告書としてとりまとめ、公表した。

2020年度報告書は、「第Ⅰ章 ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方」、「第Ⅱ章『組織対組織』による産学連携の推進」、「第Ⅲ章 Society5.0の採用・インターンシップの実現に向けて」並びに「第Ⅳ章 『10のアクションプラン』のフォローアップ状況（2021年度アクションプランの提示）」からなり、「１）対面とリモートによるハイブリッド型教育」にかかわっては、ＤＸ／ニューノーマルを踏まえた新たな大学教育のあり方を展望しつつ、ハイブリッド型教育の推進に求められる対応について、「急ぎ対応を要するもの」と「中期的な対応の検討が求められるもの」に整理されている。「２）共同研究・ＰＢＬ型教育（「組織対組織」連携）」にかかわっては、産学双方のニーズ・シーズのブラックボックス化の解消のため、マッチングを直接的（産学官の対応）・間接的（学内・社内の対応）に促進する方策を検討し、「３）リカレント教育（「組織対組織」連携）」にかかわっては、リカレント教育に対する産学間の意識合わせを徹底し、協議会が検討対象とするリカレント教育の範囲を特定するとともに、産学連携によるリカレント教育推進に向けた課題を整理した。また、「４）新たなインターンシップ」にかかわっては、中長期的な視点に立って日本の新たなインターンシップの定義・要件を検討し、産学で共通認識を得るとともに、「目的」と「内容」に従って、学生のキャリア形成を支援する活動を四つのタイプに類型化した。

５月17日には、産学協議会の代表者（３名）と文部科学大臣とのオンラインによる懇談がなされ、2020年度報告書で示した産学間の合意事項の実現に向け、産学協議会から文部科学大臣に対し政府の理解と協力を求め、文部科学大臣からは「報告書の提言内容は、ポストコロナを見据えた大学教育の実現や学生目線でのインターンシップの充実など、文部科学省の取り組みと同じ方向性であり、今後の施策を検討するに当たって十分に参考にする」との話があった。

７月21日開催の産学協議会幹事会では、産学連携推進分科会並びに採用・インターンシップ分科会における令和３年度における活動方針について協議がなされた。

その結果、産学連携推進分科会では、「ニューノーマルを踏まえた（ハイブリッド型教育をベースとした）新たな大学教育の実現」に向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における大学設置基準等に係る審議内容も踏まえ、「教育効果の最大化（大学）／生産性向上（企業）のための工夫」、「評価のあり方」並びに「教育環境整備における工夫」の３点を、「産学協働によるリカレント教育の推進」に向けては、１）Society5.0人材の育成に資するリカレント・プログラムの共同開発、評価・認定制度に向けた「共同開発や評価・認定制度の対象とするプログラムの骨格の検討」、２）リカレント・プログラムに関する情報発信・広報体制の強化に向けた「受講希望者（企業・個人）がリカレント・プログラムを選択しやすい情報提供のあり方の整理」の２点を、「地方大学を核とした産学連携・産学官連携の推進」に向けては、地方の大学や地域経済団体による地域の事例収集を通じた「地方大学の魅力発信（シーズのＰＲ強化）への支援策」と「官の効果的介在を可能にするための工夫・必要な措置」の２点を、今後の検討の切り口と検討を進めていくこととした。

また、採用・インターンシップ分科会では、「産学連携による新たなインターンシップの実現」に向けて、「インターンシップの狙い・内容・評価の見える化の推進（企業による情報発信の強化）」と「インターンシップによる学び（参加を通じて学生が得た知見）についての大学教育へのフィードバック」の２点を切り口として検討を進めることとするとともに、連合会が提案している「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」について、修士２年からの就職活動を前提としてジョブ型採用につながるインターンシップの実施時期を検討した場合の実現可能性や課題等に係る検討を進めていくこととした。

令和４年２月15日開催の産学協議会幹事会では、今年度の産学連携推進分科会、採用・インターンシッフ分科会における検討状況について報告を受け、令和３年度報告書のとりまとめの方向性について協議した。

その結果、産学連携推進分科会については、１）産学協働のリカレント教育の推進に向けて、「ＤＸ」「ＧＸ・グリーン成長」「地方創生」に関して、企業・大学への意見照会結果をもとに、企業のニーズと大学のシーズに関して、 簡易な疑似データーベースを作成する、２）産学協働のリカレント教育推進における課題を整理し、政府・自治体による支援を要望するとともに、企業・大学における検討・実践を働きかけていく、との方向性を確認した。一方の採用・インターンシップ分科会については、１）2020（令和２）年度報告書で掲げた「学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み」の各類型について、現在の採用日程ルールを前提に、検討を深めて整理する、２）産学協議会が定める基準を満たす「タイプ３　インターンシップ（汎用的能力・専門活用型）」について、「産学協議会基準に準拠したインターンシップ」と称し、周知を図る仕組みを産学協議会で構築する、３）主に文系修士を対象にした「タイプ４　インターンシップ（高度専門型：大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ）」について、本年度の検討成果を受け、試行的実施に向けて具体策の検討を継続する、４）「学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み」 について、各類

型への理解促進と実践に向けて、ロードマップに基づいて対応する、との方向性を確認した。

その後、産学協議会では、産学連携推進分科会における「産学協働によるリカレント教育の推進」にかかわっての、１）大学側のシーズと企業側のニーズを踏まえたプログラムの共同開発等、２）受講希望者（企業・個人）がリカレント・プログラムを選択しやすい情報提供のあり方を切り口とした検討成果、「地方大学を核とした産学連携・産学官連携の推進」にかかわっての、１）地方大学の魅力発信（シーズのＰＲ強化）と産学連携強化への支援策、２）官の効果的介在を可能にするための工夫・必要な措置を切り口とした検討成果、そして採用・インターンシップ分科会における「学生のキャリア形成支援における産学協働の取り組みに関する具体的検討」にかかわっての、四つに類型化したそれぞれの取り組みにについて、特に新たな定義に基づく「インターンシップ」の内容や、他の類型・採用選考活動との違いの明確化を切り口とした検討成果を、令和４年４月18日開催の産学協議会幹事会を経て、『2021年度報告書　産学協働による自律的なキャリア形成の推進』としてとりまとめ、公表した。

６－１－１　産学連携推進分科会

産学連携推進分科会では、７月21日開催の産学協議会幹事会における協議内容を踏まえ、「１．ハイブリッド型教育について（教育効果の最大化／生産性向上、評価のあり方、教育環境整備）」、「２．Society5.0人材を育成するリカレント教育」の２点について協議した。

「１．」については、ハイブリッド型教育・テレワークの実施をめぐり、教育効果の最大化（大学）／生産性向上（企業)）のための工夫について、１）大学側では授業形態、指導体制、教材、学習管理、設備・施設について、企業側では業務体制、部下への指導方法・社内研修、コミュニケーション手段（チームづくり）、業務管理、設備・施設に関する運用において、今年度はどのような改善策を講じているか（新型コロナウイルス感染症対策として緊急対応に終始した昨年度と比べて、どのような違いがあるか）、２）今後さらなる改善を図るために必要と考えられる取り組みや制度改正（大学設置基準等の見直しを含む）、３）ハイブリッド型教育やテレワークを実施する中で、学生や社員に対する評価について意見交換した。

「２．」については、最近、「リスキリング」という用語がよく使われるようになってきていることを踏まえ、「リカレント教育」と「リスキリング」の関係をどうとらえ、議論を進めていくべきか、Society5.0人材育成に資すると考えられる汎用性のあるリカレント・プログラムの検討に当たっての、１）企業として「社員を派遣したい」あるいは「社員の自主的な学びをサポートしたい」と思うリカレント・プログラムはどのようなものか（分野・内容、授業形態〔対面・オンライン、実施する時間帯・曜日〕、指導方法〔指導体制〕、単位〔正課・正課外、より細分化された単位の蓄積による修得〕、授業料等）、２）各大学で実施している（していた）リカレント・プログラムのうち、「Society5.0人材の育成への貢献」という観点で参考になるプログラムがあるか（あったか）、３）当該プログラムの実施における課題は何か、について意見交換を重ねた。

産学連携推進分科会では、上記意見交換の内容に基づき、「リカレント教育」と「地域における産学・産学官連携」に係る検討を進め、「Society5.0人材育成に資するリカレント・プログラム」については「１．学修内容」、「２．実施（受講）形態」並びに「３．情報発信」にかかわっての検討が必要であり、「１．」にかかわっては、「特定の企業・業界のニーズに特化した『カスタマイズ型』」と「複数の企業や業界に共通するニーズを踏まえた『汎用型』」の二つのプログラムが考えら

れるとともに、そのレベルや受講者のレイヤーとして「エキスパート（博士課程相当）」、「応用（修士課程相当）」と「リテラシー（学士課程相当）」とに分けることができることを踏まえた「情報発信の強化」と「マッチング機能の充実」が、２）ＤＸ、グリーン成長・ＧＸ、地域活性化やグローバルといったキーワードに代表される「カスタマイズ型」と「汎用型」とにまたがった「業種横断的な重要テーマ」が存在していることを踏まえた「メニューの要素（簡易な疑似データベース）の提示」が、「２．」にかかわっては、授業形態・指導方法（指導体制）、単位（正課・正課外、修得方法）、授業料等について、企業側のニーズと大学側の課題の精査、「３．」にかかわっては、社員に受講を勧奨するケースを含め、企業がリカレント・プログラムを選定する際に重視する点（項目）である大学側から情報発信する際に強調したほうがよいと思われる内容の精査を進めた。その過程では、産学協議会、同産学連携推進分科会並びに同採用・インターンシップ分科会の経団連側委員・大学側委員を対象に、「ＤＸ」、「グリーン成長・ＧＸ」並びに「地方創生」の三つのテーマについて、企業側のニーズと大学側のシーズを把握するためのアンケートを実施し、企業側には、１）大学等が実施するリカレント教育のテーマ別のニーズ（具体的内容・対象者等）、２）社員に受講を奨励するうえで、望ましい「授業の実施時間帯」及び「授業の実施形態」、３）社員に受講を奨励するリカレント・プログラムを検討する際に重視する項目の３点を、大学側には、三つのテーマについて、現在、大学等が実施しているプログラムの内容・メニューに係る意見照会を実施した。

また、「地域における産学・産官学連携」については、各地域の経済連合会からのヒアリングを通じて各地域における産学連携・産学官連携・産学官金連携の取組み事例を把握するとともに、経団連教育・大学改革推進委員会が行ったアンケートに基づく、企業と大学との「組織対組織」による産学連携の取組事例の共有、及び取り組みの改善に向けた考察を進めた。

以上の経緯を経て、産学連携推進分科会では、「リカレント教育」に係る１）実施（受講）形態の改善、２）情報発信の強化とマッチング機能の充実、３）産学連携プログラムの拡充に向けた支援に係る検討成果や、前述した調査結果をベースに、大学・大学院での実施が望ましいと考えられるリカレント教育プログラムの分野・メニュー等を整理した「簡易な疑似データベース」の提示等を、分科会としての検討成果として、2021（令和３）年度報告書へ反映させることとした。

６－１－２　採用・インターンシップ分科会

「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）において示された産学が協働して取り組む「10のアクションプラン」（令和２年３月31日公表）に基づき、採用・インターンシップ分科会（以下、「分科会」という。）では、Society5.0時代の採用・インターンシップの実現に向け活動を展開した。

分科会では、コロナ禍で実施された就職・採用活動の実態や課題を把握するとともに、昨年度分科会で合意した新たなインターンシップの目的、意義、内容、定義、要件等に関する検討を深め、産学間の合意形成に取り組んだ。具体的には、2020年度に四つに類型化した「学生のキャリア形成における産学協働の取組み」について、各類型の主たる目的や特徴や代表的なケースについて、委員間で意見交換し検討した。

一方、産学協議会の2021年度アクションプランでは、「大学院生（修士・博士）を対象とした新たなジョブ型採用につながる長期インターンシップの試行を推進する」ことを掲げていたことから、同分科会の下に、分科会委員のうち少人数の有志で構成される「『大学院生向けジョブ型採用につなが

るインターンシップ』検討ワーキング・グループ」（以下、「ワーキング・グループ」という。）を設置し、合わせて具体化に向けた検討を進めることとした。

ワーキング・グループでは、連合会が報告書「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方－文系修士大学院生への適用とその方策－」で提案した文系（社会科学系、人文科学系）修士課程学生を対象としたジョブ型採用につながるインターンシップのスキームやマッチング方法について確認した後、同提案の先行的・試行的実施に向けた課題の特定、対応策等の検討を始めた。具体的には、企業側の文系修士課程学生に対するニーズや大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップの対象職種、実施期間、実施時期、マッチング方法等について意見交換と検討を重ね、「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」（仮称）として分科会に提案した。

その後、分科会及びワーキング・グループの検討の結果、「学生のキャリア形成における産学協働の取組み」の４類型については、以下の通り整理されることとなった。

「タイプ１：オープンカンパニー」は、学年に関わらず、単日等で開催される個社・業界の情報提供を主たる目的とする取組、「タイプ２：キャリア教育」は、大学が主導する授業や産学協働プログラムをはじめとする学生のキャリア観の養成を目的とする教育の取組と定義した。「タイプ３：汎用的能力・専門活用型インターンシップ」は、主として学部３・４年、修士１・２年を対象とし、５日間以上（汎用的能力型）もしくは２週間以上（専門活用型）の期間を要する就業体験により学生側は自らの能力を見極め、企業側は評価材料の取得ができる取組とした。また、「タイプ４：高度専門型インターンシップ」は、大学院生を対象とし、より専門性を活かした就業体験により、学生と企業側のマッチングを目指す取組とし、就業体験を伴う「タイプ３」及び「タイプ４」を新たな「インターンシップ」に該当する活動と定義した。（資料編　資料６－１）

これらの考え方については、令和４年４月18日に開催された産学協議会にて『採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書』として了承され、2022年度は、新たなインターンシップとして定義した「タイプ３」及び「タイプ４」について、準備、周知、啓発する期間とし、政府に対して３省合意の改正を働きかけるとともに、企業・大学では４類型についてプログラムの設計や周知をすることとしている。

なお、「タイプ４」の「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ」（仮称）については、分科会において、意見交換ののちその内容が概ね了承されたが、今後、３省合意の改正を前提に、できるだけ早期のパイロット実施に向けて、分科会で2022年度に詳細を検討の上判断することとした。（分科会、ワーキング・グループの検討経過の詳細は、「Ⅰ.一般報告　５－１　就職問題等について（３）経団連における検討経過」を参照）

６－２　新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応について

私大連においては、昨年から引き続く新型コロナウイルスの影響を踏まえ、本年度において主に三つの要望書をとりまとめ働きかけを行った。

（１）科学研究費補助事業に関する見直し及びオンライン授業体制における国等の通知について

年度当初４月27日、国公私大の団体が共同で、日本学術振興会及び文部科学省研究振興局に宛て、科学研究費助成事業の令和３年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間の延長の

特例について（令和２年10月22日付通知　学振助一647号）」と同様の内容を、令和４年度まで適用してほしい旨の要望をとりまとめ手交した（資料編　資料６－２）。これは、特に研究課題の期間が定められ、かつ一定期間以上の海外研究機関での研究活動が要件となっている科学研究費助成事業の研究課題の遂行が困難である状況と世界における感染状況に鑑み、研究実施計画の変更を余儀なくされる事態による研究者の不安の声に応えるためであり、本要望通り延長の措置が取られた。

令和３年度に入り、多くの大学がオンラインを組合せながら対面授業に戻すべく授業を開始させたが、４月中旬には全国的に感染状況の拡大し、地域的に「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」が発せられた。しかし、大学に対し「授業は、原則オンライン」を要請する地方自治体がある一方で、文部科学省の同通知では「様々な工夫の上で実施する」として、従来からの対面授業を重視するという考えが示され、双方の見解の違いによって大学現場に混乱が生じることとなった。非常時における国と地方自治体間の見解の齟齬は、学生の学修体制に大きな影響を与えるだけでなく、地域に貢献する大学の責務に鑑みれば、日本社会全体への影響も懸念される。このような状況を踏まえ、５月６日、日本私立大学団体連合会において、文部科学省に対し、行政機関が大学への要請等を行う場合は、国や地方自治体との密接な連携に基づく統一的な内容としてほしいこと、及び各大学が、迅速かつ柔軟に非常時における教育研究体制の対応に当たれるよう支援していただきたい等の要望を提出した（資料編　資料６－３）。

（２）新型コロナウイルスワクチンにおける大学拠点接種

新型コロナウイルスが拡大する中、政府は国民へのワクチン接種を拡大すべく、地方自治体による管理実施、更には企業を対象に始まった職域接種に大学も対象に含めることとして、６月下旬より「大学拠点接種」が始まった。これは、新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減するとともに、接種の加速化を図るため、自治体接種に影響を与えないよう、医療従事者や会場などを自ら確保することを前提に、大学等における学生・教職員等を対象とするワクチン接種（大学拠点接種）を進めることを目的としたものである。多くの大学は、ワクチン接種の普及に向け地方自治体との連携の他、独自で場所と医療体制、管理体制を整備し「大学拠点接種」に取り組んだ。大学拠点接種での実施校は大学、短期大学、高等専門学校合計で760校に達し、学生、教職員など全国約200万人がワクチン接種したことが、文部科学省の集計で分かった（資料編　資料６－４）。

その後、政府は３回目のワクチン接種の普及を呼びかけ、文部科学省においては、11月25日、全国の国公立大学法人、学校法人、国立高等専門学校機構などに対し、大学拠点接種の留意点を通知したこの３回目の接種は、米モデルナ社製を使用して令和４年３月から順次始める計画であり、１、２回目の接種を実施した大学のうち、実施を希望するところを対象に会場や医療従事者は前回と同様に大学が確保すること、接種間隔は２回目から８カ月を目安とすることなどが周知された。大学でのワクチン接種は若年層の接種率向上に寄与し、また、多くの大学が対面授業の割合を上げることを目指しているため、感染拡大の防止に一定の効果を上げたと考えられているが、実施時期が令和４月以降になると、入学式等の繁忙期であり更に会場の確保など物理的にも負担が多くなる。

年を明けて、１月19日、日本私立大学団体連合会（以下、「連合会」という。）では、内閣府の堀内ワクチン担当大臣等からヒアリングを受け、代表して大六野耕作代議員（私大連常務理事、明治大学学長）が、大学の事例をもとに課題を説明し、①財政支援、②ワクチンの返却を可能とすること、③接種券の早期の送付、④国の事前の情報提供などを要望した。

（３）外国人留学生の入国緩和

また世界における新型コロナウイルスのまん延によって、大学のグローバル化は大きなダメージを受けた。令和２年１月から令和３年10月までに在留資格認定証明書を取得しながら、入国待機中の留学生は約14万７千人に上がる。派遣留学生については、渡航が今夏に迫っている中、文部科学省では、渡航先でワクチン接種が必要とされている海外留学予定者に対して、大学拠点接種の枠組みの中で接種を受けられるよう支援する仕組みを作るなどして送り出しを支援した。しかし、相手国の留学生の日本への入国が原則停止されているため、海外の主要大学から交換留学を断られるケースが出ている状態である。留学生の受入れに関し、政府は昨年秋にビザの発給をいったん開始したものの、令和３年１月から再び全面的に止め、５月からは国費留学生に限って受入れを始めた。しかし、留学生のほとんどを占める私費留学生は入国ができない状態で、日本への留学に見切りをつけ、他国への転学等を考えざるを得ない深刻な状況となっており、とりわけ私立大学は私費留学生が大方であり影響は多大である。

そこで、私大連では、新型コロナウイルスの感染状況を見計らい、いち早く私費留学生等の入国緩和の要望を９月にとりまとめ、田中愛治会長や役員らが文部科学省、法務省出入国在留管理庁、外務省に働きかけを行った（資料編　資料６－５）。このような精力的な要望活動により、11月に入り私費留学生の入国が緩和されたが、新たな変異種オミクロン株が世界的に拡大し、すぐさま留学生を含む新規入国を停止する措置が取られた。文部科学省では、省内の幹部らで構成する水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォースを立ち上げ検討に入った。12月10日、本タスクフォースによるヒアリングが行われ、私立大学は連合会の弦間正彦日本語教育推進運営委員会委員長（早稲田大学理事、社会科学総合学術院教授）が、留学生受け入れに関する財政支援のほか待機期間（14日間）の緩和や申請手続きの簡素化を要望した後、改めて私大連において詳細にわたる入国に関する手続き等の課題を提示し、簡素化・一元化を要望した（資料編　資料６－６）。

その後、大学は４月からの新学期を控える中で、言わば鎖国状態となっている日本の状況が及ぼす待機留学生等への深刻な影響への苦慮は深まるばかりであった。２月16日、私大連では、改めて留学生の入国を要望した。入国規制の長期化が及ぼすダメージと制限の解除においては国際交流を停滞させないよう留学生や研究者を最優先にしてほしいことや入国の厳格な管理体制のままでは水際対策の措置が全て解除されるまで留学生を受け入れられなくなってしまうことなどの課題を提示し、国際連携委員会の岩切正一郎担当理事（国際基督教大学学長）と弦間正彦教授（早稲田理事）が、文部科学省及び自民党文部科学部会の部会長に説明、対応した。

また自民党の文部科学部会においては、２月15日、外国人留学生の入国に係る決議文を、松野博一官房長官と末松信介文部科学大臣に申し入れた。新規入国の原則停止が続く留学生の受け入れ再開に向けた環境整備を政府に促すためであり、留学生の受け入れを最優先で積極的かつ継続的に進めるよう要望したのである。

このような経過を踏まえ、３月３日、政府は、大学等の４月から新学期の始まりに対応すべく、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施することを目的に「留学生円滑入国スキーム」を導入し、国内航空会社の協力を得て、ビジネス客が少ない曜日を利用し一般枠と別の扱いで留学生優先的に搭乗させることなどを打ち出した。また同日、私大連においては、待機している留学生等に向け、その努力に感謝するとともに私立大学は受け入れ準備を進め一人でも多くの留学生のみなさんと日本のキャンパスで会えることを楽しみにしている旨の会長メッセージを発信した（資料編　資料６－７）。

Ⅱ. 事 業 報 告

１．当法人の機能強化に関する事業

１－１　政策提言機能の強化

１－１－１　総合政策センター　企画会議

１－１－１－１　事業の企画立案・調整

（１）任務

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

（２）事業の経過

１）会議開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年10月15日（オンライン開催）

第２回：令和３年12月７日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回会議では、各事業組織から提出された「令和３年度事業の進捗・予算の執行状況について」を踏まえ、「令和４年度事業策定の方針」について協議した。その結果、令和４年度は「令和３年度事業策定の方針」を継続し、①国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化、②会員法人へのきめ細かな対応の推進に重点的に取り組むことを基本的な考えとする「令和４年度事業策定の方針」をとりまとめた。

また、令和４年度における私大連事業等の対応方針及び令和４年度予算編成方針について協議した。その結果、事業等の対応方針については、オンライン会議を活用して事業を進める昨年度の基本方針を踏襲するが、各事業の特性を踏まえ、担当理事及び委員長の判断により、対面形式やハイブリッド形式での事業実施を可能とすることとした。

令和４年度事業計画（案）については、「令和４年度事業策定の方針」（第640回理事会［11月30日］承認）に基づき、各事業組織から提出された令和４年度事業申請書より検討し、①リカレント教育の推進に向けた検討、②オンライン授業の推進に向けた検討を令和４年度の新たな課題として掲げた。また、任務終了に伴い、①広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会、②経営委員会 情報公開検討分科会、③「入会規則」等に関する検討小委員会は廃止することとしたが、①広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会についてはその業務を事務局において担うこととし、②経営委員会 情報公開検討分科会の情報公開に関する啓蒙的な活動は経営委員会において引き継ぐこととし、新たな問題が生じた場合には改めて同分科会を設置することとした。

上記の方針に基づきとりまとめられた令和４年度事業計画案は、理事会等における意見を踏ま

え、最終的に事業収支予算案とともに、第10回理事会及び第223回春季総会において了承された。

１－１－２　総合政策センター　政策研究部門会議

１－１－２－１　ポストコロナ時代の大学のあり方にかかる検討

（１）任務

令和２年６月に策定した新型コロナウイルスに関する政策パッケージ「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言」をもとに、ポストコロナ時代を見据えた大学教育、グローバル化、リカレント教育並びに地方創生等について新たなあり方を考察する。また、それらを実現するに当たり、課題となっている国の規制や支援等を整理するとともに質の保証に関する提案を含めた総合的な政策提言をとりまとめる。

（２）事業の経過

１）会議開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年４月28日（オンライン開催）
第２回：令和３年５月12日（オンライン開催）
第３回：令和３年６月２日（オンライン開催）
第４回：令和３年６月16日（オンライン開催）

２）経過概要

政策研究部門会議は、令和３年度の新規課題としてポストコロナ時代を見据えた新たな大学教育のあり方に関する政策提言をとりまとめることを任務として活動した。

第１回部門会議では、提言の前提となる政策パッケージ「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言」のほか、これまでの私大連の提言及び国等の関係機関や日本経済団体連合会の動向を確認し、令和２年３月に開催した同部門会議での論点整理に基づき、提言の柱立て及び原稿作成の分担について協議した。第２回部門会議では、分担に基づく第一次原稿の確認を行い、原稿内容の加筆や修正点、提言の方向性等について意見交換を行った。

第３回部門会議では、有識者として中室牧子氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）を招聘し、教育再生実行会議や規制改革会議雇用・人づくりワーキング・グループでの議論の方向性等について報告を受け、デジタルを活用した学びや大学設置基準の規制緩和、授業料の考え方等についての意見交換を行った。その後、意見交換の内容を踏まえ、中間報告をとりまとめ、田中優子特別委員が令和３年度第３回常務理事会（６月８日開催）で報告した。

常務理事会では、大学設置基準の見直しを大胆に提案したこと、また見直しとともに質保証の低下に対する方策を提案したことについて賛同を得た一方、単位制の見直しについての理念や私立大学の特徴ある学びについても言及した方がよいのではないか等の意見が出された。

このことを受け、第４回部門会議では、常務理事会の意見をもとに原稿の加筆について協議した。また、文部科学省高等教育局の淵上孝高等教育企画課長より、教育再生実行会議第12次提言（令和３年６月３日公表）の概要と中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における議論について説明があり、意見交換を行った。

その後、令和３年第１回（第221回・定時）総会（６月29日開催）への報告を経て、会員からの意見を聴取した後、７月に政策提言『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』を上梓した。

提言は全４章からなり、「はじめに」では本提言の目的として、ポストコロナ時代に向けた新たな大学教育の方向性を示すものであり、単位の実質化をはじめとする大学設置基準や質保証のあり方はどのように見直されるべきか、広く議論するための提言であることを挙げた。その理由として、今後大学は、いかなる災害のもとでも学びを止めない体制を構築するとともに、デジタルを活用した学修者本位の学びの多様化、深化の方法を開発し、教育の質を上げていくことが重要であることを挙げた。

そのうえで、「１．ポストコロナ時代を見据えた大学教育」ではデジタルを活用した①大学の学び、②グローバル化、③リカレント教育、④地方創生、⑤高大接続、⑥課外活動等についての大学の改革の方向性について述べた。

「２．国の規制の緩和や支援」では、新たな大学教育の実現のために必要な①遠隔授業の方法により修得する単位上限、②単位の実質化、③校舎等施設、校地面積、校舎の面積等、④定員管理、⑤専任教員・職員の定義、役割、について現行の大学設置基準の緩和を提言するとともに、大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かない方策を合わせて提示した。また、デジタル化対応等への財政支援を求めた。

「３．質向上のあり方」では、デジタルを活用した大学教育が急速に普及したこと伴い、大学自らが、学修成果の可視化や情報公表等に努めていかなくてはならないことを提言した。

最後に、「４．授業料に対する考え方」では国立大学と私立大学に対する公財政支出格差の抜本的な是正を訴えるとともに、ポストコロナ時代を見据えた従量制に基づく１科目当たりの授業料設定についても今後視野に入れる必要があるとした。

同提言のとりまとめにあわせ、提言の内容について広く社会に理解を求めるため、報道機関関係者との懇談会（８月２日）を実施し、遠隔授業の単位数上限や授業料についての考え方等について活発な意見交換、質疑応答が行われた。また、同部門会議の特別委員として提言のとりまとめを主導した田中優子氏と田中愛治会長、伊藤公平常務理事による座談会「ポストコロナ時代の大学のあり方－新たな大学教育の展開と課題－」を収録（９月８日）し、10月13日よりYouTubeによるオンデマンド配信を開始しているほか、令和４年２月に同座談会の講演録を作成し、加盟法人をはじめ関係団体等へ配付した。

提言内の大学設置基準の緩和を実現するため、田中会長をはじめとする役員が、文部科学大臣（７月27日）、内閣府行政改革担当大臣（８月５日）を訪問し、提言内容について説明し理解を求めたほか、日本経済団体連合会の役員等と懇談し（８月18日）、意見交換を行った。

また、第11期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表のあり方等を一体とした質保証システムの見直しが審議されていることから、同システム部会委員の曄道佳明副会長が第10回質保証システム部会（８月４日）において、委員資料として提言を提出し、その内容について報告し、私大連の考え方を開陳した（詳細は、「Ⅰ.一般報告　３－１　中央教育審議会大学分科会『質保証システム部会』への対応について」を参照）。

さらに、内閣府規制改革推進会議の第５回子育て・教育・働き方ワーキング・グループ（11月17日）において、「デジタル時代を踏まえた大学設置基準の見直し」についてヒアリングの依頼が

あり、村田治副会長が提言に基づき大学設置基準や質保証の在り方等について私大連の考え方を説明した。（詳細は、「Ⅰ.一般報告　３－４　規制改革推進会議『子育て・教育・働き方ワーキング・グループ』へのヒアリング対応について」を参照）。

（３）成果の概要

１）提言

タイトル：ポストコロナ時代の大学のあり方
～デジタルを活用した新しい学びの実現～（報告書版/概要版）

発行年月：令和３年７月

２）座談会「ポストコロナ時代の大学のあり方－新たな大学教育の展開と課題－」

収 録 日：令和３年９月８日（水）
※10月13日（水）よりYouTubeによりオンデマンド配信
※令和４年２月に講演録を作成・配付

場　　所：アルカディア市ヶ谷　「富士」

プログラム：セッション１「大学の再定義と大学設置基準の見直しの必要性」
・単位制の課題について
・「遠隔授業の上限単位の撤廃」と「校地・校舎の基準の撤廃」により実現できる新たな学びとは

セッション２「新しい学びの実現に向けての今後の課題」
・大学設置基準の緩和による『大学教育の質の担保』について
・今後の授業料のあり方について

セッション３「ポストコロナ時代の大学のあり方について」
・ポストコロナ時代の大学のあり方をキーワードで表すとそれは何か

＜パネリスト＞
田　中　愛　治　会長（早稲田大学、総長）
伊　藤　公　平　常務理事（慶應義塾長）

＜司会・コーディネーター＞
田　中　優　子　氏（法政大学、名誉教授・前総長）

１－１－２－２　政策課題への取り組み

（１）任務

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

（２）事業の経過

１）開催時期、開催回数、場所

※１－１－２－１　ポストコロナ時代の大学のあり方にかかる検討　を参照

２）経過概要

政策研究部門会議では会議委員が私大連に設置されている各委員会の委員長を中心に構成されていることを活かし、国等の機関から私大連に対して依頼された意見提出に対して、さまざまな見地からの多様な意見を聴取し私大連の意見としてとりまとめることとしているが、同部門会議にて対応した意見提出はなかった。

１－１－３　総合政策センター　プロジェクト

１－１－３－１　シンクタンク機能の強化

（１）任務

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、日本学生支援機構や加盟大学による奨学金等、さまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめるに当たり、令和３年度は、高等教育修学支援新制度の実態を把握し、課題を整理する。

（２）事業の経過

１）プロジェクト開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年６月16日（オンライン開催）

第２回：令和３年７月13日（オンライン開催）

第３回：令和４年３月９日（オンライン開催）

２）経過概要

本プロジェクトは、高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題に係る調査の方向性、調査項目についての検討を令和２年度３月から開始し、平成３年度末までにプロジェクトを計５回、センター長と特別委員による打合せを２回開催した。

今年度第１回プロジェクトでは、令和２年度においてプロジェクトとしての検討方針の一つに掲げた加盟大学を対象とする学生に対する経済支援の実態を把握するためのアンケート調査の実施について、アンケート調査の方向性として、「１．修学支援新制度の発足前後である令和元年度及び令和２年度における学生への経済支援の状況」、「２．私立大学等経常費補助金（特別補助）による授業料減免事業等への支援の廃止による中間所得層への経済支援の変化」、「３．学部系統や分野別の経済支援の実態」並びに「４．私立大学等経常費補助金、修学支援新制度、日本学生支援機構による奨学金事業等の政府による学生への経済支援制度の全体像」の４点を把握することを確認し、併せてアンケート調査項目の検討を行った。

また、６月22日、29日に行ったセンター長と特別委員による打合せでは、１）修学支援新制度の発足は、加盟大学の学生への経済支援政策にどのような影響を与えたのか、２）どのような経済状況の学生が、どのような系統・分野の学部や学科で学び、どのような経済支援を受けているのか、を明らかにする、との観点からアンケート調査項目の精選を図った。

第２回のプロジェクトでは、アンケート調査の内容を「授業料減免事業等に対する私立大学等

経常費補助金（特別補助）の廃止と修学支援新制度の発足が加盟大学における学生への経済支援に与えた影響」、「日本学生支援機構による奨学金事業等の政府による学生への経済支援制度の全体像の変化」並びに「修学支援新制度にかかる学生への周知方法」の三つの柱に整理し、１）「中間所得層も対象とした私立大学等経常費補助金（特別補助）による大学の授業料減免事業等への支援がなされる一方で、修学支援新制度が発足していなかった令和元年度」と「修学支援新制度が発足する一方で、中間所得層も対象とした私立大学等経常費補助金（特別補助）による大学の授業料減免事業等への支援が廃止された令和２年度」とで、加盟大学における学生への経済支援に係る所要経費や対象となる学生数にどのような変化があったのか、２）令和２年度からの私立大学等経常費補助金（特別補助）による授業料減免事業等への支援の廃止によって、令和元年度まで支援対象だった中間所得層への加盟大学における経済支援にどのような変化があったのか、３）学生が学ぶ学問系統・分野の違いによって、学生への経済支援にどのような変化、相違があったのか、を明らかにするためのアンケート調査項目のさらなる精選を図った。

上記の経緯を経てとりまとめられたアンケート調査は、10月21日に112会員法人の会員代表者並びに複数大学を設置する会員法人の設置大学（13大学）の学長宛に発出され、116大学より回答があった。

第３回のプロジェクトでは、116大学からのアンケートの集計結果に基づく「『学生への経済支援実施アンケート調査結果』（速報）」のとりまとめに向け、協議した。その結果、『速報』では、１）授業料減免について令和元年度と２年度を比較すると、経費は1.5倍、対象学生数は２倍に増加したこと、２）令和２年度に廃止された学生への経済支援関連の経常費補助金が47億円であったのに対し、中間層支援などに要する加盟大学の増加経費は41億円であったこと、３）令和元年度以前の入学者に対し、令和元年度に私立大学等経常費補助金の要件に該当する授業料減免を実施していた87大学のうち74大学が、令和２年度も令和元年度と同様の基準で授業料減免の実施を継続していたこと、４）令和２年度入学者に対しても、令和元年度に授業料減免を実施していた89大学のうち、73大学が令和元年度と同様の基準で令和２年度の授業料減免の実施を継続していたなどを確認し、その内容を『速報』において会員法人に報告することとした。

上記の経緯を経てとりまとめられた「『学生への経済支援実施アンケート調査結果』（速報）」は、令和４年３月22日開催の第223回総会において報告された。

（３）成果の概要

「『学生への経済支援実態アンケート調査結果』（速報）」

１－２　情報収集・発信の強化

１－２－１　広報・情報委員会

１－２－１－１　広報・情報に対する課題への対応　及び
１－２－１－２　社会に向けた情報発信の強化

（１）任務

令和元年度に広報・情報委員会（当時：広報・情報部門会議）が策定した「今後の広報の方向性」

に基づき、会員法人及び社会に向けた効果的な情報を発信するための企画の検討及び広報展開を図る。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年８月16日（オンライン開催）

ﾒｰﾙ審議：令和３年10月19日

第２回：令和４年２月16日（オンライン開催）

２）経過概要

８月２日に、「ポストコロナ時代の大学のあり方」をテーマとして、会長、副会長、常務理事出席のもと、感染予防を徹底した上で、記者懇談会を集合形式により開催した。記者懇談会では、田中優子政策研究部門会議特別委員より『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』について説明の後、報道関係者との活発な意見交換を通じて、コロナ禍における私立大学の現状及びコロナ禍で急速に進んだデジタル技術を活用し、私立大学の教育改革を進めていくことへの理解を求めた。

第１回委員会では、当委員会の今年度の検討課題及び進め方について協議し、私立大学に対する社会からの正しい理解を獲得することを目的とした私大連フォーラムを企画・実施することとした。なお国内における新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、開催方法については前年度に引き続きオンデマンド配信とした。テーマは、当連盟の事業組織との連携を図り、総合政策センター政策研究部門会議がとりまとめた先の報告書に焦点を当てた企画とする方針を決定した。しかしその後、政策研究部門会議において同報告書の内容にかかる座談会の開催（オンデマンド配信）が決定したため、私大連フォームのテーマ変更についてメール審議した結果、国や企業等の社会からの関心が高まっている「リカレント教育」に焦点を当てた企画とすることを決定した。その後、企画を整理し撮影等を行い、令和４年３月15日にYouTubeにて公開した。

第２回委員会では、私大連の情報発信の主要ツールの一つであるwebサイト及び私大連１・２・３に係る委託業者の継続について審議し、委託先業者を決定した。

（３）成果の概要

１）記者懇談会

開 催 日：令和３年８月２日（月）

場　　所：アルカディア市ヶ谷　３階「富士」

参加者数：報道関係者25人、私大連関係者11人（会長、副会長、常務理事）

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ：

①開会あいさつ・趣旨説明　　田　中　愛　治　会長（早稲田大学総長）

②私大連側出席者紹介

③資料確認

④報告・説明

『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』について

政策研究部門会議特別委員　　田　中　優　子　氏（法政大学名誉教授・前総長）

⑤意見交換・懇談

２）私大連フォーラム2021（オンデマンド配信）

公 開 日：令和４年３月15日（火）

開催形式：オンデマンド配信（私大連公式YouTubeチャンネル）

テ ー マ：「複雑化する社会における社会人の学びの新たな潮流とリカレント教育」

プログラム：

担当理事挨拶

植　木　朝　子（私大連広報情報委員会担当理事、同志社大学学長）

第１部　リカレント教育って何？

講演：「リカレント教育における大学の悩みと課題」

矢　口　悦　子　氏（東洋大学学長、私大連常務理事）

第２部　リカレント教育を取り巻く状況

講演：「リカレント教育における大学の悩みと課題」

矢　口　悦　子　氏（東洋大学学長、私大連常務理事）

講演：「社会人の学び直しの取り組みにおける国際比較とその課題」

本　田　由　紀　氏（東京大学大学院教育学研究科教授）

講演：「企業が大学に期待するリカレント教育」

長谷川　知　子　氏（日本経済団体連合会常務理事）

第３部　これからの時代に求められる大学のリカレント教育

＜パネリスト＞

村　田　　治　氏（関西学院大学学長、私大連副会長）

渡　辺　顕　修　氏（甲南大学法科大学院教授、リカレント教育センター所長）

坂　本　清　恵　氏（日本女子大学生涯学習センター所長）

＜コーディネーター＞

矢　口　悦　子　氏（東洋大学学長、私大連常務理事）

１－２－２　広報・情報委員会　大学時報分科会

１－２－２－１　『大学時報』の発行

（１）任務

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として、『大学時報』を企画・編集・刊行する。また、私大連webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて、既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月24日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）

第２回：令和３年７月20日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第３回：令和３年９月24日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第４回：令和３年11月17日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第５回：令和４年１月27日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第６回：令和４年３月16日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）

２）経過概要

私大連唯一の定期刊行物である『大学時報』では、加盟校のニーズに即した情報や加盟校の広報誌として、大学の教育研究、管理運営、学生に関する諸問題を取り上げ、「意見形成の場」「諸情報を提供する場」「研究成果を表現する場」として、広い視野に立ち、私立大学の発展に寄与する立場で編集を行っている。企画を具体化するに当たっては、加盟校のポテンシャルと機関誌としての性格を可能な限り考慮している。奇数月20日に年６回の刊行を行うこととしており、内容の構成、テーマや執筆者の選定等に当たっては、会議において、加盟校の多様性に配慮した企画案のとりまとめを行っている。

令和３年度においては、第400号（令和３年９月号）の刊行を控えていたことから、第300号（平成17（2005）年１月号）の企画内容なども考慮して検討した結果、記念特集として座談会「大学の未来へ－継承と発展－」を企画・開催した。

以上の結果、令和３年度は６回の刊行を行った。

（３）成果の概要

『大学時報』第398号（令和３年５月20日）5,770部発行
座談会：オンライン授業からの気付き―語学教育―
特　集：変わる大学入試
小特集：学生の授業評価―活用と実践―

『大学時報』第399号（令和３年７月20日）5,800部発行
座談会：キャンパスライフとは何か
特　集：コロナ禍における入試実施
小特集：オンライン留学の課題と可能性

『大学時報』第400号（令和３年９月20日）5,660部発行
座談会：大学の未来へ－継承と発展－
特　集：大学スポーツ振興の未来展望
小特集：私大文系入試における数学の位置付け

『大学時報』第401号（令和３年11月20日）5,650部発行
座談会：コロナ禍の就職活動とキャリアサポート
特　集：大学アーカイブズの現在(いま)と可能性
小特集：人生100年時代の学びとは―リカレント教育の将来像―

『大学時報』第402号（令和４年１月20日）5,540部発行
座談会：大学におけるカーボンニュートラル実現へ向けて
特　集：大学等における新型コロナワクチン接種の取り組み
小特集：大学発ベンチャーへの支援と今後の可能性

『大学時報』第403号（令和４年３月20日）5,440部発行
座談会：学園祭のいま
特　集：大学職員のワークスタイルーニューノーマル時代の働き方を考えるー
小特集：しょうがい学生の大学生活と支援の実際

１－２－３　広報・情報委員会　コンシェルジュ分科会

１－２－３－１　コンシェルジュ事業の強化

（１）任務
コンシェルジュ事業の個別対応について、メールマガジンや私大連webサイトを通じた情報発信の活用状況を調査し、具体的な改善策を検討・実施する。また、加盟大学担当者間のより活発な交流を図るため、コンシェルジュ会議のあり方を検討・実施する。

（２）事業の経過
１）分科会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年４月13日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第２回：令和３年５月21日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）
第３回：令和３年12月７日（アルカディア市ヶ谷、オンラインによるハイブリッド型開催）
第４回：令和４年３月２日（オンライン開催）

２）経過概要
令和３年度事業計画に基づき、今年度のコンシェルジュ事業は、「コンシェルジュ会議の開催」、「地区担当者との意見交換（懇談会）の実施」、「個別対応の強化」の三つの取り組みに重点を置いて検討を進めることを決定した。
「コンシェルジュ会議の開催」については、大学で急速に進むＤＸをテーマに取り上げることを決定した。開催形式は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し、昨年度に引き続きオンライン形式による実施としたが、以下３点（①～③）について工夫を講じた。①対面・集合形式により開催していた過年度のプログラムに近づけるべく、プログラムは講演、事例報告、グループディスカッションとする。②集中力が長時間持続しにくいオンライン型の特徴を踏まえ、会議全体を２時間に収める。③従来はコンシェルジュ事業大学担当者（以下、「大学担当者」という。）のみとしていた参加対象者を、大学担当者からの要望も踏まえ、学内関係者の同席を認める。その他、グループディスカッションの活発な意見交換に資するべく、各大学のＤＸの取り組み状況や課題等に関する事前アンケートを実施した。
「地区担当者との意見交換（懇談会）の実施」については、①近隣地区における大学担当者間

のネットワーク構築・強化、②コンシェルジュ分科会と大学担当者間の各種情報共有、③大学担当者のコンシェルジュ事業に対するニーズの把握、を目的として、九州・中国・四国地区に所在する加盟大学担当者を対象に開催した。オンライン開催でも参加者間の交流を積極的に行えるよう、参加者に個人プロフィール資料の作成を依頼し、事前に共有したうえで地区懇談会を開催した。また、他の参加者への質問事項を事前共有することで、懇談会当日の意見交換の充実化を図った。

「個別対応の強化」については、大学担当者と事務局担当者間の関係をより一層深め、お互いに問い合わせしやすい環境をつくることを目指し、具体的な取組方策を検討している。順次実施できる取り組みから進めることとし、本年度は大学担当者への情報発信を意識して、コンシェルジュメ事業・メルマガにおいて新コーナー「私大連事業の紹介」、「出向職員による私大連事務局活動日誌」を設け、配信を開始した。

（3）成果の概要

1）コンシェルジュ会議

開 催 日：令和３年９月９日（木）

開催形式：オンライン開催

参加対象：コンシェルジュ事業大学担当者 及び 学内ＤＸ担当者（各大学１人まで）

テ ー マ：大学教育に求められるＤＸとは

参加者数：41大学57人

プログラム：

①開会挨拶：伊　藤　豪　浩（広報・情報委員会コンシェルジュ分科会長、津田塾大学総務課長）

②講　　演：「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」と「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」について

木　谷　慎　一 氏（文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐）

③事例発表：「学生一人ひとりの成長を約束する学修者本位の教育の実現」～“３万人のLearning Journey”の羅針盤～

新　山　文　洋 氏（東洋大学デジタル活用推進本部事務室課長）

④コンシェルジュ事業について

⑤グループディスカッション

６グループに分かれ、ＤＸ推進に向けた各大学の取組及び課題、コロナ禍における各大学の現状について情報共有を行った。

2）コンシェルジュ事業・メルマガの配信

発行回数：４回（令和３年５月、７月12日臨時号、７月、９月）

3）地区担当者との意見交換（懇談会）の実施

開 催 日：令和４年３月２日（水）

開催形式：オンライン開催

参加対象：コンシェルジュ事業大学担当者（九州・中国・四国地区に所在する加盟大学のみ）

参加者数：地区担当者　10大学10人

委　　員　７大学７人

プログラム：

①開会挨拶：伊　藤　豪　浩（広報・情報委員会コンシェルジュ分科会長、津田塾大学総務課長）

②開催趣旨説明

③懇　　談：a. 自己紹介

b. 大学担当者間の意見交換・情報共有

c. コンシェルジュ事業の活用状況及び私大連への要望

１－２－４　広報・情報委員会　情報分科会

１－２－４－１　調査の実施、情報収集

（１）任務

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）

②学生・教職員数等調査（継続）

③学生納付金等調査（継続：連合会への協力）

④教職員待遇状況調査（継続）

⑤University Facts調査（継続）

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和４年３月７日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

２）経過概要

当分科会が実施する調査については、社会の変化や会員法人のニーズに対応した情報の収集・提供方法等について、必要に応じて検討、見直しを図ることとしている。令和３年度は事業計画に基づき以下①～⑤の調査を継続した。

「①財務状況調査」及び「②学生・教職員数等調査」は、令和３年12月～令和４年２月に実施（集計）し、令和４年３月に集計結果をとりまとめた。「③学生納付金等調査」は、令和３年度入学生を調査対象とした令和２年度調査を令和３年３月～５月に実施（集計）し、令和３年６月に集計報告をとりまとめた。令和４年度入学生を調査対象とする令和３年度調査は令和４年３月～５月に実施（集計）し、６月のとりまとめを予定している。「④教職員待遇状況調査」は、令和３年３月に実施した令和２年度本調査の集計結果をとりまとめ、報告書Ⅰを令和３年６月、報告書Ⅱを９月に刊行した。令和３年度調査については、先行調査として令和３年７～８月に本俸改定状況調査を実施し、当該年度の給与改定が決定している大学の改定状況を速報としてとりまとめ、10月に報告した。本調査は令和４年３月23日に実施し、令和４年５～６月頃に報告書の刊行を予定している。「⑤University Facts調査」は、令和３年７月に調査を実施し、10月に報告書を刊行した。また、これまでは冊子により各法人２冊ずつの提供としていたが、令和４年度調査結果については冊子２

冊に加えて私大連データライブラリに公開することを、第１回情報分科会で決定した。

（３）成果の概要

１）令和２年度「学生納付金等調査（令和３年度入学生）」
実施年月：令和３年３月（私学事業団の学校法人の基礎調査データを入手）
集計結果：報告書刊行（CD－ROM）（令和３年６月）

２）令和２年度「教職員待遇状況調査」
実施年月：令和３年３月
集計結果：報告書Ⅰ刊行（令和３年６月）、報告書Ⅱ刊行（令和３年９月）

３）令和３年度「教職員待遇状況調査」（本棒改定状況調査【先行調査】）
実施年月：令和３年８月
集計結果：報告書刊行（令和３年10月）

４）「University Facts 2021」
実施年月：令和３年７月
集計結果：報告書刊行（令和３年10月）

５）令和３年度「財務状況調査」（令和２年度決算）
実施年月：令和３年12月（私学事業団の学校法人基礎調査データを入手）
集計結果：私大連webサイト会員専用ページ「データライブラリ」に掲載（令和４年３月）

６）令和３年度「学生・教職員数等調査」
実施年月：令和３年12月
集計結果：報告書刊行（CD－ROM）（令和４年３月）

１－２－５　その他

１－２－５－１　インターネットを活用した情報発信

私大連webサイト等を通じて、実施調査結果及び各事業組織による検討成果等を会員法人に提供するため、事務局が中心となって推進することとしている。令和３年４月から令和４年３月までのインターネットを活用した情報発信は以下の通りである。

（１）成果の概要

１）私大連webサイトを活用した情報提供
新規掲載情報数： 70件（会員向け情報）
データライブラリ登録者数：1,953人

２）「私立大学１・２・３」を活用した情報提供
新規掲載情報数：206件

３）メールマガジンの配信
発行回数：24回（第２・４週木曜日）
登録者数：2,905人

４）Facebookを活用した情報提供
新規掲載情報数：86件

５）私大連公式YouTubeチャンネル
新規掲載情報数：８件（うち、期間・対象限定２件）
私大連チャンネル登録者数：122人

２．公財政活動に関する事業

２－１　税財政改革にかかる活動

２－１－１　公財政政策委員会

２－１－１－１　私立大学関係政府予算・税制改正への対応

（１）任務
令和４年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する私学側要求方針と内容等を、新型コロナウイルスへの対策にかかる政策や予算等の動向も踏まえ、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

（２）事業の経過
１）委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年５月18日（オンライン開催）
第２回：令和３年６月16日（オンライン開催）

２）経過概要
第１回委員会では、第635回理事会（令和３年５月11日）における意見を踏まえ、令和４年度政府予算要望に向けて主張すべき主な項目等について協議した。
第２回委員会では、文部科学省高等教育局私学部私学助成課の新田正樹課長による「経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）（原案）」、「教育再生実行会議第十二次提言」並びに私学助成関係予算に係る概算要求の見通し等についての報告・説明に続き、文部科学省高等教育局専門教

育課の服部正企画官による教育ＤＸの方向性についての説明を受けた後、意見交換を行い、要望の内容やとりまとめ方針について協議を行った。

その結果、政府予算要望書（案）は、１）昨年度の要望書同様、「基本的考え方」「最重点要望項目」及び「重点要望項目」によって構成する、２）「基本的考え方」では、ポストコロナの新たな大学教育の実現を目的として、基盤的経費である経常費補助について、学生一人当たり13.5倍に上る国私間格差の是正とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮する学生に対する継続的支援と、デジタルを活用したグローバル化やリカレント教育などの私立大学に必要な国の支援を最重点課題として要望する、３）「最重点要望項目」では、「私立大学学生への経済支援」、「学生の感染予防対策、私立大学病院に対する支援」と「ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」の三つの柱を掲げ、特に「ポストコロナを見据えた新たな教育等に対する支援」では、政府の経済財政諮問会議や財政制度等審議会における検討の動向や、大学関係団体と経団連関係者による採用と大学教育の未来に関する産学協議会が令和３年４月にとりまとめた報告書「ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進」の内容等を踏まえ、デジタル化を推進するための体制整備等に向けた支援と、リカレント教育に関する支援、数理・データサイエンス・ＡＩ教育に関する支援と、グローバル化に関する支援を要望することとした。

また、税制改正要望書（案）については、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望するとの基本方針のもと、昨年度の要望書の柱として据えていた「学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充」、「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」、「学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充」と「大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充」の４点を踏襲しつつ、経済財政諮問会議等における大学のリカレント教育への期待の高まりを踏まえ、「教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充」を第一の柱に据えることとした。

第１回委員会における協議結果は、第636回理事会（令和３年６月８日）に要望書（原案）として報告、その方向性が了承され、その後、第２回委員会における協議結果に基づきとりまとめられた要望書（案）は、第221回定時総会（６月29日）に報告され、了承された。

政府予算並びに税制改正に係る両要望書は、その後、連合会としての「要望書」へと反映され、要望活動の際に予算要望及び税制改正要望のエビデンスを示すための付随資料としてとりまとめた「データ編」とともに、全私学連合においてとりまとめられた各構成団体の要望と併せて文部科学大臣に提出された（令和３年８月３日）。

全私学連合としての要望書及び上記の経緯等については、第638回理事会（令和３年９月14日）に報告された。

（３）成果の概要

１）要望関係資料

タイトル：令和４年度私立学校関係政府予算に関する要望（全私学連合）
令和４年度私立大学関係政府予算に関する要望（データ編）（連合会）
令和４年度私立学校関係税制改正に関する要望（全私学連合）

報 告 先：第638回理事会（令和３年９月14日）

内　　容：資料編（資料１－１、資料１－２、資料２－１）参照

２－１－１－２　国の補助金等に関する説明会の実施

（１）任務

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和４年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

（２）事業の経過

１）経過概要

「国の補助金等に関する説明会」は、令和２年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンデマンド配信にて実施した。

第１回説明会では、令和４年度文部科学省概算要求等に関する文部科学省関係者による説明を収録し、その動画を令和３年９月中旬から10月末に掛けてオンデマンド配信し、加盟大学関係者の理解を深めた。また、令和３年度税制改正において、「税制改正要望に先んじて国税庁との調整を開始し、寄附金控除の対象となる要件の明確化を検討していく」としていた「新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大」にかかわって、文部科学省が平成10年４月に私学部長名で発出した「新入生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」について、その具体的な取扱いの考え方をＱ＆Ａとして整理した「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するＱ＆Ａについて（通知）」が、６月25日に私学行政課長名で各学校法人理事長等宛に発出されたことを踏まえ、同Ｑ＆Ａの内容について、併せて動画配信を行った。

第２回説明会では、令和３年12月に閣議決定された令和４度政府予算案のうち、私学助成等の私立大学にかかわる予算に関する文部科学省関係者による説明を収録し、令和４年１月下旬から２月末に掛けてオンデマンド配信を行った。また、説明者との質疑応答の機会を望む視聴者の要望に応えるため、事前（動画収録前）と事後（動画視聴後）の２回、視聴者より質問の受付を行い、事前質問に対しては説明内容に反映を依頼し、事後質問に対してはＱ＆Ａとして、私大連webサイト（会員メニュー内）に公開した。

（３）成果の概要

１）令和３年度第１回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）

収 録 日：令和３年９月９日（木）及び10日（金）

収録会場：アルカディア市ヶ谷　５階「赤城」（９日）及び４階「鳳凰（東）」（10日）

配 信 日：令和３年９月17日（金）～令和３年10月31日（日）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

○令和４年度文部科学省関係予算の概算要求等に係る説明

１．私学助成に関する概算要求について

八　田　和　嗣　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）

２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について

西　　明　夫　氏（文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長）

３．科学技術・学術の推進に関する概算要求について
氷見谷　直　紀　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術政策総括官）
４．留学生交流の充実に関する概算要求について
髙　橋　一　郎　氏（文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長）
○教育関係税制に係る説明
５．「新入生又はその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金の取扱いに関するＱ＆Ａ」及び令和４年度税制改正要望について
小　谷　和　浩　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

２）令和３年度第２回国の補助金等に関する説明会（オンデマンド配信）
収 録 日：令和４年１月17日（月）
収録会場：株式会社ジャパンライム　６階スタジオ
配 信 日：令和４年１月21日（金）～２月28日（月）
配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）
プログラム：
○文部科学省令和４年度予算案等に係る説明
１．私学助成に関する政府予算案等について
八　田　和　嗣　氏（文部科学省高等教育局私学部私学助成課長）
２．国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する政府予算案について
西　　明　夫　氏（文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長）
３．科学技術・学術の推進に関する政府予算案等について
寺　門　成　真　氏（文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術政策総括官）

３．教育研究に関する事業

３－１　教育研究の質の向上

３－１－１　教育研究委員会

３－１－１－１　高大接続改革及び教学マネジメントの確立等への対応　及び
３－１－１－２　関係機関等への対応

（１）任務
高大接続改革及び教学マネジメント等にかかる国等の審議動向を注視し、適時、私立大学の意見を具申する。また、「教育研究シンポジウム」を開催し、主に国の大学入学者選抜改革の情報や新型コロナウイルスの影響による大学入学者選抜の課題等について加盟大学間で共有する。

（２）事業の経過
１）委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年７月16日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回委員会では、大学入試改革にかかる文部科学省の各種会議の検討経過について、会議の検討に関わる当委員会の委員及び私大連事務局からそれぞれ報告・説明があり、大学入試改革における現状と課題を確認・共有した。

「教育研究シンポジウム」は、当初の計画では大学入試に係る最新情報及び課題等について、加盟大学間における情報共有・意見交換を行うことを予定していたが、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」において、令和７年度以降の大学入学共通テストの英語民間検定試験及び記述式問題の導入が見送られる決定がなされたことにより、大学入試改革の議論が一旦収束の兆しを見せたため、開催テーマを再考することとした。協議の結果、「ポストコロナ時代の大学教育の未来を考える～通学制と通信制の対話をとおして～」をテーマに、令和３年11月６日（土）に開催することを決定した。大学教育では、コロナ禍で急速にオンライン授業が導入されたことにより、従来あった通学制と通信制の区分が一気に曖昧になるなどの新たな課題が浮き彫りになったことから、通信教育課程の取り組みを踏まえながら、オンラインを活用した大学教育の今後のあり方を考える機会とする。

この他、大学入試改革にかかる議論への対応として、下記の意見開陳、要望の提出に対応した。

①文部科学省「大学入学者選抜協議会」への意見書提出

②大学入試センターへの「大学入学共通テストの出題科目『情報Ｉ』の経過措置」についての意見書提出

①②ともに教育研究委員会において意見書案をとりまとめ、私大連として意見書を提出した（対応経過は、「Ｉ．一般報告」を参照）。

（３）成果の概要

開 催 日：令和３年11月６日（土）

開催形式：オンライン開催

参加者数：60大学148人

プログラム：

①開会あいさつ

芝　井　敬　司（教育研究委員会担当理事、関西大学理事長）

②基調講演

講師：高　橋　陽　一　氏

（公益財団法人私立大学通信教育協会理事長、武蔵野美術大学造形学部教授）

「大学通信教育の質保証」

③事例報告

【遠隔（オンライン）授業の実践に関する取組事例】

講師：北　川　　浩　氏（成蹊大学学長）

「大学教育におけるオンライン授業の位置づけ　～未来に向けた取組み」

【デジタル技術を活用したキャンパスに関する取組事例】

講師：藤　田　髙　夫　氏（関西大学副学長）

「ネクストノーマルを見据えて―グローバル・スマート・キャンパス構想の実現

④パネル・ディスカッション「大学教育の未来ーデジタル技術をどう活用するのか」

＜パネリスト＞

高　橋　陽　一　氏（公益財団法人私立大学通信教育協会理事長、武蔵野美術大学造形学部教授）

北　川　　浩　氏（成蹊大学学長）

藤　田　髙　夫　氏（関西大学副学長）

＜モデレーター＞

松　浦　良　充（当連盟教育研究委員会委員、慶應義塾常任理事）

⑤閉会あいさつ

圓　月　勝　博（教育研究委員会委員長、同志社大学学長補佐、文学部教授）

３－１－２　教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

３－１－２－１　ＦＤ推進ワークショップの実施

（１）任務

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、新任専任教員向けのＦＤ推進ワークショップを開催する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月14日（オンライン開催）

第２回：令和３年11月15日（オンライン開催）

第３回：令和４年２月25日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回運営委員会では、主に参加者募集方法やワークショップの当日の運営分担について確認し、その後６月１日付で参加者募集を開始した。募集の結果、定員70人を大幅に上回る45大学121人の申込みがあったことから、定員を80人に拡充するとともに、参加要件である大学での教歴が４年未満の教員であることを最優先として参加者を決定した。

令和３年度のワークショップは１泊２日の集合形式で実施していたプログラムを、１日完結のオンライン形式に再構築し開催した。プログラムを圧縮するに当たり、事前課題の説明や模擬授業作成のポイントのレクチャーについては、運営委員長による説明動画を収録し、参加者が事前視聴することで、当日は参加者同士の意見交換を中心に行うプログラム構成とした。また、事後の取り組みとして、参加者の振り返りを促すべく、参加者全員の模擬授業の様子を収録したＤＶＤを後日配付した。

第２回運営委員会では、ワークショップの総括とともに、令和４年度の開催方法について検討し、令和３年度同様オンライン形式で開催することを決定した。参加対象者については、従来通り新任専任教員を中心としつつ、遠隔授業の授業運営に対する改善に意欲のある非新任の専任教員にも間口を広げ、開催回数についても２回から３回に拡充することとした。

第３回運営委員会では、ワークショップのプログラム詳細について検討を行い、プログラム構成及び内容を確定した。

（３）成果の概要

１）令和３年度ＦＤ推進ワークショップ（新任専任教員向け）

開 催 日：令和３年８月５日（Ａ日程）、６日（Ｂ日程）

開催形式：オンライン開催

参加者数：40大学80人

プログラム：オリエンテーション、グループ討議、模擬授業及びグループ内振り返り、全体発表

２）令和３年度ＦＤ推進ワークショップ模擬授業動画ＤＶＤ

タイトル：令和３年度ＦＤ推進ワークショップ模擬授業動画

発行年月：令和３年９月

３）令和３年度ＦＤ推進ワークショップ報告書

タイトル：令和３年度ＦＤ推進ワークショップ（新任専任教員向け）報告書

発行年月：令和３年12月

３－２　学生・就職支援の充実

３－２－１　学生委員会

学生委員会は、「教育研究に関する事業」のもとに設定された「学生・就職支援の充実」にかかる分野の検討を担うことを目的として設置されている。

その具体的任務は、①学生支援研究会議の実施、②第16回学生生活実態調査の実施（学生生活実態調査分科会）、③「奨学金等調査」の実施、外部機関との協議（奨学金等分科会）、④就職にかかわる諸問題への対応（キャリア・就職支援分科会）、である。②③④の任務遂行に当たっては、委員会の下に分科会を設置し対応している。そのほか、今年度新規事業として「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する学生調査の検討・実施」について委員会の下に小委員会を設置して対応した。

なお、今年度は私大連の対応方針に基づき、令和２年度に引き続き対面での委員会等の開催に代えて、オンラインを活用して各事業の実施にあたった。

３－２－１－１　学生支援研究会議の開催

（１）任務

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、加盟大学の教職員を対象に諸活動の情報を共有する学生支援研究会議を開催する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月27日（オンライン開催）
第２回：令和３年８月23日（オンライン開催）
第３回：令和３年11月18日（オンライン開催）
第４回：令和４年３月15日（オンライン開催）

２）経過概要

新型コロナウイルスの感染状況を注視して策定した私大連の対応方針に基づき、令和３年度「学生支援研究会議」は、令和２年度第４回学生委員会においてオンライン形式での開催及びプログラム内容に応じた開催日程（半日または１日）、開催月を９月とする方向で確認していた。そのため、第１回学生委員会では、「学生支援研究会議」の募集要項の概要を固めるため協議した結果、「学生支援におけるデジタル化―対面とオンラインの融合の在り方―」をテーマに、９月13日にオンライン（Zoom利用）にて午前、午後の１日で開催することを決定した。プログラム内容は、午前中は三つの各分科会報告を、午後には四つの分野ごとに複数のグループに分けたグループ討議を行うことを決定した。さらにグループの編成方針、タイムスケジュールの大枠、参加者の事前課題案を固め、最終的に委員会開催後のメール回議を経て開催要項を確定した。

なお、開催日時、開催テーマの確定を受けて、６月２日には私大連webサイトに学生支援研究会議の開催予告を掲載するとともに、６月25日付で加盟大学へ参加者募集の案内を送付した。参加者の決定はメール回議により行い、８月11日付で参加申込者宛にメールで通知した。

第２回学生委員会では、学生支援研究会議の運営について意見交換を行い、実施に向けプログラムの詳細及びグループ討議運営等の最終確認を行った。

第３回学生委員会では、参加者アンケート結果に基づく学生支援研究会議の総括、並びに令和４年度事業申請案に基づき学生委員会及び各分科会事業について意見交換を行い、検討内容を反映することを確認した。

第４回学生委員会では、令和４年度学生支援研究会議の開催要項にかかる検討事項について意見交換を行い、次年度第１回委員会にて最終的な確定に向けた討議をさらに進めていくこととなった。

（３）成果の概要

【令和３年度学生支援研究会議】

開 催 日：令和３年９月13日
　　＊うち、グループ内で30分程度の歓談（任意参加）
開催形式：オンライン開催
テ ー マ：学生支援におけるデジタル化―対面とオンラインの融合の在り方―
参加者数：48大学80人
プログラム：

１）開催・オリエンテーション
　千　田　憲　孝（学生委員会委員長　慶應義塾大学学生総合センター長・理工学部教授）

２）学生委員会各分科会報告

①キャリア・就職支援分科会
　佐々木　　宏（キャリア・就職支援分科会長、立教大学キャリアセンター部長・経営学部教授）

②奨学金分科会

矢古宇　克　昌（奨学金等分科会委員、早稲田大学学生部奨学課長）

③学生生活実態調査分科会

北　條　英　勝（学生生活実態調査分科会長、武蔵野大学副学長・人間科学部教授）

3）グループ討議（グループ討議課題別）

グループは、参加申込時に参加者が選択した以下の四つの「グループ討議課題」に基づき編成し、グループ討議では、参加者に事前提出を課しているレジュメを予め共有したうえで情報交換、意見交換等を行った。

①キャリア形成・就職活動支援の視点から

②経済支援の視点から

③学生相談の視点から

④多様な学生支援と課外活動支援の視点から

4）全体共有

各グループからグループ討議の概要を報告し、四つのグループ討議課題にかかわらず全体で情報を共有した。なお、各グループからの報告内容は後日、レポート（Ａ４判１頁以内）にとりまとめ、私大連webサイト会員専用ページに掲載した。

5）総括

３－２－１－２　新型コロナウイルスの影響に関する学生調査の検討・実施

（1）任務

新型コロナウイルスの学生への影響を網羅的に調査し報告書をとりまとめ、国等への要望・提言につなげる。

（2）事業の経過

1）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年６月24日（オンライン開催）

2）経過概要

本事業の検討に当たっては、学生委員会に小委員会を設置して、新型コロナウイルス禍が学生へ与えた影響を調査するためのアンケートを企画・実施することとした。第１回の会合にて、下楠昌哉委員を座長に選任し、本小委員会の任務とスケジュールを確認後、「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート」の実施について検討を行った。

協議の結果、アンケート実施については、実施時期を令和３年12月から令和４年１月とし、実施方法はweb調査、調査対象については、私大連加盟大学の全学部学生・大学院生とすることとした。また、調査システムの構築・集計・分析については、調査会社に委託することとした。

アンケート設問の柱としては、【Ⅰ．基本事項】の他に、【経済】、【ライフ（大学生活）】、【正課教育・正課外活動】、【不安・悩み】などを軸に分けて設定し、それぞれの柱ごとに５～６問設定し、合計で25問から30問とすることとした。

その後、主にアンケート設問についてＥメールを活用しながら意見交換を行い、名称を「新型

コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート」とし、設問の柱を【Ⅰ．基本事項】、【Ⅱ．経済面への影響】、【Ⅲ．大学生活（正課教育・課外活動含む）への影響】、【Ⅳ．精神面への影響】、【その他】として、計24問で設計することとした。

その後、学生委員会にアンケートの実施概要と設問案を報告し、内容等について承認を得て、令和３年７月13日に開催された私大連の令和３年度第４回常務理事会において、下楠座長からアンケート案について報告を行った。その後、本常務理事会おけるご質問やご意見等を踏まえ、アンケート設問の見直しを行った。設問の項目によっては、「その他」と回答した場合、記述式での回答を求め、より具体的に、またより的確に内容を把握することができるようにするとともに、テキストマイニングによる分析をすることを前提に、国や大学への要望を記入してもらう自由記述式の設問を設け、学生の生の声を把握できるようにした。

令和３年12月３日に、会員代表者及び加盟大学の連絡窓口ご担当者宛に「『新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート』の実施協力について（お願い）」を送付し、令和３年12月６日（月）～令和４年１月23日（日）を回答期間として、web調査方式によりアンケートを実施した。

回答結果としては、121大学、58,082人の学部学生・大学院生から回答を得て、設問項目ごとに回答内容を数値と割合で示した「単純集計」と回答者の属性ごとの違いを見るために、複数の設問項目をかけ合わせて集計した「クロス集計」で構成した「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート集計報告書」をとりまとめ、令和４年３月に私大連webサイト（会員サイト）の「資料・刊行物」にファイルを掲載し、加盟大学へ案内した。

なお、本集計報告書は、集計期間の制約等の関係から、選択肢回答による設問項目部分のみを集計してとりまとめており、令和４年度に入ってから本小委員会において、本集計報告書のデータを基に分析を行い、各調査項目の結果から読み取れる傾向や特徴についてとりまとめた「概要版」の作成に向けた検討を進め、令和４年９月頃に刊行する予定にしている。

（３）成果の概要

１）報告書

タイトル：新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート集計報告書

発行形態：私大連webサイトにおいて、PDF版報告書を掲載（冊子報告書の発行はなし）

発行年月：令和４年３月

３－２－２　学生委員会　奨学金等分科会

３－２－２－１　奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議

（１）任務

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討に資するため、「令和３年度奨学金等調査」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、外部機関（日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年４月28日（オンライン開催）

第２回：令和３年７月30日（オンライン開催）

第３回：令和４年３月15日（オンライン開催）

※上記のほか、必要に応じて、分科会委員との間でメール審議、メール承認を行っている。

２）経過概要

第１回分科会では、令和３年度の当分科会事業について具体化に向けた検討を行うとともに、「令和２年度奨学金等調査」については、国の学生緊急支援給付金等の新型コロナウイルス禍の対応に各大学奨学金関連部署が多忙を極めていることから、実施時期を例年よりも後ろ倒ししたことにより、調査集計・報告書のとりまとめも後ろ倒しとなったことの共有が行われた。また「令和２年度奨学金等調査」における集計結果並びに、令和２年度調査において実施したテーマ設問「新型コロナウイルス禍での学生への経済援助施策等に関するアンケート」の集計結果についても、情報共有を行った。調査結果は、「令和２年度奨学金等分科会報告書」として令和３年５月に冊子にとりまとめ、加盟大学へ送付を行い、詳細なデータについては、私大連のwebサイトデータライブラリにて公開を行った。

また「令和３年度奨学金等調査」についての検討を行い、令和２年４月より修学支援新制度がスタートして１年が経過することから、同制度による支援対象者の新規採用人数と、家計収入区分別の採用人数などに関する設問を追加することとし、メール回議で設問の検討を行った。

なお、所属大学における役職交代に伴い、高橋豊治分科会長（中央大学）、所属大学における人事異動に伴い、柏木宏江委員（中央大学）、高橋尚人委員（法政大学）、石田潤子委員（立教大学）古島夏樹委員（立命館大学）が委員を辞任されることとなった。

第２回分科会では、鳥居伸好新分科会長（中央大学）の議事進行のもと、新たに就任された委員を中心に、令和３年度奨学金等分科会の体制と活動についての情報共有を行った。「令和３年度奨学金等調査」については、新規で、令和２年度における修学支援新制度の実績について、統計調査並びに記述調査を追加することとした。

なお、毎年行っている外部機関（支援機構）との懇談会については、オンラインによる開催の方向で調整を行ったが、支援機構から開催までの準備期間が短いとのことで、先方から昨年度と同様に、文書によるやり取りにしたいとの申し出があった。このため分科会において、「高等教育の修学支援新制度について」「私立大学と日本学生支援機構との情報交換を推進するための最適なルートについて」を柱に、支援機構に対する要望や質問事項を文書でとりまとめ、９月８日付で支援機構へ提出を行った。支援機構より、11月17日付で「日本学生支援機構への私大連加盟大学からの要望事項について（回答）」が得られ、メールにて、加盟大学の奨学金担当部署宛てに送付し情報共有を行った。

「令和３年度奨学金等調査（令和２年度実績）」については、12月15日から令和４年１月21日の期間で実施し、すべての加盟大学より調査回答が得られた。調査データのとりまとめ並びに過去に実施した調査データと連動させた集計、印刷用版下の作成については、(株)ＷＡＶＥに業務委託を行っており、令和４年５月上旬を目途に、集計結果がとりまとめられる予定である。

（３）成果の概要

１）令和２年度奨学金等分科会報告書
タイトル：令和２年度奨学金等分科会報告書
発行年月：令和３年５月

２）令和３年度第１回支援機構との懇談事項
支援機構への私大連加盟大学からの要望事項について（文書）
テーマ１：私立大学と日本学生支援機構との情報交換を推進するための最適なルートについて
テーマ２：高等教育の修学支援新制度に係る改善提案について
テーマ３：貸与奨学金（返還免除制度）に係る改善提案について
テーマ４：奨学事業の充実改善に係る提案について
テーマ５：学生に対するサービス向上のお願いについて

３－２－３　学生委員会　キャリア・就職支援分科会

３－２－３－１　就職にかかわる諸問題への対応

（１）任務

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、本年度は、特に新型コロナウイルスの影響による就職状況の動向を把握し、必要に応じ国や企業等への働きかけを行うとともに、連合会や就職問題懇談会、経団連「採用と未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）等を通じて、私立大学の意見を反映させる。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和４年３月23日（オンライン開催）

２）経過概要

当分科会は、大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関して国や経済団体等と連携、協議することとしているため、連合会を通して委員派遣を行っている就職問題懇談会や経団連の産学協議会での活動が中心となっている。

５月に経団連の産学協議会事務局から、令和３年１月に連合会でとりまとめた「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップのあり方」で提案した文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップの試行に向けて、もう一段の具体化をしてほしいとの要請があった。これを受けて、田中愛治担当理事、佐々木宏分科会長、佐藤和委員と経団連による打合せを行い、経団連の「採用・インターンシップ分科会」の下に、企業側委員、大学側委員数名ずつで構成するワーキング・グループ（「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG）を設置し、文系修士課程学生を対象としたジョブ型採用に関するニーズや、文系修士を対象としたジョブ型採用インターンシップの先行的・試行的実施に向けた課題の特定、対応策等を検討することとした。同検討WGの検討成果は、「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」（仮称）の

要領案として、令和４年３月16日に開催された産学協議会採用・インターンシップ分科会にて報告された。

令和３年度は、就職問題懇談会、産学協議会採用・インターンシップ分科会、同ワーキング・グループ（「大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ」検討WG）における活動が頻繁に行われたため、当分科会の第１回会合は年度末も迫った令和４年３月23日に開催をした。第１回分科会では、上記の「『大学院生向けジョブ型採用につながるインターンシップ』検討WG」を含む大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関連する会議体「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」、「採用・インターンシップ分科会」及び「就職問題懇談会」における検討経過を共有し、意見交換を行った。また、分科会各委員の所属大学における就職活動状況及び課題等について情報共有を行い、コロナ禍の影響は、前年度と比較して和らいでいるものの、大企業への就職率の減少、留学生及び障がい学生への就職支援が十分でないこと、インターンシップを通じた就職活動の早期化については、今後、注視していく必要があることなどを確認した。

また、当分科会では、昨年度から、加盟大学の就職支援担当部署のメールアドレスを登録いただき、就職支援に関わる情報提供を行っている。令和３年度は、就職問題懇談会の模様等について情報提供を行った。

（３）成果の概要

【メール配信による情報提供】

・令和３年４月20日
　経団連「採用と大学教育の未来に関する産学協議会2020年度報告書」について
・令和３年６月８日
　令和３年度第１回就職問題懇談会について
・令和３年12月23日
　令和３年度第２・３回就職問題懇談会について

３－２－４　学生委員会　学生生活実態調査分科会

３－２－４－１　第16回学生生活実態調査の実施

（１）任務

加盟大学における学部学生の生活実態を把握し、学生支援の改善充実に資するため、第16回「学生生活実態調査」（４年に１度）をweb調査方式で実施し、集計報告書を作成する。また、集計結果の分析に着手する。

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年６月25日（オンライン開催）
第２回：令和３年９月10日（オンライン開催）
第３回：令和３年11月４日（オンライン開催）
第４回：令和３年12月13日（オンライン開催）

第５回：令和４年２月７日（オンライン開催）

２）経過概要

今年度は「第16回学生生活実態調査」の実施年度であることから、年度当初に調査実施及び集計報告書並びに『私立大学学生生活白書』作成の委託業者、それぞれ１社との委託契約を締結した。その後、調査実施委託会社とのスケジュール確認を経て、５月31日付で会員代表者及び学生支援担当部署宛に調査実施に係る連絡窓口担当者の登録依頼並びにオプション利用申込の案内状を送付した。

今回の調査では、前回調査と同様に加盟大学の申込みに応じて調査対象数（サンプル数）の追加を受け付けるオプション利用のほかに、新たに連絡窓口担当者が当該大学の学生の日々の回答状況を確認することができる回答速報値把握可能機能を設定した。また、調査内容については、前年度に確定していたものの、新型コロナウイルスの感染拡大による社会的対応の変化に伴い、設問並びに選択肢の一部を変更する必要が生じたため、北條分科会長のもとで７月中に確定し、調査実施委託会社に急遽の変更依頼を行った。

加盟大学への調査実施は、委託業者とのスケジュール予定通り、８月30日付で加盟大学会員代表者並びに登録のあった連絡窓口担当者宛に「『第16回学生生活実態調査』の実施協力について」依頼文書を送付した。調査回答期間は令和３年９月１日から10月29日23時59分である。

調査実施に向けた事業と並行して、学生生活実態調査分科会では第１回分科会を開催し、調査実施のスケジュール及び実施概要について確認するとともに、回収率向上方策並びに専攻分野別学部系統分類について意見交換を行った。その結果、回収率向上方策については、調査依頼状に基づく説明会を質疑応答や事例報告を交えながらオンラインで開催することとなり、７月14日に実施した。大学の担当者と接することができる初の説明会で、本調査にかかる直接的な意見交換のできる機会ともなった。オンライン説明会は録画し、連絡窓口担当者向けに視聴期間を設けてYouTube私大連公式チャンネルで公開した。一方、専攻分野別学部系統分類については、第２回分科会で委託業者２社を交えて引き続き検討し、意見を踏まえて最終的に北條分科会長のもとで10月中旬に確定した。

第２回分科会ではまた、クロス集計軸についても委託業者２社を交えて協議し、専攻分野別学部系統分類や調査回答のローデータを基にさらに検討を重ねていくこととなり、その後、委託業者とのメール回議を踏まえてクロス集計軸案を固め、次回の分科会にて最終確認を行った。

なお、分科会での検討事項であった「専攻分野別学部系統分類」に関して、前回調査との変更点は以下の通りである。

＜専攻分野別学部系統分類＞

・他機関実施の調査における最近の一般的な分類を参考に、今回調査から「医・歯・薬系」と「看護系」を統合のうえ整理した。
・今回より新たに「スポーツ・体育系」を設けた。

第３回分科会では、これまで検討してきた「集計報告書」掲載クロス集計軸等に基づき、まず「集計報告書」のクロス集計軸の確定に向け、確定事項の再確認、未確定事項の検討を行うとともに、『私立大学学生生活白書2022（以下、学生生活白書という）』のテーマ方針、クロス集計軸についても併せて検討した。また、調査有効回答数についても、各大学別の回収率に配慮し、オプション利用校については、できるだけ回収データを活かすかたちで調整のうえ集計を行うこととした。

第４回分科会では、第16回学生生活実態調査の第１次集計結果（速報値）を基に意見交換を行い、前回調査結果との学生生活の変化を共有するとともに、『学生生活白書』のクロス集計軸にかかる最終確認を行った。

第５回分科会では、第１６回学生生活実態調査「集計報告書（初校）」に基づく意見交換を行うとともに、同報告書の構成案を確定した。また、『学生生活白書』作成にかかるテーマ設定方針を再確認するとともに、集計結果から浮き彫りになった学生生活の概観について、委託業者からの意見を共有した。

（３）成果の概要（協議会等実施概要や報告書等）

１）第16回学生生活実態調査　事務担当者説明会

開 催 日：令和３年７月14日

開催形式：オンライン開催

＊録画はYouTube私大連公式チャンネルにて連絡窓口担当者に公開

内　　容：①「第16回学生生活実態調査」の実施スケジュール（予定）報告

事務局説明

②私大連の学生生活実態調査について

北條英勝学生生活実態調査分科会長（武蔵野大学副学長）

③質疑応答

２）第16回学生生活実態調査集計報告書

発行年月：令和４年３月

３－３　グローバル教育の推進

３－３－１　国際連携委員会

３－３－１－１　国際連携の諸課題に関する情報提供

（１）任務

コロナ禍における留学等、国際連携に関する諸課題を共有するとともに、国の留学生政策、入国管理の最新動向等を把握することを目的に、シンポジウムを開催し、加盟大学への情報提供を行う。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月14日（オンライン開催）

臨　時：令和３年６月17日（オンライン開催）

第２回：令和３年９月10日（オンライン開催）

第３回：令和３年10月15日（オンライン開催）

第４回：令和３年11月19日（オンライン開催）

第５回：令和４年２月３日（オンライン開催）

第６回：令和４年３月４日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回委員会では、本年度の委員会の任務について確認した後、シンポジウムの開催に向けて具体的検討を行い、開催日時やプログラム等を決定した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による各大学の国際交流等に関わる現状や課題について情報交換を行った。

６月17日には臨時委員会を開催し、国によるワクチン接種支援事業の開始や大学間交流協定派遣支援再開などの委員校における対応状況等について情報交換を行い、第１回委員会における情報交換の内容と合わせてとりまとめ、情報提供として加盟校に配付した。

第１回委員会で検討したオンラインシンポジウムは、参加者の意見を踏まえたグループ討議も併せて実施することとし、７月9日に開催した。

第２回委員会では、オンラインシンポジウムにおける意見等を踏まえ、国際教育・交流における課題を、短期的視点と長期的視点に区分して、整理と対応を行う必要があることを確認した。その上で短期的視点での課題について整理・対応のために、加盟大学関係者による情報交換会を実施することを決定し、その内容などを検討した。また長期的視点での課題については、継続して整理・検討を行い、その成果を報告書に取りまとめることとした。

第３回から第６回の委員会では、第２回委員会での決定に基づき、情報交換会等について企画するとともに、長期的課題の整理を中心に検討を継続し、最終的に検討の成果を報告書「グローバル教育の拡充―国際教育・連携の視点から―」として取りまとめ、第３回総会（第223回・春季）において、担当理事より報告した。

同報告書では、ポストコロナ時代を見据えながら、 国際教育・連携における現状を分析して課題を指摘し、解決への提言をするとともに、未来へ向けてのヴィジョンを提示してとその実現を可能にするグローバルな学びと研究の拡充に向けた考察を行った。同報告書は、その内容について社会の理解を求めたく、加盟大学関係者のみならず、広く社会に配布することとした。

また、短期的視点での課題への対応として、更改の著しい政府による留学生入国に向けた動き等について、迅速な情報提供のため説明会や質問会を適宜開催し、また留学生のさらなる入国促進のため、担当理事を中心に国に対する要望活動を積極的に展開した。詳細は下記の「成果の概要」に記す。

（３）成果の概要

１）報告書「委員校における国際交流における諸課題への対応状況について」

発 行 日：令和３年６月22日（火）

発行部数：125部（加盟大学国際交流担当部署に配付）

２）令和３年度オンラインシンポジウム

開 催 日：令和３年７月９日（月）

開催形式：オンライン開催

参加者数：78大学181人（うちグループ討議参加者96人）

プログラム：

開会挨拶

岩　切　正一郎　担当理事（国際基督教大学長）

講演１「留学生の出入国の最新動向及び大学の国際化政策について」

佐　藤　邦　明　氏（文部科学省高等教育局主任大学改革官・国際戦略ＰＴリーダー・国際企画室長）

講演２「国際交流のための安全対策・危機管理（留学）」

新　通　昌　徳　氏（外務省海外邦人安全課　邦人援護官）

グループ討議

テーマ（①学生の派遣　②留学生の受け入れ　③留学に代わるプログラム（オンライン留学等））に分かれ、委員の進行のもと、各大学における現状の問題点や課題について、意見交換を行った。

３）令和３年度情報交換会

開 催 日：令和３年９月15日（水）

開催形式：オンライン開催

参加者数：40大学63人

内　　容：喫緊の課題である①<派遣>2021年秋派遣留学生の危機管理対応など、②<派遣>2022年春派遣予定者の対応など、③<受入>海外在住（未入国）の留学生対応などの３テーマに分かれ、少人数グループで「課題や問題の解決の糸口を探すこと」、「担当者同士のネットワーク拡大」を目的に、情報交換を実施した。

４）説明会・質問会

タイトル：私費外国人留学生入国再開　申請手続き等質問会

開 催 日：令和３年11月18日（木）

開催形式：オンライン開催

参加者数：360人

内　　容：私費留学生入国再開に向けての手続きに関して、留学生入国時の事務処理上の課題、疑問、不明点解消のために、文部科学省担当者との直接的な質疑応答を実施した。

タイトル：入国緩和に向けた説明会

開 催 日：令和４年２月22日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：571人

内　　容：留学生入国緩和措置が発表されたことに伴い、文部科学省担当者からの最新情報報告と質疑応答を行った。

タイトル：留学生円滑入国スキーム説明会

開 催 日：①令和４年３月８日（火）　②令和４年３月10日（木）

開催形式：オンライン開催

参加者数：①457人　②310人

内　　容：留学生円滑入国スキームの発表に合わせ、詳細説明と質疑応答の場を設定した。なお、詳細内容の決定に合わせ、２回に分けての開催となった。

５）冊子

タイトル：『グローバル教育の拡充―国際教育・連携の視点から―』

発行年月：令和４年３月

発行部数：700部（加盟大学関係者、文部科学省関係者、報道機関関係者等に配付）

６）要望活動

①留学生の入国に関する要望

要望日：令和３年９月28日

要望先：文部科学省、法務省、外務省

内　容：入国申請再開時への財政負担並びに申請手続きの簡略化等

②留学生の入国に関する要望

要望日：令和３年12月16日

要望先：文部科学省

内　容：入国申請再開時への財政負担並びに申請手続きの簡略化等

③留学生の入国緩和、水際対策等に関する要望

要望日：令和４年２月16日

要望先：文部科学省、自民党文部科学部会

内　容：新学期を控え、留学生の入国緩和、水際対策の緩和等

３－３－１－２　「国際教育・交流調査」の実施

（１）任務

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関するデータ・情報を社会一般並びに加盟大学に提供する。

（２）事業の経過

「国際教育・交流調査」は、支援機構からのデータ提供を受け、実施概要並びに加盟大学別データを集計し、私大連webサイトを通じて、社会一般並びに加盟大学に向けて情報提供を行っている。特に加盟大学向けには、データライブラリにおいてより詳細なデータを提供している。

国際連携委員会では、「国際教育・交流調査」の公式データについては、日本人学生の海外派遣留学は「単位認定あり」を基本としているが、併せて「単位認定なし」の派遣留学に係るデータを提供することにより、海外派遣留学の全体像についての情報共有を図ることを目的として、調査を実施している。

（３）成果の概要

１）「国際教育・交流調査2020」調査結果

①タイトル：「国際教育・交流調査2020」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定あり）

②タイトル：「国際教育・交流調査2020」調査実施概要・加盟大学別データ（単位認定なし）

発 行 日：令和３年８月２日（月）（私大連webサイトデータライブラリで公開）

４．大学マネジメントに関する事業

４－１　自律的大学経営の確立

４－１－１　経営倫理委員会

４－１－１－１　倫理綱領・指針に抵触した事態への対応

（１）任務

加盟法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うこととともに、発生した問題に対処する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

開催せず。

２）経過概要

委員会は経営倫理委員会規程に基づき、①「綱領」及び「指針」の実現に向けて、会員に対し情報の提供その他適切な啓発活動を行うこと（第３条)、②「綱領」及び「指針」に抵触する恐れがあると認めるときは、会員について事実関係を調査し、その結果を理事会に報告しなければならない（第４条)、③調査の結果、会員において「綱領」又は「指針」に著しく違反する行為があると認めるときは、その違反の程度に応じて、当該会員に対して改善勧告、退会勧告または除名の措置をとるよう、また当該会員に対する非難が根拠を欠くものであり、かつそのために当該会員の名誉が著しく損なわれたと認めるときは、当該会員を擁護するために適切な措置をとるよう、理事会に提案しなければならない（第５条）とされている。

令和３年度は、委員会として対処すべき問題が発生しなかったことから、委員会は開催されなかった。

４－１－２　経営委員会

４－１－２－１　私立大学経営の充実・強化に向けた検討

（１）任務

私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化を踏まえ、私立大学における多様なガバナンスのあり方を担保し、健全な経営の充実・強化に資する方策等について検討し、会員法人間の理解の深化と国等に対する政策提言を行う。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年９月１日（オンライン開催）
第２回：令和３年11月９日（オンライン開催）
第３回：令和４年３月15日（オンライン開催）

２）経過概要

経営委員会では、分科会との連携協働により学校法人の経営の充実・強化に資する検討を行っている。令和３年度においては、「コロナ禍における私立大学の対応状況の発信」、「経営問題に関する会員法人の理解の深化」、「私大連ガバナンス・コードに関する対応」の３点を主な課題とした。

「コロナ禍における私立大学の対応状況の発信」については、令和２年度より検討を進めてきた「コロナ禍における私立大学の取組に関する調査」を実施した。同調査は、会員法人における新型コロナウイルス感染症への対応方策等を把握し、今後の取組の参考となる資料としてフィードバックするとともに、それらの取組を社会に発信することにより、社会から大学の取組について正しい理解を得ることを目的とした。

調査は委員校を対象とし、新型コロナウイルス発生から第４波までにあたる令和２年度から令和３年度前期末頃の間に各法人が行った教学から経営に至る、幅広い分野での対応方策等を調査した。調査結果は会員法人の共有にとどまらず、広く一般に発信するため、私大連webサイト一般ページにて掲載している。

「経営問題に関する会員法人の理解の深化」については、文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」において、評議員会のあり方等学校法人ガバナンスの本質を問う課題についての検討が進められ、検討の動向がこれからの学校法人ガバナンスに多大な影響を及ぼし、深刻な経営問題を引き起こす可能性があることから、同改革会議の検討の経緯や、今後考えられる影響等について会員法人の理解を深める一助とすべく、オンライン講演会（オンデマンド配信）を実施した。

「私大連ガバナンス・コードに関する対応」については、大学ガバナンス検討分科会と連携して、会員法人が「私立大学ガバナンス・コード【第１版】」に対応するために必要となる事項等について検討した。第２回委員会では、大学ガバナンス検討分科会より提案のあった、会員法人へ遵守状況の報告を依頼するに当たっての「『私立大学ガバナンス・コード』遵守状況報告書」様式と同報告書作成に係る作成要領の検討を行った。

各法人への遵守状況の報告依頼については、11月17日付文書にて会長名と担当理事名で発信するとともに、第２回総会（第222回・秋季）にて報告を行うことで会員法人へ周知した。また委員会として、遵守報告書作成上のＦＡＱを私大連webサイトに公開し、随時更新することで実務担当者による円滑な報告書作成をサポートした。

遵守状況報告書については、令和４年３月31日時点で109法人より提出があり、提出があった各法人の報告書は、「私立大学ガバナンス・コード【第１版】」の記述に基づいて私大連webサイトの会員専用ページでの掲載し、会員法人による共有を行っている。

次年度以降の委員会では、各会員法人から提出された報告内容を精査し、会員法人の更なる充実発展に資するため、大学ガバナンス検討分科会と連携して、「私立大学ガバナンス・コード【第１版】」の改訂も含めた検討を進める予定である。

（３）成果の概要

１）オンライン講演会（オンデマンド配信）

「私立大学から見る学校法人ガバナンス改革会議～ガバナンス改革をめぐる議論のポイント～」

収 録 日：令和３年９月24日（金）

収録会場：アルカディア市ヶ谷　７階「白根」

配 信 日：令和３年９月30日（木）～令和３年10月31日（日）

配信方法：私大連webサイト（会員メニュー内）

プログラム：

講演１「学校法人ガバナンス改革の動向について」

小　谷　和　浩　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

講演２「学校法人ガバナンス改革会議の議論がもたらす私立大学への影響と課題」

大河原　遼　平　氏（ＴＭＩ総合法律事務所　パートナー弁護士）

２）報告書

タイトル：新型コロナウイルス禍の学校法人と私立大学 ～教育研究の継続に向けた取組～

発行年月：令和３年11月

４－１－３　経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

４－１－３－１　「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討

（１）任務

国の答申等を踏まえ、「日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード」におけるコンプライ・オア・エクスプレインの具体的な実施方法について検討する。また、同コードに基づく会員法人の取組状況の調査結果等を踏まえ、同コードの高度化に向けたＰＤＣＡサイクル実施のために必要な事項を検討する。

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月19日（オンライン開催）

第２回：令和３年７月８日（オンライン開催）

第３回：令和３年10月29日（オンライン開催）

２）経過概要

大学ガバナンス検討分科会では、令和２年度にまとめた「私大連ガバナンス・コードに係る今後の検討スケジュール（案）」に従い、三つの段階により私立大学ガバナンス・コード（以下、「私大連コード」という。）の実質化・高度化を行うこととしている。令和２年度には、第１段階にあたる「私大連コードの周知・会員法人における浸透状況の把握」を行う段階として、「会員法人における『自律性の向上』に向けた取組みの進捗状況に関するアンケート」を実施・分析し、その結果を会員法人へフィードバックした。

令和３年度は、第１段階のアンケート結果を踏まえ、第２段階にあたる「私大連への遵守状況等の報告に係る方法等の検討」を行うこととし、検討を始めた。

第１回分科会では、「私大連への遵守状況等の報告に係る方法等の検討」について、遵守状況の報告様式、私大連が各法人からの報告を共有する方法等を課題とすることとした。

第２回分科会では、第１回分科会での検討を踏まえて作成した遵守状況の報告様式やフローチャート案を基に議論を深めた。その結果、今年度は遵守状況の報告様式をベースとしたアンケート調査を実施することで、会員法人における遵守状況の点検体制の整備を後押しすることとし、遵守状況の報告の本格的な実施は翌年度に行うこととした。また、私大連による会員法人間での遵守状況の共有方法等についても意見交換を行い、今後、検討結果を分科会案として取りまとめ、経営委員会に諮ることとした。

その後、令和３年８月30日には、事業団から各学校法人へ発出された文書（私振補第45号）において、ガバナンス・コードの策定、公表並びに原則の実施状況の点検・公表の状況が、令和３年度私立大学等経常費補助金に関わることが示された。これを受け、分科会では経営委員会とともに、会員法人が同補助金への申請に遺漏なく対応できるよう必要な手続き等について、文書発信を行う等の情報提供を行った。また、同補助金の申請スケジュールを踏まえ、当初の検討スケジュールを変更し、私大連への遵守状況の報告を本年度中に実施するとともに、各会員法人において、過大な負担なく社会への遵守状況の公表ができる仕組み等について、急遽検討することとした。

第３回分科会では、「『私立大学ガバナンス・コード』遵守状況報告書」様式と同報告書作成に係る作成要領の検討を行った。その結果、会員法人の負担を減らすべく、コード上で必須としている「基本原則」と「遵守原則」の遵守状況と、「重点事項」や「実施項目」以外の方策・手段による遵守をしている内容（コンプライ・オア・エクスプレイン）を必須項目とし、社会への公開を踏まえた重要事項に関しては任意項目とした。また、遵守状況については、段階的な選択ができるように５段階の選択肢を設定し、任意項目も含めて各法人が状況にあわせた遵守状況の点検・報告ができることを基本とした。

以上を主な内容とする遵守状況報告書の様式及び作成要領は、分科会案として第２回経営委員会（11月９日開催）へ上程した。

次年度以降は、各会員法人から提出された遵守状況報告書の報告内容を精査するとともに、国のガバナンス改革等の動向を見極め、経営委員会と連携して私大連コードの改訂も含めた検討を進める予定である。

（３）成果の概要

１）冊子

タイトル：「『私立大学ガバナンス・コード』遵守状況報告書」様式並びに同報告書作成に係る作成要領案

作成年月：令和３年10月

４－１－４　経営委員会　情報公開検討分科会

４－１－４－１　情報公開の充実に向けた検討

（1）任務

コロナ禍における会員法人の情報発信の実態について分析するとともに、教育情報及び財務情報の公表の取組状況を調査する。また、その結果を踏まえ、ポストコロナ時代に私立大学が多様性を担保し、社会からより一層の理解を得るための情報公表のあり方について提言をとりまとめる。

（2）事業の経過

1）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年４月19日（オンライン開催）
第２回：令和３年６月14日（オンライン開催）
第３回：令和３年10月25日（オンライン開催）
第４回：令和３年12月６日（オンライン開催）
第５回：令和４年１月20日（オンライン開催）
第６回：令和４年３月７日（オンライン開催）

2）経過概要

情報公開検討分科会では、令和２年度に実施した「新型コロナウイルス感染症に関わる大学の情報発信」に関する調査結果と、令和元年度にとりまとめた「私立大学の情報公表―自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－【中間報告】」を踏まえ、私立大学の情報公表に係る最終報告のとりまとめに向けた検討を行っている。

第１回分科会では、最終報告とりまとめの方針、これまでの議論を踏まえた方向性、具体的検討事項及び検討スケジュールを確認した上で、今年度の検討課題や今後の進め方等について協議した。その結果、最終報告のとりまとめに向けて、加盟大学にアンケート調査を実施し、情報公表の現状の正確な把握とベストプラクティスの提示等について検討することとした。

第２回分科会では、アンケート項目を確認し、早期に実施・集計した上で、次回分科会で結果を確認することとした。また、ステークホルダーが求める情報、比較可能な情報公表の方策、経営判断指標（私学事業団）及び大学ポートレートについて意見交換を行った。

第３回分科会では、アンケートの結果を確認するとともに、最終報告の構成、中間報告からブラッシュアップするために追加・修正すべき事項等について、意見交換を行った。

第４回分科会では、各委員により分担して文書案を執筆いただくこととし、第５回並びに第６回分科会では、委員による文章案をまとめ、最終報告とするための検討を進めた。

以上の検討を経てとりまとめた『私立大学の情報公表－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－【最終報告】』は、第３回総会（第223回・春季）において分科会長よりその概要を報告し、了承された。

（3）成果の概要

1）冊子

タイトル：『私立大学の情報公表－自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から－【最終報告】』
発行年月：令和４年３月
発行部数：450部

４－１－５　経営委員会　人事労務検討分科会

４－１－５－１　私立大学における人事労務政策にかかる検討

（１）任務

「同一労働同一賃金」をはじめ、新型コロナウイルスにより対応が必要となる学校法人の人事労務上の課題を整理した上で、本年度は「協議会」を開催し、会員法人間の情報共有を図る。

（２）事業の経過

１）分科会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月13日（オンライン開催）
第２回：令和３年７月14日（オンライン開催）
第３回：令和３年９月７日（オンライン開催）
第４回：令和３年10月22日（オンライン開催）
第５回：令和３年12月３日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回分科会では、令和２年度の協議をもとに、改めて各委員の大学における人事労務上の課題について情報交換のうえ、当分科会の「成果」について、報告書等の作成よりも、テーマ（課題）別の情報交換を中心とする協議会の実施を軸に検討を進めることを確認した。

第２回分科会では、協議会のプログラム案について検討した。その結果、当分科会とも関わりの深い課題を扱う財務・人事担当理事者会議が、教員の裁量労働制をテーマとして11月に開催することから、開催時期が重ならないよう当分科会は９月に開催することとした。プログラムについては、参加者によるテーマ別の情報交換を中心に構成し、このため会の名称は情報交換会と示すこととした。また、参加申込時に討議テーマと情報交換を希望する内容についてアンケートを行い、その回答を踏まえ、次回分科会でグループ編成を確定することとした。

第３回分科会では、情報交換会の参加申込状況を報告し、グループ編成と運営方法について検討した。その結果、グループ編成は、①大学教員の時間管理　②テレワークに関する諸問題　③コロナ禍の職員育成の３テーマ４グループで実施することとした。以上の検討を経て、情報交換会は９月17日に開催した。

第４回分科会では、情報交換会の振り返りと次年度事業の方向性について意見交換を行い、情報交換会の参加者アンケートの結果から非常に好評であることが伺えたことから、次年度を待たず年度内に再度、情報交換会を実施することを決定した。

第５回分科会では、１月に開催することとした第２回情報交換会の運営方法について協議し、グループ討議テーマは、11月に加盟大学人事・労務担当部門あてに実施した「私立大学の人事・労務課題に関するアンケート」で実務担当者が関心のある人事・労務課題を収集したうえで設定した。また、第４回分科会に続いて、令和４年度の分科会事業について検討を行ない、令和４年度も情報交換会を継続して実施することとした。

（３）成果の概要

１）オンライン情報交換会

開 催 日：令和３年９月17日（金）

開催形式：オンライン開催

参加者数：20大学27人

プログラム：

開会挨拶

髙　木　龍一郎　分科会長（東北学院常任理事、弁護士）

グループセッション

テーマ（①大学教員の時間管理　②テレワークに関する諸問題　③コロナ禍の職員育成）によるグループに分かれ、委員の司会進行のもと、各参加者が事前に作成した「共有メモ」に基づいて各大学の取組事例課題等について情報交換を行った。

討議報告とＱ＆Ａ

各グループの討議内容報告により、制度運用の課題を共有するとともに、グループから出された質問事項に対し、大学の人事労務問題に詳しい専門家が回答した。

植　村　礼　大　氏（俵法律事務所弁護士、本分科会委員）

小鍛冶　弘　道　氏（第一芙蓉法律事務所弁護士、本分科会委員）

２）第２回オンライン情報交換会

開 催 日：令和４年１月21日（金）

開催形式：オンライン開催

参加者数：28大学44人

プログラム：

講　演

小鍛冶　広　道　本分科会特別委員（第一芙蓉法律事務所弁護士）

グループセッション

テーマ（①同一労働同一賃金への対応　②育児・介護休業法への対応　③人事評価制度の運用実態　④大学職員の採用）によるグループに分かれ、委員の司会進行のもと、各参加者が事前に作成した「共有メモ」に基づいて各大学の取組事例課題等について情報交換を行った。

討議報告とＱ＆Ａ

各グループの討議内容報告により、制度運用の課題を共有するとともに、グループから出された質問事項に対し、大学の人事労務問題に詳しい専門家が回答した。

植　村　礼　大　氏（俵法律事務所弁護士、本分科会委員）

小鍛冶　弘　道　氏（第一芙蓉法律事務所弁護士、本分科会委員）

情報交換（事前希望制）

小・中規模大学の関心が高かった「オンライン授業関連諸手当の見直し」、「労働組合対応」について事前希望者のみで情報交換を行った。

４－２　教学・経営マネジメントの確立

４－２－１　理事長会議　幹事会

４－２－１－１　理事長会議の企画・実施

（１）任務

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月27日（オンライン開催）

第２回：令和３年９月６日（オンライン開催）

第３回：令和４年３月８日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和３年度理事長会議（全体会議）の開催の可否について検討し、オンラインによる開催を決定した。その上で、開催テーマやプログラム等について検討し、学校法人のガバナンス改革に関する現在の動向を踏まえ、学校法人の自主性・自律性という基本方針を見据えたガバナンス改革のあり方について議論する方針とした。

この方針を踏まえ、「学校法人の基本的構造とガバナンス改革のあり方」をテーマとし、プログラムの詳細や講師について決定した。

第２回幹事会は、理事長会議の直前に開催し、全体会議の運営方法等の最終確認を行った。

その後、令和４年１月25日に開催される学長会議が、学校法人のガバナンス改革をテーマに開催される事となった。同テーマについては、理事長会議の参加者アンケートにおいて強い懸念を寄せる意見が多く、また、文部科学省において進行中の学校法人ガバナンス改革に係る最新の動向について、関係者に周知することの必要性を幹事会において確認した。このため、任務に掲げられた、他の関係事業組織との連携の一環として、急遽、第２回理事長会議を、学長会議と共催にて開催することとした。

第３回幹事会では、令和３年度に開催した理事長会議を総括するとともに、令和４年度の理事業会議について開催日時・場所、テーマの方向性等を協議した。

（３）成果の概要

１）令和３年度理事長会議

開 催 日：令和３年９月６日（月）

開催形式：オンライン開催

テ ー マ：学校法人の基本的構造とガバナンス改革のあり方

参加者数：68法人77人

プログラム：

開会挨拶・事業報告

茂　里　一　紘（理事長会議担当理事、東京女子大学長）

発題①「学校法人ガバナンス改革の動向について」

小　谷　和　浩　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長）

発題②「私学の多様性を担保するためのガバナンスのあり方」

日　髙　義　博　氏（理事長会議幹事会委員長、学校法人専修大学理事長）

グループ討議

参加者所属法人の規模・種別等を考慮して編成したグループに分かれ、発題並びにグループ討議用レジュメの内容に基づき、討議を実施した。

＜討議の柱＞

１．各機関の機能の実質化とそれに向けた取り組み

２．理事、監事、評議員の選出方法

３．学校法人の運営の適正性及び透明性に向けたガバナンスの課題や問題点

２）令和３年度第２回理事長会議（第２回学長会議との共同開催）

開 催 日：令和４年１月25日（火）

開催形式：オンライン開催

テ ー マ：私立大学のガバナンスを巡る諸問題

－教学（大学）と経営（法人）の新たな関係を考える－

参加者数：80法人97人

プログラム：

開会挨拶・事業報告

阪　本　　浩（学長会議担当理事、青山学院大学学長）

発題①「学校法人ガバナンス改革の動向について」

滝　波　　泰　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長）

発題②「私学の多様性を担保するためのガバナンスのあり方」

西　原　廉　太　氏（経営委員会担当理事、学校法人立教学院総長）

グループ討議

参加者所属法人の規模・種別等を考慮して編成したグループに分かれ、発題並びに事前アンケートの内容に基づき、討議を実施した。

＜討議の柱＞

１．「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」における検討の方向性について

２．学校法人（大学）が求める学校法人ガバナンスのあり方

３．理事長（経営）と学長（教学）の最適な関係

閉会挨拶

茂　里　一　紘（理事長会議担当理事、東京女子大学学長）

３）報告書

タイトル：令和３年度理事長会議 報告書

発行年月：令和３年12月
タイトル：令和３年度第２回理事長会議 報告書
発行年月：令和４年３月

４－２－２　学長会議　幹事会

４－２－２－１　学長会議の企画・実施

（１）任務
教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過
１）幹事会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年５月11日（オンライン開催）
第２回：令和３年10月26日（オンライン開催）
第３回：令和４年３月22日（オンライン開催）

２）経過概要
令和２年度第３回幹事会において、すでに令和３年度第１回学長会議のテーマを「教育ＤＸの将来と質保証」に決定していたことを踏まえ、令和３年度第１回幹事会では、同テーマのもとでの討議の柱、講師、運営方法等について検討を行った。
その結果、教育ＤＸの将来やポストコロナの教育の質保証に関する有識者の講演に加えて、「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の採択校からの参加者が、１グループにつき１人は参加するようにグループを編成したうえで、小グループでの討議を行うこととした。また、開催方法は、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、オンラインによる開催とした。
第２回幹事会では、第１回学長会議を総括するとともに、第２回学長会議の開催テーマ等について協議した。その結果、「私立大学のガバナンスを巡る諸問題－教学（大学）と経営（法人）の新たな関係を考える－」をテーマとし、学校法人ガバナンス改革会議をはじめとする国のガバナンス改革について協議をするとともに、私大連コードの遵守状況点検の進捗共有や教学と経営のあり方等、自律的なガバナンス改革に関しての考えを深める場とすることとした。
また、第２回会議テーマの決定後、理事長会議幹事会より同じテーマによる共同開催の申し出があった。これを受け幹事会で確認し、任務に掲げられた他の関係事業組織との連携の一環として受諾することとし、予定していたプログラム内容の一部を理事長会議とすり合わせる形で調整の上、第２回学長会議をオンラインで開催した。
第３回幹事会では、第２回学長会議を総括するとともに、令和３年度に開催する予定の第１回学長会議の開催テーマ等について協議した。その結果、学校法人ガバナンス改革に関する関心が継続して高い点を考慮して経営面の課題を取り上げるとともに、学長を対象とした会議であることから、教育ＤＸをはじめとする教学面の改革も取り上げた複合的なテーマでの開催をすることとした。また、グループ討議については、テーマ内容が幅広い内容となることから、具体的な内容に絞った

複数の討議テーマから参加者が選択をして討議に参加する形式とした。

（3）成果の概要

1）令和３年度第１回学長会議

開 催 日：令和３年７月６日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：89法人123人

テ ー マ：「教育ＤＸの将来と質保証」

討議の柱：

１．教育方法のデジタル化

２．教育環境のデジタル化

３．教育ＤＸに対応した質保証

プログラム：

開会挨拶

阪　本　　浩　（学長会議担当理事、青山学院大学長）

講演１「ポストコロナにおける高等教育ＤＸ」

服　部　　正　氏（文部科学省高等教育局専門教育課企画官）

講演２「ＤＸが拓く大学教育の未来像」

小　林　　浩　氏（リクルート進学総研所長、リクルート「カレッジマネジメント」編集長）

グループ討議

グループに分かれて、基調講演及び事例報告の内容を踏まえ、討議の柱並びにグループ討議レジュメに基づき、参加者の所属大学における事例紹介を交えながら討議した。

2）令和３年度第２回学長会議（第２回理事長会議との共同開催）

開 催 日：令和４年１月25日（火）

開催形式：オンライン開催

テ ー マ：私立大学のガバナンスを巡る諸問題

－教学（大学）と経営（法人）の新たな関係を考える－

参加者数：84法人85人

プログラム：

開会挨拶・事業報告

阪　本　　浩（学長会議担当理事、青山学院大学学長）

発題①「学校法人ガバナンス改革の動向について」

滝　波　　泰　氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長）

発題②「私学の多様性を担保するためのガバナンスのあり方」

西　原　廉　太　氏（経営委員会担当理事、学校法人立教学院総長）

グループ討議

参加者所属法人の規模・種別等を考慮して編成したグループに分かれ、発題並びに事前アンケートの内容に基づき、討議を実施した。

＜討議の柱＞

１．「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」における検討の方向性について
２．学校法人（大学）が求める学校法人ガバナンスのあり方
３．理事長（経営）と学長（教学）の最適な関係

閉会挨拶

茂　里　一　紘（理事長会議担当理事、東京女子大学学長）

３）報告書

タイトル：令和２年度第２回学長会議 報告書
発行年月：令和３年６月
タイトル：令和３年度第１回学長会議 報告書
発行年月：令和３年12月
タイトル：令和３年度第２回学長会議 報告書
発行年月：令和４年３月

４－２－３　財務・人事担当理事者会議　幹事会

４－２－３－１　財務・人事担当理事者会議の企画・実施

（１）任務

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年４月８日（オンライン開催）
第２回：令和３年６月７日（オンライン開催）
第３回：令和３年９月28日（オンライン開催）
第４回：令和４年２月18日（オンライン開催）

２）経過概要

令和２年度の検討において、「学生納付金」を共通テーマとして令和３年５月及び７月に財務・人事担当理事者会議を開催することとを決定していたことから、令和３年度第１回幹事会では、講師候補者の選定に係る経過の報告とともに、プログラム案の具体化に向けて協議した。あわせて秋以降に開催する財務・人事担当理事者会議の開催テーマについて協議した。

第２回幹事会では、５月に開催した「財務・人事担当理事者会議【第一弾】」を総括するとともに、７月開催予定の「財務・人事担当理事者会議【第二弾】」の運営方法について協議した。また、「財務・人事担当理事者会議【秋季】」について協議を行い、その結果、①大学教員の労働時間の把握・専門業務型裁量労働制の導入について、②大学教員のシニア活用（70歳までの就業機会確保）についての二つをテーマの候補とし、次回幹事会に向けて企画案を作成することとした。

第３回幹事会では、「財務・人事担当理事者会議【第二弾】」（７月27日開催）を総括するとともに、「財務・人事担当理事者会議【秋季】」の企画についての検討を継続した。その結果、「大学教員の時間管理と専門業務型裁量労働制の導入」をテーマとして、11月に開催することを決定した。

第４回幹事会では、５月に開催した「財務・人事担当理事者会議【第一弾】」を総括するとともに、令和４年度開催予定の「第１回財務・人事担当理事者会議」の開催テーマ・運営方法について協議した。その結果、令和４年７月に、学校法人ガバナンス改革をテーマに会議を開催することとし、プログラム内容や講師候補者との調整を進めていくこととした。

（３）成果の概要

１）財務・人事担当理事者会議【第一弾】

開 催 日：令和３年５月25日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：63法人92人

プログラム：

開会挨拶

西　川　幸　穂（財務・人事担当理事者会議幹事会委員長、学校法人立命館常務理事）

講演１「コロナ禍と学生納付金の返還・減額」

大河原　遼　平　氏（ＴＭＩ総合法律事務所パートナー弁護士）

講演２「早稲田大学の財務状況、学納金・修学支援に関する考え方」

宮　島　英　明　氏（早稲田大学財務担当常任理事）

グループ討議

講演並びにグループ討議用アンケート（事前提出）の内容を踏まえ、各グループに分かれて情報交換を行った。

＜討議の柱＞

（１）テレワークの取り組み状況と課題

（２）ポストコロナ時代の大学職員の働き方はどのように変わるのか

２）財務・人事担当理事者会議【第二弾】

開 催 日：令和３年７月27日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：75法人181人

プログラム：

開会挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長）

発題１「コロナ禍後の大学経営」

両　角　亜希子　氏（東京大学大学院教育学研究科准教授）

発題２「科学的根拠から教育政策を考える」

中　室　牧　子　氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）

ディスカッション

発題内容やコーディネーターからの質問をもとに意見交換。

○登壇者

両　角　亜希子　氏

中　室　牧　子　氏

○コーディネーター

小　林　慎　哉　氏（学校法人愛知大学常務理事・副学長・経済学部教授）

髙　木　幸　二　氏（学校法人福岡女学院常任理事・事務局長）

3）財務・人事担当理事者会議【秋季】

開 催 日：令和３年11月16日（火）

開催形式：オンライン開催

参加者数：83法人159人

プログラム：

開会挨拶

仲　谷　善　雄（財務・人事担当理事者会議担当理事、学校法人立命館総長）

講演「大学教員に対する裁量労働制導入・運用のポイント」

小鍛冶　広　道　氏（第一芙蓉法律事務所弁護士）

事例報告

1）「フェリス女学院における専門業務型裁量労働制について」

星　野　　薫　氏（学校法人フェリス女学院理事・事務局長）

2）「東北学院大学における教員裁量労働制について」

髙　木　龍一郎　氏（学校法人東北学院人事担当常任理事・弁護士）

3）「早稲田大学における専門業務型裁量労働制について」

佐々木　ひとみ　氏（学校法人早稲田大学常任理事）

ディスカッション

講演及び事例報告内容やコーディネーターからの質問をもとに意見交換。

○登壇者

小鍛冶　広　道　氏

星　野　　薫　氏

佐々木　ひとみ　氏

○コーディネーター

髙　木　龍一郎　氏

４－２－４　教学担当理事者会議　幹事会

４－２－４－１　教学担当理事者会議の企画・実施

（1）任務

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年６月21日（オンライン開催）

第２回：令和３年10月11日（オンライン開催）

第３回：令和４年３月11日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回幹事会では、令和２年度の幹事会で決定した「変化する状況下でのオンライン教育」をテーマとする令和３年度教学担当理事者会議（以下、「理事者会議」という。）の実施について、運営及び開催要項等の決定のための協議を行った。結果、本テーマについて、オンライン教育に係る現状と課題のみならず、ポストコロナを見据えたオンライン教育の今後の展望に関する意見交換を行う機会とすべく、開催目的にその旨記載を追加した。また、各大学のオンライン教育の状況を把握したうえでグループ討議に臨めるよう、グループ討議参加者には各大学の新型コロナウイルス感染症対策及び取組みの現状に関する事前アンケートの提出を必須とした。なお、各グループの論点をとりまとめた「グループ討議メモ」の作成は廃止した。

第２回幹事会では、令和３年度理事者会議の振り返り及び令和４年度事業内容について協議を行った。その結果、令和４年度は、会員法人間の更なる情報共有機会の充実を図るべく、例年実施する理事者会議（対面形式、１回）に加えて、新たに情報交換を主目的とする意見交換会（オンライン形式、１回）を実施することとした。

第３回幹事会では、令和４年度理事者会議並びに意見交換会の実施内容について協議を行った。その結果、今回は理事者会議並びに意見交換会共に「アフターコロナの大学教育」をテーマに掲げ、コロナ禍により進んだオンライン教育を含めた大学教育の質保証について考えることとした。理事者会議は例年通り８月最終週に、意見交換会は９月中旬（秋学期授業開始前）に開催する。

理事者会議では、特にオンライン教育の質保証について理解を深める機会とするべく、産業界並びに大学業界からそれぞれ講師を招き基調講演及び事例発表を行う。また、グループ討議では基調講演及び事例発表で紹介された論点に基づき意見交換を行い、全体討議において各グループの討議内容を共有する。一方意見交換会は、オンライン教育の制度や評価システムに関する各大学の工夫等の取組事例について意見交換する機会とする。新たな試みとして、理事者会議におけるグループ討議では前後半でメンバーを入れ替え、より多くの参加者と情報共有する機会を創出する。

（３）成果の概要

１）令和３年度教学担当理事者会議

開 催 日：令和３年８月31日（火）

開催形式：オンライン開催

テ ー マ：変化する状況下でのオンライン教育

参加者数：90法人90人

内　　容：教学担当理事の観点から、各加盟法人におけるオンライン教育の現状と課題、新型コロナウイルス感染症収束後を視野に入れた今後の展望などについて、参加者間で意見交換・情報共有を行った。

プログラム：

開会挨拶

髙　橋　裕　子（教学担当理事者会議担当理事、津田塾大学長）

事例発表①

「緊急対応型遠隔授業からニューノーマルの高等教育へ～関西大学の取組を中心に～」

山　田　剛　史　氏（関西大学教育推進部教授）

事例発表②

「～新領域 × 新学習スタイル～武蔵野大学データサイエンス学部における学習コミュニティをベースとする教育・学習イノベーションについて」

上　林　憲　行　氏（武蔵野大学Musashino University Smart Intelligence Center長）

グループ討議

10グループに分かれ、事例発表や各法人の参考資料の内容を踏まえて討議した。

閉会挨拶

須　賀　晃　一（教学担当理事者会議幹事会委員長、早稲田大学副総長）

４－２－５　監事会議　幹事会

４－２－５－１　監事会議の企画・実施

（１）任務

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

また、「監事監査ガイドラインー（令和２年度版）」（以下、「ガイドライン」という。）を基に、令和３年度版を外部環境の変化等に応じて修正し、刊行する。

（２）事業の経過

１）幹事会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年６月７日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

第２回：令和３年10月18日（私学会館本館会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

第３回：令和４年１月25日（私大連会議室、オンラインによるハイブリッド型開催）

２）経過概要

①「監事会議」の企画・開催

第１回幹事会では、令和２年度から継続して開催プログラム等について検討し、オンラインでの開催を決定した。また、従来の対面・合宿形式の監事会議に段階的に近づけるため、講演会及び意見交換会を開催することとした。

意見交換会については、加盟法人監事のみ対象とし、２日間で計３日程を設定し、各日程定員を最大10人とすることとした。その結果、計57人の申込みがあったため、抽選により参加者を決定した。なお、意見交換会参加決定者には、事前にレジュメの提出を依頼した。

第２回幹事会では、令和３年度監事会議参加者アンケート集計結果に基づき、令和４年度監事

会議の開催形式、開催テーマ等について、意見交換を行った。新型コロナウイルス感染状況に注視しながら、引き続き企画の詳細を検討していくこととした。

②令和３年度版「ガイドライン」の策定

第１回幹事会では、令和３年度版「ガイドライン」の策定方針を検討し、令和２年度版において全体にブラッシュアップが進んだことを踏まえ、これを基に微調整のみを行うことを確認した。

第２回幹事会では、見直し及び修正案作成作業を委員が分担して進めることを決定し、作業を進めた。

第３回幹事会では、第２回幹事会以降進めていた作業内容に基づき、意見交換を行った。その後、編集作業、内容調整を経て確定した。

なお、当ガイドラインは、当会議登録者並びに会員法人の理事長、大学長へ送付し、当連盟webサイト（会員専用ページ）に掲載した。

（３）成果の概要

１）令和３年度監事会議

①講演会

開 催 日：令和３年８月25日（水）

開催形式：オンライン開催

参加対象：監事会議登録者及び会員法人の監査職等関係者

参加者数：90法人193人

プログラム：

開会挨拶

矢　口　悦　子（監事会議担当理事、東洋大学長）

文部科学省説明

小　代　哲　也　氏（文部科学省高等教育局私学部参事官）

講　演

大河原　遼　平　氏（ＴＭＩ総合法律事務所パートナー弁護士）

②意見交換会

開 催 日：［Ａ日程］令和３年８月25日（水）、［Ｂ・Ｃ日程］８月26日（木）

開催形式：オンライン開催

参加対象：監事会議登録者

参加者数：Ａ日程・Ｂ日程・Ｃ日程　各10人、合計30人

２）報告書

タイトル：『監事監査ガイドライン〔令和３年度版〕』

発行年月：令和４年３月

４－３　大学経営人財の養成

４－３－１　研修委員会

（１）任務

私立大学の競争力向上のための専任教職員の資質・能力の向上並びに戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得等に資する研修を実施する。令和３年度は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ新たに開発したオンライン研修プログラムをそれぞれ実施する。

具体的には、加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した①アドミニストレーター研修、②業務創造研修、③キャリア・ディベロップメント研修、新任管理職者を対象とした④新任管理職研修、⑤私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、ＰＤＣＡサイクル構築実践のための⑥ＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。

また、人員配置の都合上長期・複数回合宿研修への派遣が難しい大学、研修参加を躊躇しがちな子育て世代に配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して２日間で実施する若手職員向けの⑦大学職員短期集中研修を実施するとともに、若手職員向けの研修コースとして、大学の基礎知識に関する情報をweb上で配信・提供する⑧オンデマンド研修の配信を行う。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年８月10日（オンライン開催）
第２回：令和３年10月15日（オンライン開催）
第３回：令和３年11月29日（オンライン開催）
第４回：令和４年３月28日（オンライン開催）

２）経過概要

引き続き世界的なコロナ禍が続くなか、緊急事態宣言下という異例の状況において、2020東京オリンピックが開催されている最中の第１回研修委員会においては、各研修のオンラインでの実施状況、オンデマンド研修新規コンテンツの制作状況等について情報共有を行うとともに、早くも次年度を見据えた意見交換を行った。その結果、次の二つの基本方針を決定した。

①次年度(令和４年度)の私大連研修事業については、原則としてオンラインで実施することとする。ただし、秋以降に開催のものについては、対面（集合）開催の可能性も視野に入れる余地を残す。その際、会場等キャンセル料が高額にならないよう工夫し、節約に心がける。
②集合（対面）による研修実施の良さ（同じ業界の同世代間の刺激、人脈づくりなど）を私大連研修の特長であると再認識する一方で、コロナ禍におけるオンライン研修実施によって各研修で蓄積されたノウハウや経験は貴重であり、研修によっては、あるいは部分的には、今後も精度を上げて活かしていくことができるのではないか。この観点から、対面（集合）、オンライン、オンデマンドの適切な融合、あるいは棲み分けなどを見据えて研修体系全体や研修間の関係性等について検討を行っていく。

研修委員会の基本方針を受けて、各研修運営委員会において意見交換の結果、いずれの研修においても、同基本方針に沿う形で次年度の研修計画を立てることとなった。

10月15日に開催した第２回研修委員会では、コロナ後を見据えての私大連研修のあり方について意見交換を行った結果、委員長の提案に基づき、次年度（令和４年度）にワーキンググループ（小委員会）を設け、オンライン等の活用も含めた研修事業のあり方について検討を行うこととした。また、そのための材料として、今年度後半に実施するオンライン研修について、研修委員会委員が可能な限り視察（オンライン視察）を行うよう努めることとした。

11月29日の第３回研修委員会では、令和３年度各研修の実施状況（途中経過）について報告し合ったあと、オンデマンド研修新規コンテンツの制作状況について事務局から報告を行った。また、前回に引き続きコロナ後を見据えての私大連研修のあり方について意見交換を行うとともに、次年度（令和４年度）の事業申請書（案）に基づき、次年度の事業、予算、参加費等について確認、決定を行った。

第４回研修委員会は、令和４年３月28日に開催した。令和３年度各研修における修了証発行状況等の確認、オンデマンド研修新規コンテンツの制作の最新状況の確認を行うとともに、次年度（令和４年度）の各研修の研修計画・募集要項について確認を行った。また、次年度の創発思考プログラムの研修講師（業務委託先）と、同プログラム入門編のオンデマンドコンテンツ制作について決定を行った。なお、この３月は、委員の２年任期の満了となる期末の委員会であることから、令和４年４月以降の次期研修委員会で検討すべき課題について意見交換を行った。

４－３－１－１　創発思考プログラムの企画・実施

（１）任務

既成概念にとらわれない斬新かつ戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想方法の修得に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回打合せ会：令和３年12月20日（オンライン開催）

※研修委員会担当委員と講師との打合せ会を開催した。また、運営委員会を置いていないため、上記のほか、必要に応じて、研修委員会担当委員との間でメール審議を行っている。

２）経過概要

昨年度までは、「創発思考プログラム運営委員会」において、プログラムの企画立案・運営を行っていたが、令和３年度より研修委員会においてプログラムを所管することとなり、８月10日に開催された第１回研修委員会において担当委員が選出され、金田淳一委員（法政大学）、西野毅朗委員（京都橘大学）が担当することとなった。

令和３年度については、オンラインによるプログラムを実施することとし、半日のプログラムを２回開催することで、募集対象者である若手職員がより参加しやすい環境下で提供することとした。また、従来の講師によるレクチャーに加え、オンライン研修による特性を活かすべく、ブレイクアウトルーム機能を利用したグループワークも含めたプログラム構成とし、第１回研修と第２回研修の間においては、研修で修得した技法を、実際に職場で実践してもらうことで、研修効果を高める工夫を行った。

また、昨年度実施したトライアル版に引き続き、ＬＭＳ（manaba）を導入し、講師からのビデオ動画による事前学習やレジュメデータの提供、参加者が作成したレポートの一括管理等、研修に関する情報の一元化をはじめ、講師と参加者、参加者間の情報交換や人的交流の場としても活用し、従来の対面研修と同等の研修効果を期待している。

令和３年度の参加者募集については、５月10日に開催案内を加盟大学宛に送付し募集を開始した。その結果、募集定員をはるかに上回る申込み（43大学50人）があり、30人受入れ予定を36人受入れへと定員の上限緩和を行い、最終的に36大学36人の参加を決定した。

研修後に開催した研修委員会担当委員と講師との打ち合わせにおいて、創発思考プログラムについては、創設当初から、大学アドミニストレーターの基盤的知識・スキルとして、他の研修の受講者は必ず事前に受講してもらったほうが良いとの考えがあったが、受け入れ可能な人数に限りがあることや、加盟大学の費用負担の問題等から、これまで実現に至っていないことなどを踏まえ、同プログラムにおいて、受講者に視聴するよう義務づけている事前学修用ビデオ教材を充実する形で、令和４年度にオンデマンド研修で新規コンテンツ「創発思考プログラム（入門編）」（仮称）を制作し配信することとし、令和４年３月28日の第４回研修委員会で了承を得た。

（３）成果の概要

【第１回研修】開 催 日：令和３年10月20日

【第２回研修】開 催 日：令和３年11月10日

①開催形式：オンライン開催

②参加者数：34人（34大学）

③講　　師：北　村　士　朗　氏（株式会社TRYWARP取締役
・熊本大学大学院教授システム学専攻非常勤講師）

藤　本　　徹　氏（東京大学大学院情報学環 准教授）

４－３－１－２　大学職員短期集中研修の企画・実施

（１）任務

若手職員を対象に、課題発見・設定・解決法を中心に短期集中的に学ぶ研修を企画し、運営する。また、プログラム全体を通して、他大学の同世代の職員間での人的ネットワーク形成の機会を提供する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

＊日時を設けてのオンライン開催はせず、メール回議にて対応

２）経過概要

令和３年度の研修内容は、令和２年第３回打合せ会の協議結果を踏まえ、事例報告者並びにプログラムの詳細について、メール回議を経て確定し、７月６日付で開催案内を加盟大学宛に発送し募集を開始した。その結果、33大学40人の申込みがあり、担当委員とのメール回議を経て、募集定員通り40人全員の参加を決定したが、最終的に辞退者１人を除く32大学39人の参加者となった。参

加決定通知（８月11日）の際には、事前課題の案内についても併せて依頼した。

今年度の研修はオンラインでの開催となったため、プログラムは従前の対面形式で実施していた１泊２日のプログラムのうち、基軸となる「課題発見・解決法実習」に個別プログラムであった「グループ発表準備」「全体発表」を含めるとともに、「事例発表①②」「パネルディスカッション」の個別プログラムを一つのプログラムとして短縮化し、半日開催を２日間実施した。なお、本研修は、開催目的である３点、①研修内容（論理的思考の修得・向上を目指す）、②気づきの場の提供（プログラム全体を通して、他大学職員、講師などと交流する）、③人的ネットワーク形成（グループ討議、懇親会等のグループを中心とした活動）を踏襲した。

運営面では、当研修についても今年度からLearning Management System（manaba）を導入し当日資料案内のほか、事後課題、アンケート、研修会中のグループ発表資料の提出先、情報共有の場として活用した。

研修会中には、次年度研修の開催形式について、講師、担当委員と相談し、１泊２日での対面による開催の方向性を決定した。その後、メール回議を経て、次年度募集要項案をとりまとめた。

（３）成果の概要

【令和３年度大学職員短期集中研修】

①開 催 日：〔１日目〕令和３年９月28日
〔２日目〕令和３年10月５日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：39人（32大学）

④プログラム：

１．事前課題

２．事例発表・質疑応答

事例発表①　「引継ぎ業務の問題改善（はじめての科研費担当）」
濵　野　純　也　氏（学校法人西南学院総務部人事課長）

事例発表②　「外国人留学生10000人達成に向けた業務改革について」
長谷川　亮　太　氏（早稲田大学社会人教育事業室）

３．講義・実習「課題発見・解決法実習」
藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

４．全体発表
７グループごとにまとめた企画・提案を全体で発表し、質疑応答、意見交換。
司会・コーディネーター
藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

５．交流会
１日目の研修終了後に、引き続きオンライン上でグループごとに、任意参加ではあるが、講師、運営委員を交えて実施。

６．事後レポート（研修会後）
「課題設定・解決法実習」で学んだ研修の成果を踏まえ、振り返りのレポートを提出。

【事後レポート集／各グループの全体発表レジュメ】

研修会後、manaba本コースにて掲載

４－３－１－３　新任管理職研修の企画・実施

（１）任務

従来のヒューマン・リソース・マネジメント研修をリニューアルし、募集対象を管理職（課長）になって３年目までの職員に限定し、プログラム内容も一部改編し、新任管理職研修と位置づけて実施する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回打合せ：令和３年８月２日（オンライン開催）

２）経過概要

令和２年度に、ヒューマン・リソース・マネジメント研修をリニューアルして実施する予定であった当研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。令和３年度については、令和２年度に実施予定であった研修の目的を踏襲したうえで、オンライン開催とすることとした。プログラムについては、文部科学省関係者による「高等教育の動向」に関する講義及び藤村博之講師による「組織・人材マネジメント」に関する講義で構成することとした。

令和３年８月25日から令和３年９月30日まで参加者の募集を行い、59人の申し込みがあったが、募集定員を40人程度としていたことから、担当委員及び事務局において検討した結果、48人を受け入れることとした。

「高等教育の動向」に関する講義については、当初令和３年度アドミニストレーター研修において実施される高等教育政策の講義を活用する予定であったが、都合により別途収録した。講師については、当初の予定どおり、松坂浩史氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事、元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）に依頼した。令和３年10月４日に収録を行い、令和３年10月20日から令和３年11月20日まで配信した。なお、当該講義は、現在改編が行われているオンデマンド研修のコンテンツとしても配信することとした。

「組織・人材マネジメント」に関する講義については、事前課題（指定書籍の講読）を課したうえで、令和３年11月20日及び27日並びに12月４日の午後に実施した。講義中に実施するグループワークのメンバーについては、３日間それぞれ別のメンバーでグループを編成した。また、当研修は、参加者間の親睦を深めることも目的の一つであることから、第１回及び第２回に交流会を実施した。交流会は２部制にし、前半は当日のグループメンバーで、後半は次回研修会のグループメンバーで実施した。

参加者アンケートでは高評価を得た（４点満点中３．５点）ものの、グループワーク等においては対面での実施を望む声もあった。このことを踏まえて研修実施後に担当委員及び事務局で次年度の研修について検討し、「高等教育の動向」に関する講義については今年度同様オンデマンド講義形式で、「組織・人材マネジメント」に関する講義については集合形式で実施するプログラム構成とする方向で検討を進めることとした。

（３）成果の概要

【事前自己学習】

①期　　間：令和３年10月20日～令和３年11月20日

②形　　式：オンデマンド講義

③参加者数：33大学46人

④プログラム：

・オンデマンド講義「高等教育の動向と私立大学」

松　坂　浩　史　氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事　元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

【第１回研修】

①開 催 日：令和３年11月20日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：33大学46人

④事前課題：指定書籍の講読

⑤プログラム：

・講義「組織・人材マネジメント」

１．管理職とは何をする人なのか？―管理職の役割を理解する―

２．大学教育はどのように役立っているのか？―自分たちの仕事に自信を持つ―

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

・交流会

【第２回研修】

①開 催 日：令和３年11月27日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：33大学46人

④プログラム：

・講義「組織・人材マネジメント」

３．部下との関わり方を考える―メンタルヘルスのメカニズムを知る―

４．部下の育て方を考える―「教えない教育」が基本―

藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

・交流会

【第３回研修】

①開 催 日：令和３年12月４日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：33大学46人

④プログラム：

・講義「組織・人材マネジメント」

５．部下を活かす評価制度とは？―部下との信頼関係を築くために―

６．組織開発と職場力の向上を考える―リーダー、マネジャーとしていい仕事をするために―
藤　村　博　之　氏（法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

４－３－１－４　オンデマンド研修（大学職員基礎コース）の配信、コンテンツ開発（中級コース、中途採用者向けコンテンツ）

（１）任務

加盟大学の若手職員を主な対象に、大学職員としての知識を修得していただくことを目的として、平成25年度より本格実施している「オンデマンド研修」を、web上で配信し、受講者に提供する。

また、研修委員会小委員会では、新規コンテンツの開発を行うとともに既存コンテンツの見直しを行い、順次、コンテンツの追加・更新を行う。

（２）事業の経過

１）小委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年11月25日（オンライン開催）

※上記のほか、必要に応じて、研修委員会専門委員との間でメール審議、メール承認を行っている。

２）経過概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染リスクのある集合型研修の開催を見合わせる状況が続いていることから、昨年度に引き続きオンデマンド研修への需要が高まることを想定し、今年度より４月１日からの配信に合わせて、１大学につき一つのゲストＩＤを、126大学（旧大阪医科大学と旧大阪薬科大学へは個別発行）に発行した。複数の方が同時に利用できるゲストＩＤを発行することで、募集対象外（大学入職後４年以上）の方の受講や興味のあるコンテンツのみの受講も可能となり、各大学からの受講ニーズに柔軟に対応することで、受講機会の拡大を図った。

受講申込みについては、年３回（令和３年３月25日、４月21日、５月25日）を設け、以後も随時個人ＩＤの申込み受け付けを行った。大学入職後３年目までの加盟大学職員を対象とした個人ＩＤ発行者数は、令和４年３月末日において、68大学562人（前年度は66大学1,175人）であった。

一方、令和２年度に行った研修体系の見直し結果に基づき、令和３年度において従来の「オンデマンド研修」のコンテンツをベースに若手職員向け「初級コース」として再構築し、新たに中堅職員向けコンテンツを制作し「中級コース」として配信することとして準備を進めた。研修委員会小委員会において研修講師の選定・依頼を行い、講師の方々に適時、制作を進めていただいた。令和３年度は「初級コース」８本、「中級コース」６本の新規コンテンツを制作し配信を行った。なお、企画・制作途中の「初級コース」５本、「中級コース」２本については、引き続き講師と調整しながら制作を進めている。

なお、受講のための個人ＩＤとパスワードの発行並びに視聴環境等に関するお問合せ対応等については、(株)早稲田大学アカデミックソリューションに業務を委託することで、事務局の業務負担を軽減した。

（３）成果の概要

令和３年度オンデマンド研修コンテンツ

カテゴリー	分野	初　級（1）	中　級（2）
１．日本の私立大学と関連機関・制度等	Ａ．歴史	1A101 大学の歴史・私学の歴史 沖　清豪氏（早稲田大学文学学術院教授） 【平成24年度制作】	
	Ｂ．法律	1B101 私立大学の基本法令 松坂　浩史氏（文部科学省） 【平成24年度制作】 【平成27年度追補版配信】	1B201 大学における法的問題への対応 ～知識と対応の基本～ 西澤　宗英氏 （青山学院大学法学部教授） 【平成25年度制作】
	Ｃ．政策	1C101 文部科学省と私立大学 加賀　俊策氏 （文化庁政策課企画係長）	1C202【新任管理職研修提供】 高等教育の動向と私立大学 松坂　浩史氏 （独立行政法人 日本スポーツ振興センター理事／元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）
	Ｄ．制度	1D101 認証評価制度の基礎知識 工藤　潤氏（大学基準協会事務局長） 【平成25年度制作】	
		1D102 設置認可届け出制度の基礎知識 第１回：渡邉　英司氏 （上智大学総務局経営企画グループ主幹） 第２回：山本　幸一氏 （明治大学研究知財事務室副参事） 第３回：岡田　雄介氏 （龍谷大学入試部事務部長） 第４回：中島　　剛氏 （帝塚山大学教学支援課長）	
	Ｚ．その他	1Z101 私学事業団について 佐藤　直也氏 （日本私立学校振興･共済事業団） 【平成25年度制作】	
２．大学における業務運営	Ａ．教務	2A101 大学教務の基礎知識 根本　進氏 （早稲田大学教務部事務副部長兼　教育企画課長）	
	Ｂ．学生支援	2B101 学生支援の今とこれから 田中　三恵子氏 （実践女子大学・実践女子短期大学部学生総合支援センターキャリア・学生支援課　担当部長） 【監修】	

		伊藤　文男氏 （追手門学院大学教授･教務部長）	
	C．入試広報	2C101 これからの入試部門担当者に求められること 加藤　建二氏 （学校法人東洋大学理事･入試部長）	2C201 大学広報とブランディング 長野　香氏 （学校法人立教学院広報室長・立教大学広報課長）
	D．社会（地域）連携	2D101 社会（地域）との連携 京都産業大学　教職員	
	E．研究支援	2E101 研究支援の基礎知識 小澤　芳明氏 （明治大学職員）	2E201 産官学連携の基礎知識 野口　義文氏 （立命館大学研究部事務部長・産学官連携戦略本部副本部長）
	F．財務・経理	2F101 私立大学の財政と私学助成 松本　雄一郎氏 （学校法人中央大学常任理事・株式会社エデュース代表取締役）	2F201 学校法人会計基準の基礎知識 渡邊　徹氏 （日本大学松戸歯学部経理長） 【改正学校法人会計基準対応版】 【平成27年度改訂版制作】
	G．質の保証	２G101 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント 山本　幸一氏 （明治大学職員）	2G201 【PDCAｻｲｸﾙ修得ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ運営委員会提供】 ＩＲ（Institutional Research）継続的改善（Institutional Effectiveness） 山本　幸一氏 （明治大学職員）
		2G102 FD・SDの基礎知識 竹中　喜一氏 （愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室講師）	2G202 教学マネジメントの基礎知識 沖　裕貴氏 （立命館大学教授）
	Z．共通・その他	2Z101 大学の窓口対応 松井　明子氏 （元立教大学職員） （平成29年度作成）	
3．自己啓発・人材育成	A．マインドセット	3A101 中途採用職員のための大学職員事始め 須田　誠一氏 （上智大学職員）	3A201 教職協働を考える 吉川　倫子氏 （学校法人芝浦工業大学職員）
	B．マネジメント	3B101 セルフマネジメント１（ＰＤＣＡサイクル、タイムマネジメント） 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン	3B201 マネジメント基礎１ （組織マネジメント） 高岡　淳氏 (学校法人関西大学　常任理事・法人本部長)
		3B102 セルフマネジメント２（ストレスマネジメント、モチベーションマ	3B202 マネジメント基礎２ （人材マネジメント）

		ネジメント) 株式会社エデュース／株式会社エデュースキャリアデザイン	野地　整氏 （早稲田大学職員）
４．その他	Ａ．会議運営	4A101 会議ファシリテーション入門 西野　毅朗 （京都橘大学）	4A201 オンライン・ファシリテーション入門 西野　毅朗 （京都橘大学）
	Ｂ．調査・統計	4B101 アンケートの作り方 向後　千春氏 （早稲田大学人間科学学術院教授） 【平成25年度制作】	

（注記１）薄い網かけのコンテンツは令和３年度に新規で制作したもの。
（注記２）濃い網かけのコンテンツは制作途中のもの。
（注記３）講師の所属・役職はコンテンツ制作時のもの。

４－３－２　研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

４－３－２－１　アドミニストレーター研修の企画・実施

（１）任務
アドミニストレーターに必要な理論・知識の修得を目的として、政策構想・実践力、組織運営力の向上に特化した研修を企画、運営する。

（２）事業の経過
委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年５月10日（オンライン開催）
第２回：令和３年６月14日（オンライン開催）
第３回：令和４年３月４日（オンライン開催）
※上記のほか、研修会開催時にも、オンラインで運営委員会を開催

（３）成果の概要
【第１回研修】
①開 催 日：令和３年７月３日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：41人（37大学）
④講義１「オンライングループワークのための向上研修」
湯　本　安岐予　氏（株式会社マネジメント サービス　センター 講師）
講義２「高等教育政策」
松　坂　浩　史　氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事・
元文部科学省高等教育局私学部私学行政課長）

【第２回研修】

①開 催 日：令和３年８月７日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：42人（38大学）
④講義３「大学のマーケティング」
田　中　正　郎　氏（青山学院大学名誉教授）

【第３回研修】
①開 催 日：令和３年９月４日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：42人（38大学）
④講義４「大学のリスクマネジメント」
宗　像　　雄　氏（弁護士　関谷・宗像法律事務所）
講義５「大学の財務（基礎編）」
梶　間　栄　一　氏（公認会計士　梶間公認会計士事務所代表）

【第４回研修】
①開 催 日：令和３年10月９日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：41人（37大学）
④講義６「大学の財務（実践編）」
渡　邊　　徹　氏（ＮＰＯ法人学校経理研究会理事）

【第５回研修】
①開 催 日：令和３年11月13日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：39人（35大学）
④講義７「大学の組織・人材マネジメント」
都　丸　孝　之　氏（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任准教授）

【第６回研修】
①開 催 日：令和３年12月10日（金）～11日（土）
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：41人（37大学）
④グループワーク最終発表

（４）経過概要
アドミニストレーター研修運営委員会では、現下の新型コロナの状況を踏まえ、令和３年度においては、オンラインによる研修を実施することとし、事前学習（オンデマンド講義の視聴等も含む）、実績豊富な講師陣による講義、グループワークを併用することで、これまでの対面研修の質を担保で

きるようなプログラム構成の検討を行った。

令和３年度の参加者募集については、７月８日に開催案内を加盟大学宛に送付し募集を開始した。その結果、募集定員をはるかに上回る申込み（43大学52人）があり、36人受入れ予定を42人受入れへと定員の上限緩和を行い、最終的に38大学42人の参加を決定した。

アドミニストレーター研修では、大学経営を実践するプロフェッショナルとして必要な三つの分野（マーケティング、財務、組織・人材マネジメント）を中心に、「講義」では、その分野における知識を修得し、「グループワーク」では、ケース教材における仮想大学「享和大学」の課題を分析し、戦略立案を疑似体験することを通じて、大学改革の総合戦略（大学の戦略・企画）を策定する思考トレーニングを行った。

なお、一昨年度に引き続き「研修のしおり」を作成し、本研修の全体像を参加者へ具体的に示すことにより、所属大学における業務と並行して長期にわたる研修を計画的に進められるよう取り組んでいる。また、今年度、当研修においてもＬＭＳ（manaba）を導入し、講師からのレジュメデータの提供、参加者が作成したレポートの一括管理等、研修に関する情報の一元化をはじめ、運営委員と参加者、参加者間の情報交換や人的交流の場としても活用したことで、研修効果が高められた。

【グループワーク最終発表】

第１回～第５回の研修において、参加者は、４点のケース教材（「享和大学資料（本研修で使用する仮想大学に関する内容）」「マーケティング」「財務」「組織・人材マネジメント」）に基づき、享和大学の課題等についてグループワークを行った。第６回研修では、グループワーク最終発表を行い、享和大学に関する改善提案を策定し、成果の報告・共有を行った。最優秀グループには、Ｅグループ「テーマ：地域とともに発展する“KYO-WA”（享・協・共－和）大学プログラムの提案」が選ばれ、所属大学の人事担当部署を通じて賞状を授与した。

【最終（個人）レポート】

参加者は、研修（全期間）終了後、所属大学への改善提案を策定し、レポートとしてまとめた。第３回アドミニストレーター研修運営委員会において最優秀レポートの選出が行われ、森光 大輔氏（久留米大学総合企画部学長支援室課長補佐）のレポート「テーマ：地域社会に貢献できる人間性豊かな実践的人材の更なる育成の提案」を採択した。

【修了証発行】

42名の参加者のうち授与要件（すべてのプログラムに参加し、かつすべての課題を修了した者、併せて締切期限までに最終（個人）レポートを規定枚数提出した者）に該当する35名に修了証を授与した。

【報告書発行】

令和４年３月に「令和３年度アドミニストレーター研修報告書」を発行した。

４－３－３　研修委員会　業務創造研修運営委員会

４－３－３－１　業務創造研修の企画・実施

（１）任務

より広い視野で業務をとらえ直し、その創造・開発・領域拡大を進め、新たな価値を創造していく実践的力量を養うために、発想法・知識・スキルと政策形成力・業務推進力を身につけることを目的

とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月７日（オンライン開催）

新委員レクチャー：令和３年６月８日（オンライン開催）

第２回：令和３年７月２日（オンライン開催）

第３回：令和３年９月15日（オンライン開催）

第４回：令和３年10月27日（オンライン開催）

第５回：令和３年12月９日（オンライン開催）

第６回：令和４年２月28日（オンライン開催）

２）経過概要

本研修は参加者自らが設定したテーマについて調査・研究に取り組み、その成果を「企画提案書」並びに「研究レポート」としてまとめ、学内での企画提案における説得性のある表現を体得するプロセスに即したプログラムの組み立てを意図している。またその活動を支援するために、多様な視点や経験を有する参加者同士の交流による「学びと気づき」の体験を多く得られるよう、「ゼミナール」での議論を重視した構成になっている。

令和３年度は原則フルオンラインによる開催を３回（いずれも２日間）に加え、対面による開催を１日とする日程で、総時間的には従前の２泊３日・年３回を短縮した内容となっている。しかし、オンライン開催であっても参加者の課題の深掘りができるよう、従前のプログラムの厳選化と凝縮化をはかりつつ、十分なゼミナール時間の確保と人的交流の場（交流会等）を設定することで、目的を遂行できるよう留意した。また運営面では、当研修でもLearning Management System（manaba）を導入して、資料掲載、参加者が作成した課題提出の一括管理、研修会アンケート等、研修に関する情報の一元化を行うとともに、各ゼミナールの交流の場としても活用できるよう、研修効果の促進を図っている。

募集定員はオンライン開催を考慮して従前の60人から30人に絞ったが、応募者が60人に達したため、運営委員会ではゼミナール運営の質の維持を主眼として審議し、最終的に40大学40人の参加者を決定するに至った。

第１回運営委員会では、参加者決定を行うとともに、募集定員ベースで組み立てていたタイムスケジュールへの影響について、「研究テーマ発表会」「企画提案発表会」「各ゼミナール」の時間配分のほか、研修の「しおり」への関連事項を改めて見直した。その後、メール回議にて各回研修におけるタイムスケジュール、各プログラム運営の変更点を確定し、詳細については各回研修会の運営資料にて提示することとした。以降の各運営委員会では、実施した研修会を振り返るとともに、次回研修会に向けたプログラム運営の確認を行いつつ、各回研修会の運営に臨んだ。なお、今年度運営委員会では、第１回研修会の直前に委員辞任があったことから、急きょ新委員１人を迎えての運営となった。

今年度全４回の研修会のうち第３回については対面開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の社会的状況に鑑み、第３回運営委員会で協議した結果、オンライン開催に変更することを決定し、同日付で会員代表者並びに加盟

大学人事・研修担当者宛に開催形式変更のメール連絡をした。

今年度研修の集大成となる修了証の発行対象者の確認並びに研修生の提出課題（企画提案書、研究レポート）に対するコメントシートの調整については、第６回運営委員会で行った。

今年度研修は結果的にフルオンラインでの開催となったが、従前の対面開催時の質を維持しつつ本研修の目的が遂行できるよう、今年度研修の気づきと成果を次年度の研修会にどのように組み込んでいくか、第４回運営委員会から検討に着手し、第６回運営委員会を経て最終確定し、３月中旬に募集を開始した。

（３）成果の概要

【第１回研修】

①開 催 日：令和３年６月14日・６月15日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：40大学40人

④プログラム：

講演「最近の高等教育政策の動向」

堀　家　健　一　氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室室長補佐）

講義　「プロジェクト・マネジメント」

牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

ゼミナール①②

【第２回研修】

①開 催 日：令和３年７月29日・８月３日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：40大学40人

④プログラム：

研究テーマ発表会

発表会メンバーによる懇談

業務創造レクチャー

高　橋　香　織　氏（日本女子大学通信教育・生涯学習事務部生涯学習課課長）

ゼミナール③④⑤

【第３回研修】

①開 催 日：令和３年10月８日

②開催形式：オンライン開催　＊当初予定の集合研修からオンラインに変更（9/15決定）

③参加者数：40大学40人

④プログラム：＊集合研修で予定していた内容を変更して実施

ゼミナール特別①③（オリジナルゼミナールメンバーによるゼミナール）

ゼミナール特別②（第２回研修会「研究テーマ発表会」メンバーによる懇談）

【第４回】

①開 催 日：令和３年11月12日・11月15日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：＜１日目＞38大学38人・＜２日目＞38大学37人
④プログラム：
企画提案発表会
発表会メンバーによる懇談
ゼミナール⑥⑦⑧
閉会

【研修報告書】
2021（令和３）年度業務創造研修報告書（2022年３月発行）

４－３－４　研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

４－３－４－１　キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施

（１）任務
大学経営に関わる幅広い知識を備え大学経営を実施するプロとしてのアドミニストレーター像を考え、私立大学専任職員としての意識づけを目的とした研修を企画し、運営する。

（２）事業の経過
１）委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年４月22日（オンライン開催）新委員レクチャーも開催
第２回：令和３年６月10日（オンライン開催）
第３回：令和３年８月５日（オンライン開催）
第４回：令和３年８月24日（オンライン開催）
第５回：令和３年９月14日（オンライン開催）
第６回：令和３年10月４日（オンライン開催）
第７回：令和３年11月10日（オンライン開催）
第８回：令和３年12月９日（オンライン開催）
第９回：令和４年２月１日（オンライン開催）
第10回：令和４年３月８日（オンライン開催）

２）経過概要
従前、主として「ディベート」及び「共同研究」で構成されていたプログラムを、フルオンライン化するに際して再構築し、今年度は「共同研究」のみに専念するプログラムとした。
令和３年５月７日から令和３年６月４日まで参加者の募集を行った。70人の申し込みがあったが、募集定員を40人としていたことから、運営委員会において検討し、定員の上限を緩和し50人の受け入れを決定し、各5人の10グループを編成した。
事前課題については、「講演オンデマンド視聴」及び「所属大学概要及び改革状況作成」並び

に「共同研究テーマ概要作成」とした。なお、参考資料として「理解度確認テスト」及び「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（中教審答申）」を提供した。

第４回研修までのプログラムは、一般社団法人日本能率協会が実施する「実習（レクチャー）」と、運営委員がファシリテートする「実践（グループワーク）」との組み合わせで構成されており、これらの緊密な連携が求められる。このことから、「実習（レクチャー）」が実施される研修会の前に開催された第３回及び第５回並びに第６回の運営委員会においては、一般社団法人日本能率協会の講師に出席を依頼し、「実習（レクチャー）」の内容を事前に共有する機会を設けることで、両プログラムの整合性を図った。

第５回研修においては、「共同研究全体発表会」を実施した後、「共同研究ふりかえり」を実施した。当該プログラムにおいては、オンラインにおいても従前実施していた方法と同様に、グループ担当委員以外の委員からのコメントを聞ける機会を設けることで、参加者に対して多角的な意見及び感想を提供することを目指した。

講演については、従前どおり西川幸穂氏〔株式会社クレオテック専務取締役、前学校法人立命館常務理事（総務担当）〕に依頼し、講演中にオンラインでのアンケート機能を用いる等の工夫により充実化を図った。

なお、すべての研修会において、研修とは別に運営委員のみが接続するオンラインミーティングを実施することで、研修中においても運営委員のみの間で情報交換ができる運用とした。

参加者アンケートでは、集合形式で実施した際と同等の高評価を得た（４点満点中３．５点）ものの、対面での実施を望む声もあった。このことを踏まえて研修実施後に運営委員及び事務局で次年度の研修について検討した結果、基本的なプログラム構成は今年度と同様とするものの、グループワークのみの回を２回追加したうえで、計７回実施する研修会の第４回と最終回は集合形式で実施することとした。

（３）成果の概要

【第１回研修】

①開 催 日：令和３年８月６日

②開催形式：オンライン開催

③参加者数：50大学50人

④事前課題：

・講演「日本の私立大学をめぐる政策と今後の在り方を考える」（講師：吉田　文氏、早稲田大学教育・総合科学学術院教授）オンデマンド視聴

・所属大学概要及び改革状況作成

・共同研究テーマ概要作成

【参考】理解度確認テスト

【参考】「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中教審答申）

⑤プログラム：

・実習（レクチャー）①ファシリテーションの基本
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・実習（レクチャー）②課題解決と問題・課題設定
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）

・実践（グループワーク）①講演ふりかえり
・実践（グループワーク）②問題・課題設定
・チームビルディングGW（オンライン謎解き）（株式会社ハレガケ）

【第２回研修】
①開 催 日：令和３年８月24日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：50大学50人
④プログラム：
・実践（グループワーク）③共同研究テーマ決定

【第３回研修】
①開 催 日：令和３年９月24日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：50大学50人
④プログラム：
・実習（レクチャー）③原因分析・ギャップ分析
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）
・実習（レクチャー）④対策立案
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）
・実践（グループワーク）④ロジックツリー作成
・実践（グループワーク）⑤対策系統図の作成

【第４回研修】
①開 催 日：令和３年10月12日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：50大学50人
④プログラム：
・実習（レクチャー）⑤企画書作成・プレゼンテーションレクチャー
牧　野　光　昭　氏（一般社団法人日本能率協会）
・実践（グループワーク）⑥共同研究企画案とりまとめ

【第５回研修】
①開 催 日：令和３年11月25日～26日
②開催形式：オンライン開催
③参加者数：49大学49人
④プログラム：
・共同研究全体発表会
・共同研究ふりかえり
・共同研究講評

・グループ討議
・講演「職員の役割とキャリア・ディベロップメント」
西　川　幸　穂　氏（株式会社クレオテック専務取締役　前学校法人立命館常務理事（総務担当））
・講演ふりかえり
・グループ内ふりかえり
・全体ふりかえり

⑤事後課題
・ＣＤ研修レポート

４－３－５　研修委員会　ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

４－３－５－１　ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施

（１）任務

ＰＤＣＡサイクルの構築手法、思考法並びに評価手法を修得するための研修を企画、実施する。

（２）事業の経過

１）委員会開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年４月16日（オンライン開催）
第２回：令和３年７月29日（オンライン開催）
第３回：令和３年10月28日（オンライン開催）
第４回：令和４年１月13日（オンライン開催）
第５回：令和４年３月23日（オンライン開催）
※上記のほか、研修会当日に運営委員会を開催している。

２）経過概要

令和３年度のＰＤＣＡサイクル修得プログラムは、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、Zoomを利用したオンラインで開催した。

研修プログラムについては、運営委員が、プログラムにおける四つのセクション（「事前課題・研修ガイダンス」「事前レポート及びPlan作成演習」「Check&Action演習」「報告書評価演習及び事後レポート・ルーブリック」）別の検討チームに分かれ、各セクションにおける学習の流れや、使用する教材（サンプル等）、時間配分等の検討を行うとともに、全３日間のタイムスケジュールの見直しを行ったうえで実施した。

平成31年度開催との主な変更点としては、①これまでプログラム当日に「基調講演」として実施していた内容を事前課題として「オンデマンド視聴」としたこと、②グループ討議においてグループメンバーで共同作業するツールとして、「Googleドキュメント」を利用したこと、③『②』を踏まえ、事前に「使用ツールに関するオリエンテーション（任意参加）」を開催したことが挙げられる。

研修会後、10月28日に開催した第３回運営委員会では、今年度のプログラムの振り返りを行い、

オンライン開催でも対面開催と同等もしくはそれ以上の研修成果をあげることができたことなどを確認した。

令和４年１月13日に開催した第４回運営委員会では、参加者から提出のあった事後レポートに対するフィードバック票（評価結果）の共有と調整を行うとともに、令和３年度の修了証発行対象者を決定した。また、令和４年度の実施に当たっては、今年度の経験を踏まえ、オンライン（Zoom）開催とすること、参加要件に「全プログラム（事前レポートから事後レポートまで）に参加できる方」を追加すること、「使用ツールオリエンテーション」を正式にプログラム化すること、使用サンプルは令和３年度のものを使用すること（表現方法・内容等は精査）を決定した。

その後、運営委員が「使用サンプル」「事前レポート、Plan作成演習」「受講者交流会」の三つの検討チームに分かれ、オンライン（Zoom）による作業部会を数度開催し、令和４年度のプログラム実施に向けた検討を行い、３月23日に開催した第５回運営委員会においてその内容を共有し、令和４年度募集要項（日程表（予定）含む）の概要を決定した。具体的には、使用サンプルについては、特定の大学が推測されることがないよう必要に応じて固有名詞や表現内容を改める、事前レポート、Plan作成演習については、事前レポートとして、Ａ４判１頁で①所属大学の概要（「建学の精神」「設置学校」「設置学部」「学生数」「教員数」「職員数」「財務情報（予算規模等）」等）を表形式で作成する、②討議テーマについて、所属大学の現状と課題、改善策についてまとめることとした。Plan作成演習は、①グループ討議中に60分に１回程度休憩時間を確保する、②Zoomにおいて委員同士の打合せ用のブレイクアウトルームを設定することとした。受講者交流会については、「グループ交流会（仮称）」として、参加必須の正式なプログラムとして位置づけ、１日目及び２日目のプログラム終了後にそれぞれ30分実施することとした。

（３）成果の概要

【ＰＤＣＡサイクル修得プログラム】

①開 催 日：令和３年９月２日～９月４日　３日間

②開催形式：オンライン開催

【運営委員（一部）】アルカディア市ヶ谷（東京都千代田区）

③参加者数：39大学55人

④プログラム：

オンデマンド講義「ＰＤＣＡサイクルと大学における改革・改善のマネジメント」

山　本　幸　一　氏

（当プログラム運営委員会委員長、明治大学研究推進部研究知財事務室副参事）

使用ツールオリエンテーション

及　川　義　道　氏

（当プログラム運営委員会委員、東海大学教育開発研究センター次長、理学部基礎教育研究室教授）

Plan作成演習　オリエンテーション

増　田　　至　氏（当プログラム運営委員会委員、立命館大学総合企画部事業計画課課長）

Plan作成演習　講評

木　本　圭　一　氏（当プログラム運営委員会委員、関西学院大学国際学部教授）

増　田　　至　氏（同上）

大　越　健次郎　氏（当プログラム運営委員会委員、成蹊大学企画室経営企画グループ長）

松　原　元　洋　氏（当プログラム運営委員会委員、龍谷大学法学部教務課長）
Check ＆ Action演習　オリエンテーション
若　松　智　明　氏
（当プログラム運営委員会委員、早稲田大学社会科学総合学術院学務担当課長）
Check ＆ Action演習　講評
及　川　義　道　氏（同上）
報告書評価演習　オリエンテーション
寺　田　　貢　氏（当プログラム運営委員会委員、福岡大学理学部教授）
報告書評価演習　講評
髙　橋　英　彦　氏
（当プログラム運営委員会委員、同志社大学学長室企画課大学評価推進係長）
全体総括
山　本　幸　一　氏（同上）

【事後レポート】

研修当日の参加者55名中49名が事後レポートを提出し、運営委員会からのフィードバックシートを各人あてに送付した。

【修了証発行】

参加者55名のうち授与条件（すべてのプログラムに参加し、かつすべての課題を修了した者）に該当する49名に修了証を発行した。

【報告書発行】

令和４年３月に『令和３年度ＰＤＣＡサイクル修得プログラム報告書』を発行した。

５．その他目的達成に必要な事業

５－１　緊急・共通課題への対応

５－１－１　理工系分野の教育研究推進プロジェクト

５－１－１－１　私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応

（１）任務

新型コロナウイルスにより浮き彫りとなった問題点を踏まえ、「理工系分野における教育」に着目した検討を進める。特色ある「理工系分野における教育」の事例をとりまとめるとともに、ポストコロナ時代の私立大学理工系分野の環境整備を充実させるために必要な改善策を提言し、広く社会に発信する。また、加盟大学の情報共有を目的として「理工系学部長会議」を開催する。

（２）事業の経過

１）プロジェクト開催時期、開催回数、場所

第１回：令和３年５月31日（オンライン開催）

第２回：令和３年７月14日（オンライン開催）
第３回：令和３年９月７日（オンライン開催）
第４回：令和３年11月19日（オンライン開催）
第５回：令和４年１月24日（オンライン開催）
第６回：令和４年３月３日（オンライン開催）

２）経過概要

第１回プロジェクトでは、今年度の検討課題や今後の進め方等について協議した。その結果、理工系分野における教育に係る提言及び特色ある事例については、令和２年度にとりまとめた「理工系分野におけるオンライン教育への取組と課題」も踏まえ、課題等を整理した上でとりまとめることとした。令和３年度理工系学部長会議については、令和２年度の参加者アンケート結果を踏まえ、12月にオンラインにより開催することとした。

また、文部科学省高等教育局専門教育課の服部　正企画官にオンラインでプロジェクトに参加いただき、文部科学省が推進する「数理・データサイエンス・ＡＩ教育」及び「ジョブ型研究インターンシップ」について、現状を報告いただくとともに意見交換を行った。

第２回プロジェクトでは、提言及び特色ある事例に係るテーマを決定し、提言のとりまとめに向けた具体的な課題の検討と、事例収集に係るフォーマットの作成を行うこととした。また、理工系学部長会議については開催テーマを「教育ＤＸ」とし、ポストコロナにおける理工系分野の教育、オンライン授業に限らないＤＸの活用、教育の質向上などについて意見交換並びに情報共有を行うこととした。

第３回プロジェクトでは、提言のとりまとめに向け各テーマにおける論点を確認し、提言の構成や執筆分担について検討した。また、理工系学部長会議については、プログラム案を確定し、今後、講演依頼及び開催案内を行うこととした。

第４回プロジェクトでは、国立研究開発法人科学技術振興機構より塩崎正晴理事にオンラインで参加いただき、同機構が担当する次世代研究者挑戦的研究プログラム等について説明があった後、委員と意見交換を行った。また、提言・事例集の構成案について確認し、承認するとともに、意見を踏まえ、各委員により原稿案を分担することとした。

第５回プロジェクトでは、文部科学省科学技術・学術政策局より寺門成真科学技術・学術政策総括官にオンラインで参加いただき、科学技術・学術関係の令和４年度政府予算案等について説明いただいた後、意見交換を行った。また、各委員に執筆いただいた提言の原稿案について意見交換を行った。

第６回プロジェクトでは、提言の最終的な確認を行った。

以上の経緯を経て取りまとめられた提言・事例集『社会の発展を支える私立大学理工系分野－教育の充実に向けた課題と取組－』については、第３回総会（第223回・春季）において、委員長より概要を説明し、了承された。

（３）成果の概要

１）令和３年度私大連理工系学部長会議

開 催 日：令和３年12月10日（金）
場　　所：オンライン開催

テ ー マ：理工系分野におけるＤＸの可能性
参加者数：25大学35人
プログラム：
開会挨拶
曄　道　佳　明　氏（理工系分野の教育研究推進プロジェクト担当理事、上智大学学長）
基調講演「科学技術・イノベーションに関する国の動向と私立大学理工系分野の課題」
安　西　祐一郎　氏（独立行政法人日本学術振興会顧問、学術情報分析センター所長）
講演「教育・研究のデータの駆動化～コロナがもたらすニューノーマル～」
喜連川　　優　氏（大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所所長）
事例紹介
「SIT DX Promotion Project（SDPP)によるポストコロナを見据えた教育」
鈴　木　　洋　氏（学校法人芝浦工業大学　学事本部次長）
「ＤＸによる学修の個別最適化と新たな学びの創出」
大　澤　　敏　氏（金沢工業大学学長）
グループセッション
少人数のグループに分かれ、各学部・研究科における教育DXの現状や課題について情報共有
全体セッション
各グループより共有した内容を報告の後、参加者全員で質疑応答や意見交換

２）報告書
タイトル：『社会の発展を支える私立大学理工系分野　－教育の充実に向けた課題と取組－』
発行年月：令和４年３月
発行部数：900部

５－２　その他

５－２－１　「入会規則」等に関する検討小委員会

５－２－１－１　「入会規則」等の見直しに向けた検討

（１）任務
理事会のもとに小委員会を設置し、当法人のメンバーシップの多様性と質について検討するとともに「入会規則」等について見直しを行う。

（２）事業の経過
１）小委員会開催時期、開催回数、場所
第１回：令和３年７月27日（オンライン開催）
第２回：令和３年８月25日（オンライン開催）
第３回：令和３年９月29日（オンライン開催）

２）経過概要

小委員会では、当法人のより高い公益性と事業運営の維持・発展に向け、平成19年度以降見直しを行っていなかった「入会規則」等の実質化について、再検討することを任務として活動した。

現在、地方国立大学の定員増、私立大学の定員未充足の問題、専門職大学の出現や、新型コロナウイルス感染症を契機とした教育のＩＣＴ化等により、私立大学を取り巻く環境が激変している。また、大学の統廃合の加速等も相まって、「私立大学団体間」における入退会の流動化も懸念される。そうした背景により、当法人が果たす役割や機能がより一層会員にとって意義あるものとなるよう、当小委員会では、「私大連の会員の“質”を担保するため、入会規則における入会審査の要件に具体的な基準等を新たに設定する」こととし、検討に入った。

第１回小委員会では、私立大学の団体加盟実態や現行の入会の手続き等を確認するとともに、入会規則の見直しの方向性について意見交換を行った。第２回小委員会では、現行の入会手続きにおける課題と論点整理をするとともに、「入会規則の見直しの考え方」について検討し、第３回小委員会において、「入会規則の見直しの考え方（中間報告）」のとりまとめに向け協議した。

「入会規則の見直しの考え方（中間報告）」は、これまでの小委員会での議論を踏まえ、「１．私大連の“質”の担保」、「２．私大連コミュニティの特色」、「３．メンバーシップの多様性」の三つの観点から、とりまとめることとした。見直しの考え方の要点は、次の４点である。

①「入会の要件」

現行規則に加え、「完成年度に達している学校法人であること」を規定するとともに、内規等において、「専門職大学のみを設置する学校法人は入会の対象としない」ことを規定する。

②「入会審査」

現行規則に数値等外形的な基準を設定する。具体的には、内規等において、（１）「収容定員充足率」が入会申込年度を含めた原則３年間、連続して８割以上であること、（２）「学校教育法施行規則」に規定された「三つのポリシー（第165条の２）」「すべての大学で公表すべき事項（第172条の２第１項）」「公表に努めるべき事項（第172条の２第４項）」の３点について、自大学のwebサイトにて公表していること、（３）私大連が定めた「私立大学ガバナンス・コード」を遵守していること、の３点を定める。

③「入会の承認」

現行規則では、理事会では、「出席した理事の単記無記名投票による同意を得ること」が規定されているが、今後、オンラインを活用した理事会が開催される可能性を考慮し、「普通決議での同意」により、総会への付議を決定する。

④「会員代表者」

現在、会員代表者は役職等による定めはなく、定款に「総会においてその会員のために議決権を行使する者をあらかじめ定め、この法人に届け出るものとする」と規定されている。しかし、私大連の事業の特徴は、教学を中心とした活動であることから、さらにその活動を深化させ、公共性に資することができるよう、入会規則において「学長（理事長等との兼務可）」に限定する。なお、現会員代表者の約３割が「学長」以外の役職の会員のため、令和６年６月開催予定の役員改選総会までの移行期間を設ける。

上記見直しの考え方をとりまとめた「入会規則の見直しの考え方（中間報告）」について、令和３年度第６回常務理事会（令和３年10月５日開催）及び令和３年度第６回（第639回）理事会

（令和３年10月19日開催）、令和３年第２回（第222回・秋季）総会（令和３年11月30日開催）において村田小委員会委員長が説明・報告し、協議の結果、了承された。

その後、事務局にて、同中間報告の内容を条文に落とし込んだ「入会規則（改正案）」及び「入会に関する細則（案）」を作成し、令和３年度第12回常務理事会（令和４年３月１日開催）、令和３年度第10回（第643回）理事会及び令和３年第３回（第223回・春季）総会（令和４年３月22日開催）にて諮ったところ、異議なく了承された。これにより、同規則及び同細則は、令和４年４月１日より施行されることとなった。

Ⅲ. 処 務 の 概 要

１．顧問及び役員等について

１－１　年度当初の顧問及び役員等（令和３年４月１日現在）

本年度当初の当法人の顧問及び役員等は、次の通りである。なお、役員の任期は、令和４年度定時総会（令和４年６月開催予定）終結時までである。

＜顧問＞

顧　問	安西祐一郎	慶應義塾	学事顧問
〃	清家　篤	慶應義塾	学事顧問
〃	西原春夫	早稲田大学	名誉顧問
〃	奥島孝康	早稲田大学	名誉顧問
〃	白井克彦	早稲田大学	名誉顧問
〃	鎌田　薫	早稲田大学	名誉顧問

＜役員＞

会　長	長谷山　彰	慶應義塾	塾長
副会長	村田　治	関西学院	大学長
〃	曄道佳明	上智学院	大学長
常務理事	阪本　浩	青山学院	大学長
〃	福原紀彦	中央大学	大学長
〃	植木朝子	同志社	大学長
〃	芝井敬司	関西大学	理事長
〃	岩切正一郎	国際基督教大学	大学長
〃	大六野耕作	明治大学	大学長
〃	篠原聡子	日本女子大学	大学長
〃	仲谷善雄	立命館	総長・大学長
〃	茂里一紘	東京女子大学	大学長
〃	矢口悦子	東洋大学	大学長
〃	髙橋裕子	津田塾大学	大学長
〃	田中愛治	早稲田大学	総長
理　事	川井伸一	愛知大学	理事長・大学長
〃	朔　啓二郎	福岡大学	大学長
〃	荒川一郎	学習院	大学長
〃	長坂悦敬	甲南学園	理事長
〃	新井英夫	松山大学	理事長・大学長
〃	山嵜哲哉	根津育英会武蔵学園	大学長
〃	加藤直人	日本大学	大学長
〃	植木　實	大阪医科薬科大学	理事長

〃	入　澤　　崇	龍谷大学	大学長
〃	戸　部　順　一	成城学園	大学長
〃	北　川　　浩	成蹊学園	大学長
〃	ｷﾞｬｰﾘ　ﾊﾞｰｸﾚｰ	西南学院	理事長・大学長
〃	髙　祖　敏　明	聖心女子学院	大学長
〃	日　髙　義　博	専修大学	理事長
〃	三　上　貴　教	修道学園	大学長
〃	大　西　晴　樹	東北学院	院長・大学長
〃	松　前　義　昭	東海大学	理事長
〃	保　立　和　夫	トヨタ学園	大学長
監　事	鈴　木　佳　秀	フェリス女学院	学院長
〃	ロバート　キサラ	南山学園	大学長
〃	川　島　明　子	園田学園	大学長

＜参与＞

参　与	黒　田　修　生	慶應義塾	塾長室長

１－２　その後の異動

令和３年４月１日現在、理事２人（うち常務理事２人）が欠員となっていた。

その後、次の通り辞任があり、理事１人（うち会長１人）が欠員となった。

〔辞　任〕　理事（会長）　長谷山　　彰　　慶應義塾　　前塾長

［令和３年６月８日、会員代表者の変更に伴う辞任］

その後、第３回（第636回）理事会（６月８日開催）において、会長１人の選定が行われ、次の通り会長が６月９日より就任した。

〔就　任〕　理事（会長）　田　中　愛　治　　早稲田大学　　総長

その後、次の通り辞任があり、理事１人（うち常務理事１人）が欠員となった。

〔辞　任〕　理事（常務理事）　福　原　紀　彦　　中央大学　　前大学長

［令和３年６月29日、会員代表者の変更に伴う辞任］

その後、第１回（第221回・定時）総会（６月29日開催）において、理事４人の補欠選任が行われ、次の通り理事が就任した。

〔就　任〕　理事　河　合　　久　　中央大学　　大学長

廣　瀬　克　哉　　法政大学　　総長

伊　藤　公　平　　慶應義塾　　塾長

西　原　廉　太　　立教学院　　大学総長

その後、第４回（第637回）理事会（７月13日開催）において、常務理事４人の補欠選任及び参与１人の選任が行われ、次の通り常務理事及び参与が就任した。

〔就　任〕　理事（常務理事）　河　合　　久　　中央大学　　大学長

		廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
		伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
		西　原　廉　太	立教学院	大学総長
	参与	井　上　文　人	早稲田大学	理事

その後、次の通り辞任があり、理事１人が欠員となった。

〔辞　任〕	理事	加　藤　直　人	日本大学	大学長
		［令和３年11月２日、休会に伴う辞任］		

その後、次の通り辞任があり、理事１人が欠員となった。

〔辞　任〕	理事	日　髙　義　博	専修大学	前理事長
		［令和３年11月30日、会員代表者の変更に伴う辞任］		

その後、第２回（第222回・秋季）総会（11月30日開催）において、理事２人の補欠選任が行われ、次の通り理事が就任した。

〔就　任〕	理事	各　務　洋　子	駒澤大学	大学長
		佐々木　重　人	専修大学	大学長

また、第２回（第222回・秋季）総会（11月30日開催）において、理事会の推薦により、長谷川彰前会長を顧問に決定した

〔就　任〕	顧問	長谷山　　彰	慶應義塾	前塾長

その後、次の通り辞任があり、理事６人（うち常務理事２人）、監事１人が欠員となった。これに伴い、令和４年４月１日時点で定款に定める理事の定数の下限である30人を下回るため、定款第24条により、理事６人（うち常務理事２人）については、新たに選任された者が理事に就任する（令和４年６月21日開催予定の第224回定時総会終結時）まで、理事の権利義務を有することとした。

〔辞　任〕	理事（常務理事）	芝　井　敬　司	関西大学	理事長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		
	理事（常務理事）	茂　里　一　紘	東京女子大学	大学長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		
	理事	山　嵜　哲　哉	根津育英会武蔵学園	大学長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		
	理事	戸　部　順　一	成城学園	大学長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		
	理事	北　川　　浩	成蹊学園	大学長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		
	理事	三　上　貴　教	修道学園	大学長
		［令和４年３月31日、会員代表者の変更に伴う辞任］		

２．会員の入退会について

２－１　入会

（１）学校法人東京国際大学

・入会までの経緯

令和３年１月25日　会員入会申し込み

令和３年２月16日　令和２年度第９回常務理事会において、理事会に提案することを承認

令和３年３月30日　令和２年度第10回（第633回）理事会において、総会に提案することを承認

令和３年３月30日　令和２年度第３回（第220回・春季）総会において、会員入会を承認

（令和３年５月20日　入会手続き完了、会員資格取得）

・法人概要（申し込み当時：令和３年１月25日付）

設置大学名　　東京国際大学

役　　員　　理事長・総長　　倉　田　信　靖（他13人）

・会員代表登録者（令和３年３月31日付）

理事長・総長　倉　田　信　靖

・入会申請に当たっての推薦者

内　藤　二　郎（大東文化学園）

新　井　　一（順天堂）

２－２　休会

（１）学校法人日本大学

学校法人日本大学においては、理事の逮捕・起訴及び理事長が逮捕される事態となった。当法人では、この不祥事が及ぼす社会的影響の大きさを踏まえ、11月２日付をもって休会の措置を取った。

・休会までの経緯

令和３年11月２日　会長と学校法人日本大学会員代表者（加藤直人大学長）との協議により、加藤直人大学長の理事の辞任と、当面の間私大連に関わる一切の活動の休止（休会）を決定

令和３年11月２日　令和３年度第８回常務理事会において、理事の辞任及び休会について報告

令和３年11月30日　令和３年度第７回（第640回）理事会、令和３年度第２回（第222回・秋季）総会において、理事の辞任及び休会について報告

２－３　退会

（１）学校法人兵庫医科大学

・退会日　令和４年３月31日

３．人事関係について

３－１　事業担当理事等

３－１－１　年度当初の事業担当理事等

令和３年度の年度当初における各事業の担当理事等は次の通りである。

（１）当法人の管理・運営

＜総務担当＞

	大六野　耕　作	常務理事

＜財務担当＞

	福　原　紀　彦	常務理事

＜個人情報の保護に関する統括管理責任者＞

	村　田　　治	副 会 長

＜個人情報に関する情報監査責任者＞

	鈴　木　佳　秀	監　　事

（２）当法人の事業

①総合政策センター　企画会議		
センター長	村　田　　治	副 会 長
副センター長	曄　道　佳　明	副 会 長
会議員	田　中　愛　治	常務理事
〃	福　原　紀　彦	常務理事
〃	大六野　耕　作	常務理事
②総合政策センター　政策研究部門会議	―	
③広報・情報委員会	植　木　朝　子	常務理事
④公財政政策委員会	曄　道　佳　明	副 会 長
⑤教育研究委員会	芝　井　敬　司	常務理事
⑥学生委員会	田　中　愛　治	常務理事
⑦国際連携委員会	岩　切　正一郎	常務理事
⑧経営倫理委員会	村　田　　治	副 会 長
⑨経営委員会	―	
⑩理事長会議	茂　里　一　紘	常務理事
⑪学長会議	阪　本　　浩	常務理事
⑫財務・人事担当理事者会議	仲　谷　善　雄	常務理事
⑬教学担当理事者会議	髙　橋　裕　子	常務理事
⑭監事会議	矢　口　悦　子	常務理事
⑮研修委員会	篠　原　聡　子	常務理事
⑯理工系分野の教育研究推進プロジェクト	曄　道　佳　明	副 会 長

３－１－２　その後の異動

＜総合政策センター　政策研究部門会議＞
標記会議の部門長について、第１回常務理事会（４月20日開催）において協議の結果、長谷山彰会長が部門長に就任することを決めた。

＜経営委員会＞
標記委員会の担当理事について、第１回常務理事会（４月20日開催）において協議の結果、長谷山彰会長が担当理事に就任することを決めた。

＜財務担当＞
標記担当理事について、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、河合久常務理事が担当理事に就任することを決めた。

＜総合政策センター　企画会議＞
標記会議の会議員について、第５回常務理事会（９月 14 日開催）において協議の結果、河合久常務理事、廣瀬克哉常務理事、伊藤公平常務理事が会議員に就任することを決めた。

＜総合政策センター　政策研究部門会議＞
標記会議の部門長について、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、廣瀬克哉常務理事が部門長に就任することを決めた。

＜学生委員会＞
標記委員会の担当理事について、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、伊藤公平常務理事が担当理事に就任することを決めた。

＜経営委員会＞
標記委員会の担当理事について、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、西原廉太常務理事が担当理事に就任することを決めた。

３－２　対外派遣等人事

３－２－１　日本私立大学団体連合会

①「就職問題委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について
標記委員会委員について、第２回常務理事会（５月11日開催）において協議の結果、次の通り決定し、５月12日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	原	徹	関西大学	キャリアセンター事務局長
〔後　任〕	小　林	剛	関西大学	キャリアセンター所長、文学部教授

②代議員の辞任に伴う後任者の推薦について
会長を含む代議員４名の辞任に伴い、私大連から派遣する連合会の代議員に欠員が生じたため、

令和３年６月30日付で理事の互選による選出投票を行った。その結果に基づき、後任者が第637回理事会（７月13日開催）において次の通り選出され、７月15日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	福　原　紀　彦	中央大学	前大学長
	田　中　優　子	法政大学	前総長
	長谷山　　彰	慶應義塾	前塾長
	郭　　洋　春	立教学院	前大学総長
〔後　任〕	河　合　　久	中央大学	大学長
	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

③「私立大学経営倫理委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第４回常務理事会（７月13日開催）において協議の結果、次の通り決定し、７月15日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	長谷山　　彰	慶應義塾	前塾長
〔後　任〕	田　中　愛　治	早稲田大学	総長

④「私立大学災害対策特別委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

標記委員会委員について、第４回常務理事会（７月13日開催）において協議の結果、次の通り決定し、７月15日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	長谷山　　彰	慶應義塾	前塾長
〔後　任〕	田　中　愛　治	早稲田大学	総長

⑤「高等教育改革委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

私大連の事業担当理事変更に伴い、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	田　中　優　子	法政大学	前総長
〔後　任〕	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長

⑥「公財政改革委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

私大連の事業担当理事変更に伴い、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	田　中　優　子	法政大学	前総長
	郭　　洋　春	立教学院	前大学総長
	田　中　愛　治	早稲田大学	総長
〔後　任〕	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

⑦「大学経営委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

私大連の事業担当理事の変更に伴い、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	福　原　紀　彦	中央大学	前大学長
	渡　部　直　樹	慶應義塾	前常任理事
	郭　　洋　春	立教学院	前大学総長
〔後　任〕	西　原　廉　太	立教学院	大学総長
	奥　村　陽　一	立 命 館	常務理事（財務担当）
	矢　口　悦　子	東洋大学	大学長

⑧「私立大学経営倫理委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

私大連の事業担当理事変更に伴い、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は令和４年３月31日までの残任期間。

〔辞　任〕	福　原　紀　彦	中央大学	前大学長
〔後　任〕	河　合　　久	中央大学	大学長

⑨「高等教育改革委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。なお、欠員１名分については、令和４年度第４回理事会（令和４年６月21日開催予定）において、常務理事が決定した後、推薦することとした。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	阪　本　　浩	青山学院	大学長
	植　木　朝　子	同志社	大学長
	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	小　原　奈津子	昭和女子大学	大学長
	髙　橋　裕　子	津田塾大学	大学長

⑩「高等教育改革委員会 教員養成問題に関する小委員会」専門委員の委員に伴う後任者の推薦について

標記委員会専門委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

専門委員	手　嶋　將　博	文教大学学園	教育学部教授
	黒　羽　正　見	白鷗大学	教育学部教授
	山　本　健　治	関西学院	教育学部教授
	矢　口　徹　也	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授

⑪「公財政改革委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。なお、欠員２名分については、令和４年度第４回理事会（令和４年６月21日開催予定）において、常務理事が決定した後、推薦することとした。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	廣　瀬　克　哉	法政大学	総長
	曄　道　佳　明	上智学院	大学長
	村　田　　治	関西学院	大学長
	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

⑫「就職問題委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	小　林　　剛	関西大学	キャリアセンター所長、文学部教授
	森　　隆　史	関西学院	キャリアセンター長
	伊　藤　公　平	慶應義塾	塾長
	佐　藤　　和	慶應義塾	就職部長、商学部教授
	首　藤　若　菜	立教学院	キャリアセンター部長（令和４年４月就任予定）、経済学部教授
	諸　橋　信　秀	早稲田大学	キャリアセンター長

⑬「国際交流委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	川　端　朋　広	愛知大学	学長補佐、経済学部教授
	倉　林　眞砂斗	城西国際大学	副学長
	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
	大六野　耕　作	明治大学	大学長
	山　田　政　通	拓殖大学	副学長、理事
	弦　間　正　彦	早稲田大学	理事

⑭「国際交流委員会 日本語教育推進運営委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	古　川　智　樹	関西大学	国際教育センター副センター長、国際部准教授
	松　浦　良　充	慶應義塾	常任理事、日本語・日本文化教育センター所長
	近　藤　真　宣	拓殖大学	外国語学部国際日本語学科長

⑮「大学経営委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。なお、欠員１名分については、令和４年度第４回理事会（令和４年６月21日開催予定）において、常務理事が決定した後、推薦することとした。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員	髙　木　幸　二	福岡女学院	常任理事
	芝　井　敬　司	関西大学	理事長
	西　原　廉　太	立教学院	大学総長
	奥　村　陽　一	立命館	常務理事（財務担当）
	矢　口　悦　子	東洋大学	大学長

⑯「大学経営委員会 学術研究の健全性に関する小委員会」専門委員の任期満了に伴う専門委員の推薦について

標記委員会専門委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

専門委員	江 馬 一 弘	上智学院	理工学部教授
	村 上 俊 之	慶應義塾	理工学部長、理工学研究科委員長
	苅 谷 義 治	芝浦工業大学	工学部長

⑰「私立大学経営倫理委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委 員	河 合 久	中央大学	大学長
	曄 道 佳 明	上智学院	大学長
	村 田 治	関西学院	大学長
	大六野 耕 作	明治大学	大学長
	田 中 愛 治	早稲田大学	総長

⑱「私立大学災害対策委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

標記委員会委員について、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委 員	曄 道 佳 明	上智学院	大学長
	村 田 治	関西学院	大学長
	田 中 愛 治	早稲田大学	総長

３－２－２　文部科学省

①「令和３年度『全国学生調査』の実施に関する有識者会議」委員候補者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月20日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、４月22日付で推薦した。任期は令和３年５月１日から令和４年３月31日まで。

委 員	田 中 愛 治	早稲田大学	総長

②「大学入学者選抜に関する協議」代表者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月20日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、４月22日付で推薦した。任期は決済日から令和４年３月31日まで。

代表者	圓 月 勝 博	同 志 社	学長補佐、文学部教授

③「大学入学者選抜における総合的な英語力評価を推進するためのワーキンググループ」参加代表者の推薦について

文部科学省より標記の依頼があり、第８回常務理事会（11月２日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、11月２日付で推薦した。任期は委嘱日から協議事項終了まで。

代表者	圓 月 勝 博	同 志 社	学長補佐、文学部教授

３－２－３　日本私立学校振興・共済事業団

①「共済運営委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

日本私立学校振興・共済事業団より、連合会を通じて標記の依頼があり、第９回常務理事会（12月14日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、11月25日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和４年１月１日から令和５年12月31日まで。

加入者代表	高　岡　　淳	関西大学	総務局長
法人役員代表	茂　里　一　紘	東京女子大学	大学長

３－２－４　独立行政法人日本学生支援機構

①「債権管理・回収等検証委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月14日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、９月14日付で推薦した。任期は委嘱日から令和５年３月31日まで。

委　員	矢古宇　克　昌	早稲田大学	学生部奨学課長

②「機関保証制度検証委員会」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より標記の依頼があり、第８回常務理事会（11月２日開催）において、協議の結果、次の通り決定し、11月２日付で推薦した。任期は令和３年12月１日から令和４年９月30日まで。

〔辞　任〕	柏　木　宏　江	中央大学	学生部事務室奨学課長
〔後　任〕	加　来　信　人	慶應義塾	学生部福利厚生支援担当課長

③「日本留学試験実施委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人日本学生支援機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第12回常務理事会（３月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、３月１日付で推薦した。任期は委嘱日から令和６年３月31日まで。

委　員	山　田　政　通	拓殖大学	副学長、理事

３－２－５　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

①「大学ポートレート運営会議」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、次の通り決定し、９月14日付で推薦した。任期は委嘱日から令和４年８月31日まで。

〔辞　任〕	郭　　洋　春	立教学院	前大学総長
〔後　任〕	西　原　廉　太	立教学院	大学総長

②「大学機関別認証評価委員会」専門委員候補者の推薦について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、連合会を通じて標記の依頼があり、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期

は令和４年４月から専門事項終了（令和５年４月予定）まで。

専門委員　　佐　藤　信　行　　中央大学　　副学長、法務研究科教授

３－２－６　独立行政法人大学入試センター

①「運営審議会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月20日開催）において、推薦期日の関係から事前に長谷山会長の了承を得て、３月23日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和３年４月１日から令和５年３月31日まで。

委　員　　曄　道　佳　明　　上智学院　　大学長

芝　井　敬　司　　関西大学　　理事長

②「得点調整判定委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第７回常務理事会（10月19日開催）において協議の結果、次の通り決定し、10月19日付で推薦した。任期は令和４年１月１日から令和４年３月31日まで。

委　員　　芝　井　敬　司　　関西大学　　理事長

③「全国大学入学者選抜研究連絡協議会」企画委員会委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第10回常務理事会（２月１日開催）において協議の結果、次の通り決定し、２月２日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員　　丸　岡　　博　　福岡大学　　入学センター長、薬学部教授

尾　近　裕　幸　　國學院大學　　理事、経済学部教授

本　郷　真　紹　　立命館　　理事補佐、立命館大学文学部教授

④「大学入学共通テスト企画委員会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

独立行政法人大学入試センターより、連合会を通じて標記の依頼があり、第11回常務理事会（２月15日開催）において協議の結果、次の通り決定し、２月15日付で推薦した。任期は令和４年４月１日から令和６年３月31日まで。

委　員　　沖　　清　豪　　早稲田大学　　文学学術院教授

３－２－７　内閣府

①「男女共同参画推進連携会議」議員の任期満了に伴う議員候補者の推薦について

内閣府より、連合会を通じて標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月14日開催）において、推薦期日の関係から事前に田中会長の了承を得て、８月６日付で推薦した旨の報告を行った。任期は令和３年８月16日から令和５年８月15日まで。

議　員　　髙　橋　裕　子　　津田塾大学　　大学長

３－２－８　東京都

①「女性も男性も輝くTOKYO会議」委員の辞任に伴う後任者の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月20日開催）において協議の結果、次の通り決定し、４月22日付で推薦した。任期は令和３年10月３日までの残任期間。

〔辞　任〕　田　中　優　子　　法政大学　　前総長

〔後　任〕　篠　原　聡　子　　日本女子大学　　大学長

②「女性も男性も輝くTOKYO会議」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、次の通り決定し、９月14日付で推薦した。任期は委嘱日から２年間。

委　員　　篠　原　聡　子　　日本女子大学　　大学長

③「令和３年度東京都女性活躍推進大賞審査会」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

東京都より、標記の依頼があり、第５回常務理事会（９月14日開催）において協議の結果、次の通り決定し、９月14日付で推薦した。任期は委嘱日から令和４年３月31日まで。

委　員　　篠　原　聡　子　　日本女子大学　　大学長

３－２－９　著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

①「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」委員の任期満了に伴う委員の推薦について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムより、連合会を通じて標記の依頼があり、第１回常務理事会（４月20日開催）において協議の結果、次の通り決定し、４月22日付で推薦した。任期は令和３年５月１日から令和４年３月31日まで。

委　員　　加　藤　麻　樹　　早稲田大学　　人間科学学術院教授

３－３　私大連事務局への職員派遣協力

私大連では、会員法人（大学）から研修職員を専門職として受け入れ、業務の円滑な遂行に協力を得ている。令和３年度における派遣協力は次の通りである。

教　学　支　援　課　　船　渡　裕　太　　梅村学園人事部付
〔期間：令和３年４月１日～令和４年３月31日〕

広　報　情　報　課　　水　田　悠　平　　明治大学財務部財務課
〔期間：令和３年４月１日～令和４年３月31日〕

〃　　太　田　祐　輔　　東海大学学園事務センター
人事・法務ユニット付
〔期間：令和３年４月１日～令和４年３月31日〕

３－４　私大連事務局職員

令和３年度における私大連事務局職員は次の通りである。

事務局長	坂下嬢子
事務局次長	山下隆一
総務課長兼会計課長	堀内亮子
総務会計課	千葉謙太
〃	冨永和弥
〃	阿部淑恵
教学支援課長	相坂太郎
教学支援課長代理	佐藤義文
教学支援課	萩原恵子
〃	秋濱里佳
〃	尾崎美恵子
教学支援課(出向職員)	船渡裕太
企画政策課長	横山修一
企画政策課	権藤和代
〃	石田達也
〃	佐藤諒
〃	八木明子
広報情報課長	齋藤淳
広報情報課長代理	加賀崎奈美
〃	春名貴明
広報情報課	井川絵梨子
広報情報課（出向職員）	水田悠平
〃	太田祐輔

４．令和３年度役員会・総会

４－１　常務理事会（12回開催）

第１回　　令和３年４月20日（火）　午後２時30分～３時45分

＜審議事項＞

１．令和３年度第２回（第635回）理事会の議事・日程について
２．事業担当理事等について
３．対外派遣人事について
４．事務組織規程の一部改正について

＜協議事項＞

１．「特定基金引当資産」の取扱いについて

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．令和３年度監査計画について
３．就職・採用活動の動向について
４．中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議経過について
５．採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書のとりまとめについて
６．新型コロナウイルス感染症に伴う令和３年度の大学の授業等の対応について

＜資料報告事項＞

１．日本私立大学団体連合会令和３年度事業計画及び収支予算について
２．新型コロナウイルス禍での学生への経済援助施策等に関するアンケート結果について

第２回　　令和３年５月11日（火）　午後２時30分～３時15分

＜審議事項＞

１．令和３年度第３回（第636回）理事会の議事・日程について
２．会長・理事の補欠選任について
３．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和４年度私立大学関係政府予算の考え方について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について
２．新型コロナウイルス感染症に関する私大連の要望等について
（１）新型コロナウイルス感染症に伴う授業及び感染防止対策に関する要望
（２）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望
（３）教員養成等に関する意見
３．大学入試センター運営審議会将来構想ワーキングチームの審議のとりまとめについて
４．文部科学省「ジョブ型研究インターンシップ」及び「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度」について
５．新型コロナウイルス感染症に伴う授業の取り扱い等について

＜資料報告事項＞

１．「令和３年度財務・人事担当理事者会議【第１弾】」の開催について

２．第１１期中央教育審議会委員について
３．「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増の提案に当たっての留意点について（通知）」について

第３回　　令和３年６月８日（火）　午後２時30分～３時30分
＜審議事項＞
１．令和３年度第１回（第221回・定時）総会の議事・日程について
２．令和３年度第４回（第637回）理事会の議事・日程について
３．会長の辞任に伴う後任候補者の選考結果について
４．令和２年度事業報告について
５．令和２年度収支決算について
＜協議事項＞
１．令和４年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について
２．総合政策センター政策研究部門会議のとりまとめ（中間報告）について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．令和２年度監査報告について
３．教育再生実行会議第十二次提言について
４．研究インテグリティの確保にかかる対応について
＜資料報告事項＞
１．「令和３年度学長会議（第１回）」の開催について
２．「令和３年度ＦＤ推進ワークショップ（新任専任教員向け）」の開催について
３．文部科学省「学事日程との取扱い及び遠隔授業の活用に係るＱ＆Ａ等の送付について（事務連絡）」について
４．文部科学省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に対して各大学の施設等の活用に向けた状況等について（調査）」について
５．私大連フォーラム2020「ポストコロナの大学教育のあり方～ポストコロナの学修者本位の教育～」について

第４回　　令和３年７月13日（火）　午後２時30分～３時20分
＜審議事項＞
１．令和３年度第５回（第638回）理事会の議事・日程について
２．常務理事の補欠選出投票結果について
３．日本私立大学団体連合会補欠代議員の選出投票結果について
４．顧問の委嘱について
５．参与の委嘱について
６．対外派遣人事について
＜協議事項＞
１．「新型コロナウイルス禍の影響に関する学生アンケート」の実施について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．総合政策センター政策研究部門会議「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した

新しい学びの実現～」のとりまとめについて
３．経営倫理委員会委員の補充について
４．「大学入学共通テスト」の実施時期に関する意見の提出について
５．骨太の方針2021及び内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」等の動向について
６．新型コロナウイルス感染症に関する国等の動向について
＜資料報告事項＞
１．「国際連携委員会オンラインシンポジウム」の開催について
２．「令和３年度理事長会議」の開催について
３．「令和３年度監事会議」の開催について
４．「令和３年度教学担当理事者会議」の開催について
５．「令和３年度コンシェルジュ会議」の開催について
６．文部科学省関係者名簿（令和３年７月１日現在）

第５回　令和３年９月14日（火）　午後２時30分～３時30分
＜審議事項＞
１．事業担当理事等について
２．対外派遣人事について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」へのヒアリング対応について
３．大学入学共通テストの実施時期に関する意見（最終案）の提出について
４．文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議のとりまとめについて
５．令和４年度文部科学省概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
６．令和４年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
７．令和４年度科学技術関係概算要求について
＜資料報告事項＞
１．「令和３年度国の補助金等に関する説明会（第１回)」の開催について
２．令和４年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望案について
３．総合政策センター政策研究部門会議提言「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～」の実現活動について
４．日本学生支援機構への出向派遣に関する案内について

第６回　令和３年10月５日（火）　午後２時～３時35分
＜審議事項＞
１．令和３年度第６回（第639回）理事会の議事・日程について
＜協議事項＞
１．「入会規則」の見直しの考え方について（「入会規則」等に関する検討小委員会中間報告）
＜報告事項＞
１．私費留学生等の入国緩和及び私立大学のガバナンス改革に関する要望等について
＜資料報告事項＞
１．文部科学省関係者名簿（令和３年９月27日現在）
＜懇談事項＞

１．私立大学への政府予算の考え方及びコロナ後を見据えた大学教育について

第７回　　令和３年10月19日（火）　午後２時30分～３時５分

＜審議事項＞

１．令和３年度第７回（第640回）理事会の議事・日程について

２．令和３年度第２回（第222回・秋季）総会の議事・日程について

3. 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦手続きについて

４．対外派遣人事について

＜報告事項＞

１．委員の委嘱について

２．文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」の審議経過について

３．コロナ禍における留学生交流の動向について

４．リカレント教育に関する国の支援について

＜資料報告事項＞

１．教育研究シンポジウム「ポストコロナ時代の大学教育の未来を考える～通学制と通信制の対話をとおして」の開催について

２．座談会「ポストコロナ時代の大学のあり方」のオンデマンド配信について

３．学校法人ガバナンス改革をめぐる議論に対する要望（一般社団法人キリスト教学校教育同盟）（参考）

第８回　　令和３年11月２日（火）　午後２時～３時40分

＜審議事項＞

１．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和４年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

２．令和４年度役員会等の開催日程及び令和４年新年交歓会の取扱いについて

＜報告事項＞

１．「ポストコロナ時代の大学のあり方」の図書館部分の記述に関する対応について

２．文部科学省「中央教育審議会大学分科会大学院部会」の審議経過について

３．大学入試に関する最新の動向について

＜資料報告事項＞

１．令和４年度私大連事務局への出向依頼について

２．「令和３年度財務・人事担当理事者会議【秋季】」の開催について

３．私大連の私費留学生等の入国緩和の要望に関する新聞記事等（参考）

第９回　　令和３年12月14日（火）　午後３時30分～５時10分

＜審議事項＞

１．令和３年度第８回（第641回）理事会の議事・日程について

２．対外派遣人事について

＜協議事項＞

１．令和４年度事業申請及び新たな課題への対応について

＜報告事項＞
１．大学ポートレート「大学個別データの公表・活用（共有)」について
２．令和３年度補正予算及び令和４年度私立大学関係政府予算の動向について
３．私大連の意見及びヒアリング対応と国等の動向について
（１）ガバナンス関係
・団体連合会及び短期大学協会の声明（12/6)
・学校法人ガバナンス改革会議のとりまとめ（確定版、12/3）
（２）留学生の入国関係
・文部科学省「水際対策強化に伴う対応に関するタスクフォース」へのヒアリング（12/10）
（３）教育未来創造会議
（４）特定研究大学制度（仮称）について
＜資料報告事項＞
１．学校法人日本大学への対応の公表について
＜懇談事項＞
１．コロナ禍における対応について
（１）３回目のワクチン接種に関する大学の体制について
（２）留学生の出入国等について
（３）その他

第10回　令和４年２月１日（火）　午後３時30分～５時10分
＜審議事項＞
１．令和３年度第９回（第642回）理事会の議事・日程について
２．対外派遣人事について
＜報告事項＞
１．委員の委嘱について
２．大学拠点接種に関するヒアリング対応について
３．東京23区の大学の定員抑制に関する対応について
４．教育未来創造会議について
＜懇談事項＞
１．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」への意見集約について

第11回　令和４年２月１５日（火）　午後２時30分～３時30分
＜審議事項＞
１．令和３年度第10回（第643回）理事会の議事・日程について
２．令和３年度第３回（第223回・春季）総会の議事・日程について
３．対外派遣人事について
＜協議事項＞
１．令和４年度事業計画案について
２．令和４年度収支予算案について
＜報告事項＞
１．理事の定数にかかる対応について
２．私大連の意見提出・ヒアリング対応等について

（１）大学拠点接種（３回目）に関するヒアリングへの対応
（２）外国人留学生等の入国及び水際対策に関する要望
（３）教育未来創造会議ワーキング・グループへの意見
３．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」への意見提出について
４．中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」の審議経過について
５．一般社団法人日本経済団体連合会提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進―主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて―」について
６．日本学術振興会「学術システム研究センター研究員」の募集等について
７．「世界と伍する研究大学の在り方について（最終まとめ案）」及び「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」について
＜資料報告事項＞
１．令和４年度大学経営人材の養成に関する事業（各種研修）及び学生支援研究会議の開催日程等について

第12回　　令和４年３月１日（火）　午後３時30分～５時20分
＜審議事項＞
１．令和４年度第１回（第644回）理事会の議事・日程について
２．学校法人東京医科大学（設置大学：東京医科大学）の会員入会申込みを理事会に提出することの可否について
３．令和４年度事業計画案について
４．令和４年度収支予算案について
５．入会規則の一部改正及び入会に関する細則の制定について
６．文書稟議規程の一部改正について
７．対外派遣人事について
８．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の選出手続について
＜協議事項＞
１．学校法人日本大学への対応について
＜報告事項＞
１．学校法人ガバナンス改革に関する最新動向について
２．留学生等の入国に関する最新動向について

４－２　理事会（10回開催）

第634回　　令和３年４月20日（火）　午後３時30分～５時
＜報告事項＞
１．事業担当理事等について
２．事務組織規程の一部改正について
３．令和３年度監査計画について
４．就職・採用活動の動向について
５．中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議経過について
６．採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書のとりまとめについて

＜資料報告事項＞
１．日本私立大学団体連合会令和３年度事業計画及び収支予算について
２．新型コロナウイルス禍での学生への経済援助施策等に関するアンケート結果について

第635回　令和３年５月11日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．会長・理事の補欠選任について
＜協議事項＞
１．令和４年度私立大学関係政府予算の考え方について
＜報告事項＞
１．　新型コロナウイルス感染症に関する私大連の要望等について
（１）新型コロナウイルス感染症に伴う授業及び感染防止対策に関する要望
（２）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望
（３）教員養成等に関する意見
２．大学入試センター運営審議会将来構想ワーキングチームの審議のとりまとめについて
３．文部科学省「ジョブ型研究インターンシップ」及び「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度」について
＜資料報告事項＞
１．「令和３年度財務・人事担当理事者会議【第１弾】」の開催について
２．第11期中央教育審議会委員について
３．「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増の提案に当たっての留意点について（通知）」について
４．新型コロナウイルス感染症に伴う授業の取り扱い等について

第636回　令和３年６月８日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
１．令和３年度第１回（第221回・定時）総会の議事・日程について
２．会長の辞任に伴う後任者の選定について
３．常務理事の選定手続きについて
４．日本私立大学団体連合会補欠代議員の選出手続きについて
５．令和２年度事業報告について
６．令和２年度収支決算について
＜協議事項＞
１．令和４年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について
＜報告事項＞
１．令和２年度監査報告について
２．教育再生実行会議第十二次提言について
３．研究インテグリティの確保にかかる対応について
＜資料報告事項＞
１．「令和３年度学長会議（第１回）」の開催について
２．「令和３年度ＦＤ推進ワークショップ（新任専任教員向け）」の開催について
３．文部科学省「学事日程との取扱い及び遠隔授業の活用に係るＱ＆Ａ等の送付について（事務連

絡)」について
4．文部科学省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に対して各大学の施設等の活用に向けた状況等について（事務連絡)」について
5．私大連フォーラム2020「ポストコロナの大学教育のあり方～ポストコロナの学修者本位の教育～」について

第637回　令和３年７月13日（火）　午後３時30分～５時
＜審議事項＞
1．常務理事の補欠選定について
2．日本私立大学団体連合会補欠代議員の選出について
3．顧問の委嘱について
4．参与の委嘱について
＜報告事項＞
1．総合政策センター政策研究部門会議「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～」のとりまとめについて
2．経営倫理委員会委員の補充について
3．大学入学共通テストの実施時期に関する意見の提出について
4．骨太の方針2021及び内閣府「総合科学技術・イノベーション会議」等の動向について
5．新型コロナウイルス感染症に関する国等の動向について
＜資料報告事項＞
1．「国際連携委員会オンラインシンポジウム」の開催について
2．「令和３年度理事長会議」の開催について
3．「令和３年度監事会議」の開催について
4．「令和３年度教学担当理事者会議」の開催について
5．「令和３年度コンシェルジュ会議」の開催について
6．文部科学省関係者名簿（令和３年７月１日現在）

第638回　令和３年９月14日（火）　午後３時30分～５時
＜報告事項＞
1．事業担当理事等について
2．文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」へのヒアリング対応について
3．大学入学共通テストの実施時期に関する意見（最終案）の提出について
4．文部科学省「大学入試のあり方に関する検討会議」の審議のとりまとめについて
5．令和４年度文部科学省概算要求及び私立大学関係税制改正要望について
6．令和４年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進等に関する概算要求について
＜資料報告事項＞
1．「令和３年度国の補助金等に関する説明会（第１回)」の開催について
2．令和４年度私立大学関係政府予算要望及び税制改正要望案について
3．総合政策センター政策研究部門会議提言「ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～」の実現活動について
4．日本学生支援機構への出向派遣に関する案内について

第639回　　令和３年10月19日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．令和３年度第２回（第222回・秋季）総会の議事・日程について

2. 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦手続きについて

＜協議事項＞

１．「入会規則」の見直しの考え方について（「入会規則」等に関する検討小委員会中間報告）

＜報告事項＞

１．私費留学生等の入国緩和及び私立大学のガバナンス改革に関する要望等について

２．文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」の審議経過について

３．コロナ禍における留学生交流の動向について

＜資料報告事項＞

１．教育研究シンポジウム「ポストコロナ時代の大学教育の未来を考える～通学制と通信制の対話をとおして」の開催について

２．座談会「ポストコロナ時代の大学のあり方」のオンデマンド配信について

３．学校法人ガバナンス改革をめぐる議論に対する要望（一般社団法人キリスト教学校教育同盟）（参考）

第640回　　令和３年11月30日（火）　午後１時30分～２時15分

＜審議事項＞

１．理事の補欠選任について

＜協議事項＞

１．令和４年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

＜報告事項＞

１．令和３年度事業実施経過概要について

２．令和３年度監査（期中）の報告について

３．学校法人日本大学（設置大学：日本大学）への対応について

４．日本私立大学連盟『私立大学ガバナンス・コード』について及び経営委員会報告『新型コロナウイルス禍の学校法人と私立大学』について

５．「ポストコロナ時代の大学のあり方」の図書館部分の記述に関する対応について

６．中央教育審議会等の審議動向について

７．留学生等の入国に関する最新動向について

８．学校法人ガバナンス改革に関する最新動向について

＜資料報告事項＞

１．令和３年度私大連事業の開催について

２．令和４年度新年交歓会の開催について

３．令和４年度私大連事務局への出向依頼について

４．産業教育の振興に関する要望書（専門高校の充実に関する要望書）について

５．国家公務員の再就職等規制について

第641回　　令和４年１月11日（火）　午後１時30分～３時40分

＜協議事項＞

１．令和４年度理事会等の開催日程について

＜報告事項＞

１．大学設置・学校法人審議会大学設置分科会並びに同審議会学校法人分科会委員の任期満了に伴う後任候補者の推薦について

２．学校法人ガバナンス改革及び留学生の入国に関する私大連の対応について

３．令和４年度私立大学関係政府予算案について

（１）令和４年度私学助成に関する政府予算案及び税制改正結果について

（２）令和４年度国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進に関する政府予算案について

（３）地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージについて

４．学校法人ガバナンス改革に関する最新動向について

５．留学生の出入国等に関する最新動向について

６．令和４年度大学入学者選抜の動向について

＜資料報告事項＞

１．学校法人日本大学への対応の公表について

２．令和３年度国の補助金等に関する説明会（第２回）のオンデマンド開催について

３．私立大学を取り巻く国等の動向について

第642回　　令和４年２月15日（火）　午後３時30分～５時

＜審議事項＞

１．令和３年度第３回（第223回・春季）総会の議事・日程について

＜協議事項＞

１．「特定基金引当資産」の取扱いについて

２．令和４年度事業計画案について

３．令和４年度収支予算案について

＜報告事項＞

１．理事の定数にかかる対応について

２．私大連の意見提出・ヒアリング対応等について

（１）大学拠点接種（３回目）に関するヒアリングへの対応

（２）外国人留学生等の入国及び水際対策に関する要望

（３）教育未来創造会議ワーキング・グループへの意見

３．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」への意見提出について

４．中央教育審議会大学分科会「質保証システム部会」の審議経過について

５．一般社団法人日本経済団体連合会提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進―主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて―」について

６．日本学術振興会「学術システム研究センター研究員」の募集等について

＜資料報告事項＞

１．令和４年度大学経営人材の養成に関する事業（各種研修）及び学生支援研究会議の開催日程等について

第643回　　令和４年３月22日（火）　午後１時30分～２時15分

＜審議事項＞

１．令和４年度事業計画案について

２．令和４年度収支予算案について
３．入会規則の一部改正及び入会に関する細則の制定について
４．日本私立大学団体連合会代議員・会計監事の任期満了に伴う後任者の選出手続きについて
＜報告事項＞
１．文書稟議規程の一部改正について
２．学校法人日本大学への対応について
３．総合政策センタープロジェクト「学生への経済支援実態アンケート調査結果（速報)」について
４．経営委員会情報公開検討分科会「私立大学の情報公表―自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から―【最終報告】」について
５．国際連携委員会報告について
６．理工系分野の教育研究推進プロジェクト「社会の発展を支える私立大学理工系分野～教育の充実に向けた課題と取組～」について
７．留学生の出入国等に関する最新動向について
８．中央教育審議会の審議経過について
９．文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」の審議経過について
＜資料報告事項＞
１．私大連フォーラム2021の開催について
２．学校法人のガバナンス改革に関する説明会　私立学校のガバナンス強化―学校法人制度改革特別委員会の結論―

４－３　総会（３回開催）

第221回総会（定時）　令和３年６月29日（火）　午後２時30分～５時10分
＜審議事項＞
第一号議案　理事の補欠選任の件
第二号議案　令和２年度収支決算の承認を求める件
＜協議事項＞
第一号　令和４年度私立大学関係政府予算要望案及び税制改正要望案について
第二号　総合政策センター政策研究部門会議のとりまとめ（中間報告）について
＜報告事項＞
第一号　会長の交代について
第二号　令和２年度事業報告について
第三号　新型コロナウイルス感染症に関する私大連の要望等について
（１）新型コロナウイルス感染症に伴う授業及び感染防止対策に関する要望
（２）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望
第四号　新型コロナウイルス感染症に関する国等の最新動向について
第五号　教育再生実行会議のとりまとめ及び中央教育審議会等の動向について
第六号　留学生の出入国の最新動向及び大学の国際化政策について
第七号　令和４年度大学入学者選抜の実施及び「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討経過について

＜資料報告事項＞

１．令和３年度監査計画について

２．採用と大学教育の未来に関する産学協議会報告書のとりまとめについて

３．令和３年度の私大連事業の開催について

４．令和２年度「新型コロナウイルス禍での学生への経済援助施策等に関するアンケート」結果について

５．『Annual Report 2021―令和２年度の活動と財務状況』の刊行について

６．日本私立大学団体連合会令和３年度事業計画及び収支予算について

第222回総会（秋季）　令和３年11月30日（火）　午後２時30分～５時

＜審議事項＞

第一号議案　理事の補欠選任の件

第二号議案　顧問の委嘱の件

＜協議事項＞

第一号　「入会規則」の見直しの考え方について（「入会規則」等に関する検討小委員会中間報告）

＜報告事項＞

第一号　令和４年度事業策定に向けた方針及び新たな課題への対応について

第二号　令和３年度事業実施経過概要について

第三号　令和３年度監査（期中）の報告について

第四号　学校法人日本大学（設置大学：日本大学）への対応について

第五号　私大連の意見提出・ヒアリング対応及び実現活動について

（１）予算・税制改正要望

・自民党「文部科学部会」ヒアリング（8/25）

・私立大学の振興に関する協議会（拡大）の開催（11/16）

（２）大学入試関係

・文部科学省　大学入学者選抜協議会への意見（７月）

（３）ガバナンス関係

・文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」へのヒアリング対応（9/9）

・文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」への意見再提出（10月）

・自民党「文部科学部会」ヒアリング（11/29）

（４）私費留学生等の入国緩和に関する要望（９月、10月）

（５）ポストコロナ時代の大学のあり方

・内閣府　規制改革推進会議「子育て・教育・働き方WG」ヒアリング（11/17）

第六号　日本私立大学連盟『私立大学ガバナンス・コード』について及び経営委員会報告『新型コロナウイルス禍の学校法人と私立大学』について

第七号　「ポストコロナ時代の大学のあり方」の図書館部分の記述に関する対応について

第八号　中央教育審議会等の審議動向について

第九号　留学生等の入国に関する最新動向について

第十号　学校法人ガバナンス改革に関する最新動向について

＜資料報告事項＞

１．事業担当理事等について

２．令和３年度私大連事業の開催について

３．令和４年新年交歓会の開催について
４．令和４年度私大連事務局への出向依頼について
５．座談会「ポストコロナ時代の大学のあり方」のオンデマンド配信について
６．産業教育の振興に関する要望書（専門高校の充実に関する要望書）について
７．国家公務員の再就職等規制について

第223回総会（春季）　令和４年３月22日（火）　午後２時30分～５時

＜審議事項＞
第一号議案　令和４年度事業計画決定の件
第二号議案　令和４年度収支予算決定の件
第三号議案　入会規則の一部改正の件
＜報告事項＞
第一号　入会に関する細則の制定について
第二号　理事の定数にかかる対応について
第三号　「特定基金引当資産」の取扱いについて
第四号　学校法人日本大学への対応について
第五号　私大連の意見提出・ヒアリング対応及び実現活動について
（１）ウクライナ侵攻に関する声明
（２）留学生の入国に関する対応
（３）ガバナンス改革に関する対応
（４）政府「教育未来創造会議ＷＧ」のヒアリング対応
（５）大学拠点接種に関するヒアリング対応
第六号　総合政策センタープロジェクト「学生への経済支援実態アンケート調査結果（速報）」について
第七号　経営委員会情報公開検討分科会「私立大学の情報公表―自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の観点から―【最終報告】」について
第八号　国際連携委員会報告について
第九号　理工系分野の教育研究推進プロジェクト「社会の発展を支える私立大学理工系分野～教育の充実に向けた課題と取組～」について
第十号　留学生の出入国等に関する最新動向について
第十一号　中央教育審議会の審議経過について
第十二号　文部科学省「学校法人制度改革特別委員会」の審議経過について
＜資料報告事項＞
１．令和４年度総会等の日程について
２．令和４年度大学経営人材の養成に関する事業（各種研修）及び学生支援研究会議の開催日程等について
３．一般社団法人日本経済団体連合会提言「新しい時代に対応した大学教育改革の推進―主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて―」について
４．私大連フォーラム2021の開催について
５．学校法人のガバナンス改革に関する説明会　私立学校のガバナンス強化―学校法人制度改革特別委員会の結論―

５．日本私立大学連盟会員並びに会員代表者名簿

令和4年3月31日現在（会員名 ABC順）

会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職	会員名	設置大学名	会員代表者	学内役職
愛知大学	愛知大学	川　井　伸　一	理事長・大学長	武蔵野美術大学	武蔵野美術大学	長　澤　忠　徳	大学長
亜細亜学園	亜細亜大学	永　綱　憲　悟	大学長	武蔵野大学	武蔵野大学	西　本　照　真	大学長
暁学園	四日市大学	喜　岡　　渉	理事長	名古屋学院大学	名古屋学院大学	因　田　義　男	理事長
	四日市看護医療大学			中村産業学園	九州産業大学	北　島　己佐吉	大学長
青葉学園	東京医療保健大学	田　村　哲　夫	理事長	中内学園	流通科学大学	中　内　　潤	理事長・大学長
青山学院	青山学院大学	阪　本　　浩	大学長	南山学園	南山大学	ロバート・キサラ	大学長
跡見学園	跡見学園女子大学	山　崎　一　穎	理事長	根津育英会武蔵学園	武蔵大学	山　崎　哲　哉	大学長
梅花学園	梅花女子大学	小　坂　賢一郎	理事長	日本大学	日本大学	加　藤　直　人	大学長
文教大学学園	文教大学	中　島　　滋	大学長	日本女子大学	日本女子大学	篠　原　聡　子	大学長
文理佐藤学園	西武文理大学	小　尾　敏　夫	大学長	日通学園	流通経済大学	野　尻　俊　明	理事長・大学長
筑紫女学園	筑紫女学園大学	杣　山　眞　乗	理事長	ノートルダム清心学園	ﾉｰﾄﾙﾀﾞﾑ清心女子大学	津　田　　葵	大学長
中央大学	中央大学	河　合　　久	大学長	大阪学院大学	大阪学院大学	白　井　元　康	総長
大東文化学園	大東文化大学	内　藤　二　郎	大学長	大阪医科薬科大学	大阪医科大学	植　木　　實	理事長
獨協学園	獨協大学	吉　田　謙一郎	理事長		大阪薬科大学		
	獨協医科大学			大阪女学院	大阪女学院大学	錦　織　一　郎	理事長
	姫路獨協大学			追手門学院	追手門学院大学	川　原　俊　明	理事長
同志社	同志社大学	植　木　朝　子	同志社大学学長	立教学院	立教大学	西　原　廉　太	大学総長
	同志社女子大学			立正大学学園	立正大学	吉　川　　洋	大学長
フェリス女学院	フェリス女学院大学	鈴　木　佳　秀	学院長	立命館	立命館大学	仲　谷　善　雄	総長 立命館大学学長
福岡大学	福岡大学	朔　　啓二郎	大学長		立命館アジア太平洋大学		
福岡女学院	福岡女学院大学	片　野　光　男	理事長	龍谷大学	龍谷大学	入　澤　　崇	大学長
	福岡女学院看護大学			聖学院	聖学院大学	清　水　正　之	理事長・大学長
学習院	学習院大学	荒　川　一　郎	学習院大学学長	成城学園	成城大学	戸　部　順　一	大学長
	学習院女子大学			聖カタリナ学園	聖カタリナ大学	ホビノ・サンミゲル	大学長
白鷗大学	白鷗大学	北　山　　修	大学長	成蹊学園	成蹊大学	北　川　　浩	大学長
阪南大学	阪南大学	田　上　博　司	大学長	西南学院	西南学院大学	ギャーリ　バークレー	理事長・大学長
広島女学院	広島女学院大学	三　谷　高　康	院長・大学長	聖路加国際大学	聖路加国際大学	堀　内　成　子	大学長
法政大学	法政大学	廣　瀬　克　哉	総長	清泉女子大学	清泉女子大学	佐　伯　孝　弘	大学長
兵庫医科大学	兵庫医科大学	太　城　力　良	理事長	聖心女子学院	聖心女子大学	髙　祖　敏　明	大学長
	兵庫医療大学			専修大学	専修大学	佐々木　重　人	専修大学学長
稲置学園	金沢星稜大学	篠　崎　尚　夫	大学長		石巻専修大学		
実践女子学園	実践女子大学	山　本　章　正	理事長	芝浦工業大学	芝浦工業大学	鈴　見　健　夫	理事長
上智学院	上智大学	曄　道　佳　明	大学長	真宗大谷学園	大谷大学	木　越　　康	大学長
城西大学	城西大学	上　原　　明	理事長	白百合学園	白百合女子大学	髙　山　貞　美	白百合女子大学学長
	城西国際大学				仙台白百合女子大学		
順天堂	順天堂大学	新　井　　一	大学長	昭和女子大学	昭和女子大学	坂　東　眞理子	理事長
海星女子学院	神戸海星女子学院大学	石　原　敬　子	大学長	修道学園	広島修道大学	三　上　貴　教	大学長
関西大学	関西大学	芝　井　敬　司	理事長	創価大学	創価大学	馬　場　善　久	大学長
関西学院	関西学院大学	村　田　　治	大学長	園田学園	園田学園女子大学	川　島　明　子	大学長
関東学園	関東学園大学	松　平　正　久	理事長・学園長	大正大学	大正大学	髙　橋　秀　裕	大学長
関東学院	関東学院大学	規　矩　大　義	理事長	拓殖大学	拓殖大学	鈴　木　昭　一	大学長
慶應義塾	慶應義塾大学	伊　藤　公　平	塾長	天理大学	天理大学	永　尾　教　昭	大学長
恵泉女学園	恵泉女学園大学	廣　瀬　　薫	学園長	東邦大学	東邦大学	炭　山　嘉　伸	理事長
敬和学園	敬和学園大学	山　田　耕　太	大学長	東北学院	東北学院大学	大　西　晴　樹	院長・大学長
神戸女学院	神戸女学院大学	中　野　敬　一	大学長	東北公益文科大学	東北公益文科大学	神　田　直　弥	大学長
皇學館	皇學館大学	小　串　和　夫	理事長	東海大学	東海大学	松　前　義　昭	理事長
國學院大学	國學院大学	針　本　正　行	大学長	常磐大学	常磐大学	富　田　敬　子	大学長
国際武道大学	国際武道大学	松　前　義　昭	理事長	東京女子大学	東京女子大学	茂　里　一　紘	大学長
国際基督教大学	国際基督教大学	岩　切　正一郎	大学長	東京女子医科大学	東京女子医科大学	岩　本　絹　子	理事長
駒澤大学	駒澤大学	各　務　洋　子	大学長	東京経済大学	東京経済大学	岡　本　英　男	大学長
甲南学園	甲南大学	長　坂　悦　敬	理事長	東京国際大学	東京国際大学	倉　田　信　靖	理事長・総長
久留米大学	久留米大学	永　田　見　生	理事長	東京農業大学	東京農業大学	大　澤　貫　寿	理事長
共立女子学園	共立女子大学	川久保　　清	大学長		東京情報大学		
京都産業大学	京都産業大学	黒　坂　　光	大学長	東京歯科大学	東京歯科大学	井　出　吉　信	理事長・大学長
京都精華大学	京都精華大学	石　田　　涼	理事長	東洋大学	東洋大学	矢　口　悦　子	大学長
京都橘学園	京都橘大学	日比野　英　子	大学長	東洋英和女学院	東洋英和女学院大学	池　田　明　史	大学長
松山大学	松山大学	新　井　英　夫	理事長・大学長	東洋学園	東洋学園大学	愛　知　太　郎	理事長
松山東雲学園	松山東雲女子大学	髙　橋　圭　三	大学長	トヨタ学園	豊田工業大学	保　立　和　夫	大学長
明治大学	明治大学	大六野　耕　作	大学長	津田塾大学	津田塾大学	髙　橋　裕　子	大学長
明治学院	明治学院大学	村　田　玲　音	大学長	梅村学園	中京大学	梅　村　清　英	総長・理事長・学長
宮城学院	宮城学院女子大学	末　光　眞　希	大学長	和光学園	和光大学	半　谷　俊　彦	大学長
桃山学院	桃山学院大学	牧　野　丹奈子	桃山学院大学学長	早稲田大学	早稲田大学	田　中　愛　治	総長
	桃山学院教育大学			山梨英和学院	山梨英和大学	小　野　興　子	理事長

６．令和３年度各種委員会委員一覧

◎委員長・センター長・部門長
○副委員長・副センター長
△専門委員
□特別委員
☆研究員
※分科会長

総合政策センター企画会議

◎	村田　治	関西学院	大学長
○	曄道佳明	上智学院	大学長
	河合　久	中央大学	大学長
	廣瀬克哉	法政大学	総長
	伊藤公平	慶應義塾	塾長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	(鈴木佳秀	フェリス女学院	学院長〔私大連監事〕)
	(ロバート キサラ	南山学園	大学長〔私大連監事〕)
	(川島明子	園田学園	大学長〔私大連監事〕)

総合政策センター政策研究部門会議

◎	廣瀬克哉	法政大学	総長（令和３年９月就任）
□	田中優子	法政大学	名誉教授、前総長
	圓月勝博	同志社	学長補佐、文学部教授
	倉林眞砂斗	城西大学	城西国際大学副学長
	渡部直樹	慶應義塾	常任理事（令和３年５月辞任）
	千田憲孝	慶應義塾	学生総合センター長、理工学部教授（令和３年９月辞任）
	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授（令和３年６月就任）
	油井雄二	成城学園	学園長
	大野髙裕	早稲田大学	理工学術院教授

総合政策センタープロジェクト

◎	村田　治	関西学院	大学長
	日下田岳史	大正大学	人間学部専任講師
□	小林雅之	桜美林大学	国際学術研究科教授
□	濱中義隆	国立教育政策研究所	高等教育研究部総括研究官
□	下山　朗	大阪経済大学	経済学部教授
☆	宮里翔大	桜美林大学	大学院国際学研究科博士後期課程

広報・情報委員会

担当理事　植木朝子

◎	加藤邦治	早稲田大学	総長室副室長
	鈴木正也	愛知大学	企画部長
	今西　覚	同志社	広報部広報課長
	音　好宏	上智学院	文学部教授
	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室
	立石　肇	西南学院	本部総合企画部長
	伊藤豪浩	津田塾大学	総務課長

広報・情報委員会大学時報分科会

◎	音　好宏	上智学院	文学部教授
	松田美佐	中央大学	文学部教授
	小島隆久	同志社	同志社女子大学広報部広報室長
	須藤智徳	法政大学	多摩事務部学務課課長
	中山　映	上智学院	総務局ＳＧＵ事業推進室長
	依藤康正	関西大学	総合企画室広報課長
	横川　修	関西学院	広報室長
	田上雅徳	慶應義塾	学生部長・学生総合センター長、法学部教授
	江津英昭	明治大学	経営企画部広報課長
	兼高聖雄	日本大学	芸術学部教授（令和３年11月辞任）
	長野　香	立教学院	広報室長
	青柳　祐	立命館	学生部スポーツ強化オフィス課長（令和３年５月辞任）
	立岩健一	立命館	総合企画部広報課長（令和３年６月就任）
	山田健太	専修大学	文学部教授
	高橋慈海	大正大学	魅力化推進部長
	大谷奈緒子	東洋大学	社会学部教授
	鈴木宏隆	早稲田大学	広報室長

広報・情報委員会コンシェルジュ分科会

◎	伊藤豪浩	津田塾大学	総務課長
	植田光雄	関西大学	学長室学長課課長
	江頭麻美	共立女子学園	財務課
	津田雅世	中内学園	理事長室兼広報室次長
	岩城健児	創価大学	企画部企画広報課長
	相澤孝明	東北学院	学長室政策支援ＩＲ課課長補佐
	原　理仁	梅村学園	学園経営戦略部課長

広報・情報委員会情報分科会

◎	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室
	行川恭央	獨協学園	国際交流センター事務課長
	石田弘樹	追手門学院	追手門学院大手前中・高等学校事務室事務長代理

公財政政策委員会　　担当理事　曄道佳明

◎	油井雄二	成城学園	理事長、学園長
	廣瀬克哉	法政大学	総長
	村田　治	関西学院	大学長
	山岸広太郎	慶應義塾	常任理事
	山田耕太	敬和学園	大学長
	武智浩二	國學院大学	事務局長
	佐野浩一	大阪医科薬科大学	大学長
	岡本英男	東京経済大学	大学長
	宮島英昭	早稲田大学	常任理事、商学学術院教授

教育研究委員会　　担当理事　芝井敬司

◎	圓月勝博	同志社	学長補佐、文学部教授

	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	藤村正之	上智学院	総合人間科学部教授
	巳波弘佳	関西学院	副学長、理工学部教授
	松浦良充	慶應義塾	常任理事
	尾近裕幸	國學院大学	理事、経済学部教授
	藤井洋子	日本女子大学	文学部教授
	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	古満伊里	修道学園	副学長
	中村雅章	梅村学園	中京大学副学長（教育担当）
	沖　清豪	早稲田大学	文学学術院教授
△	神澤信行	上智学院	入学センター長、理工学部教授
△	本郷真紹	立命館	理事補佐、文学部教授
△	狩谷あゆみ	修道学園	入学センター長、人文学部教授
△	棚橋　聡	梅村学園	企画局長

教育研究委員会ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

◎	沖　裕貴	立命館	教育・学修支援センター副センター長、教育開発推進機構教授
	今津敏晃	亜細亜学園	法学部准教授
	豊口和士	文教大学学園	教育研究推進センター次長、文学部教授
	川上忠重	法政大学	大学評価室長、理工学部教授
	川西　諭	上智学院	経済学部教授
	岩﨑千晶	関西大学	教育推進部准教授
	耳野健二	京都産業大学	現代社会学部教授
	三浦英俊	南山学園	理工学部教授
	福田　敦	日本大学	理工学部教授（令和３年11月辞任）
	清水栄子	追手門学院	基盤教育機構・教育開発センター 准教授
	長谷川岳史	龍谷大学	経営学部長、経営学部教授
	浅若裕彦	真宗大谷学園	国際学部教授
	望月雅光	創価大学	経営学部副学部長、経営学部教授
	伊鹿倉正司	東北学院	経済学部教授
	田島　祥	東海大学	スチューデントアチーブメントセンターサブマネージャー
	三浦　健	東洋大学	生命科学部准教授

学生委員会　　担当理事　田　中　愛　治（令和３年９月辞任）
伊　藤　公　平（令和３年10月就任）

◎	千田憲孝	慶應義塾	理工学部教授（令和３年９月辞任）
◎	池谷知明	早稲田大学	学生部長、社会科学総合学術院教授（令和3年10月就任）
	高橋豊治	中央大学	商学部教授（令和３年５月辞任）
	鳥居伸好	中央大学	副学長（学生総合支援担当）、学生部長、経済学部教授（令和３年６月就任）
	下楠昌哉	同志社	学生支援センター所長、文学部教授
	栫井昌邦	福岡大学	学生部長、経済学部教授
	福武慎太郎	上智学院	学生センター長、総合グローバル学部教授
	松村吉信	関西大学	学生センター所長、化学生命工学部教授
	本郷　亮	関西学院	学生支援機構副機構長（学生部長）、経済学部教授
	田上雅徳	慶應義塾	学生総合センター長、法学部教授（令和3年10月就任）
	浜本牧子	明治大学	学生部長、農学部教授

	北　條　英　勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	豊　島　明　子	南　山　学　園	学生部長、法務研究科教授
	安　達　栄　司	立　教　学　院	学生部長、法学部教授
	佐々木　　宏	立　教　学　院	キャリアセンター部長、経営学部教授
	河　原　典　史	立　　命　　館	学生部長、文学部教授

学生委員会奨学金等分科会

※	高　橋　豊　治	中　央　大　学	商学部教授（令和３年５月辞任）
※	鳥　居　伸　好	中　央　大　学	副学長(学生総合支援担当)、学生部長、経済学部教授（令和３年６月就任）
	柏　木　宏　江	中　央　大　学	前学生部事務室奨学課課長（令和３年６月辞任）
	芝　沼　康　寛	中　央　大　学	学生部事務室奨学課課長（令和３年７月就任）
	高　橋　尚　人	法　政　大　学	前学生センター厚生課長（令和３年５月辞任）
	大　髙　美由紀	法　政　大　学	学生センター厚生課長（令和３年６月就任）
	加　来　信　人	慶　應　義　塾	学生部福利厚生支援担当課長
	石　田　潤　子	立　教　学　院	学生部学生課担当課長（令和３年５月辞任）
	伊　藤　由　巳	立　教　学　院	学生部学生課担当課長（令和３年６月就任）
	古　島　夏　樹	立　　命　　館	前学生部衣笠学生オフィス（令和３年５月辞任）
	五　坪　智　彰	立　　命　　館	学生部衣笠学生オフィス課長（令和３年６月就任）
	矢古宇　克　昌	早稲田大学	学生部奨学課長

学生委員会キャリア・就職支援分科会

※	佐々木　　宏	立　教　学　院	キャリアセンター部長、経営学部教授
	蓑　輪　靖　博	福　岡　大　学	就職・進路支援センター長、法学部教授
	藤　野　吉　成	法　政　大　学	キャリアセンター部長
	小　林　　剛	関　西　大　学	キャリアセンター所長・文学部教授
	久　保　秀　雄	京都産業大学	法学部准教授・キャリア教育センター
	佐　藤　　和	慶　應　義　塾	就職部長、商学部教授
	小　林　宣　子	明　治　大　学	就職キャリア支援部就職キャリア支援事務長
	紀　國　　洋	立　　命　　館	キャリアセンター部長、経済学部教授
	諸　橋　信　秀	早稲田大学	キャリアセンター長

学生委員会学生生活実態調査分科会

※	北　條　英　勝	武蔵野大学	副学長、人間科学部教授
	鳴　川　義　雄	梅　村　学　園	学事局学生支援部長
	林　　永　周	立　　命　　館	経営学部准教授
	阿　藤　正　道	専　修　大　学	学生部長、商学部教授
	岩　崎　日出男	園　田　学　園	教学支援部長、人間健康学部教授
	米　山　真　子	東　洋　大　学	学生部次長

国際連携委員会　　担当理事　岩　切　正一郎

◎	倉　林　眞砂斗	城　西　大　学	城西国際大学副学長
	川　端　朋　広	愛　知　大　学	学長補佐・経済学部教授
	長　澤　慶　幸	同　　志　　社	国際連携推進機構国際センター留学生課長
	日　野　好　幸	法　政　大　学	グローバル教育センター事務部次長
	佐　藤　和　美	上　智　学　院	学事局グローバル教育推進室室長

	藤田髙夫	関西大学	副学長・国際部長
	廣田純子	慶應義塾	前学生部国際交流支援グループ課長 （令和３年５月辞任）
	矢向明子	慶應義塾	前学生部国際交流支援グループ課長 （令和３年６月就任12月辞任）
	岡　宏美	慶應義塾	学生部国際交流支援グループ課長 （令和４年１月就任）
	三谷真澄	龍谷大学	国際学部長・国際学部教授
	佐伯孝夫	拓殖大学	国際部長
	山田英貴	早稲田大学	国際部国際課長

経営倫理委員会

◎	村田　治	関西学院	大学長
○	曄道佳明	上智学院	大学長
	植木朝子	同志社	大学長
	芝井敬司	関西大学	理事長
	岩切正一郎	国際基督教大学	大学長
	大六野耕作	明治大学	大学長
	入澤　崇	龍谷大学	大学長
	三上貴教	修道学園	大学長
	松前義昭	東海大学	理事長
	茂里一紘	東京女子大学	大学長

経営委員会　　担当理事　西　原　廉　太　（令和３年９月就任）

◎	奥村陽一	立命館	常務理事（財務担当）、経営管理研究科教授 （令和３年６月就任）
	髙木幸二	福岡女学院	常任理事・事務局長
	北川雄光	慶應義塾	常任理事（令和３年６月就任）
	出見世信之	明治大学	商学部長
	原　徹	桃山学院	大学統括部長
	角田憲良	日本大学	芸術学部事務局次長（令和３年10月辞任）
	上森啓史	追手門学院	常務理事
	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	髙木龍一郎	東北学院	常任理事、弁護士

大学ガバナンス検討分科会

※	大柳康司	専修大学	経営学部教授
	石原　修	青山学院	監事
	出見世信之	明治大学	商学部長
	高辻智長	明治学院	学長室次長兼総合企画室次長

情報公開検討分科会

※	出見世信之	明治大学	商学部長
	山田礼子	同志社	社会学部教授
	高辻智長	明治学院	学長室次長兼総合企画室次長
	原　徹	桃山学院	大学統括部長
	大槻洋平	立教学院	総長室教学改革課
	萬歳寛之	早稲田大学	法学学術院教授、法学研究科教務主任

人事労務検討分科会

※	髙木　龍一郎	東北学院	常任理事、弁護士
	柘植　　敏	中央大学	人事部人事課長
	足立　好宏	京都橘学園	法人事務局長
	植村　礼大	松山大学	監事、弁護士
	西川　幸穂	立命館	前常務理事（令和３年５月辞任）
	井上　智香子	立命館	人事部給与厚生課長（令和３年６月就任）
	野地　　整	早稲田大学	人事部長
	小鍛冶　広道	第一芙蓉法律事務所	弁護士

理事長会議幹事会　　担当理事　茂里一紘

◎	日髙義博	専修大学	総長
	林　　一義	愛知大学	常勤監事
	加藤映子	大阪女学院	大学長
	西川幸穂	立命館	常務理事（令和３年５月辞任）
	清水正之	聖学院	理事長・大学長
	齊藤悦一	園田学園	理事長
	梅村清英	梅村学園	総長・理事長・学長
	佐々木　ひとみ	早稲田大学	常任理事（令和３年６月就任）
	須賀晃一	早稲田大学	副総長

学長会議幹事会　　担当理事　阪本　浩

難波雅紀	実践女子大学（実践女子学園）	大学長
河野　　訓	皇學館大学（皇學館）	大学長
中井伊都子	甲南大学（甲南学園）	大学長
黒坂　　光	京都産業大学（京都産業大学）	大学長
新井英夫	松山大学（松山大学）	理事長・大学長
真銅正宏	追手門学院大学（追手門学院）	大学長
西原廉太	立教大学（立教学院）	大学総長
川島明子	園田学園女子大学（園田学園）	大学長
高橋秀裕	大正大学（大正大学）	大学長
大西晴樹	東北学院大学（東北学院）	大学長
半谷俊彦	和光大学（和光学園）	大学長

（注）学長会議幹事会については、大学名（法人名）とした。

財務・人事担当理事者会議幹事会　　担当理事　仲谷善雄

◎	西川幸穂	立命館	前常務理事（令和３年５月辞任）
◎	佐々木　ひとみ	早稲田大学	常任理事（令和３年６月就任）
	小林慎哉	愛知大学	常務理事・副学長
	星野　　薫	フェリス女学院	理事・事務局長（令和３年９月就任）
	髙木幸二	福岡女学院	常任理事・事務局長
	藤田忠弘	関西学院	常務理事・事務局長
	岩波敦子	慶應義塾	前常任理事（令和３年５月辞任）
	池田幸弘	慶應義塾	常任理事（令和３年６月就任）
	大海龍生	明治学院	常務理事・財務理事
	木田成也	立命館	常務理事（令和３年６月就任）

	渥美芳信	清泉女子大学	理事・事務局長（令和３年８月辞任）
	秋谷芳英	創価大学	常任理事
	吉村達裕	修道学園	理事・事務局長
	髙木龍一郎	東北学院	人事担当常任理事
	笠原喜明	東洋大学	理事・事務局長

教学担当理事者会議幹事会　　担当理事　髙橋裕子

◎	須賀晃一	早稲田大学	副総長
	小林慶太郎	暁学園	四日市大学副学長（教育・学生支援担当）
	新関三希代	同志社	副学長・教育支援機構長
	梅﨑透	フェリス女学院	副学長
	小秋元段	法政大学	常務理事・副学長
	大津留智恵子	関西大学	副学長・常任理事
	青野覚	明治大学	常勤理事（教務担当）
	北條英勝	武蔵野大学	副学長
	奥田隆明	南山学園	副学長（研究推進・教育支援担当）
	太田耕史郎	修道学園	副学長
	神立孝一	創価大学	常任理事・副学長
	千葉昭彦	東北学院	学務担当副学長

監事会議幹事会　　担当理事　矢口悦子

◎	林一義	愛知大学	常勤監事
	鈴木豊	青山学院	常任監事
	太田荘一	法政大学	監事
	玉井浩二	國學院大學	監事
	長谷川正治	京都産業大学	監事
	植村礼大	松山大学	監事
	木下洋一	桃山学院	常勤監事
	大久保武	根津育英会武蔵学園	常勤監事
	秋山進	芝浦工業大学	監事

研修委員会　　担当理事　篠原聡子

◎	大野高裕	早稲田大学	理工学術院教授
	西岡徹	同志社	事務局長
	西川真司	同志社	法人部法人事務部法人事務室事務長
	柚木尚美	修道学園	総務部長
	金田淳一	法政大学	多摩事務部長
	藤村博之	法政大学	イノベーション・マネジメント研究科教授
	須田誠一	上智学院	人事局長
	西野毅朗	京都橘学園	教育開発支援センター専任講師
	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	牛嶋洋一	立教学院	人事部長
	田尻実	立命館	学術情報部部長
	内藤多恵	龍谷大学	先端理工学部教務課課長
△	福田嘉雄	成蹊学園	学長室総合企画課長
△	山崎和彦	日本大学	歯学部庶務課長（令和３年11月辞任）
△	伊藤豪浩	津田塾大学	総務課長

△	鍋谷敏守	東洋大学	人事部人事課長

研修委員会アドミニストレーター研修運営委員会

◎	田尻　実	立命館	学術情報部部長
	高松朋史	青山学院	経営学部教授
	松並久典	関西大学	総合企画室長
	片岡和人	慶應義塾	経理部次長
	石垣智徳	南山学園	経営学部教授
	西崎　大	立教学院	財務部副部長兼財務部財務課長
	野原佳名子	早稲田大学	演劇博物館事務長

研修委員会業務創造研修運営委員会

◎	西川真司	同志社	法人部法人事務部法人事務室事務長
	鈴木賢敏	中央大学	管財部管財課副課長
	小橋康昭	関西学院	人事部次長
	河越太郎	慶應義塾	前通信教育部課長（令和３年６月辞任）
	中原正樹	京都産業大学	総務部課長補佐（令和３年６月就任）
	山崎和彦	日本大学	歯学部庶務課長（令和３年 11 月辞任）
	嵯峨野恵美	日本女子大学	通信教育・生涯学習事務部通信教育課長
	吉村母都美	立教学院	リサーチ･イニシアティブセンター担当課長
	澤田博昭	立命館	生命科学部事務室事務長
	松山幸司	龍谷大学	教学部課長
	本郷有充	成蹊学園	教務部課長
	早瀬信行	東洋大学	研究推進部産官学連携推進課課長補佐

研修委員会キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

◎	内藤多恵	龍谷大学	先端理工学部教務課課長
	武地　紫	中央大学	学事部学事・社会連携課課長
	近藤恭子	同志社	国際教養教育院事務長
	山根洋人	修道学園	人事課課長補佐
	木部真希	法政大学	人事部人事課主任
	野中勝広	関西大学	総務局人材開発課労務担当課長
	鈴木真木子	松山大学	東京オフィス課長
	江﨑泰隆	西南学院	広報・校友課副課長
	髙橋　淳	東北学院	法人事務局人事部人事課長
	松永達也	東海大学	グローバルシチズンカレッジオフィスサブマネージャー
	湯澤圭子	早稲田大学	人事部人事課主任

研修委員会ＰＤＣＡサイクル修得プログラム運営委員会

◎	山本幸一	明治大学	研究推進部研究知財事務室副参事
	高橋英彦	同志社	学長室企画課大学評価推進係長
	寺田　貢	福岡大学	理学部教授
	木本圭一	関西学院	国際学部教授
	今井嘉一	関西学院	教務機構事務部次長
	柴﨑和夫	國學院大学	人間開発学部教授
	永田智成	南山学園	外国語学部准教授
	石田和彦	立教学院	総長室教学改革課課長
	増田　至	立命館	総合企画部事業計画課課長
	松原元洋	龍谷大学	法学部教務課長

	大　越　健次郎	成　蹊　学　園	企画室経営企画グループ長
	及　川　義　道	東　海　大　学	教育開発研究センター次長､理学部基礎教育研究室教授
	若　松　智　明	早 稲 田 大 学	社会科学総合学術院学務担当課長

理工系分野の教育研究推進プロジェクト　　担当理事　　曄　道　佳　明

◎	江　馬　一　弘	上　智　学　院	理工学部教授、前副学長
	石　浦　菜岐佐	関　西　学　院	工学部長
	岡　田　英　史	慶　應　義　塾	理工学部長、理工学研究科委員長 （令和３年７月辞任）
	村　上　俊　之	慶　應　義　塾	理工学部長、理工学研究科委員長 （令和３年８月就任）
	立　川　真　樹	明　治　大　学	理工学部長、理工学研究科長
	奥　村　幸　子	日本女子大学	理事、理学部長
	高　山　　茂	立　　命　　館	理工学部長、理工学研究科長
	苅　谷　義　治	芝浦工業大学	理事、工学部長
	菅　野　重　樹	早 稲 田 大 学	理工学術院長

「入会規則」等に関する検討小委員会

◎	村　田　　治	関　西　学　院	大学長
	曄　道　佳　明	上　智　学　院	大学長
	岩　切　正一郎	国際基督教大学	大学長
	三　上　貴　教	修　道　学　園	大学長
	大　西　晴　樹	東　北　学　院	院長・大学長

一般社団法人日本私立大学連盟
令和３年度事業計画

令和３年度の事業は、当法人の第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン及び事業策定の方針のもと、私立大学及び高等教育を取り巻く諸情勢を踏まえ、次の通り計画する。

【中期事業期間（令和２年度～令和５年度）におけるビジョン】

日本私立大学連盟は、Society5.0及びSDGs等の新たな社会目標が掲げられるなか、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を図る。さらに、私立大学が教育の質の向上を通じて持続的に発展することを目的に、会員法人の協働による調査・研究、情報分析を基にした政策提言機能並びに情報発信・共有機能を強化する。

令和３年度事業策定の方針（第６３０回理事会承認［令和２年11月24日開催］）

令和３年度は、私大連事業の点検・検証サイクルの第３期中期事業期間（令和２年度～令和５年度）における２か年目となる。令和３年度においては、ポストコロナ時代を見据え、私立大学の教育研究等環境整備の充実に寄与することを目標に、会員法人が一体となって事業成果の実現に向けた活動を積極的に展開する。

また、新型コロナウイルスの感染状況を注視しオンラインを活用するなど、情報発信・共有の場を設定し、各事業の着実な遂行を推進する。とくに、以下の事項について重点的に取り組むとともに、そのために必要な私大連の情報環境等の充実を図る。

１．国、社会に対する政策の提言・実現機能の強化

（1）私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上

（2）予算要望、税制改正活動の一層の充実

（3）私立大学における共通かつ緊急的重要課題へのタイムリーな対応

（4）調査・研究事業の一層の充実

※新型コロナウイルスの影響を踏まえた学生調査の検討・実施

（5）ポストコロナ時代を見据えた政策提言の発信

2．会員法人へのきめ細かな対応の推進

（1）会員法人の規模や種別、地域性を勘案した情報発信の強化

（2）会員法人への個別対応を可能とするコンシェルジュ事業の強化

（3）私大連が有する知的リソース（各種調査・アンケート結果、人的ネットワーク等）の活用の促進

＊（新規）　　：新たな研究テーマに取り組む事業、または新規事業
＊（新規・継続）：研究テーマを継続するに当たり、新たな課題に取り組む事業

Ⅰ．当法人の機能強化に関する事業

事業の企画立案及び諮問事項の設定、既往事業の点検、事業間の連携・調整を行う。また、調査・研究、情報分析をもとにした政策提言並びに情報発信・共有を推進し、国や社会に対する提言・要望を適宜とりまとめるとともに、その実現に向けた働きかけを展開する。合わせて、私立大学への理解を深めるための広報活動を行い、私立大学の存在意義や役割に対する社会的評価の一層の向上を目指す。

【分野】政策提言機能の強化

１．事業の企画立案・調整（継続）

［事業組織］総合政策センター 企画会議

当法人が行う事業の企画立案並びに既往事業の点検、事業間の連携・調整を行い、意思決定機関（常務理事会、理事会）へ提案する。

２．ポストコロナ時代の大学のあり方にかかる検討（新規）

［事業組織］総合政策センター 政策研究部門会議

令和２年６月に策定した新型コロナウイルスに関する政策パッケージ「社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言」をもとに、ポストコロナ時代を見据えた大学教育、グローバル化、リカレント教育並びに地方創生等について新たなあり方を考察する。また、それらを実現する当たり、課題となっている国の規制や支援等を整理するとともに質の保証に関する提案を含めた総合的な政策提言をとりまとめる。

３．政策課題への取り組み（継続）

［事業組織］総合政策センター 政策研究部門会議

各事業組織における検討成果及び国の高等教育政策を含めた情報の収集等から見出された加盟大学や私立大学に共通して取り組むべき課題について協議し、必要に応じて意思決定機関（常務理事会、理事会）への政策提言を行う。

４．シンクタンク機能の強化（継続）

［事業組織］総合政策センター プロジェクト

（１）高等教育の無償化にかかる諸問題への対応（継続）

高等教育の修学支援新制度（無償化政策）が私立大学に与える影響や課題について、日本学生支援機構や加盟大学による奨学金等やさまざまなデータを活用・分析し、調査研究する。

「大学等における修学の支援に関する法律」の附則による見直し時期（令和６年度）に合わせ、調査研究成果をとりまとめるに当たり、本年度は、高等教育の

修学支援新制度の実態を把握し、課題を整理する。

【分野】情報収集・発信の強化

１．広報・情報に対する課題への対応（継続）

［事業組織］広報・情報委員会

令和元年度に策定の「今後の広報の方向性」に示した課題にかかる各分科会の検討内容を踏まえ、会員法人及び社会により効果的に情報を発信するための具体策について検討する。

２．社会に向けた情報発信の強化（継続）

［事業組織］広報・情報委員会

当法人の活動や私立大学について広く社会からの理解を得るため、積極的かつ効果的な情報発信のあり方を検討し、マスコミ等を活用した情報発信（記者会見、記者懇談会等）を行う。

また、広く社会から私立大学への理解の獲得と深化を目的にフォーラムを企画・実施する。

３．『大学時報』の発行（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 大学時報分科会

大学の教育研究、管理運営等に関する情報、国の高等教育改革に関する動き等を加盟大学並びに社会一般に情報提供するとともに、私立大学に関する正しい理解を社会から得るための情報発信媒体として『大学時報』を企画・編集・刊行する。

また、Webサイトを通じた『大学時報』の社会的認知度・関心度のさらなる向上のため、デジタルアーカイブ化にむけて既刊冊子のデジタルファイル化を行う。

４．コンシェルジュ事業の強化（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 コンシェルジュ分科会

コンシェルジュ事業の個別対応について、メールマガジンや私大連Webサイトを通じた情報発信の活用状況を調査し、具体的な改善策を検討・実施する。また、加盟大学担当者間のより活発な交流を図るため、コンシェルジュ会議のあり方を検討・実施する。

５．調査の実施、情報収集（継続）

［事業組織］広報・情報委員会 情報分科会

会員法人に関する基本情報を収集するため、下記の調査を実施するとともに私立大学の役割等に対する国や社会、国民の十分な理解を得るための情報収集を行う。

〔実施調査〕

①財務状況調査（継続）

②学生・教職員数等調査（継続）

③学生納付金等調査（継続）
④教職員待遇状況調査（継続）
⑤University Facts調査（継続）

Ⅱ．公財政活動に関する事業

私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要望方針と内容等をとりまとめるとともに、要望内容等の実現に向けた活動を展開し、私立大学の環境整備の充実とわが国の教育立国の実現に寄与する。

【分野】税財政改革にかかる活動

１．私立大学関係政府予算・税制改正への対応（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

令和４年度私立大学関係政府予算要求及び私立大学関係税制改正要望に関する要求方針と内容等を、新型コロナウイルスへの対策にかかる政策や予算等の動向も踏まえ、とりまとめる。また、高等教育に対する公財政支出の低位性、国私間格差是正の必要性に対する社会の理解促進も含め、要求内容等の実現に向けた活動を展開する。

２．国の補助金等に関する説明会の実施（継続）

［事業組織］公財政政策委員会

加盟大学における今後の教育研究活動事業の企画・立案等に資するため、私立大学関係の令和４年度文部科学省概算要求及び政府予算案の内容について、新型コロナウイルスへの対策にかかる政策や予算等の動向を含め、加盟大学の関係者に情報提供するための説明会を開催する。

Ⅲ．教育研究に関する事業

教育研究に関する課題、学生にかかる諸情勢の変化に対する具体的対応策、大学のグローバル化に関する調査研究等を行うとともに、その研究成果を国等の政策に反映させることによって私立大学の教育研究の質の向上とわが国の学術研究に貢献する。

【分野】教育研究の質の向上

１．高大接続改革及び教学マネジメントの確立等への対応（新規・継続）

［事業組織］教育研究委員会

高大接続改革及び教学マネジメント等にかかる国等の審議動向を注視し、情報を収集する。また、本年度は「教育研究シンポジウム（仮称）」を開催し、主に国の大学入学者選抜改革の情報や新型コロナウイルスの影響による大学入学者選

抜の課題等について加盟大学間で共有する。

２．ＦＤ推進ワークショップの実施（継続）

［事業組織］教育研究委員会　ＦＤ推進ワークショップ運営委員会

加盟大学におけるＦＤの組織的推進の一助として、新任専任教員向けのＦＤ推進ワークショップを開催する。また、新型コロナウイルスの影響により導入が進んだオンライン授業の課題等を共有する。

３．関係機関等への対応（継続）

［事業組織］教育研究委員会

大学教育改革や大学入学者選抜改革など、中央教育審議会をはじめとする関係諸機関における教育研究にかかる諸問題を共有し、検討課題について協議するとともに、適宜、私立大学の立場から意見具申を行う。

【分野】学生・就職支援の充実

１．学生支援研究会議の開催（継続）

［事業組織］学生委員会

加盟大学における学生支援にかかる諸方策に資するため、学生支援に関する調査・研究に基づき、加盟大学の教職員を対象として「学生支援研究会議」を開催する。

２．奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議（継続）

［事業組織］学生委員会　奨学金等分科会

加盟大学における奨学金並びに経済支援にかかる諸方策の検討を行うため、「令和３年度奨学金等調査（令和２年度実績）」を実施するとともに、国の奨学事業の充実改善に資するため、関係機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、私立大学の意見を反映させる取り組みを行う。

３．就職にかかわる諸問題への対応（継続）

［事業組織］学生委員会　キャリア・就職支援分科会

大学の卒業・修了予定者等の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育と学生の学修経験時間の確保及び学生の公平・公正な就職環境の確保を目指し、そのあり方について国や経済団体等とも連携し、協議を行う。また、本年度は、とくに新型コロナウイルスの影響による就職状況の動向を把握し、必要に応じ国や企業等への働きかけを行うとともに、連合会や就職問題懇談会、日本経済団体連合会「採用と未来に関する産学協議会」等を通じて、私立大学の意見を反映させる。

４．第１６回学生生活実態調査の実施（新規・継続）

［事業組織］学生委員会　学生生活実態調査分科会

加盟大学における学部学生の生活実態を把握し、学生支援の改善充実に資する

ため、第１６回「学生生活実態調査」（４年に１度）をWeb調査方式で実施し、集計報告書を作成する。また、集計結果の分析に着手する。

５．新型コロナウイルスの影響に関する学生調査の検討・実施（新規）

［事業組織］学生委員会

新型コロナウイルスの学生への影響を網羅的に調査し報告書をとりまとめ、国等への要望・提言につなげる。

【分野】グローバル教育の推進

１．国際連携の諸課題に関する情報提供（継続）

［事業組織］国際連携委員会

コロナ禍における留学等、国際連携に関する諸課題を共有するとともに、国の留学生政策、入国管理の最新動向等を把握することを目的に、シンポジウムを開催し、加盟大学への情報提供を行う。

２．「国際教育・交流調査」の実施（継続）

［事業組織］国際連携委員会

「国際教育・交流調査」を実施し、受入留学生数、派遣留学生数等、国際教育・交流に関わるデータ・情報を社会並びに加盟大学に発信する。特に加盟大学向けには、データライブラリーにおいてより詳細なデータを提供する。

Ⅳ．大学マネジメントに関する事業

経営倫理に関する啓発、並びに私立大学の持続可能なマネジメント改革に資する取り組みを推進するとともに、大学経営をリードする人材育成に努めることによって私立大学の経営基盤の構築に寄与する。

【分野】自律的大学経営の確立

１．倫理綱領・指針に抵触した事態への対応（継続）

［事業組織］経営倫理委員会

会員法人における経営倫理の確立に向け、「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」に基づき、経営倫理に関する啓発活動を行うとともに、発生した問題に対処する。

２．私立大学経営の充実・強化に向けた検討（継続）

［事業組織］経営委員会

ポストコロナ時代における私立大学（学校法人）を取り巻く諸環境の変化を見据え、健全な経営の充実・強化に資する方策等について検討し、会員法人間の理解の深化と国等に対する政策提言を行う。

３．「私立大学ガバナンス・コード」の実質化・高度化に向けた検討（新規・継続）

［事業組織］経営委員会　大学ガバナンス検討分科会

国の答申等を踏まえ、「日本私立大学連盟　私立大学ガバナンス・コード」におけるコンプライ・オア・エクスプレインの具体的な実施方法について検討する。また、同コードに基づく会員法人の取組状況の調査結果等を踏まえ、同コードの高度化に向けたＰＤＣＡサイクル実施のために必要な事項を検討する。

４．情報公開の充実に向けた検討（新規・継続）

［事業組織］経営委員会 情報公開検討分科会

コロナ禍における会員法人の情報発信の実態について分析するとともに、教育情報及び財務情報の公表の取組状況を調査する。また、その結果を踏まえ、ポストコロナ時代に私立大学が多様性を担保し、社会からより一層の理解を得るための情報公表のあり方について提言をとりまとめる。

５．私立大学における人事労務政策にかかる検討（新規・継続）

［事業組織］経営委員会 人事労務検討分科会

「同一労働同一賃金」をはじめ、新型コロナウイルスにより対応が必要となる学校法人の人事労務上の課題を整理した上で、本年度は「協議会」を開催し、会員法人間の情報共有を図る。

【分野】教学・経営マネジメントの確立

１．理事長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］理事長会議　幹事会

学校法人経営の最高責任者である理事長の立場から、私立大学の教育研究を支える財政や管理運営に関する課題を設定し、自主・自律的な取り組みに向けた情報共有を図る。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

２．学長会議の企画・実施（継続）

［事業組織］学長会議　幹事会

教学に関する最高責任者である学長の立場から、教育研究並びに教育研究を支える財政、管理運営に関する課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

３．財務・人事担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］財務・人事担当理事者会議　幹事会

財務・人事担当の理事者の立場から、私立大学の充実・発展のための財務・人事計画の立案等に資するべく、私立大学の財政、人事等経営全般に関する課題を自主的に設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織と連携を図る。

４．教学担当理事者会議の企画・実施（継続）

［事業組織］教学担当理事者会議　幹事会

教学担当の理事者の立場から、その業務や役割、権限や責任などについて課題を設定し、研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

５．監事会議の企画・実施（継続）

［事業組織］監事会議　幹事会

監事の立場から、監事の職務実態を明らかにするとともに、その役割、権限や責任などについて研究・討議する。また、必要に応じて、他の関係事業組織との連携を図る。

また、「監事監査ガイドライン（令和２年度版）」を基に、令和３年度版を外部環境の変化等に応じて修正し、刊行する。

【分野】大学経営人材の養成

１．各研修の実施（継続）

①加盟大学におけるアドミニストレーターの養成をコンセプトとし、一定の年齢層を意識しつつ、段階に応じたねらいを設定した３つの研修、②私立大学職員の戦略的な視点・アプローチに基づく思考・発想のトレーニングのための創発思考プログラム、③組織運営におけるＰＤＣＡサイクル構築実践のためのＰＤＣＡサイクル修得プログラムを実施する。

また、人員配置の都合上、長期・複数回実施研修への派遣が難しい小規模大学、研修参加が困難となりがちな子育て世代等に配慮し、私大連研修のエッセンスをコンパクトに凝縮して２日間で実施する若手職員向けの「大学職員短期集中研修」を実施する。一部講義・講演については、可能な範囲で聴講参加者受け入れを積極的に行う。

本年度は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ新たに開発したオンライン研修プログラムをそれぞれ実施する。

（１）アドミニストレーター研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　アドミニストレーター研修運営委員会

（２）業務創造研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　業務創造研修運営委員会

（３）キャリア・ディベロップメント研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　キャリア・ディベロップメント研修運営委員会

（４）創発思考プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

（５）ＰＤＣＡサイクル修得プログラムの企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会　PDCAサイクル修得プログラム運営委員会

（６）大学職員短期集中研修の企画・実施（継続）

［事業組織］研修委員会

２．新任管理職研修の企画・実施（新規）

［事業組織］研修委員会

従来のヒューマン・リソース・マネジメント研修をリニューアルし、新任管理職研修と位置づけて、募集対象を管理職（課長）になって３年目までの職員に向けた研修を企画、実施する。

３．オンデマンド研修（大学職員基礎コース）の配信とコンテンツ開発（中級コース、中途採用者向けコンテンツ）（新規・継続）

［事業組織］研修委員会

令和２年度に行った研修体系の見直し結果に基づき、従来の「オンデマンド研修（大学職員基礎コース）」のコンテンツをベースに若手職員向け「初級コース」として再構築しWeb上で配信する。また、新たに中堅職員向けコンテンツ（約２０本を予定）を順次制作のうえ「中級コース」として配信する。

Ⅴ．その他目的達成に必要な事業

私立大学に関する緊急的かつ時宜に応じた課題について政策提言をとりまとめ、実現に向けた働きかけを積極的に展開することによって私立大学の環境整備の充実に寄与する。

【分野】緊急・共通課題への対応

１．私立大学の理工系分野の質的充実にかかる諸課題への対応（新規・継続）

［事業組織］理工系分野の教育研究推進プロジェクト

新型コロナウイルスにより浮き彫りとなった問題点を踏まえ、「理工系分野における教育」に着目した検討を進める。特色ある「理工系分野における教育」の事例をとりまとめるとともに、ポストコロナ時代の私立大学理工系分野の環境整備を充実させるために必要な改善策を提言し、広く社会に発信する。

また、加盟大学の情報共有を目的として「理工系学部長会議」を開催する。

【分野】その他

１．「入会規則」等の見直しに向けた検討（新規）

［事業組織］「入会規則」等に関する検討小委員会（仮称）

理事会のもとに小委員会を設置し、当法人のメンバーシップの多様性と質について検討するとともに「入会規則」等について見直しを行う。

２．関係機関との協力（継続）

［事業組織］理事、各事業組織

多様で特色ある教育を担う私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）実現に向けた活動等を展開する。また、その活動の展開にあたっては、私学団体、文部科学省、関係機関、経済団体等との意見交換・交流による相互理解の深化を図り、その活動を推進する。

（１）日本私立大学団体連合会

１）総会

２）役員会

３）高等教育改革委員会

４）公財政改革委員会

５）就職問題委員会

６）国際交流委員会

７）大学経営委員会

８）私立大学経営倫理委員会

（２）全私学連合

（３）文部科学省、関係機関

（４）経済団体等

Ⅳ. 社 員 の 異 動 状 況

区　　分	社 員 数	摘　　要
令和２年度	１１１会　員	会　員　１１１法人　　１２５大学
令和３年度	１１２会　員	会　員　１１２法人　　１２５大学
増　　減	１会員増	会　員　　１法人増　　０大学増

令和３年度事業報告の附属明細書

令和３年度事業報告の附属明細書

令和３年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和４年６月
一般社団法人日本私立大学連盟